紫 波 町 論 点 集

次期総合計画策定のための討議資料

2026年10月版

紫波町企画総務部企画課

本書について

この論点集は、新たに町の総合計画を策定するにあたり、現行の総合計画期間における主要な施策の成果と、新たな総合計画策定に向けて議論すべき課題等についてまとめたものです。

市民の皆さんと様々な課題について認識を共有し、その解決方法を共に考えるための資料として作成したものになりますので、市民ワークショップにおける討議資料としてご活用ください。

目次

Ⅰ 【健康・安心】誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち

論点No. 1 妊娠期から子育て期まで安心して過ごすためには何が必要か 1

論点No. 2 一人ひとりが病気の予防に取り組み、早期発見及び早期治療のために行動する人が増えるためには何が必要か 3

論点No. 3 安心に繋がる医療体制を維持するためには何が必要か 8

論点No. 4 持続可能な国民健康保険制度とするために医療費をどう抑制するか 11

論点No. 5 医療費助成制度の拡充と財源の確保をどう図るか 13

論点No. 6 多様化した社会において、地域福祉をどのように推進していくか 15

論点No. 7 障がい者(児)をどのように支援していくか 17

論点No. 8 高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには 19

論点No. 9 介護サービスが必要な人に必要なサービスを提供できるか 21

論点No. 10 学校給食を通じて児童・生徒の食生活に対する理解を深めるには 23

Ⅱ 【自然・産業】豊かな環境と町の魅力を生かしたなりわいがあるまち

論点No. 11 循環型まちづくりを推進するためには何が必要か 25

論点No. 12 脱炭素社会の構築のために何が必要か 27

論点No. 13 農業の担い手をどのように育成・確保していくか 29

論点No. 14 循環型まちづくりを支える畜産生産基盤をどう維持するか 31

論点No. 15 農地の適正な維持管理をどのように維持するか 33

論点No. 16 森林の持つ多面的機能を持続するためには 35

論点No. 17 中小企業の持続発展と紫波町民の生活向上を図るには 37

論点№ 18 地域資源を活かした特産品の価値をどう高めるか（特産品） 39

論点№ 19 食と農の価値をどう高め、広げるか（農畜産物・地産地消・農業生産） 41

Ⅲ 【安全・快適】自然と調和した安全で快適なまち

論点№ 20 良好な市街地環境を形成するにはどうするか 43

論点№ 21 駅・駐車場の利便性向上と安全確保をどう継続していくか 45

論点№ 22 道路の安全性・利便性をどう確保するか 47

論点№ 23 都市公園をどのように維持管理し、利活用していくか 49

論点№ 24 治水対策と河川環境の保全をどのように進めていくか 51

論点№ 25 都市下水路にける浸水をどのように解消していくか 53

論点№ 26 持続可能な下水道経営をどのように実現していくか 55

論点№ 27 管理が適切に行われていない空き家の増加をどのように抑制するか 57

論点№ 28 住宅確保用配慮者の良好な住環境をどのように整備していくか 59

論点№ 29 住宅の耐震化率をどのように向上させていくか 61

論点№ 30 持続可能な公共交通を確保するためには 63

論点№ 31 地域で支える、災害に強いまちづくりをどのように進めていくか 65

Ⅳ 【子ども・教育・文化】郷土を愛し未来を切り拓く人に満ちたまち

論点№ 32 人生の土台となる幼児期に『生きる力』をどう育むか 67

論点№ 33 安心して子育てと就労を両立できる保育環境をどう実現するか 69

論点№ 34 多様な教育的ニーズに応じた学びをどう充実させていくか 71

論点№. 35 安心・安全で快適な学校環境をどう維持・向上していくか 73

論点№. 36 中学校部活動の地域展開の推進体制をどう構築するか 75

論点№. 37 児童虐待を防止するためには 77

論点№. 38 町民それぞれが教養を高め、心豊かに暮らすためには何が必要か 79

論点№. 39 地域の学びと交流を支える公民館をどう充実するか 81

論点№. 40 地域の文化遺産をどう守り、活用するか 83

論点№. 41 誰もがスポーツに親しめる環境をどうつくるか 85

論点№. 42 子どもと地域のつながりをどう育んでいくか 87

Ⅴ 【自治・参加】多様性とつながりのある暮らし心地の良いまち

論点№. 43 時代や地域に合わせて地域コミュニティをどのように維持・活性化していくか 89

論点№. 44 これからの国際交流の担い手をどう確保していくか 91

論点№. 45 自らが求める情報や対話に出会い、人と人が繋がる場をどうつくるか 93

Ⅵ 【行財政経営】

論点№. 46 限られた経営資源の中で、複雑化・多様化した課題に対応できる人材を採用・育成していくためには 95

論点№. 47 住民基本台帳を基盤とした行政サービスの高度化をどう実現するか 97

論点№. 48 戸籍届出の審査及び戸籍編製を正確かつ迅速に行う体制をどう維持するか 99

論点№. 49 業務改革と行政DXをどのように進め、より良い行政サービスにつなげていくか 101

論点№. 50 町民に信頼される公正な行政をどのように実現していくか 103

論点No. 51 時代の変化に対応した町有財産をどのように管理・活用していくか① 106

論点No. 52 時代の変化に対応した町有財産をどのように管理・活用していくか② 108

論点No. 53 公正かつ適正な課税を推進するためには何が必要か（個人町民税、法人町民税、軽自動車税） 110

論点No. 54 公正かつ適正な課税を推進するためには何が必要か（固定資産税） 112

論点No. 55 安定した公平な税収を将来にわたりどう確保するか 114

論点No. 56 持続可能な行政経営をどのように実現していくか 116

【健康・安心】

論点No.1 妊娠期から子育て期まで安心して過ごすためには何が必要か

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅱ 健康・福祉

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成30年度 2018年度	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
産後に助産師や保健師等から助言を十分に受けられたと感じた割合	90.5 %	90.6 %	95.0 %	96.0 %

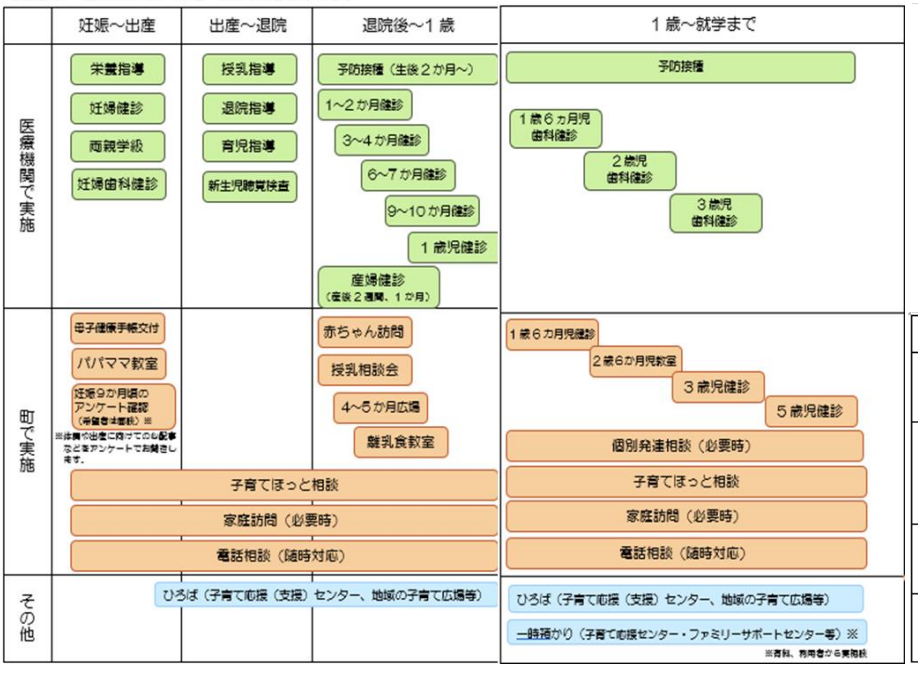
〔指標の説明〕
産後は環境の変化やホルモンバランスの変動により、精神的に不安定になりやすく、昼夜を問わず授乳を行うことから身体的にも負担が大きい時期です。乳児家庭訪問や各種相談事業、産後ケア事業などで母親の不安感に寄り添いながら、必要な対応を行っています。指標は、乳児が受ける3～4か月児健康診査の質問項目の一つです。

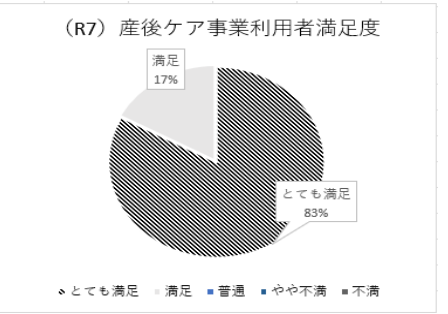
第3次総合計画期間における主な成果

●こども家庭センターの設置（R7～）
・母子保健機能と児童福祉機能を一体化し、妊産婦・子育て家庭からの相談に対応することでリスクを早期に把握・対応する体制を整えることができました。
●乳幼児健診・相談事業の実施
・乳幼児健診、乳幼児相談、発達相談等の実施や健診未受診者の状況把握により乳幼児の発育・発達を支援することができました。
・令和8年度からは、こどもの特性を早期に把握し、育児の困難さや子育て相談のニーズを踏まえながら、こどもとその家族を必要な支援に繋げることを目的として5歳児健康診査を開始し、就学までの伴走的な支援を充実することができました。
●産後ケア事業の実施（R6～）
・母親の身体的な回復の支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の心理的支援、育児指導等を医療機関で受けられる体制を整えました。
●出産・子育て応援給付金や妊婦のための支援給付の実施
・全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう経済的な支援を行うことができました。また、妊娠期から、対象者のニーズに併せて機会を捉えて関わることができました。

紫波町子育てスケジュール

妊娠中からお子さんが５歳頃までに受ける健診や、就学前までに利用できるサービスやサポートを一覧にしたものです。





満足度	理由
とても満足	ゆっくり1人の時間ができて嬉しかったです。
とても満足	申し訳なさを持たずに、すっかり子どもをプロにお任せできてよかった。
満足	1回ではなく、もっと利用できたらいいなと思った。
とても満足	赤ちゃんをあずかってもらってゆっくりできた。

【出典：産後ケア事業アンケート】

次期総合計画策定に向けた課題・論点

核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育ての孤立化や負担感が増大しています。そのため子育てに困難を抱える家庭に対し、妊娠中から出産後の様々な不安や困りごとへの対応が必要になっています。妊娠期から子育て期まで切れ目なく寄り添って支援していくため、次の3点を重点課題とします。

●母子保健事業のさらなる充実

母子保健事業は、妊娠期から主に就学前までの親子を対象に様々な事業の展開が求められています。

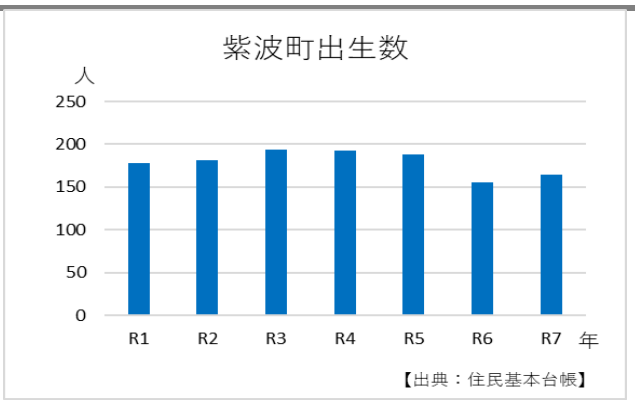
人員や予算に課題はあるものの、町民が安心して子どもを産み、育てるためには、母子保健事業の内容の充実が必要です。

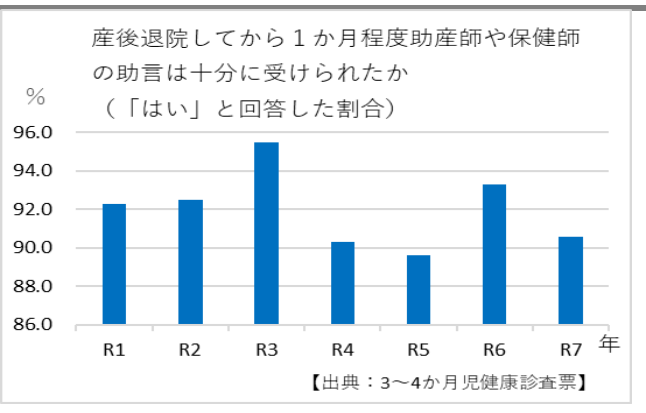
●母子保健事業の利便性の向上

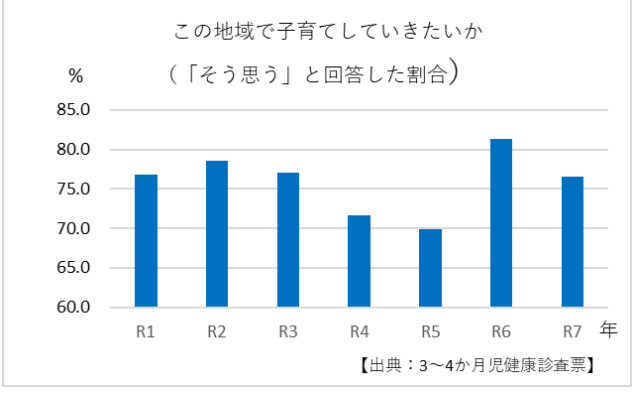
妊娠から出産、子育て期まで切れ目ない支援を行うためには、各種サービスや制度を町民にわかりやすく伝えることや、デジタル技術を活用した手続き等の簡素化など、利用しやすい環境を整えることが重要です。そのためには国の動向に着目し、環境整備のための予算の確保や知見のある職員の確保が必要です。

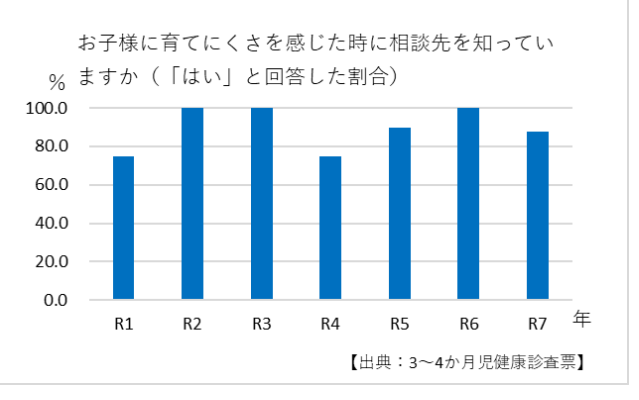
●相談支援技術の向上とチーム体制の構築

対象者に対し、きめ細やかな支援を行うためには相談技術の向上とともに職員のメンタルヘルスが重要になります。そのため、研修等に参加し保健指導の技術の向上を図っていきます。また対象者の対応については課内で相談できる体制や各関係機関との連携が必要です。

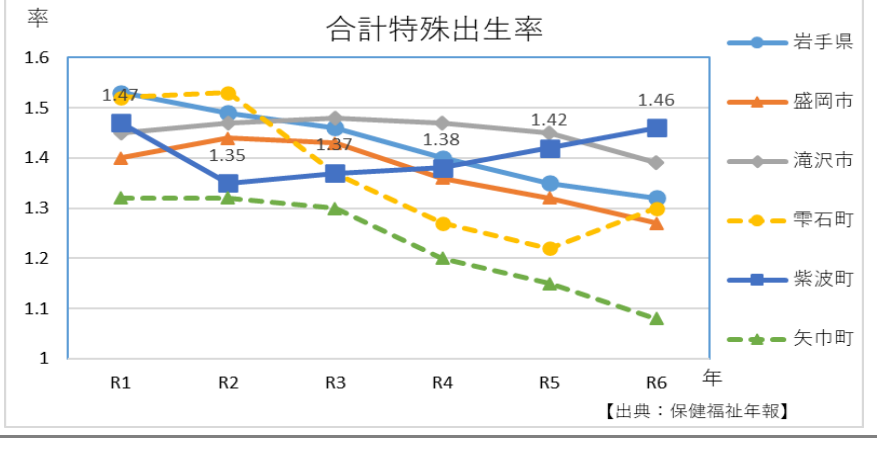








近隣市町比較データ



【健康・安心】

論点№2 一人ひとりが病気の予防に取り組み、早期発見及び早期治療のために行動する人が増えるためには何が必要か

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅱ 健康・福祉

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成29年度（2017年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
脳血管疾患死亡率（人／10万人）	136.5	123.1（R6）	115.0	男性117以下 女性102以下

主要指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成29年度（2017年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
心疾患死亡率（人／10万人）	198.5	男性176.1 女性289.6 （R5）	男性176.1以下 女性289.6以下	男性176以下 女性289以下
がんによる死亡率（人／10万人）	359.9	366.7（R5）	366.7以下	366以下
大腸がん検診精密検査受診率（%）	79.5 %	80.1 %	90.0 %	90.0 %

〔指標の説明〕

・脳血管疾患死亡率は、増減を繰り返しながらも減少傾向にありますが、目標値には到達できていません。また、男女別で値に差があり、男性の方が死亡率が高い傾向にあります。
・今回、まちづくり指標の他に、3つの主要指標を追加しています。これらの指標は、第四次元気はつらつ紫波計画（令和9年度策定予定）の「生活習慣病」及び「がん」の領域において、評価項目として位置づける予定としております。又、大腸がん検診においては、他のがん検診と比較し、例年、精密検査受診率が低い傾向にあるため、主要指標として取り上げています。

第3次総合計画期間における主な成果

1 「見やすさ」「分かりやすさ」を重視し、毎年改良を重ねて検診ガイドを作成しており、通知案内も「世帯配付」から「個別通知郵送」に切り替えました。 ➡ 個別通知郵送に切り替えたことで、着実に本人の手元に届き、健康診査（検診）を自分事として捉え、行動変容に繋がっています。

2 健康診査（検診）について、一部検診の同時実施や各地区公民館の巡回、追加検診等を実施し、受診しやすい体制を確保しました。 ➡ 健康診査（検診）受診率は、コロナ禍には一時低下しましたが、年々 少しずつ回復しています。又、がん検診等複数の検診を同日に受けていく方が殆どです。

3 特定保健指導実施率向上に向けて、特定健康診査受診日当日の初回面談の実施や生活習慣病重症化予防事業（健診結果に合わせた事後フォロー）に取り組みました。 ➡ 特定健康診査と特定保健指導（初回面接）の同日実施を導入したことにより、わずかですが実施率が微増しています。生活習慣病重症化リスクの高い対象者への家庭訪問を行い、医療機関受診勧奨等を行い、継続的治療に繋がったケースもあります。

4 前年の大腸がん検診受診者には自動的に検査容器を郵送（令和3年度から開始）することで、継続的な受診に繋がりました。 ➡ コロナ禍以前の受診率には及ばないものの、少しずつ増加しています。反面、精密検査受診率は、他のがん検診と比較し低い状況が続いています。

図　検診ガイド

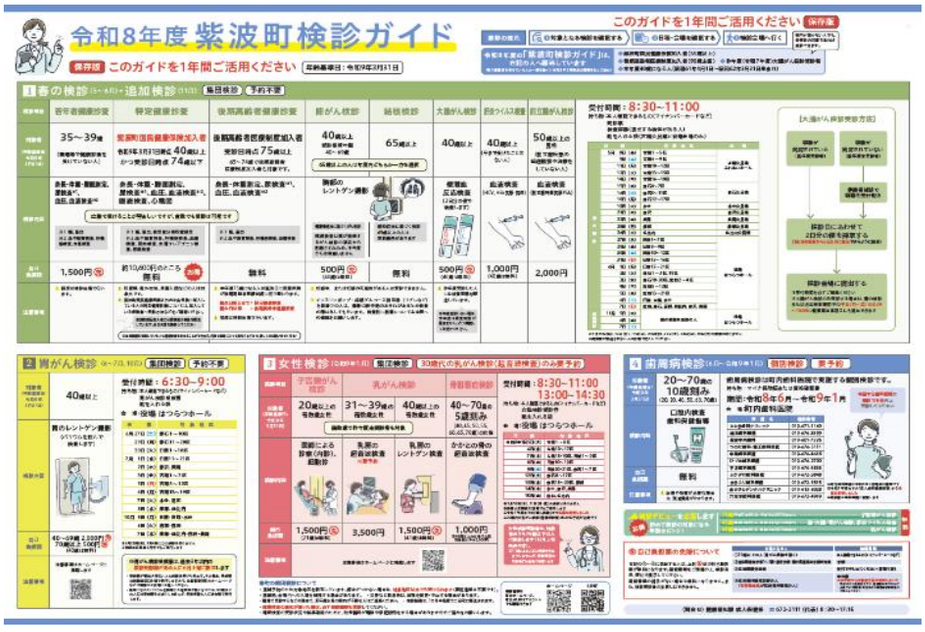
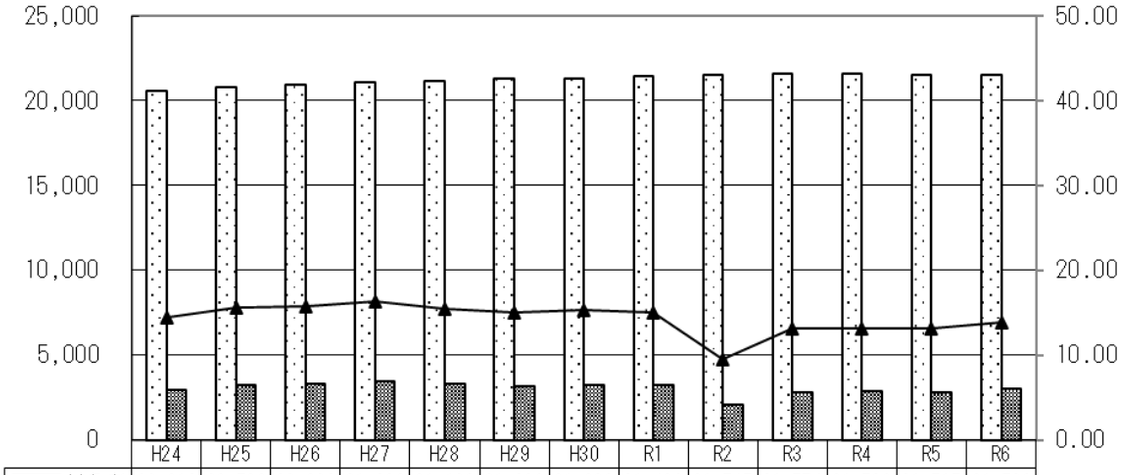


表1　大腸がん検診の推移　　（単位：人、％）



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
対象者	20,610	20,782	20,960	21,068	21,190	21,290	21,289	21,428	21,547	21,574	21,580	21,515	21,520
受診者	2,982	3,232	3,298	3,439	3,280	3,198	3,260	3,212	2,066	2,824	2,846	2,833	2,991
受診率	14.47	15.55	15.73	16.32	15.48	15.02	15.31	14.99	9.59	13.09	13.19	13.17	13.90

※住民基本台帳及び健康福祉課元気はつらつ白書を
　基に作成（各年度末時点）

次期総合計画策定に向けた課題・論点

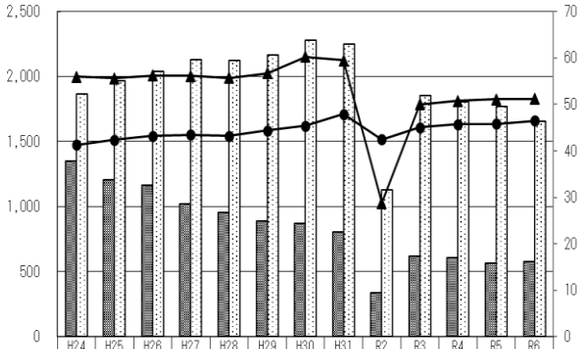
健康診査（検診）の目的は、生活習慣病の予防や、そのリスクを発見し、生活習慣の見直しを図ることや、病気の早期発見・早期治療に繋げることにあります。
しかし、健康診査（検診）を受診した後に、その結果を活用できない（医療機関受診勧奨レベルでも受診しない・精密検査を受けない・保健指導を利用しない）人がいます。結果を正しく理解し、1人1人が必要な保健医療行動をとることができるようにするには、健康診査（検診）受診後の更なる取組が必要です。

（保健医療行動の例）
・特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要
⇒特定保健指導などの保健指導を利用する

・結果が医療機関受診勧奨レベル又は精密検査が必要
⇒医療機関への受診

・異常なし　⇒定期的な健康診査（検診）の受診

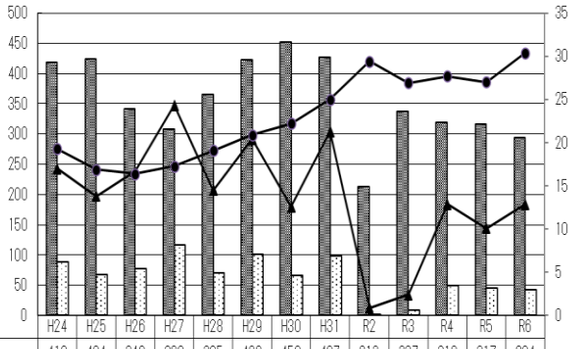
表2　特定健康診査受診状況の推移　（単位：人、％）



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
40～64歳　受診者	1,353	1,205	1,164	1,023	953	886	871	803	338	622	606	563	578
65～74歳　受診者	1,865	1,970	2,037	2,128	2,124	2,162	2,277	2,251	1,129	1,854	1,806	1,771	1,657
町受診率	56.0	55.6	56.2	56.2	55.7	56.7	60.2	59.5	28.8	50.0	50.8	51.1	51.2
県平均受診率	41.3	42.4	43.2	43.5	43.2	44.4	45.4	47.9	42.5	45.1	45.7	45.8	46.5

※町資料：町民福祉課統計・決定方向数値

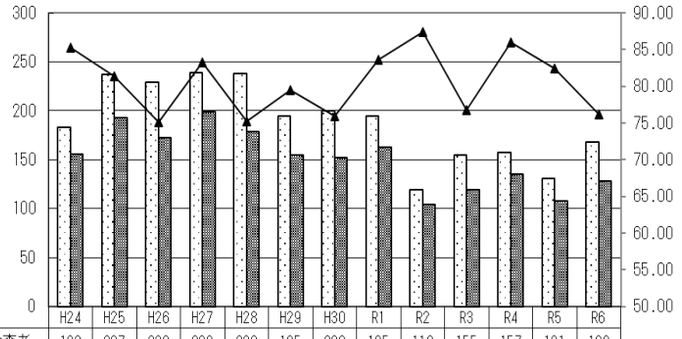
表3　特定保健指導実施率の推移　（単位：人、％



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
対象者	419	424	342	308	365	422	452	427	213	337	319	317	294
参加者	89	68	77	116	70	101	66	99	2	9	50	45	43
町実施率	17	13.8	16.7	24.3	14.5	20.4	12.6	21.3	0.9	2.4	12.9	10.1	12.9
県平均実施率	19.3	16.9	16.4	17.3	19.1	20.9	22.2	25	29.4	26.9	27.7	27	30.4

※県資料：いわて国保の実態
平成28年度版（令和7年3月31日現在）
数値は令和6年度の速報値

表4　大腸がん検診の精密検査の推移　（単位：人、％）



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
要精密検査者	183	237	229	239	238	195	200	195	119	155	157	131	168
精密検査受診者	156	193	172	199	179	155	152	163	104	119	135	108	128
精密検査受診率	85.25	81.43	75.11	83.26	75.21	79.49	76.00	83.59	87.39	76.77	85.99	82.44	76.19

※住民基本台帳及び健康福祉課元気はつらつ白書を基に作成（各年度末時点）

近隣市町比較データ

表5　特定健康診査受診率(岩手県内市町村)　(単位:%)

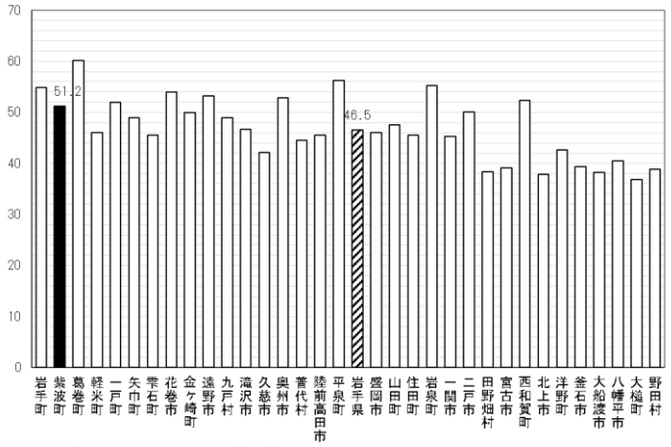
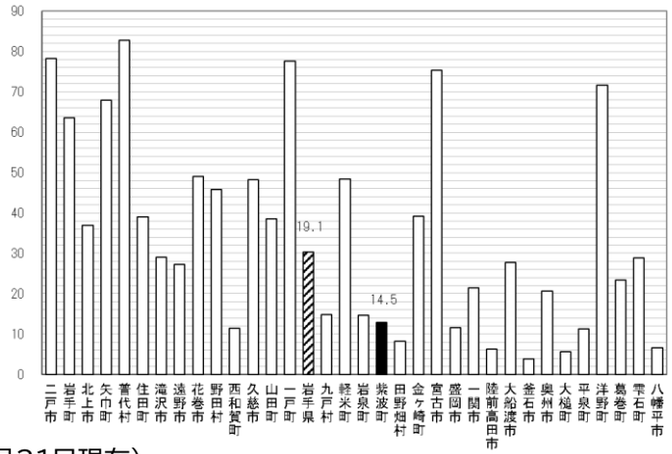
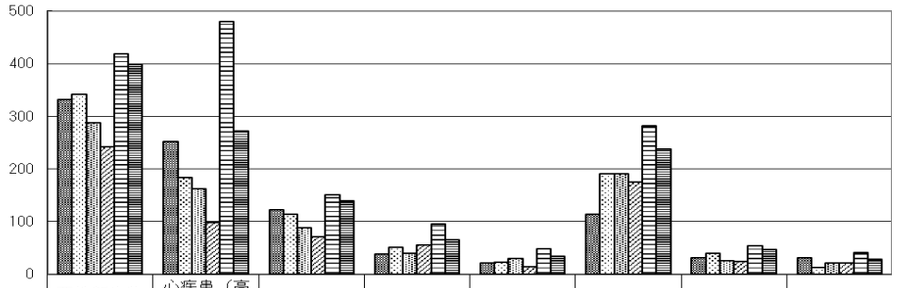


表6　特定保健指導実施率(岩手県内市町村)(単位:%)



※県資料:いわて国保の実態　令和6年度版(令和7年3月31日現在)
数値は令和6年度の速報値

表7　死因分類別死亡率(人口10万対)※主なものを一部抜粋



	悪性新生物(腫瘍)	心疾患(高血圧性を除く)	脳血管疾患	肺炎	腎不全	老衰	不慮の事故	自殺
紫波町	331.5	252.5	123.1	37.9	22.1	113.6	31.6	31.6
盛岡市	342.5	184.4	114.3	52	23.1	191.2	40.2	13.2
矢巾町	287.5	162.2	88.5	40.5	29.5	191.6	25.8	22.1
滝沢市	241.9	99	71.5	55	14.7	175.9	23.8	22
雫石町	418.8	480.6	151.1	96.1	48.1	281.5	54.9	41.2
花巻市	398.9	271.6	139.7	65.4	34.9	237.8	47.3	28.2

※県資料:岩手県令和6年度保健福祉年報

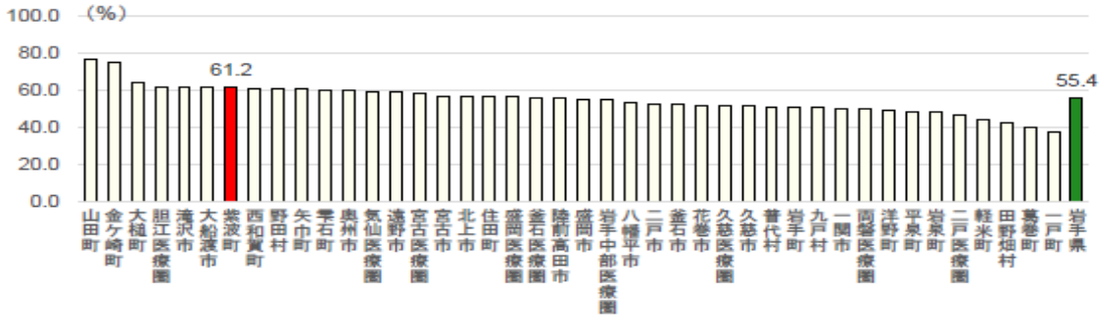
表8　特定健康診査と医療の関連分析（国保+協会けんぽ）

前年度健診で指摘があったが、当該年度に生活習慣病※にあたるレセプトがない者の割合

※生活習慣病：　悪性新生物、糖尿病、脂質異常症、高血圧性疾患、心疾患、脳血管疾患、肝疾患、慢性腎不全を計上した

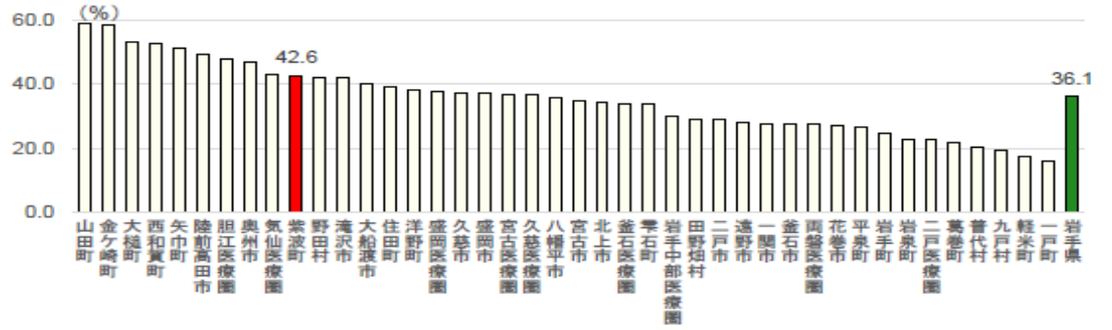
(1)　前年度特定健診における受診勧奨者（血圧高値）のうち、当該年度に生活習慣病※の受診がない者の割合

紫波町の前年度特定健診における受診勧奨者（血圧高値）のうち、当該年度に生活習慣病の受診がない者の割合は61.2%となっており、県値（55.4）を上回っています。



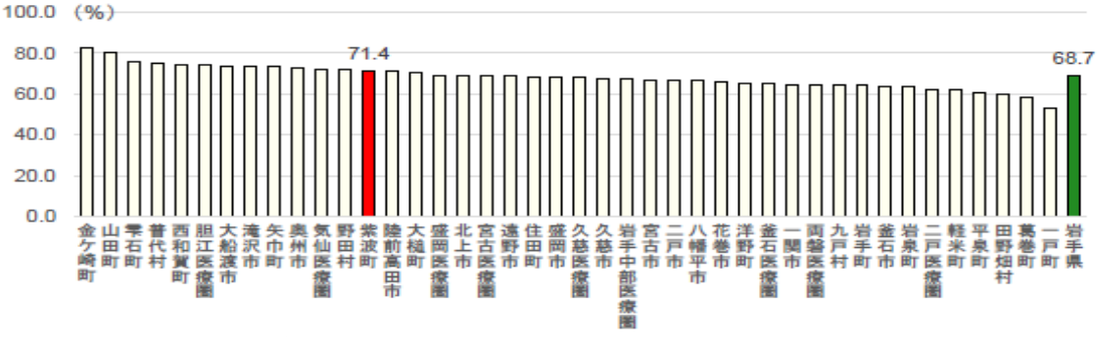
(2)　前年度特定健診における受診勧奨者（血糖高値）のうち、当該年度に生活習慣病の受診がない者の割合

紫波町の前年度特定健診における受診勧奨者（血糖高値）のうち、当該年度に生活習慣病の受診がない者の割合は42.6%となっており、県値（36.1）を上回っています。



(3)　前年度特定健診における受診勧奨者（脂質異常）のうち、当該年度に生活習慣病の受診がない者の割合

紫波町の前年度特定健診における受診勧奨者（脂質異常）のうち、当該年度に生活習慣病の受診がない者の割合は71.4%となっており、県値（68.7）を上回っています。



県資料：岩手県医療等ビッグデータ 令和4（2022）年度結果概要 紫波町

【健康・安心】

論点No.3 安心に繋がる医療体制を維持するために何が必要か

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅱ 健康・福祉

まちづくり指標

	基準値 平成29年度（2017年度）	実績値 令和7年度（2025年度）	目標値 令和9年度（2027年度）	見通し 令和13年度（2031年度）
「町民医療」について満足と感じる町民の割	57.3 %	— %	60.0 %	65.0 %

〔指標の説明〕
町内には令和8年8月現在、病院1カ所、診療所15か所、歯科診療所11か所、薬局12か所があります。限りある医療資源を活用し、多様化する医療ニーズに対応するためには地域の医療機関が役割分担し、相互の連携を深め、地域医療を守っていく必要があります。このことが医療体制の整備につながり、安心して医療が受けられることにつながります。町民も、必要な時に必要な医療を適切に受けられるようにするため、医療機関の役割を理解し、身近なところに保健・医療サービスを受けるられる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」を持つことが大切になります。

第3次総合計画期間における主な成果

●紫波郡休日救急当番医制事業を実施
休日等における町民の救急医療を確保し、町民の生命、健康を守るため、紫波郡医師会に委託し実施しました。
・令和7年度診療日 76日

●公的病院等事業費補助事業を実施
盛岡保健医療圏域8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手郡、紫波郡）により、夜間、休日の入院治療が必要と思われる救急患者を受け入れる医療機関を確保し、町民に対する医療サービスを確保しています。盛岡保健医療圏域8市町を代表して各種事務手続きを行う盛岡市と委託契約をし実施しました。

●盛岡地区二次救急医療費補助事業を実施
休日救急当番医や初期救急医療機関で対応できない病気やケガ、診療していない時間帯の受診や救急車の要請に対応する医療体制です。二次救急入院受入等を確保し、町民の生命、健康を守るため実施しています。
小児救急の受入病院については、4病院が指定され輪番制により毎日24時間体制で対応しています。
なお、この事業は盛岡保健医療圏域8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手郡、紫波郡）が、事務処理等に必要な経費及び医療機器の導入や更新のために必要な経費の一部を補助し、各種事務手続きを行う盛岡市と委託契約し実施しています。

紫波町広報しわネット掲載周知（一部抜粋）
● 休日救急当番医の割当（カレンダーへ掲載）

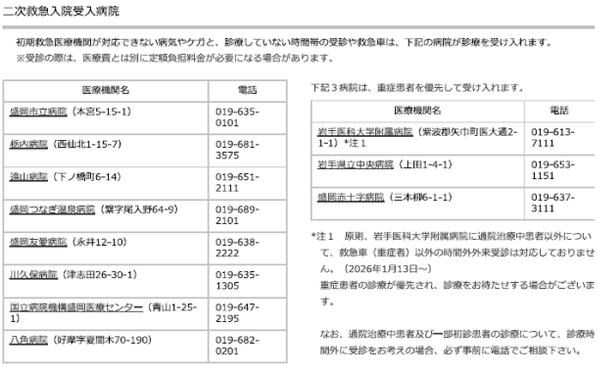


子育て・保健ガイド 9月20日→10月19日

日	月	火	水
9/20 休診 紫波皮フ科医院 ☎672-5134 休薬 調剤薬局ツルハドラッグ紫波南店 ☎681-3711 盛岡市休日救急当番医 内科（歯）小板消化器内科クリニック ☎605-6050 小児科 森田小児科医院 ☎662-3326	21 休診 なおしま医院 ☎673-6967 休薬 サニー薬局 ☎673-8588 盛岡市休日救急当番医 内科（歯）ゆい内科呼吸器科クリニック ☎631-1159 小児科 村田小児科医院 ☎622-7132	22 休診 紫波中央眼科 ☎681-7595 休薬 みずほ薬局オガール店 ☎601-7204 盛岡市休日救急当番医 内科（歯）おおどおり耕田内科クリニック ☎606-5161 小児科 川久保病院 ☎635-1305	23 休診 川守田医院 ☎676-5553 休薬 ミドリ薬局日詰店 ☎671-1203 盛岡市休日救急当番医 内科（歯）本宮Cクリニック ☎631-2381 小児科 日井循環器呼吸器内科 ☎662-9845

出典 紫波町 広報しわネット 令和8年9月号

●紫波町ホームページやQRコードから盛岡市ホームページにもリンク！ 検索・閲覧可能になっている



二次救急入院受入病院

初期救急医療機関が対応できない病気やケガと、診療していない時間帯の受診や救急車は、下記の病院が診療を受け入れます。
※受診の際は、医療費とは別に定額負担料金が必要になる場合があります。

医療機関名	電話
盛岡市立病院（本宮5-15-1）	019-635-0101
姫内病院（西仙北1-15-7）	019-681-3575
遠山病院（下ノ橋町6-14）	019-651-2111
盛岡つなぎ温泉病院（紫字尾入野64-9）	019-689-2101
盛岡友愛病院（永井12-10）	019-638-2222
川久保病院（津志田26-30-1）	019-635-1305
国立病院機構盛岡医療センター（青山1-25-1）	019-647-2195
八角病院（好摩字夏間木70-190）	019-682-0201

下記３病院は、重症患者を優先して受け入れます。

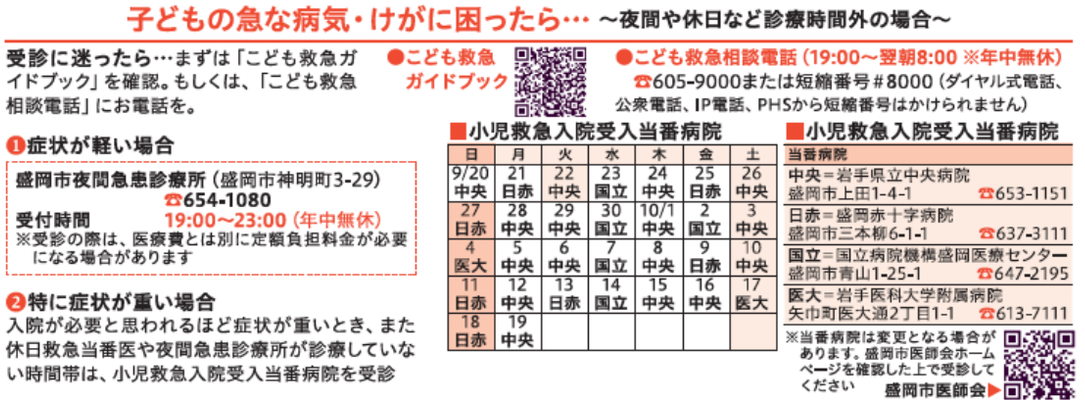
医療機関名	電話
岩手医科大学附属病院（紫波郡矢巾町医大通2-1-1）*注１	019-613-7111
岩手県立中央病院（上田1-4-1）	019-653-1151
盛岡赤十字病院（三本柳6-1-1）	019-637-3111

*注１ 原則、岩手医科大学附属病院に通院治療中患者以外について、救急車（重症者）以外の時間外外来受診は対応しておりません。（2026年1月13日～）
重症患者の診療が優先され、診療をお待たせする場合がございます。

なお、通院治療中患者及び一部初診患者の診療について、診療時間外に受診をお考えの場合、必ず事前に電話でご相談下さい。

出典 盛岡市役所 ホームページ

●盛岡地区二次救急・小児救急医療の体制整備とそのお知らせ



子どもの急な病気・けがに困ったら… ～夜間や休日など診療時間外の場合～

受診に迷ったら…まずは「こども救急ガイドブック」を確認。もしくは、「こども救急相談電話」にお電話を。

●こども救急ガイドブック

●こども救急相談電話（19:00～翌朝8:00 ※年中無休）
☎605-9000または短縮番号＃8000（ダイヤル式電話、公衆電話、IP電話、PHSから短縮番号はかけられません）

❶症状が軽い場合
盛岡市夜間急患診療所（盛岡市神明町3-29）
☎654-1080
受付時間 19:00～23:00（年中無休）
※受診の際は、医療費とは別に定額負担料金が必要になる場合があります

❷特に症状が重い場合
入院が必要と思われるほど症状が重いとき、また休日救急当番医や夜間急患診療所が診療していない時間帯は、小児救急入院受入当番病院を受診

■小児救急入院受入当番病院

日	月	火	水	木	金	土
9/20 中央	21 日赤	22 中央	23 国立	24 中央	25 日赤	26 中央
27 日赤	28 中央	29 中央	30 国立	10/1 中央	2 国立	3 中央
4 医大	5 中央	6 中央	7 国立	8 中央	9 日赤	10 中央
11 日赤	12 中央	13 日赤	14 国立	15 中央	16 中央	17 医大
18 日赤	19 中央					

■小児救急入院受入当番病院
当番病院
中央＝岩手県立中央病院 盛岡市上田1-4-1 ☎653-1151
日赤＝盛岡赤十字病院 盛岡市三本柳6-1-1 ☎637-3111
国立＝国立病院機構盛岡医療センター 盛岡市青山1-25-1 ☎647-2195
医大＝岩手医科大学附属病院 矢巾町医大通2丁目1-1 ☎613-7111

※当番病院は変更となる場合があります。盛岡市医師会ホームページを確認した上で受診してください 盛岡市医師会▶

出典 紫波町 広報しわネット 令和8年9月号

次期総合計画策定に向けた課題・論点

町内にはかかりつけ医（一次医療）としての役割を持つ個人診療所（クリニック）が比較的多くあり、二次医療や三次医療の役割を持つ医療機関についても、自家用車で20分程度の近隣市町に存在し、比較的充実していると言えます。引き続き、町民が安心して医療を受けられるよう体制を整備していくため、次の2点を重点課題とします。

●関係機関との連携強化

町民が安心して生活していく上で、必要な時に必要な医療を受けられることは重要です。 町には入院医療機関がなく、診療所数は比較的確保されていますが、専門診療科によってはその科が無い、少ないという現状です。

このような現状から、近隣市町村との連携を継続し、安定した医療を提供していくため、紫波郡医師会をはじめ、盛岡市医師会、近隣市町、近隣医療機関等と継続的な連携強化が課題です。

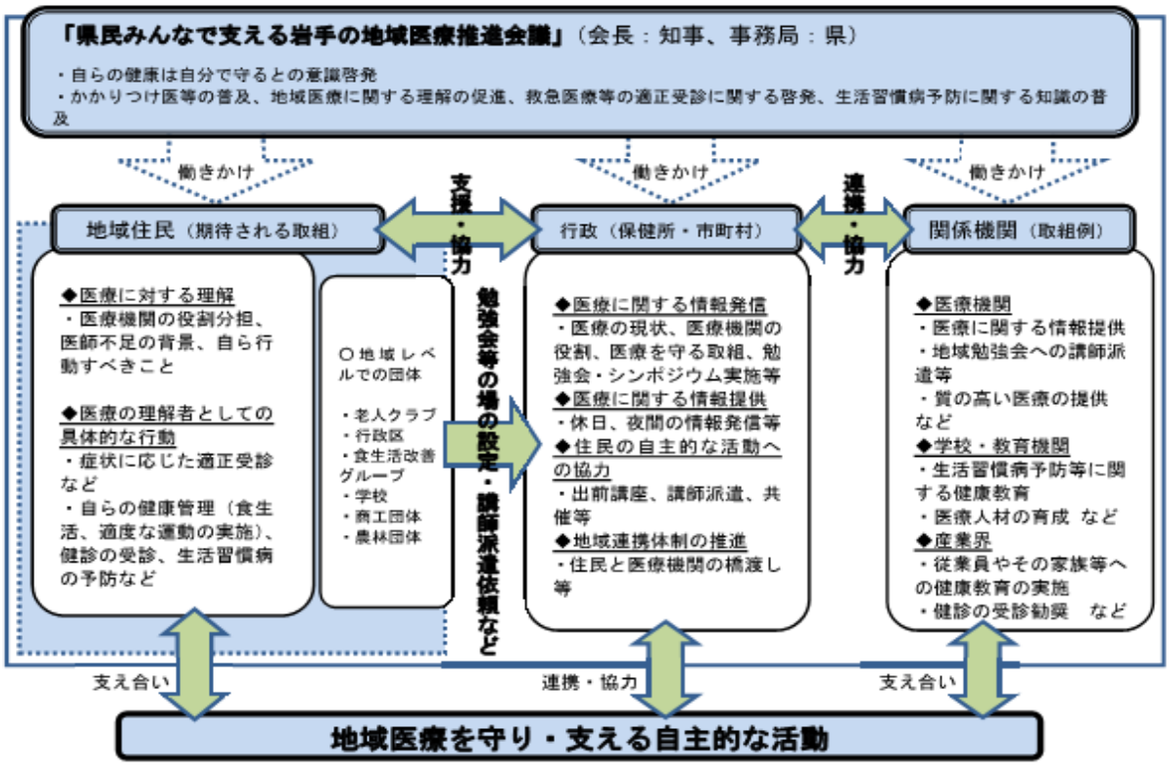
●将来に向けた医療体制の充実と医療機関の役割を理解する意識する

本県唯一の特定機能病院として、高度の医療の提供・技術の開発及び研修を実施する等の役割を担う岩手医科大学附属病院は隣町に位置し、高度救命救急センター、総合周産期母子医療センター等、三次医療として高度・専門医療を提供しています。

また、二次医療としての医療機関、一次医療機関も近隣市町及び町内に充実していることから、休日・夜間問わず、救急医療体制が整備されています。今後も「安心」に繋がる医療体制を継続し充実させていくことが課題です。

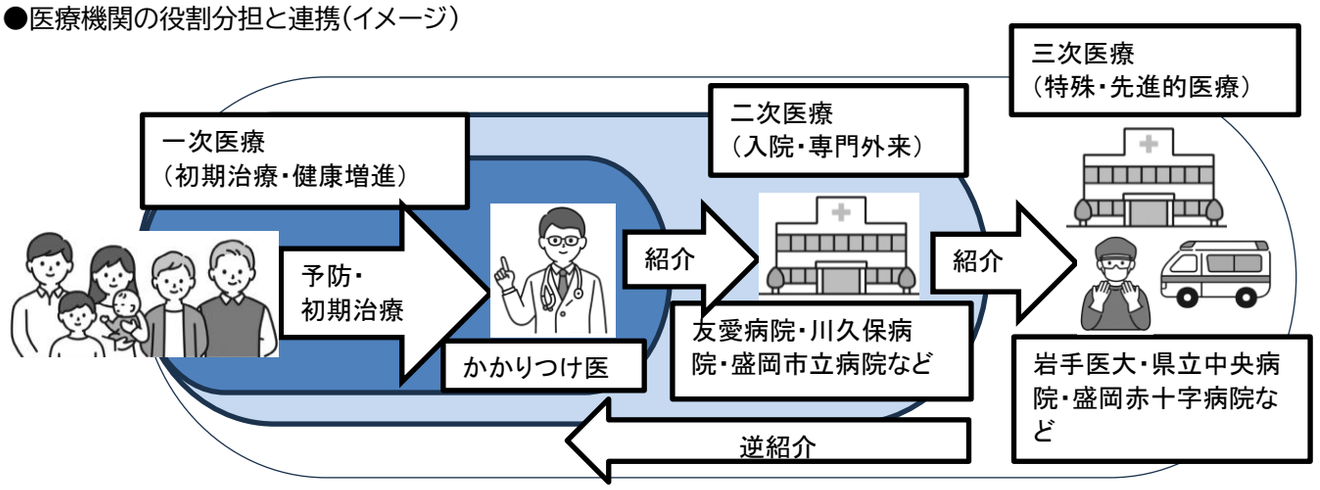
また、町民は、自ら地域医療を支えるという意識を持ち、自分の都合により診療時間外に受診したりすることなどを控え、症状や医療機関の役割分担に応じた適切な受診を心がけていくことが重要です。

●地域医療を支える取組のイメージ



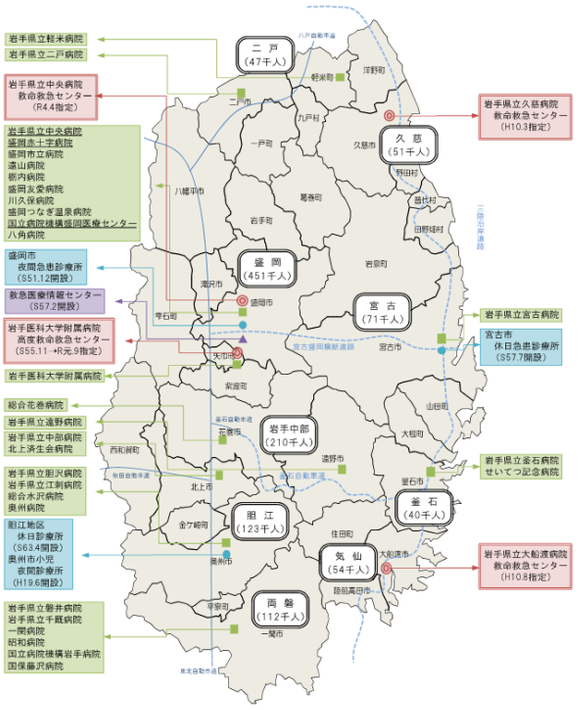
出典　岩手県保健医療計画（2024-2029） より抜粋

●医療機関の役割分担と連携（イメージ）



近隣市町比較データ

●岩手県救急医療体制図（令和6年1月1日現在）



備考）下線の病院は、小児救急医療支援事業（輪番制）実施病院。

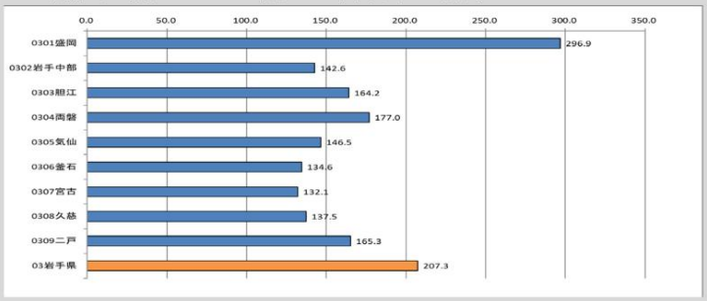
出典　岩手県保健医療計画（2024-2029）　より抜粋

人口 10 万人当たり医師数

・本県の医師数は確実に増加しているものの、全国との格差が拡大傾向



・地域偏的に偏在している状況で盛岡市周辺に集中



出典　岩手県医師確保計画（第8次）　より抜粋

盛岡圏域は県内の他の圏域に比べ、医師数は充足している。
また、町内には、産科・耳鼻咽喉科以外の診療科（所）の開設があり、生活圏域（盛岡市・矢巾町等を含む）に医療機関が多数あることから、町民は医療機関を選択し、かかりつけ医を持ち、受診しやすい地域であると言える。

【健康・安心】

論点№4 持続可能な国民健康保険制度とするために医療費をどう抑制するか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅱ 健康・福祉

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	令和4年度（2022年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
一人当たり費用費	413,134 円	446,515 円	464,554 円	502,848 円

〔指標の説明〕
国保事業状況報告書（事業年報）C表（1）の費用額計/A表の年度平均被保険者数

第3次総合計画期間における主な成果

紫波町では、国民健康保険の健全で安定した運営を目指し、各事業に取り組んできました。

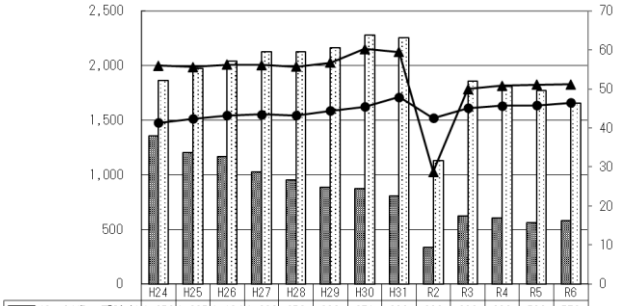
40歳以上75歳未満の国保被保険者を対象とした特定健診では、年2回の集団健診と医療機関での個別健診を実施しており、未受診者には、過去の受診状況を分析し、受診状況に応じた個別メッセージ付きの受診勧奨通知を発送し、様々な年代への受診の呼びかけを行い、受診率は、令和2年度を除き、毎年50%を超えています。

また、特定健診受診後に改善が必要な対象者には、特定保健指導で生活習慣の見直し・改善を支援することで、生活習慣病の発生を未然に防止する取組みを行っています。

そのほか、世帯でかかった医療費総額がわかる医療費通知を年1回、服用中の先発医薬品を後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を記載した差額通知（ジェネリック医薬品通知）を年3回実施し、被保険者の健康に関する意識向上と医療費の抑制に努めております。

国民健康保険制度は、平成30年度から制度が変わり、岩手県と市町村が一体となって運営する体制となり、都道府県単位での安定的な財政運営の確保、被保険者間の不公平感の解消のため、保険税水準の統一に向けた取組が進んでおります。

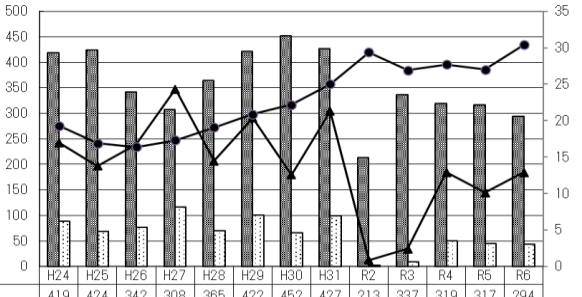
特定健診受診状況の推移



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
40～64歳 受診者	1,353	1,205	1,164	1,023	953	886	871	803	338	622	606	563	578
65～74歳 受診者	1,865	1,970	2,037	2,128	2,124	2,162	2,277	2,251	1,129	1,854	1,806	1,771	1,657
町受診率	56.0	55.6	56.2	56.2	55.7	56.7	60.2	59.5	28.8	50.0	50.8	51.1	51.2
県平均受診率	41.3	42.4	43.2	43.5	43.2	44.4	45.4	47.9	42.5	45.1	45.7	45.8	46.5

出典：国保データベースシステム

特定保健指導実施率の推移



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
対象者	419	424	342	308	365	422	452	427	213	337	319	317	294
参加者	89	68	77	116	70	101	66	99	2	9	50	45	43
町実施率	17	13.8	16.7	24.3	14.5	20.4	12.6	21.3	0.9	2.4	12.9	10.1	12.9
県平均実施率	19.3	16.9	16.4	17.3	19.1	20.9	22.2	25	29.4	26.9	27.7	27	30.4

出典：いわて国保の実態　平成28年度版（令和7年3月31日現在）



参考：受診勧奨通知

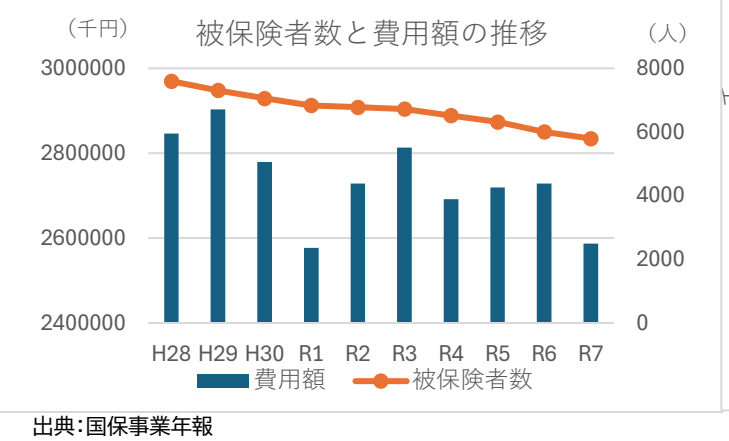
次期総合計画策定に向けた課題・論点

令和7年度の被保険者数は、5,794人で、平成28年度と比較すると約24%の減少、それに伴い、歳入面でも平成28年度の調定額(課税額)より約9,800万ほど少なく、14%減少しています。今後も、人口減少及び社会保険の適用拡大により社会保険加入者が増加するとともに、国保の被保険者が減少し、それに伴い、調定額、収納額の低下が予想されます。

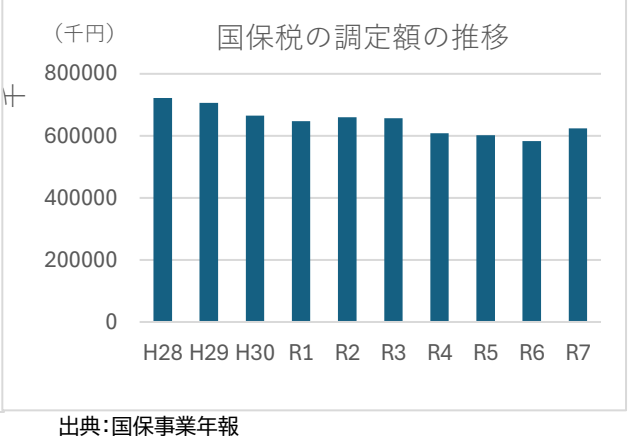
歳出面では、医療費(費用額)が、令和7年度は減少しましたが、それ以前は、増加と減少を繰り返しており、一人当たりの費用額は、413,134円(令和4年度)で、県平均を上回っています。特定健診の受診率では、50%を超えているものの、65歳以上と比較して、40～64歳の受診率は、低い傾向にあります。

生活習慣関連病における患者数は、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などが多い状況であり、近隣に大病院があり高度医療、先進医療を受けられる恵まれた環境にあることが、医療費が増加する要因の一つと考えられます。

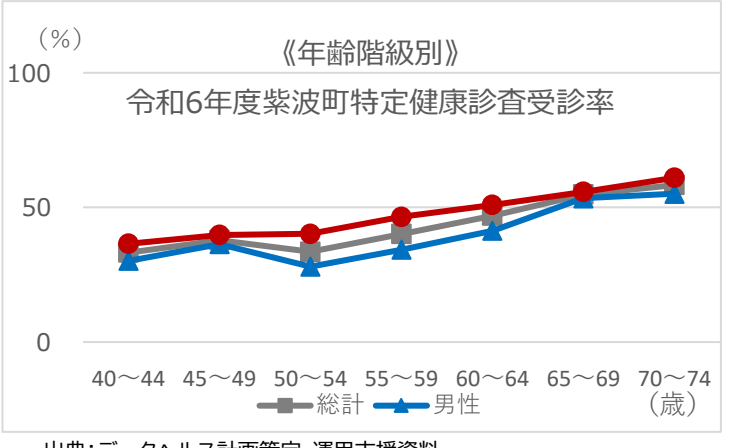
国民健康保険の財政運営に岩手県が加わり、安定的な財政運営の確保、被保険者間の不公平感の解消に向け、保険税水準の統一に向けた取組が進むなか、医療費をどう抑制していくかが課題となります。



出典:国保事業年報



出典:国保事業年報



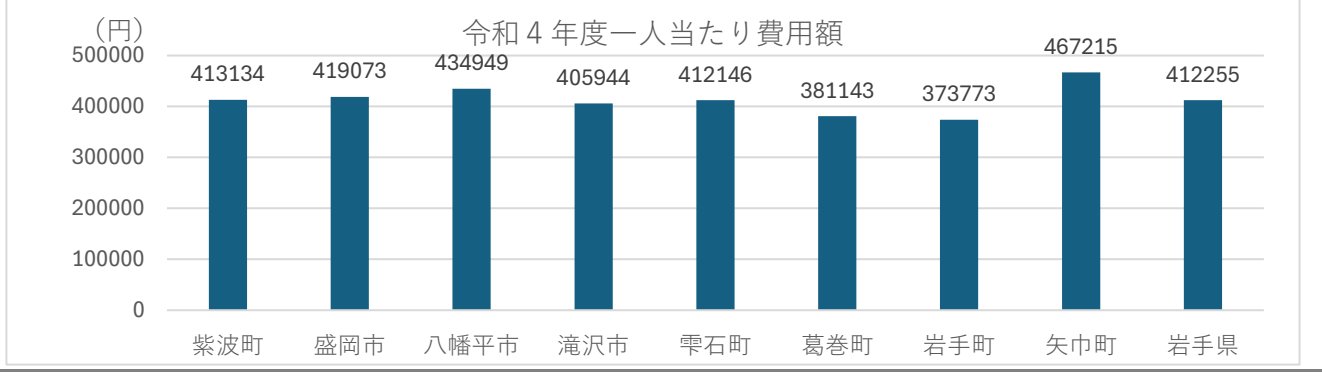
出典:データヘルス計画策定・運用支援資料

生活習慣関連病における患者数

	紫波町 患者数	患者千人当たり患者数(人) ※患者数はレセプトがある人			
		紫波町	国	県	同規模
糖尿病	889	247.5	229.7	230.7	242.5
高血圧症	1,713	476.9	414.4	456.4	435.6
脂質異常症	1,589	442.4	370.2	394.8	383.3
高尿酸血症	464	129.2	86.0	98.1	87.3
脂肪肝	283	78.8	52.5	55.4	53.3
動脈硬化症	71	19.8	36.1	32.2	35.1
脳出血	40	11.1	7.3	9.2	7.3
脳梗塞	233	64.9	43.2	52.7	44.4
狭心症	154	42.9	61.8	46.3	63.4
心筋梗塞	12	3.3	5.1	4.1	5.2
がん	326	90.8	109.5	96.5	105.5
筋・骨格	1,445	402.3	408.6	399.7	411.1
精神	630	175.4	183.0	188.3	174.4

出典:第3期紫波町国民健康保険データヘルス計画

近隣市町比較データ



【健康・安心】

論点№5 医療費助成制度の拡充と財源の確保をどう図るか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅱ 健康・福祉

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成 年度（ 年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
福祉医療給付対象者申請勧奨	- 回	3.0 回	2.0 回	2.0 回
福祉医療給付対象申請勧奨による申請率	- %	97.6 %	98.0 %	98.5 %

〔指標の説明〕
医療費助成制度では、毎年8月に所得判定による年度更新、毎年度末には年齢到達による更新等を行っており、判定より新たに対象となる方には申請勧奨を行っています。令和7年度は、岩手県補助事業で精神障害者保健福祉手帳1級が追加されたことにより、対象者に申請勧奨を行いました。これらに加えて、身体障害者手帳の交付等により新たに対象となる方などにも、その都度申請勧奨を行っています。申請勧奨通知送付後の申請率を示しています。

第3次総合計画期間における主な成果

県補助事業として、子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭、寡婦の対象者に保健医療の自己負担相当額の全部または一部を支給し、受給者の医療費負担の軽減を図っています。
所得制限限度額超過により県補助事業対象外となった子ども、妊産婦に加え、身体障害者手帳3級、寡婦については、町単独医療費助成事業として給付しています。
また、対象者や対象事業の拡大、現物給付の範囲拡大を行ってきました。

令和2年8月～ 中学生までの現物給付開始
令和4年8月～ 18歳到達年度末まで対象者拡大
令和5年8月～ 18歳到達年度末までの現物給付開始
令和7年8月～ 重度心身障害者に精神障害者保健福祉手帳1級を追加（県補助事業 1/2）

保険適用医療のうち、外来1,500円、入院5,000円を超える自己負担相当額を支給しています。18歳到達年度末までの受給者については、全事業一律、外来750円、入院2,500円を超える自己負担相当額を支給しています。3歳未満及び非課税世帯の受給者は全額支給しています。

対象者数 （単位：人）

事業名		R2	R3	R4	R5	R6	R7
県補助事業	子ども	2,178	2,169	2,162	2,055	1,884	1,763
	妊産婦	78	74	75	60	52	62
	重度心身障害者	755	760	751	728	722	735
	ひとり親家庭	751	714	685	702	747	763
町単独事業	子ども	1,603	1,623	1,987	2,452	2,579	2,612
	妊産婦	29	45	45	37	42	39
	身障3級	189	180	172	167	157	148
	寡婦	126	126	124	119	114	119
計		5,709	5,691	6,001	6,320	6,297	6,241

給付額 （単位：千円）

事業名		R2	R3	R4	R5	R6	R7
県補助事業	子ども	29,840	35,073	31,201	36,243	31,314	27,550
	妊産婦	10,433	6,922	8,166	5,783	4,315	5,412
	重度心身障害者	65,399	70,203	63,631	66,304	69,896	70,951
	ひとり親家庭	14,195	14,791	14,230	17,896	19,936	19,882
町単独事業	子ども	42,071	49,057	56,205	78,714	81,209	85,711
	妊産婦	2,900	5,639	5,233	3,235	3,228	2,592
	身障3級	13,237	12,780	13,620	13,185	11,830	10,414
	寡婦	1,857	1,868	1,918	1,843	1,861	1,944
計		179,932	196,333	194,204	223,203	223,589	224,456

出典：成果に関する調書

次期総合計画策定に向けた課題・論点

岩手県で実施している医療費助成制度は、子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭が対象で、医療保険の自己負担相当額の全額または一部を給付しているものです。各市町村では、所得制限額超過等により県補助事業の対象にならなかった方等に対し、独自に医療費助成事業を実施しています。

当町でも町単独事業として、県補助事業の対象から除外となった子ども、妊産婦の方に加え、身体障害者手帳3級、寡婦の方も助成対象とし、医療費の一部または全額を助成しています。

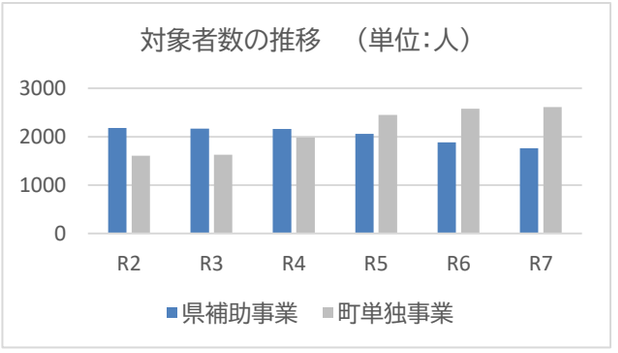
関係課等と連携して情報収集等を行い、対象者を把握し、申請勧奨を行っていますが、毎年一定数の未申請者が存在しています。

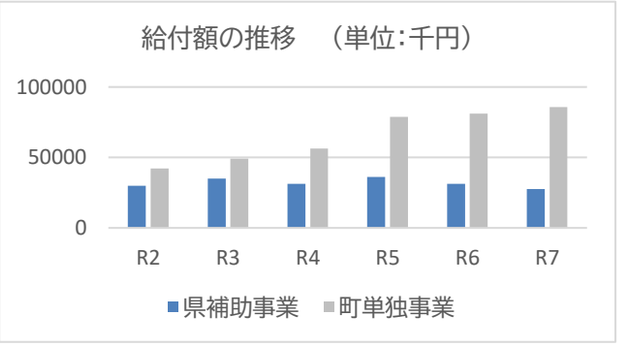
また、給付の面では、令和5年度に子ども医療費の現物給付開始後から給付件数と給付額の伸びが大きくなっていることから、県や各市町村では、広報やホームページを通じて適正受診の呼びかけを行っています。

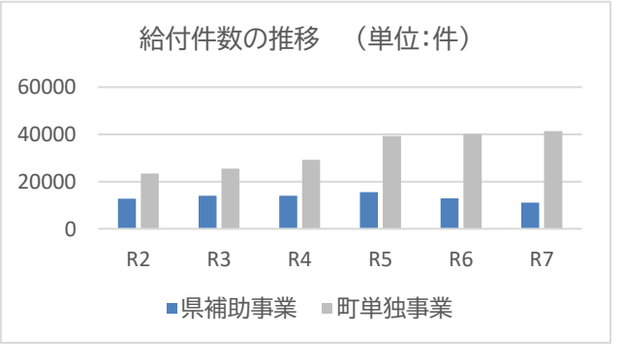
今後も対象者を正確に把握し、申請勧奨を確実に実施すること、子育て世帯や障害者の方などが安心して医療を受けられる環境を整えるとともに経済的な負担の軽減を図っていくことが重要です。

また、県内8割以上の市町村が実施している3歳以上の子ども医療費自己負担の撤廃、今後も増加が続いていくことが見込まれる給付の財源確保が課題となっています。

子ども医療費助成事業の比較







出典：成果に関する調書

近隣市町比較データ

市町村単独子ども医療費助成事業における受給者負担（R8.8.1時点）

県・市町村	非課税者	3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生
県基準	なし		入院：5,000円（小学校卒業まで）、入院外：1,500円			
盛岡市	なし		なし	入院：2,500円、入院外：750円		
八幡平市	なし		なし			
滝沢市	なし		なし	入院：5,000円、入院外：1,500円		
雫石町	なし		なし			
葛巻町	なし		なし			
岩手町	なし		なし			
矢巾町	なし		入院：2,500円、入院外：750円			
紫波町	なし		入院：2,500円、入院外：750円			

【健康・安心】

論点№6 多様化した社会において、地域福祉をどのように推進していくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅱ 健康・福祉

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成　年度（　年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
・複合課題が解決・軽減に向かった世帯の割合（%）	%	33.3 %	40.0 %	45.0 %

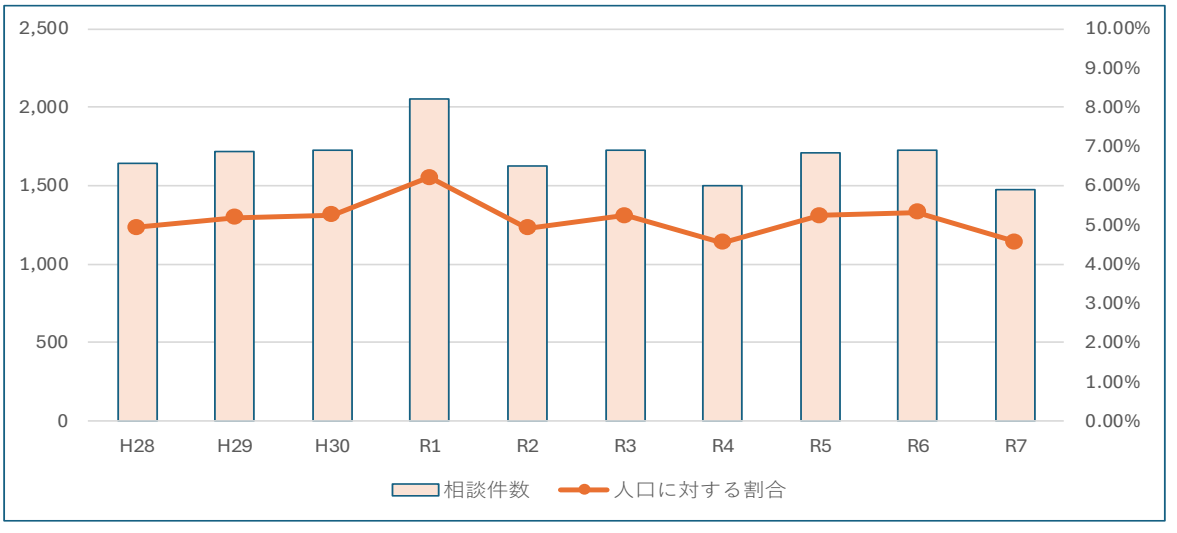
〔指標の説明〕
今日の生活様式において地域とのつながりが希薄になってきている中で、さらには災害時の対応が今後ますます重要になってきている状況下において、高齢・障害・子ども・生活困窮といった縦割りや分野の枠を超え、複雑化・複合化した支援ニーズに一体的に対応する包括的支援の仕組みづくりと、日頃から、行政の縦割りにとらわれない重層的な相談支援を取組む必要があります。

第3次総合計画期間における主な成果

近年の生活様式の複雑化や価値観の多様化により、地域とのつながりが希薄になってきています。このことから、地域で孤立したり、災害時の対応が困難となったりするリスクが高まっています。
町では、地域福祉を推進するため、令和5年3月に「紫波町地域福祉計画」を策定し、同じく町社会福祉協議会において策定した「紫波町地域福祉活動計画」と協働・連携し、取組を進めてきました。
また、町社会福祉協議会を中心とする福祉団体の活動を支援するとともに、町社会福祉協議会のおいてコミュニティソーシャルワーカーを配置し、相談支援体制の充実を図ってまいりました。

民生児童委員及び主任児童委員は、合わせて83人おり、相談支援件数は、年間延べ1,500件程度となっております。町民生児童委員協議会と連携、情報共有を図り、委員が活動しやすい環境整備に取組みました。
避難行動要支援者の登録においては、民生児童委員や行政区長、消防団等の協力のもと、令和8年5月において登録者数は282人となっております。

民生児童委員・主任児童委員における相談、支援件数の推移

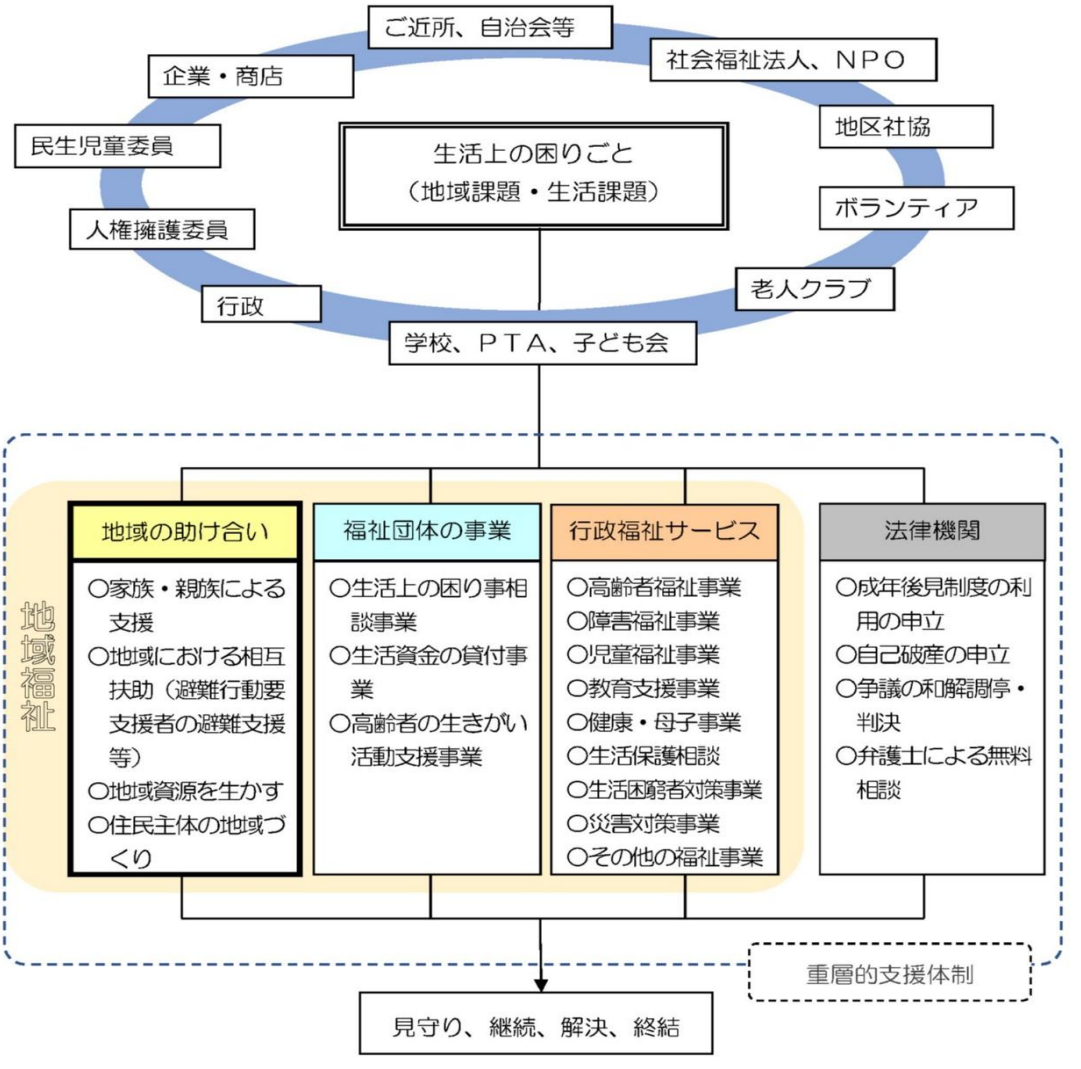


	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
相談件数	1,643	1,718	1,730	2,054	1,623	1,731	1,500	1,712	1,729	1,476
人口に対する割合	4.93%	5.18%	5.25%	6.21%	4.91%	5.24%	4.56%	5.23%	5.32%	4.57%

次期総合計画策定に向けた課題・論点

1.複合化・複雑化する福祉ニーズ
　高齢者の介護と障害のある子どものケアが重なる「8050問題」や「ダブルケア」、生活困窮と社会的孤立の同時発生など、単一の制度（高齢・障害・児童など）では対応しきれない課題が増加しています。
2.地域コミュニティの希薄化と孤立
　単身世帯の増加や都市化に伴い、隣近所のつながりが減少しています。これにより、孤立死や児童・高齢者虐待の早期発見が遅れるリスクが高まっています。
3.担い手（人材）の不足と高齢化
　町内会、民生児童委員、ボランティアなどの地域活動者の高齢化が進んでおり、後継者不足や特定の個人への負担集中が深刻化しています。

　こういった課題に対応するために、重層的支援体制の構築、住民主体の居場所・見守りづくり、参加層・担い手の拡大、デジタル・ICTの活用などの取り組みが必要となってきております。
　行政・社会福祉協議会・地域住民・民間の福祉事業者が「公助・共助・自助」の役割を分担しながら、誰もが自分らしく暮らせる地域社会（地域共生社会）を目指すことが求められています。



論点№7 障がい者(児)をどのように支援していくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅱ 健康・福祉

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成 年度 (年度)	令和7年度 (2025年度)	令和9年度 (2027年度)	令和13年度 (2031年度)
福祉施設から一般就労への移行者数	人	3 人	5 人	7 人

〔指標の説明〕
障害福祉サービスを提供する支援にとどまるのではなく、一般就労での活躍を促し、障がいのある人の社会的自立や生活の質の向上を図ります。

第3次総合計画期間における主な成果

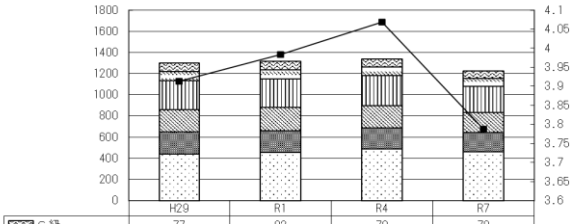
障害者手帳の所持者数は増加しております。特に全国的に精神障がい者の増加が顕著であり、これに対応した福祉サービスや制度も改正などにより複雑化しております。

町では、多様な障害に対応した支援を丁寧行うべく、複雑な制度を整理し一冊にまとめた障がい者向け福祉ガイドブック「ともに歩む」を作成し、来庁者に配付を行っています。

相談支援体制においては、平成29年4月に矢巾町と共同で設置した「紫波地域障がい者基幹相談支援センター」を中心に、地域に寄り添った相談対応を行ってまいりました。

また、町において令和元年度に「紫波町障害者自立支援協議会」を設置し、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、福祉・保健・医療・教育・雇用など関係機関等のネットワーク構築を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ってまいりました。

身体障害者手帳保持者数の推移(等級別、町人口に占める割合)

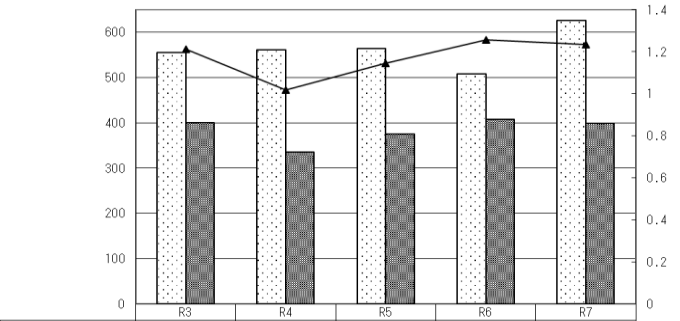


	H29	R1	R4	R7
6級	77	82	78	70
5級	88	86	82	77
4級	276	271	283	246
3級	207	217	210	187
2級	211	206	198	186
1級	439	456	488	458
手帳保持者割合	3.913174555	3.983076458	4.068054079	3.787949123

療育手帳保持者数の推移(等級別、町人口との割合)

	H29	R2	R5	R6	R7
療育手帳A (重度)	79	66	90	92	93
療育手帳B (中・軽度)	182	189	219	217	223
計	261	255	309	309	316
町人口	33,170	33,049	32,717	32,503	32,313
手帳保持者割合	0.79	0.77	0.94	0.95	0.98

精神保健福祉手帳等の所持者数の推移(自立支援含む)



	R3	R4	R5	R6	R7
自立支援医療	556	562	564	508	627
手帳所持者	400	335	375	408	399
手帳保持者割合	1.21124031	1.017773052	1.146193111	1.255268744	1.23479714

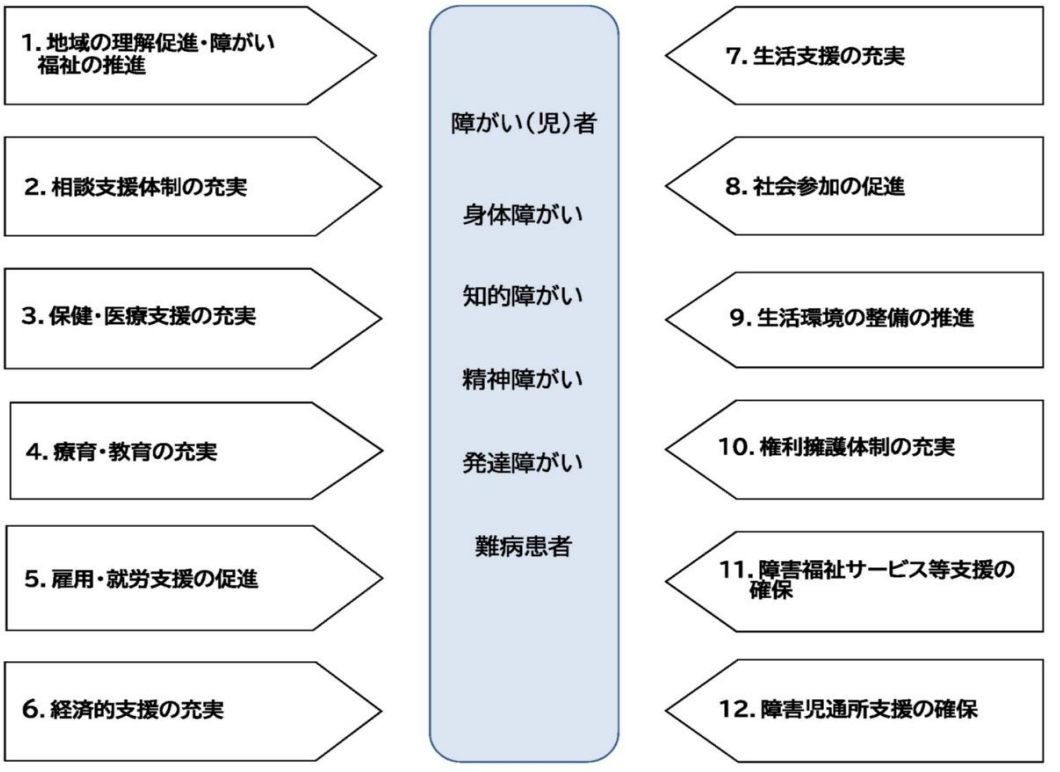
次期総合計画策定に向けた課題・論点

福祉サービス利用に必要な「サービス等利用計画」の作成件数が過大となり、相談支援専門員が個別ケアマネジメントに追われ、地域課題の発掘やアウトリーチ(訪問支援)に十分な時間を割けない傾向があります。

また、高次脳機能障害、発達障害、難病患者、引きこもり状態にある人など、既存の障害種別(身体・知的・精神)に当てはまりにくい対象者への支援が課題となっております。

行政主導の制度給付だけでは限界があります。重層的支援体制を整備し、高齢・児童・困窮などをまたぐ包括的な相談支援を強化すること、また、広域連携することで、専門性の高い施設や支援ネットワークを近隣自治体と共同で確保・運用する取り組みが必要とされます。

また、障がい者の高齢化に対応した、権利擁護・成年後見制度の利用を促進し、意思決定支援の推進や地域共生社会に向けた環境整備が求められています。



【健康・安心】

論点No.8 高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅱ 健康・福祉

主要指標

	基準値 平成30年度 （2018年度）	実績値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和9年度 （2027年度）	見通し 令和13年度 （2031年度）
高齢化率	30.0 %	33.0 %	34.0 %	36.0 %
認知症サポーター養成講座受講者数	375 人	353 人	375 人	380 人
介護予防事業の延参加数	20,707 人	16,110 人	15,000 人	15,000 人

〔指標の説明〕
○高齢化率とは、高齢化率21%以上が超高齢社会と言われ、日本は29.3%、岩手県は35.4%（令和6年10月1日現在）です。県内では西和賀町（51.0%）が最も高く、市町村格差が大きい状況で、紫波町は県内5番目の低水準にあります。
○認知症サポーター養成講座は、自分のできる範囲で認知症の人や家族を温かく見守る支援者（理解者）であるサポーターを養成する講座のことです。
○介護予防事業の延参加数は、通いの場や介護予防事業（元気アップ教室、シルバーリハビリ体操など）への年間の参加者数を指します。

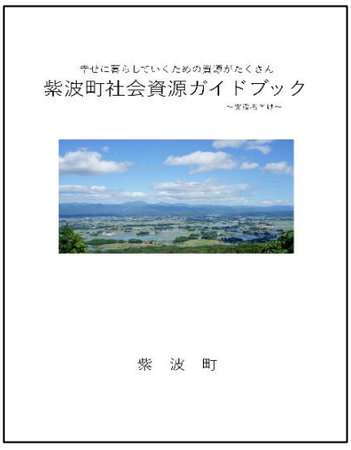
第3次総合計画期間における主な成果

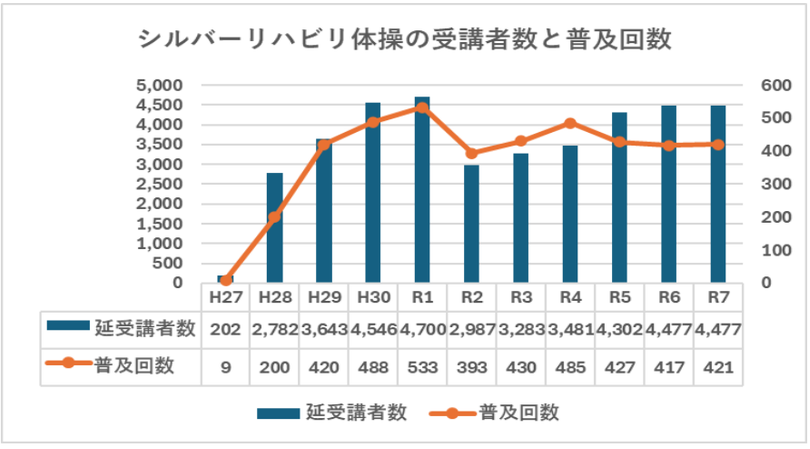
○地域の支え合いによる生活支援体制の充実
生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置を進め、地域ニーズの把握や担い手の育成に取り組みました。また、高齢者の孤立防止や社会参加の促進を目的とした通いの場を41か所まで拡充するとともに、地域の通いの場などを掲載した資源ガイドブックを作成し、地域資源の見える化を図りました。これらの取組を通じて、高齢者が身近な地域で人とのつながりを持ち、互いに支え合いながら暮らし続けるための基盤づくりを進めました。

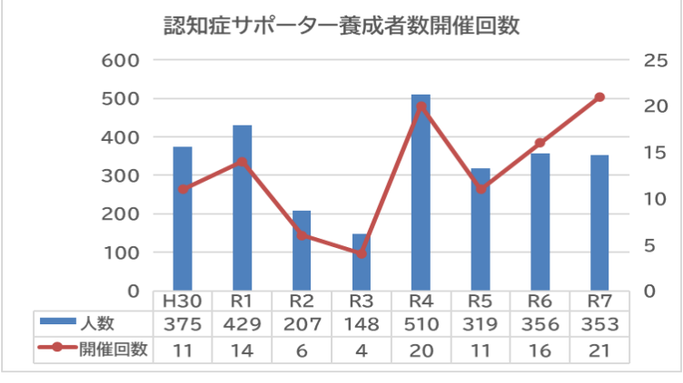
○認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
認知症施策では、認知症サポーターは延養成数6,742人で、地域で認知症の人や家族を見守る意識が広がっています。

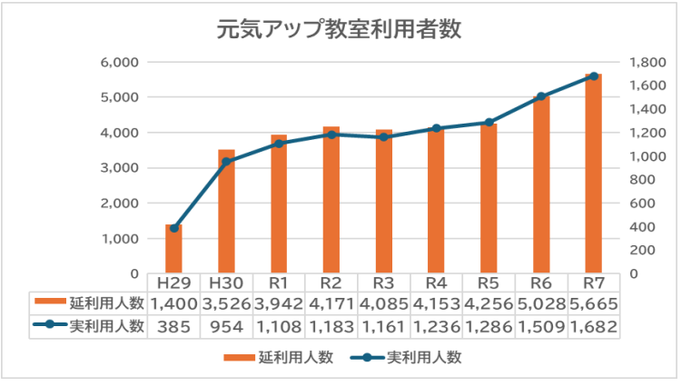
R4年度からは、ステップアップ講座（延83人受講）を開始し、チームオレンジとして活動する人材を育成するとともに、R6年度には「オレンジパートナーしわ」が結成されました。認知症の人や家族を中心に、地域住民や専門職、関係機関がつながり、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めました。

○介護予防のための運動機会の充実と習慣化の促進
シルバーリハビリ体操や元気アップ教室を継続して実施し、高齢者の運動習慣の定着や筋力低下の予防を図りました。
また、R7年度からアクティブシニアトレーニング教室を開始し、身体状況に応じた運動機会を提供することで、運動機能の維持・向上を図るとともに、介護予防や地域交流の促進につなげました。









次期総合計画策定に向けた課題・論点

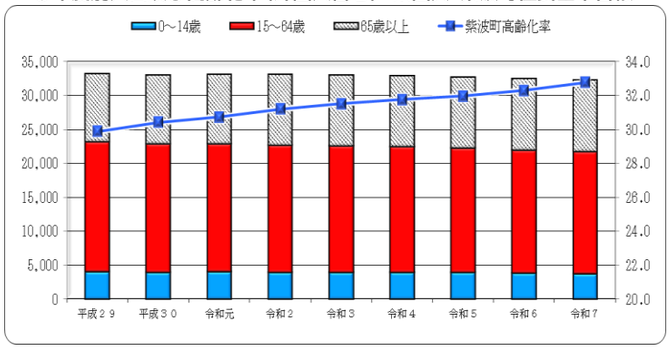
【地域包括ケアシステムの深化・推進】
　高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に提供する体制（地域包括ケアシステム）のさらなる構築・強化が重要な課題となっています。

〇持続可能な生活支援体制の構築
　生活支援体制については、これまでの計画において体制の「構築（作ること）」に重点が置かれてきました。しかし、次期計画では、構築した体制を「継続・発展させること（続けること・育てること）」への転換が課題となります。
　また、担い手の高齢化・固定化や活動の停滞、地区間における取組格差の拡大なども懸念されており、持続可能な支え合いの仕組みづくりに向けた新たなアプローチが求められています。

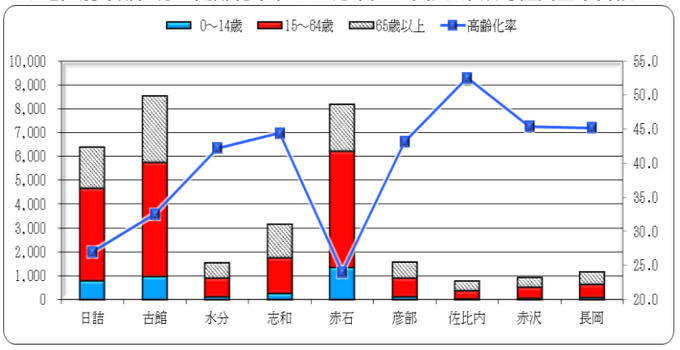
〇認知症施策の推進
　認知症施策については、サポーターの養成にとどまらず、認知症の方が住み慣れた場所で暮らし続け、地域の中で自然に受け入れられる環境づくりが求められています。認知症を自分ごとと捉え、互いに支え合い、本人が自分らしく生活できる地域を目指し、施策のあり方を見直していくことが必要です。

〇介護予防事業の推進・拡充
　介護予防事業において、会場や運営上の制限から、希望者全員を受け入れられるための十分な枠を確保できないこと、参加者が固定化する傾向から新規参加者や若い高齢者層の参加拡大が課題です。

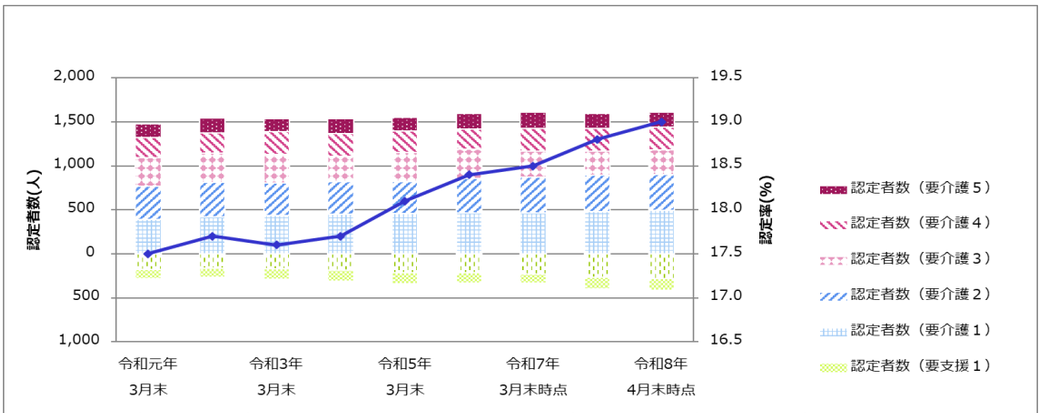
〇年度別人口及び高齢化率（外国人含む）　※出典：紫波町住民基本台帳



〇地区別年齢区分と高齢化率（R8.3月末）　※出典：紫波町住民基本台帳

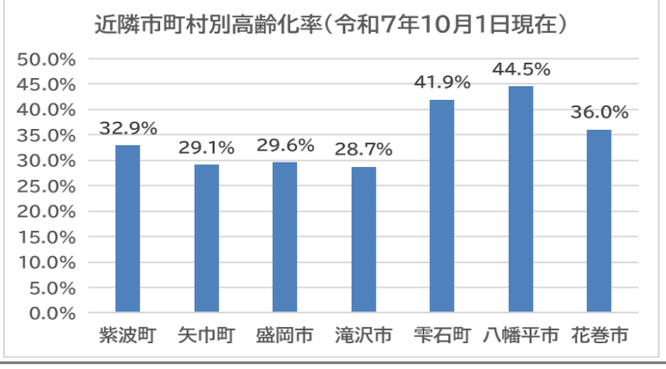


〇要介護等認定者数、要介護等認定率の推移　※出典：見える化システム



（出典）平成30年度から令和5年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和6年度から令和7年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和8年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

近隣市町比較データ



出典：岩手県

【健康・安心】

論点№9 介護サービスが必要な人に必要なサービスが提供できるか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅱ 健康・福祉

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成30年度（2018年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
要介護認定率	17.9 %	19.2 %	19.9 %	21.5 %
要介護認定者数	1,800 人	2,048 人	2,132 人	2,310 人
サービス受給率	81.2 %	92.5 %	93.0 %	94.1 %
サービス受給者数	1,461 人	1,895 人	1,984 人	2,174 人

〔指標の説明〕
上の表は、介護サービスを必要とする方が申請し、認定を受けている割合、人数、また、そのうちでサービス利用につながった方の割合及び人数を表しています。各年度3月末時点の数値となっています。（第2号被保険者を含みます。）
平成30年度、令和7年度の岩手県全体の認定率は、それぞれ19.6%、20.3%となっており、県全体と比較すると紫波町の認定率は低いものの、県、町とも認定者は増加傾向にあることが分かります。
紫波町の認定率は、県内24保険者中17番目となっています。

第3次総合計画期間における主な成果

介護保険制度の運営では、介護保険制度の周知、介護保険料の公平な負担と給付の適正化を保ち、持続可能な制度の維持に努めました。

〇介護保険制度の主な改正点
（平成30年度以降）
①3割負担の導入
②高額介護サービス費の上限引き上げ
③介護医療院の創設
④感染症対策・科学的介護の強化、ICT活用
ほか

〇介護認定審査会のDX推進
令和7年度に申請から結果を出すまでの法定期限である30日を遵守するため、介護認定審査会ペーパーレスシステム「moreNOTE」を導入。急を要する案件の追加を容易に行えるようになり、令和6年度と比較して平均で新規申請は1.2日、区分変更申請は3.1日、結果までの期間を短縮しました。

〇紫波町内介護サービスの新設
第3次総合計画期間である令和2年度以降に町内では地域密着型デイサービス3か所、訪問看護ステーション2か所、訪問介護事業所1か所、居宅介護支援事業所2か所が新設されました。

図1 65歳以上人口とそれを支える15～64歳人口
（出典：紫波町人口集計一覧表、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」）

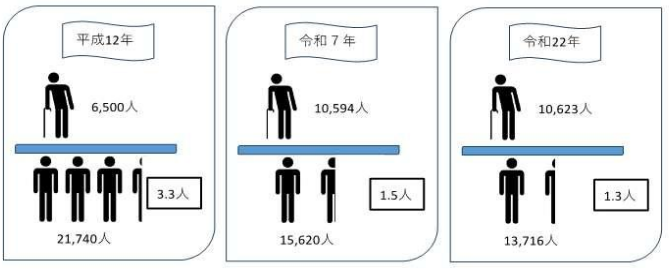


図2 内容別申請件数の推移
（出典：紫波町介護保険白書）

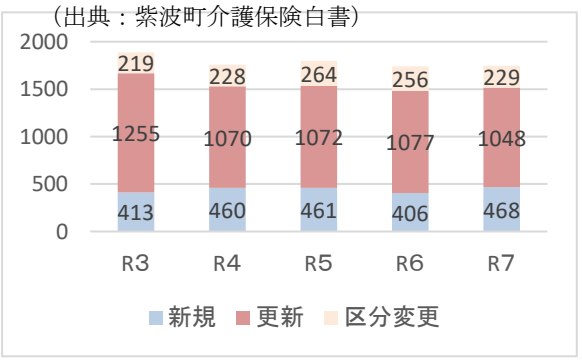


表1 新規認定者の分析 （出典：紫波町介護保険白書）

1 新規認定者の平均年齢 （単位：人）

	1号被保険者			2号被保険者	合計	最小年齢	最高年齢	平均年齢
	前期高齢者	後期高齢者	計					
男性	36	145	181	8	189	47歳	99歳	80.4歳
女性	32	219	251	1	252	45歳	99歳	82.8歳
合計/全体	68	364	432	9	441			

2 新規認定者の認定結果 （単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
男性	31	33	73	21	7	13	11	189
女性	53	63	72	27	8	19	10	252
計	84	96	145	48	15	32	21	441

1号被保険者
前期：65歳～74歳の被保険者
後期：75歳以上の被保険者

2号被保険者
40歳～64歳の被保険者

要介護における状態区分

要支援1 ◀ 要介護5

次期総合計画策定に向けた課題・論点

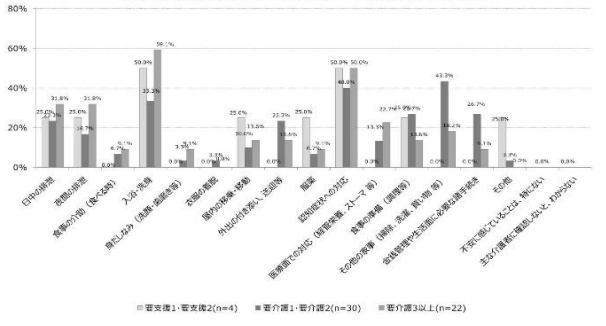
●人口構造の変化
介護保険制度開始以降、高齢化が急速に進行しています。2025年には団塊世代が後期高齢者となり、2040年には団塊ジュニア世代が高齢者層へ移行することで、高齢者人口はさらに増加します。また、独居・高齢者のみ世帯の増加も見込まれており、介護サービスを必要とする方は今後も増え続けることが予想されます。

●住民負担と給付のバランス
介護保険料は高齢者人口の増加に伴い増加傾向にあります。第7期から第9期まで月額6,480円で据え置かれている一方、介護サービス費用全体は増加しています。給付と負担の均衡を保つためには、健康で元気な高齢者を増やす介護予防の取り組みをより一層強化していくことが重要です。

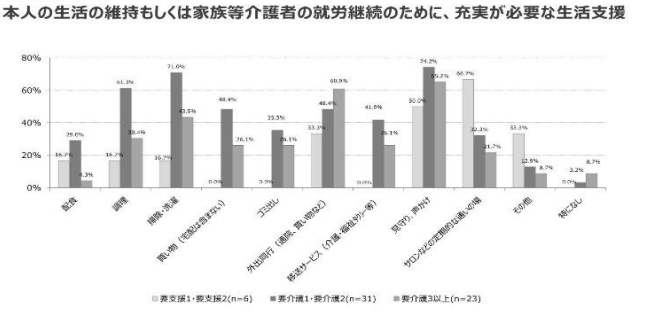
●必要な人に必要なサービスを届けるために
介護需要が増加する一方で担い手不足が深刻化する中、介護人材の確保・定着とサービス提供体制の維持が不可欠です。あわせて、オンライン申請を含むDX推進や情報連携の効率化を図りながら、デジタル機器の利用に不慣れな高齢者を取り残さない支援体制を関係課と連携して構築していく必要があります。

●高齢者の住まいの確保と介護施設の適正配置
独居・認知症高齢者の増加を踏まえ、特別養護老人ホームやグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など、状態や希望に応じた多様な住まいの選択肢を地域内で確保することが重要です。一方、人口減少が進む中での無計画な施設増設は財政・人材面で持続不可能であり、地域の需要を的確に見通しながら、施設・在宅・住宅系サービスの適正配置を計画的に進めるとともに、住宅改修支援や見守り体制の充実など、自宅で暮らし続けられる環境整備にも取り組む必要があります。

現在の利用者の状況　図3　（出典：令和8年6月　在宅生活改善調査）



現在の利用者の状況　図4　（出典：令和8年6月　在宅生活改善調査）



過去1年間の実績　図5　（出典：令和8年6月　在宅生活改善調査）

過去1年間に自宅等から居場所を変更した利用者の行先別の人数

行先	市区町村内	市区町村外	合計
兄弟・子ども・親戚等の家	0人 0.0%	1人 0.7%	1人 0.7%
住宅型有料老人ホーム	32人 21.8%	13人 8.8%	45人 30.6%
経費老人ホーム	0人 0.0%	1人 0.7%	1人 0.7%
サービス付き高齢者向け住宅	4人 2.7%	1人 0.7%	5人 3.4%
グループホーム	3人 2.0%	0人 0.0%	3人 2.0%
特定施設	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
地域密着型特定施設	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
介護老人保健施設	0人 0.0%	33人 22.4%	33人 22.4%
介護医療院	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
特別養護老人ホーム	7人 4.8%	18人 12.2%	25人 17.0%
地域密着型特別養護老人ホーム	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
病院・診療所	0人 0.0%	30人 20.4%	30人 20.4%
その他	4人 2.7%	0人 0.0%	4人 2.7%
行先を把握していない			0人 0.0%
合計	50人 34.0%	97人 66.0%	147人 100.0%

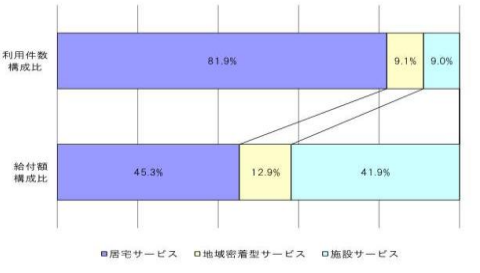
（注1）「自宅等」とは、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム・経費老人ホームを含めていません。
（注2）表の上段の数値は、「回答実数」であり、母数全体の比率を用いて算出した「集計」されたものではありません。

5

在宅生活改善調査とは

町内の居宅介護支援事業所、地域包括支援センターに所属するケアマネジャー全員を対象に、自身が担当しているサービス利用者のうちで現在のサービスでは在宅生活の継続が困難または家族等介護者の就労継続が困難となるケースを抽出し、設問に答えてもらった。第10期介護保険事業計画の予備調査として新たに採用されたもの。

図6
令和7年度サービス別給付費割合
（出典：紫波町介護保険白書）

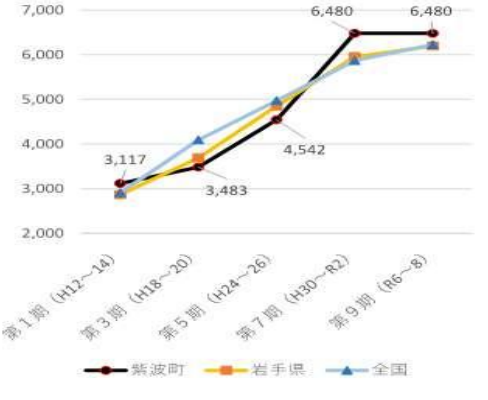


近隣市町比較データ

図7　令和7年度要介護認定者と一人当たりの月額介護サービス費用（円/月）の比較
（出典：厚労省介護保険事業状況報告）



図8　介護保険料の基準月額の推移



【健康・安心】

論点№10 学校給食を通じて児童・生徒の食生活に対する理解を深めるには

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅲ 子ども・子育て・教育

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成30年度（2018年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
食と農の情報発信サイト閲覧数	34,728 回	71,365 回	50,000 回	80,000 回

〔指標の説明〕
1年度の間に、「紫波の食ナビ」のホームページが閲覧された回数です。
給食に対する理解、関心の点から、指標として採用しています。
令和8年度からは、「紫波の食ナビ」が公開終了し、町ホームページ中「学校給食予定献立表・給食一口メモ・今日の献立」のページに移行します。

第3次総合計画期間における主な成果

食と農の情報発信サイトの閲覧数が伸び、目標値を越えました。

食生活に関する知識、意識を養うため、栄養教諭が食指導や食に関連した授業を行うとともに、学校給食を通じて、食への関心と食体験の両方に作用するようなアプローチを行いました。
関心の面では、情報発信により知識、関心の醸成を図りました。児童生徒に向けては、「学校給食一口メモ」や「給食センターだより」に食材や栄養、食文化などの記事を掲載しました。家庭に向けては、「紫波の食ナビ」ホームページに、給食献立を写真付きでアップし、情報発信を行いました。

食体験の面では、給食が、「生きた教材」としてはたらくような献立の策定や企画を行いました。 実績として、こどもの日や七夕等のイベント給食等のほか、学習振り返り給食、読書給食、よくかむ給食、減塩適塩の日給食、紫あ波せお29推進月間、地場産加工品推進献立、郷土食伝統食献立、希望献立・作成献立、食材生産者との交流を実施し、実際の食体験と結びました。

郷土食の献立（令和7年度） もち姫のひっつみ汁
（紫波の食ナビホームページ）



献立の例
（給食献立表 令和7年度1月）

＜学校給食週間①ALTの先生の国の料理＞
横割り丸パン、牛乳、クラムチャウダー
ハンバーグのトマトソースかけ、
コーンとブロッコリーのサラダ

＜学校給食週間②とり野菜みそ給食＞
麦ごはん、牛乳、とり野菜みそ汁
ちくわの青のり天ぷら、治部煮

＜学校給食週間③宮沢賢治ゆかり給食＞
減量ごはん、牛乳、山猫ひっつみ
紫あ波せポテトコロッケ、
かぼちゃのきび煮、ラムネゼリー



＜学校給食週間④野村胡堂ゆかり給食＞
麦ごはん、牛乳、銭形カレー、
オムレツ、福神漬け和え

＜学校給食週間⑤もっちりハムカツ給食＞
麦ごはん、牛乳、たらの粕汁
もっちりハムカツ、みそ肉じゃが

次期総合計画策定に向けた課題・論点

第3次総合計画期間において行ってきた成果があることから、これらを継続して行っていく考えです。

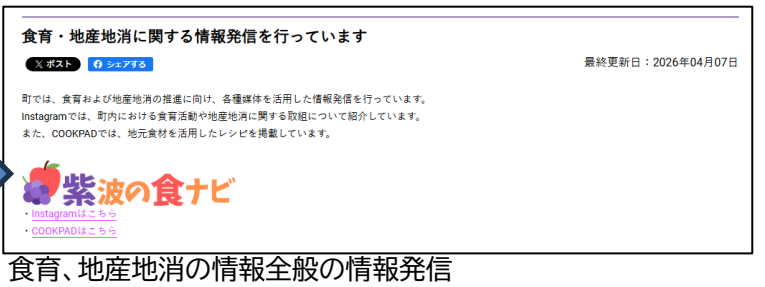
現在のまちづくり指標は、「食と農の情報発信サイト閲覧数」ですが、令和8年度からは、「紫波の食ナビ」が公開終了し、町ホームページ中「学校給食予定献立表・給食一口メモ・今日の献立」のページに移行しています。「紫波の食ナビ」のサイト閲覧数に代わるまちづくり指標を設定する必要があります。

「学校給食を通じて児童・生徒の食生活に対する理解を深めるには」という施策に対し、どのような指標を用いるかを論点とします。



「紫波の食ナビ」
旧サイトは終了

移行



食育、地産地消の情報全般の情報発信

独立



給食の情報は、「紫波の食ナビ」ではなく、町ホームページで発信

↓

「学校給食を通じて児童・生徒の食生活に対する理解を深める」ことを計るのによりふさわしい指標はないか？

近隣市町比較データ

論点No.11 循環型まちづくりを推進するためには何が必要か

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅳ 環境・くらし

まちづくり指標

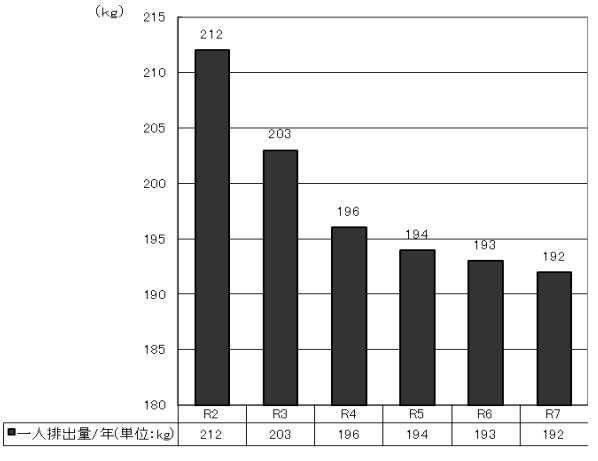
	基準値 平成30年度 （2018年度）	実績値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和9年度 （2027年度）	見通し 令和13年度 （2031年度）
年間1人当たり家庭系ごみの排出量	199.0 kg	192 kg	188 kg	180 kg

〔指標の説明〕

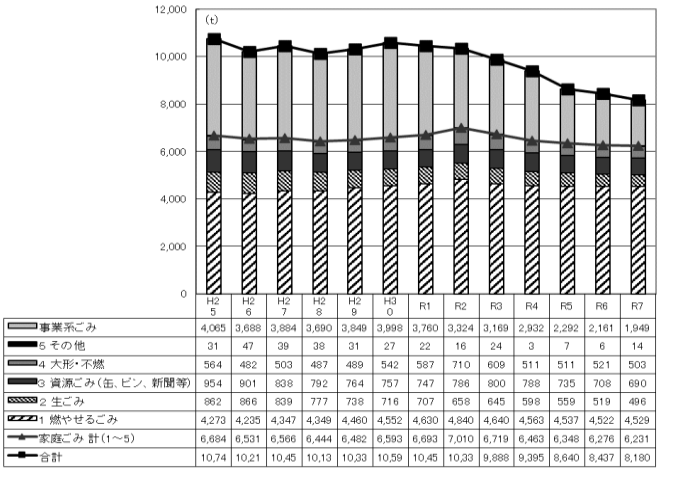
第3次総合計画期間における主な成果

第三次計画においては、資源回収活動への支援や家庭系廃食用油の回収などを実施し、ごみ減量及び資源循環の取組を推進しました。また、長年にわたるごみ分別や資源回収の取組により、町民の間にはごみ減量や分別に対する意識が一定程度定着し、年間1人当たりのごみ排出量についても減少傾向が見られました。

一方で、資源化率は低下傾向にあり、燃やせるごみの中には、本来は資源として回収できるものが混入していることが課題となっています。また、近年は中央部の開発等に伴い、町外からの転入者が増加するなど、地域や住民構成も変化しています。これまで地域に定着してきた分別の取組を維持するとともに、新たに町で生活する住民にも分別方法や資源循環の考え方を分かりやすく伝え、改めてごみ減量・資源分別の意識を醸成していくことが必要な時期となっています。



家庭ごみの一人当たり年間排出量の推移



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
事業系ごみ	4,065	3,688	3,884	3,690	3,849	3,998	3,760	3,324	3,169	2,932	2,292	2,161	1,949
5 その他	31	47	39	38	31	27	22	16	24	3	7	6	14
4 大形・不燃	564	482	503	487	489	542	587	710	609	511	511	521	503
3 資源ごみ（缶、ビン、新聞等）	954	901	838	792	764	757	747	786	800	788	735	708	690
2 生ごみ	862	866	839	777	738	716	707	658	645	598	559	519	496
1 燃やせるごみ	4,273	4,235	4,347	4,349	4,460	4,552	4,630	4,840	4,640	4,563	4,537	4,522	4,529
家庭ごみ 計(1～5)	6,684	6,531	6,566	6,444	6,482	6,593	6,693	7,010	6,719	6,463	6,348	6,276	6,231
合計	10,74	10,21	10,45	10,13	10,33	10,59	10,45	10,33	9,888	9,395	8,640	8,437	8,180

家庭系・事業系ごみの排出量の推移

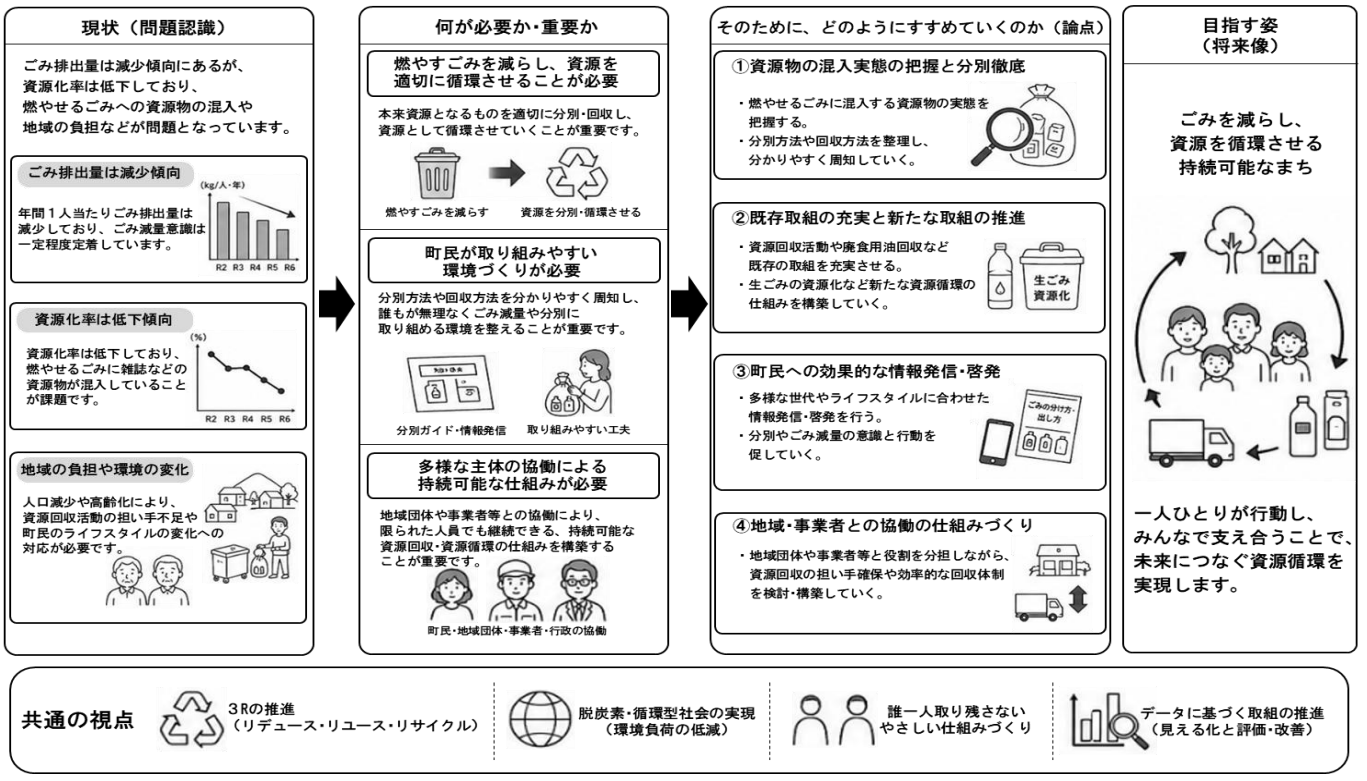
次期総合計画策定に向けた課題・論点

年間1人当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、ごみ減量に対する町民意識は一定程度定着してきています。一方で、資源化率は低下傾向にあり、燃やせるごみの中に雑紙など、本来は資源として回収できるものが混入していることや、資源回収活動を担う地域の負担が課題となっています。

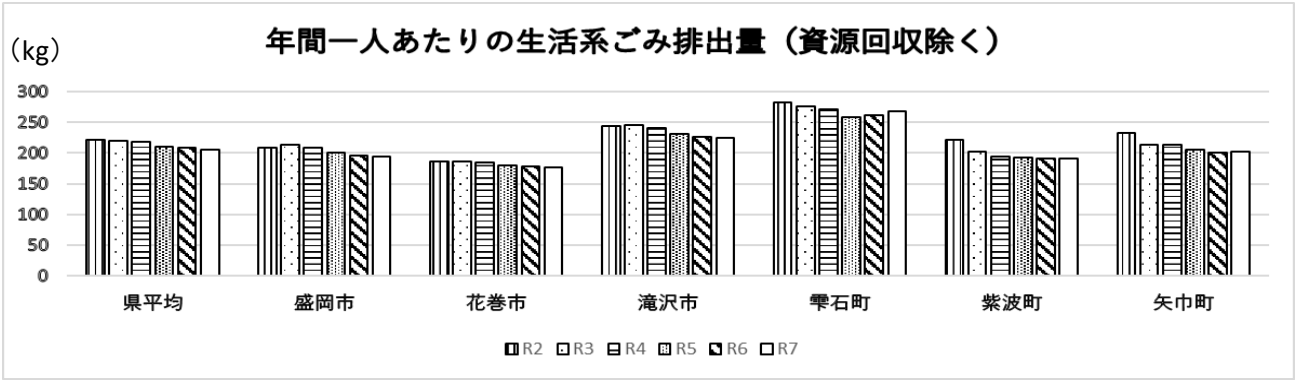
こうした問題を解決するためには、ごみの排出量を削減する取組を継続するとともに、資源として活用できるものを適切に分別・回収し、資源循環につなげていくことが必要です。また、町民一人ひとりが分別やごみ減量に取り組みやすい環境を整えるとともに、地域団体や事業者等との協働により、持続可能な資源回収の仕組みを構築していくことが重要です。

そのために、燃やせるごみに混入している資源物の実態を把握し、分別方法や回収方法について分かりやすく周知するとともに、資源回収活動や家庭系廃食用油の回収など既存の取組の充実、生ごみの資源化など新たな資源循環の仕組みづくりをどのように進めていくのかを論点とします。

次期計画に向けた課題整理のイメージ



近隣市町比較データ



【自然・産業】

論点No.12 脱炭素社会の構築のために何が必要か

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅳ 環境・くらし

まちづくり指標

	基準値 平成30年度 （2018年度）	実績値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和9年度 （2027年度）	見通し 令和13年度 （2031年度）
循環型エコプロジェクト推進事業によるCO2削減量	2,593 t	1,024 t	2,000 t	1,000 t
再生可能エネルギー設備の導入容量	18,896 kW	21,249(※) kW	30,772 kW	25,547 kW

※ FIT統計において令和7年度実績値が公開されていないため、令和6年度末の実績

〔指標の説明〕

循環型エコプロジェクト推進事業は、対象となるCO2排出削減にかかる取組みを行った方に、紫波町内のエコ・ショップしわ認定店で利用できる商品券「紫波エコbeeクーポン券」を交付するものです。森林資源、有機・無機資源の循環やエネルギーの有効利用に資する設備の導入など、計11の取組みがあります。

再生可能エネルギーは、化石燃料に頼らず温室効果ガスを排出しないエネルギーであり、脱炭素社会の実現に不可欠なものであります。太陽光発電をはじめとした、地域に適した再生可能エネルギーの活用を模索・検討しながら再生可能エネルギー設備の導入を進めています。

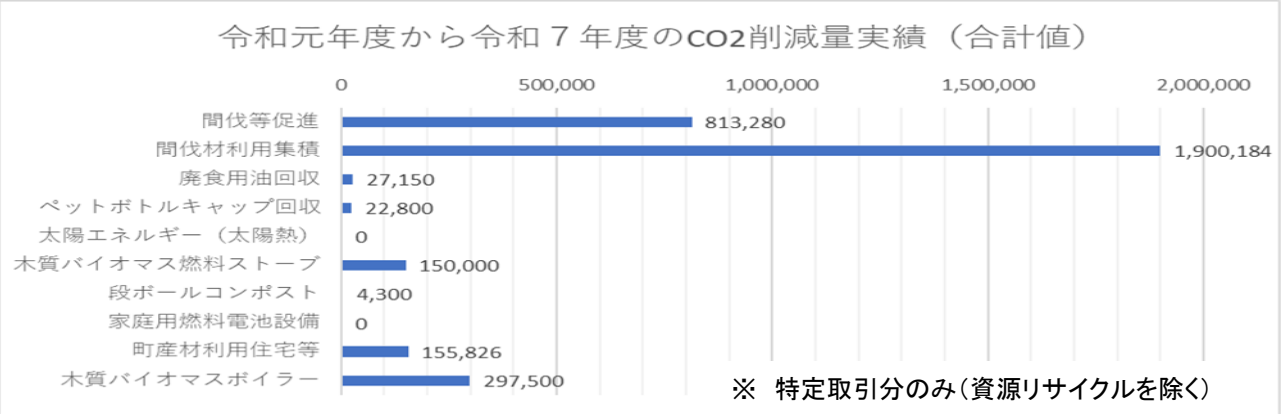
第3次総合計画期間における主な成果

循環型エコプロジェクト推進事業について、第2次総合計画期間にメニュー数が11となり、第3次総合計画期間も同様のメニューで事業を行ってきました。

第3次総合計画期間には、令和元年に発生したコロナウイルスの影響により、様々な活動に対して自粛要請があり、本事業によるCO2削減量が著しく落ち込んでいるものの、一定の効果にはつながっています。また、本事業の対象となる活動や設備導入等を支援し、資源循環や地球温暖化防止といった環境施策に対する町民の意識付けを行うことができました。

町では、令和3年3月に、2050年温室効果ガス排出ゼロに向けた取組みを進めていくことを表明し、翌令和4年3月に紫波町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、2050年温室効果ガス排出ゼロを目指して各種施策に取り組んでいます。また、令和5年度からは、環境省の脱炭素先行地域づくり事業の採択を受け、水分・新山（志和第8行政区）を中心に、一般住宅等への再エネ設備の導入等を推進しています。

町内における各年の太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギー設備等の導入容量は、計画策定以降、約600kW/年で安定的に推移しており、脱炭素社会の構築に向けた取組みを加速させることができました。



循環型エコプロジェクト推進事業によるCO2削減量の推移 （単位：kg）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
CO2削減量	2,486,782	1,700,656	1,638,528	1,235,732	1,256,348	1,028,162	1,024,354

再生可能エネルギー設備導入容量の推移 （単位：kW）

	R01	R02	R03	R04	R05	R06
再エネ設備導入容量	16,813	18,896	19,453	20,068	20,674	21,315

次期総合計画策定に向けた課題・論点

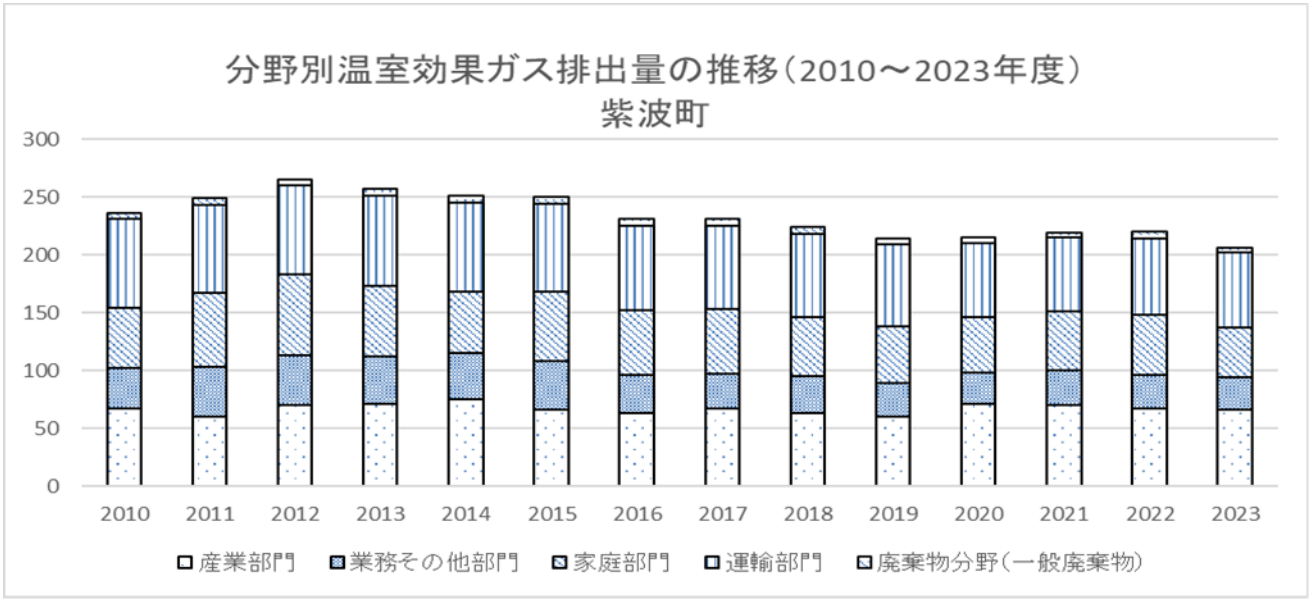
循環型エコプロジェクト推進事業の課題としては、対象となる町民の活動等が少なくなってきている。この背景としては、コロナ禍による影響のほか、これまでエコ活動を行ってきた個人・団体の高齢化といった様々な要因が考えられます。事業開始から約15年が経過し、地域住民の年齢層が変化していることから、活動に関わる人を改めて参集する意味も込めて、事業を周知する必要があると感じています。

また、実績にも現れているように、近年、申請がない、若しくは、少なくなっているメニューがあるため、時代背景やニーズに合ったメニューの検討・開発が必要です。

再生可能エネルギーについては、計画策定以降、導入が加速化していますが、2050年カーボンニュートラルを達成するためには、さらなる加速化が必要とされています。

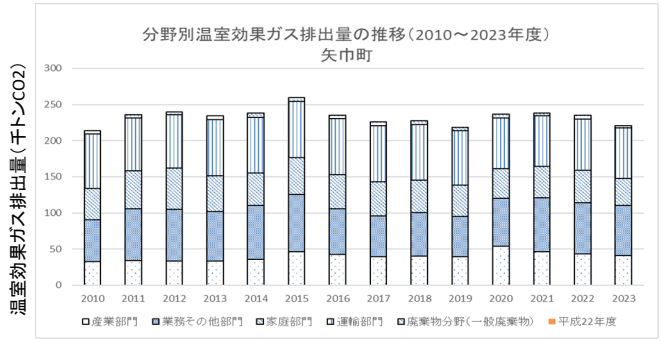
「エネルギー」という目に見えず捉えにくいテーマであるため、前向きな検討に至らないケースが見受けられます。

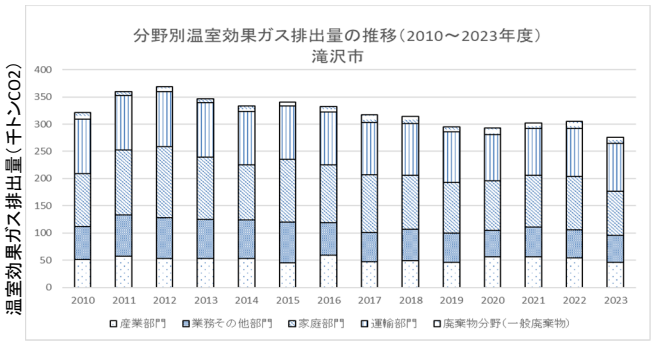
そのため、再生可能エネルギー設備の導入のメリット等を丁寧に説明・周知しながら、エネルギー分野に関する住民等のリテラシーを向上させ、町としても設備導入等を支援していく必要があります。



	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
合計	236	249	265	257	252	250	232	232	225	215	216	219	221	206
産業部門	67	60	70	71	76	66	63	68	63	60	71	70	67	66
業務その他部門	35	44	44	42	40	42	33	30	32	30	27	30	29	28
家庭部門	52	64	69	60	53	61	56	55	52	49	48	50	52	43
運輸部門	77	77	78	78	77	75	74	72	72	70	64	64	66	65
廃棄物分野（一般廃棄物）	5	6	5	6	7	6	6	6	6	5	5	4	7	4

近隣市町比較データ





【自然・産業】

論点№13 農業の担い手をどのように育成・確保していくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅴ 産業

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成30年度（2018年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
新規就農者数	3 人	4 人	5 人	5 人
認定農業者数の個人経営体数(経営体)	199	156	180	140

〔指標の説明〕
○新規就農者数
　新たに農業の担い手となった人数を把握し、担い手確保の状況を測る指標。
○認定農業者数
　地域農業の中心的な担い手である認定農業者の経営体数を把握し、担い手の確保・維持の状況を測る指標。

第3次総合計画期間における主な成果

○新規就農者の支援
　農業者の高齢化等による担い手不足への対策として、新規就農者への支援を行っています。新規就農者育成総合対策(旧農業次世代人材投資事業)を活用し、経営を開始する新規就農者に対し給付金を給付し、令和4年度から令和8年度にかけて、合計9名が給付を受けています。また、町独自の「親元就農支援補助金」や「新規就農者経営安定支援事業補助金」等による就農・定着支援に加え、「新・農業人フェア」等へ出展し、町の農業や就農支援制度をPRすることで、新たな担い手の確保に取り組んでいます。

○認定農業者の支援
　認定農業者として認定されると、農業経営改善資金の貸付など、様々な支援措置を受けることができます。
○農業者等窓口相談
　紫波町農林公社が窓口となり、新規就農や認定農業者に関する相談を受け付けています。相談窓口の他にも認定農業者や新規就農者関係の書類作成の支援等もおこなっています。



新・農業人フェアでの新規就農相談



新規就農者の就農状況確認の様子

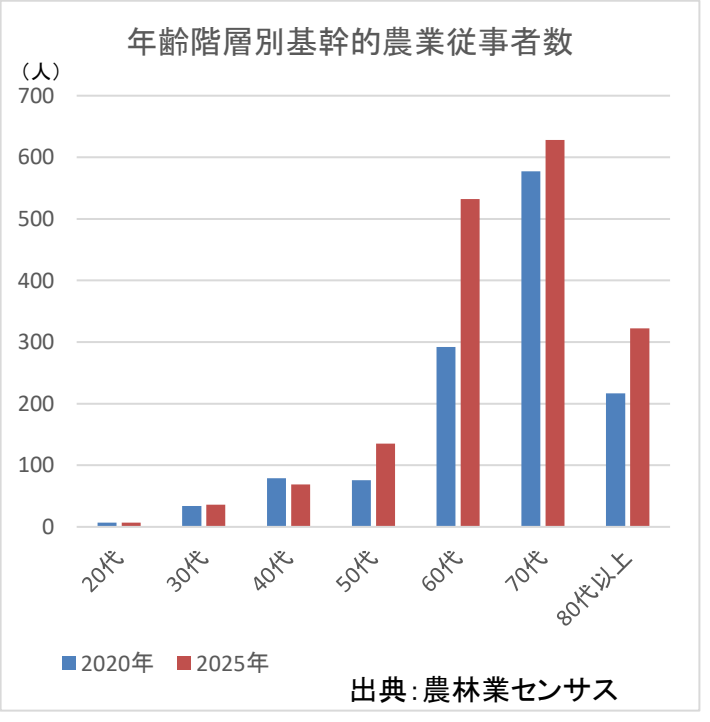
相談件数

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
新規就農者支援業務	13件	25件	47件	23件	18件	30件
総合窓口業務	32件	15件	22件	20件	10件	135件

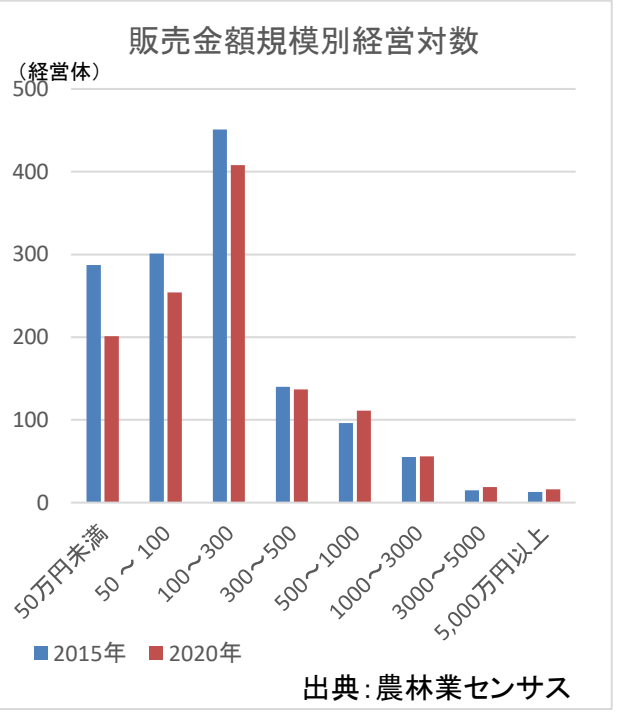
次期総合計画策定に向けた課題・論点

1.農業の担い手の育成
　町では、農業者の高齢化や減少が進んでおり、今後の地域農業を担う人材の確保が課題となっています。現在、町内の基幹的農業従事者のうち70歳以上が約6割を占めており、次期計画期間中には多くの農業者がリタイアすることも想定されます。
　一方、離農等に伴い担い手への農地集積や経営規模の拡大が進んでおり、新たな担い手の確保だけでなく、農地や農業経営を次世代へ円滑に引き継ぐことや、担い手の経営を持続可能なものとしていくことが求められています。
以上を踏まえ、次の事項を主な論点とします。
① 新規就農、親元就農、雇用就農、第三者継承など、多様な形で農業を担う人材をどのように確保し、地域に定着させていくか。
② 担い手の減少が見込まれる中、農地や農業経営を次世代へつなぎ、持続可能な地域農業をどのように支えていくか。

2.農業経営体への支援策の多様化
　町内には、家族経営を中心とした個人経営体、認定農業者、集落営農組織、農業法人など、規模や経営形態の異なる多様な農業経営体があります。
　農業者の減少に伴い、一部の経営体では農地集積や経営規模の拡大が進む一方、人材不足や生産コストの上昇など、農業経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、経営規模や作目、経営形態によって抱える課題や必要とする支援も異なっています。こうした状況を踏まえ、次の事項を主な論点とします。
① 経営規模や作目、経営形態が異なる中、それぞれの経営体が安定して農業を継続するために、どのような支援が必要か。
② 人材不足や生産コストの上昇が続く中、スマート農業や新たな雇用手法の活用などにより、農業経営の効率化や負担軽減をどのように進めていくか。

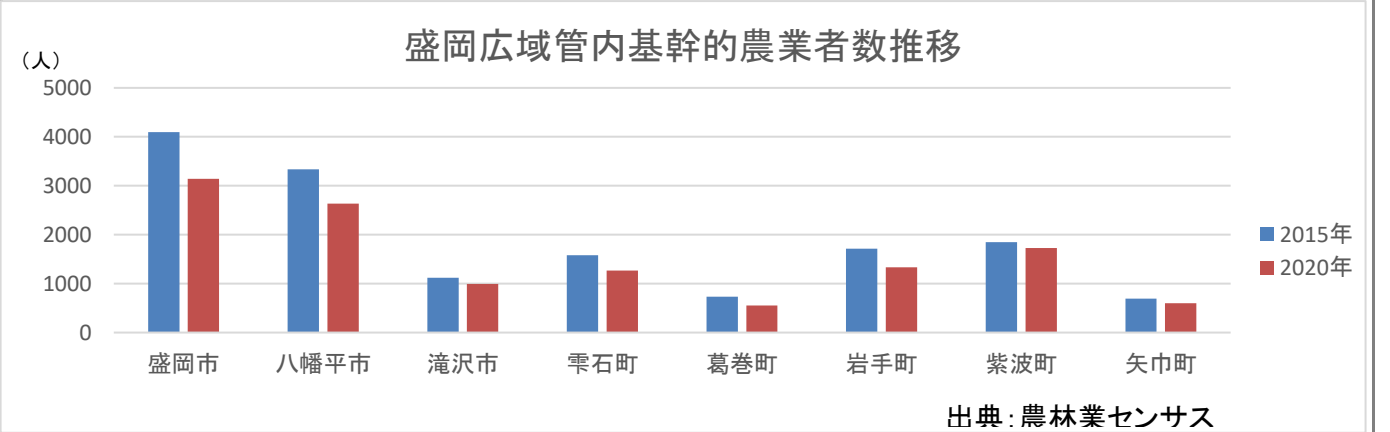


出典：農林業センサス



出典：農林業センサス

近隣市町比較データ



出典：農林業センサス

論点№14 循環型まちづくりを支える畜産生産基盤をどう維持するか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅴ 産業

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成30年度（2018年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
家畜(牛)の飼養頭数	1,579 頭	1,316 頭	1,600 頭	1,250 頭
家畜(豚)の飼養頭数	3,520 頭	1,588 頭	3,500 頭	1,600 頭

〔指標の説明〕
○家畜(牛・豚)の飼養頭数
岩手県家畜飼養頭羽数調査に合わせ、町が生産者及び関係団体へ聞き取りを行い把握しています。

第3次総合計画期間における主な成果

○畜産経営の継続に向けた支援
・関係機関と連携し、畜産経営体の生産基盤強化に必要な連絡調整や情報提供等を行いました。
・紫波地域畜産クラスター協議会の事務局として、協議会運営や事業実施に必要な事務を行いました。
・畜産農家の経営状況や支援ニーズの把握に努めました。

○経営継続・畜産振興への支援
・飼料価格等の高騰により影響を受ける畜産農家に対し、経営継続支援給付金等による支援を継続して行いました。
・畜産関係団体へ負担金等を支出し、家畜改良、価格安定、防疫及び共進会等の取組を通じて畜産振興を図りました。
・肥育素牛導入、肉豚経営安定、豚熱ワクチン接種等を支援するとともに、堆肥センターを運営しました。

■牛

	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
繁殖農家戸数(戸)	118	118	115	106	98	88	84	80
母牛頭数(頭)	855	843	823	747	722	718	688	620
平均頭数(頭)	7.2	7.1	7.2	7.0	7.4	8.2	8.2	7.8
肥育農家戸数(戸)	9	9	8	8	7	7	7	7
肥育牛頭数(頭)	243	264	285	270	234	230	282	279
平均頭数(頭)	27.0	29.3	35.6	33.8	33.4	32.9	40.3	39.9

■豚

	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
農家戸数(戸)	6	6	6	6	6	6	4	3
母豚頭数(頭)	361	363	390	394	363	349	300	155
平均頭数(頭)	60.2	60.5	65.0	65.7	60.5	58.2	75.0	51.7

次期総合計画策定に向けた課題・論点

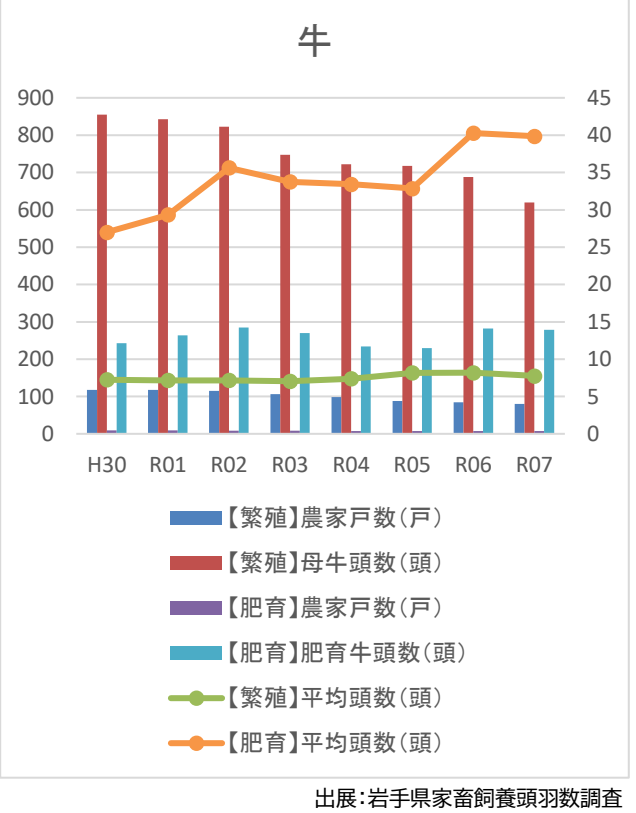
【現状(問題)認識】
　循環型まちづくりを掲げる本町において、畜産業は家畜排せつ物の堆肥化と農地還元を担い、地域資源循環の根幹を支えています。一方、生産者数と飼養頭数は減少しており、畜産生産基盤の縮小は循環型まちづくりの持続にも影響します。
　養牛は、繁殖経営が118戸・855頭(平成30年度)から80戸・620頭(令和7年度)へ減少しましたが、1戸当たり飼養頭数は7.2頭から7.8頭で、概ね維持されています。肥育経営も9戸から7戸となった一方、1戸当たり飼養頭数は27.0頭から39.9頭へ増加しています。
　養豚は現在3軒ですが、後継者と増頭意向のある経営体があり、生産基盤を将来につなぐ材料があります。

【討議課題】
1　循環型まちづくりを持続させるため、その根幹を支える畜産生産基盤をどのように維持するか。

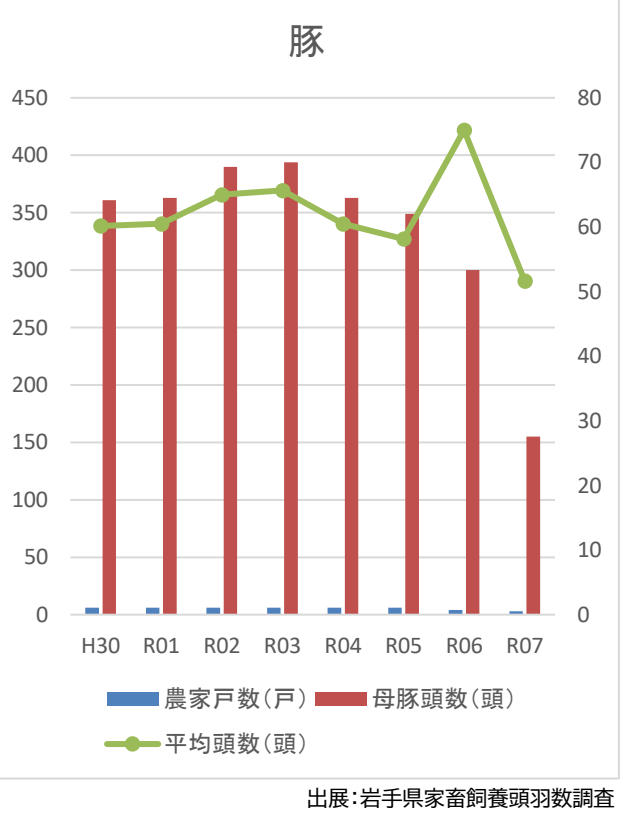
2　経営体が減少する中、1戸当たりの飼養規模を維持している養牛経営をどのように支え、地域全体の生産基盤を将来へつなぐか。

3　生産者が3軒となった養豚について、後継者や増頭意向のある経営体を含め、地域の養豚生産をどのように維持するか。

4　町、県、JA、関係団体がどのように役割分担し、経営継承、生産性向上、防疫及び資源循環を支えるか。



出展:岩手県家畜飼養頭羽数調査



出展:岩手県家畜飼養頭羽数調査

【自然・産業】

論点No.15 農地の適正な維持管理をどのように維持するか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅴ 産業

まちづくり指標

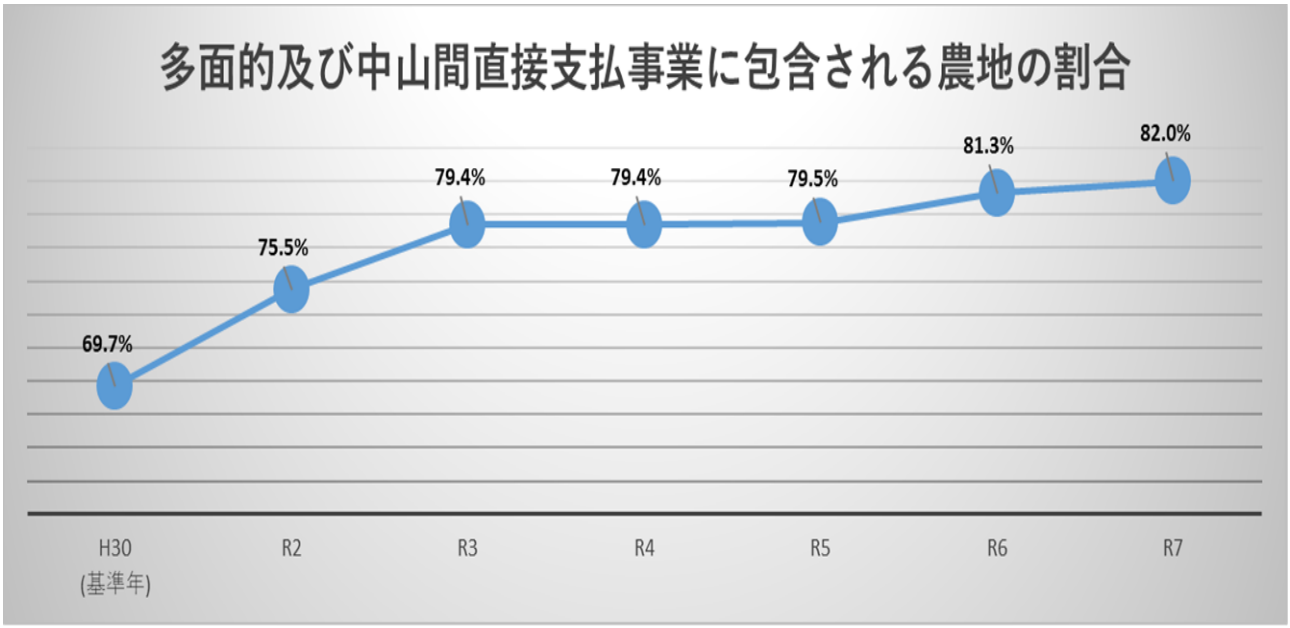
	基準値 平成30年度 （2018年度）	実績値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和9年度 （2027年度）	見通し 令和13年度 （2031年度）
多面的及び中山間直接支払事業に包含される農地の割合	69.7 %	82.0 %	80.0 %	80.0 %

〔指標の説明〕
多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に取り組む町内活動組織・協定の活動面積です。「活動範囲の田と畑の面積」÷「紫波町内の田・畑の面積」でその割合を算出します。
令和9年度の目標値は、計画目標の8割として10年後の包含率を80%として設定しておりましたが、今後、農地保全活動の担い手の高齢化により、活動組織の取組みの停滞、活動面積の減少が懸念されております。このことから、令和13年度の見通しは、令和9年度の目標値を維持した80%としております。
≪事業の説明≫
①多面的機能支払交付金…農地や水路、農道は農業だけでなく、景観維持や洪水防止など地域の暮らしを支える役割があります。この事業は、草刈りや水路清掃など、地域で農地を守る共同活動を行う団体に対し、国が支援金を出して保全活動を続けられるようにする制度です。
②中山間地域等直接支払交付金…山あいの農地は作業が難しく、維持するだけでも大きな負担があります。農地が放置されると災害リスクの増加など地域に影響が出ます。この事業は、こうした中山間地域で農地を耕し続ける農家に国が支援金を出し、農地の維持と地域の安全を守ることを目的とした制度です。

第3次総合計画期間における主な成果

多面的機能支払交付金事業および中山間地域等直接支払事業により、地域で農地を維持管理する活動が広がり、対象となる農地の割合は基準年度の69.7%から令和7年度には82%へと大きく増加しています。
これは、草刈り、水路の清掃、農道の補修など、地域住民や農業者が協力して行う保全活動が着実に実施されてきた結果であり、成果として、農地・水路・農道の維持管理が計画的に進んだことを示しています。
また、制度を活用する地域組織が増えたことで、農地の管理体制が強化され、耕作放棄地の発生抑制や農地機能の維持につながっています。

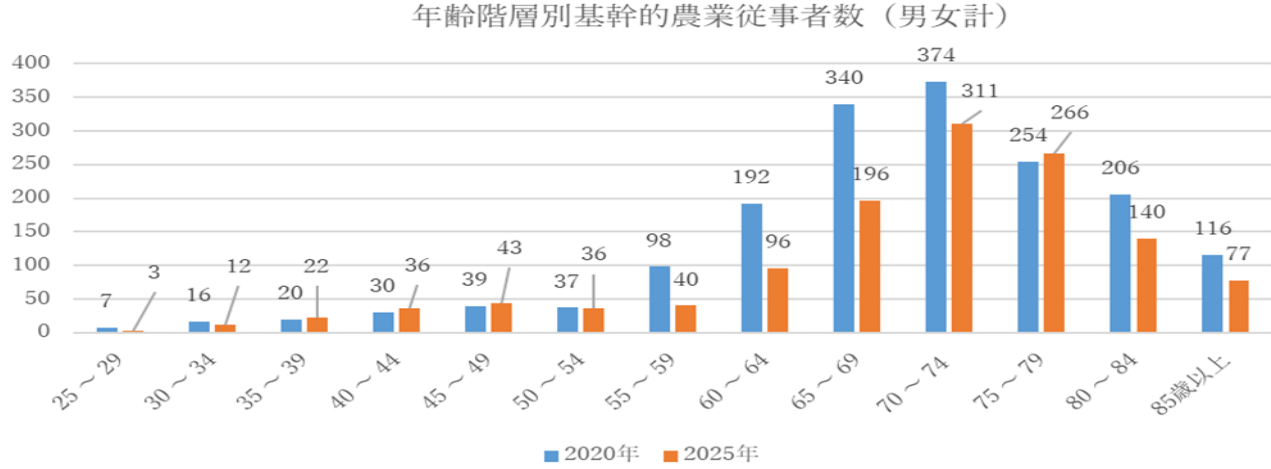
これらの取り組みにより、農地が持つ景観維持、防災、環境保全といった多面的な機能が守られ、地域の安全性や暮らしの質の向上に寄与しています。
さらに、農地が地域の共有資源であるという認識が広がり、住民の参加意識が高まったことも重要な成果です。
対象農地の割合が目標値を上回ったことは、地域全体で農地を守る力が確実に強まっていることを示しており、次期計画に向けた大きな基盤となっています。



次期総合計画策定に向けた課題・論点

〈現状(問題)認識〉
対象農地の割合は高まったものの、維持管理を続けるための課題が明確になっています。農地保全活動の担い手が高齢化し、作業量の偏りや組織の継続性に不安が生じています。また、資材費や燃料費の高騰により、活動に必要な経費が増加し、地域の負担が大きくなっています。
さらに、狭小な農地が点在する地域では、効率的な管理が難しく、作業負担が増えやすい状況です。
〈何が必要・重要か〉
持続可能な農地管理のためには、担い手不足を補う仕組みづくりが重要です。
若い世代や非農家の参加を促す環境づくり、作業の省力化、地域組織の体制強化が求められます。
また、農地の集約化や管理の効率化を進めることで、限られた人手でも維持できる体制を整えることが必要です。

〈そのための方策・手法〉
ICTの活用による作業計画の効率化や、省力化機械の導入支援を進めることが有効です。
地域外の人材参加(ボランティア、企業の地域貢献活動など)を促す仕組みも検討できます。
さらに、農地のまとまりを改善するための調整や、地域組織内での役割分担の明確化により、作業負担を平準化できます。
若手参加を促すためには、活動を体験型イベントとして企画するなど、参加しやすい環境づくりが求められます。



出典：紫波町の農業生産構造の動向分析（2026年6月）

2025年の年齢階層別基幹的農業従事者の男女計は、70歳～74歳が311人で最も多く、次いで75歳～79歳が266人、65歳～69歳が196人となっています。2020年～2025年にかけて40歳～44歳の年齢階層(＋23%)では増加していますが、55歳～59歳の年齢階層(－59%)、60歳～64歳の年齢階層(－50%)65歳～69歳の年齢階層(－42%)では半減しています。これは、従来定年退職を機に農業に還流してきた兼業従事者が定年制延長や再雇用制度の進展により農業に還流してこなくなったためと考えられます。

近隣市町比較データ

多面的機能支払交付金に係る交付面積(ha)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
盛岡市	359,319	358,869	358,618	343,744
花巻市	1,284,054	1,285,851	1,285,851	0
雫石町	395,248	393,166	393,928	408,677
矢巾町	206,509	206,509	206,509	199,289
紫波町	439,099	439,099	439,099	437,607

参考　割当表（掲示用）　データベース付(岩手県作成)
※花巻市令和6年度不明

中山間地域等直接支払交付金に係る交付面積(ha)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
盛岡市	338	339	338	341
花巻市	2,686	2,682	2,681	2,679
雫石町	104	104	104	104
矢巾町	280	280	280	280
紫波町	302	303	305	309

参照：中山間地域等直接支払交付金の実施状況
（岩手県ホームページ）

論点No.16 森林の持つ多面的機能を持続するためには

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅴ 産業

まちづくり指標

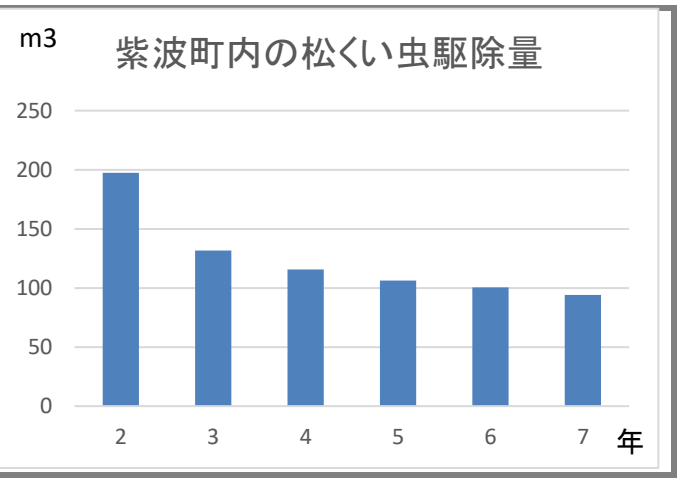
	基準値 平成30年度 （2018年度）	実績値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和9年度 （2027年度）	見通し 令和13年度 （2031年度）
松くい虫駆除材積（㎥）	340.0 ㎥	94.1 ㎥	200.0 ㎥	200.0 ㎥

〔指標の説明〕
森林病害虫防除事業における被害木処理量

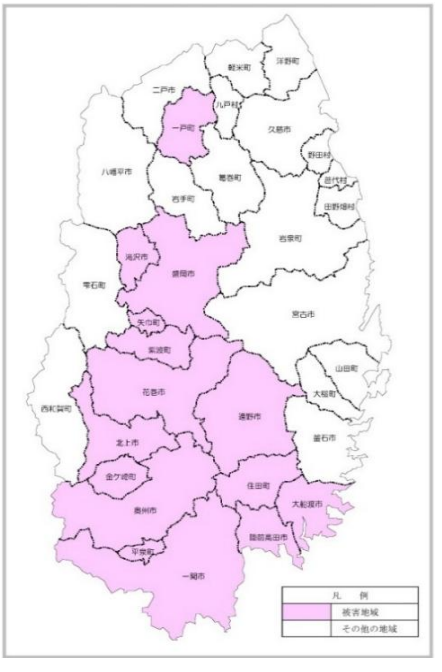
第3次総合計画期間における主な成果

岩手県では、美しい自然や林業を守るため、国や市町村、林業関係団体が一体となって対策を進めています。
当町においても「松くい虫」による被害が確認されており、森林保全のため、駆除に取り組んできました。

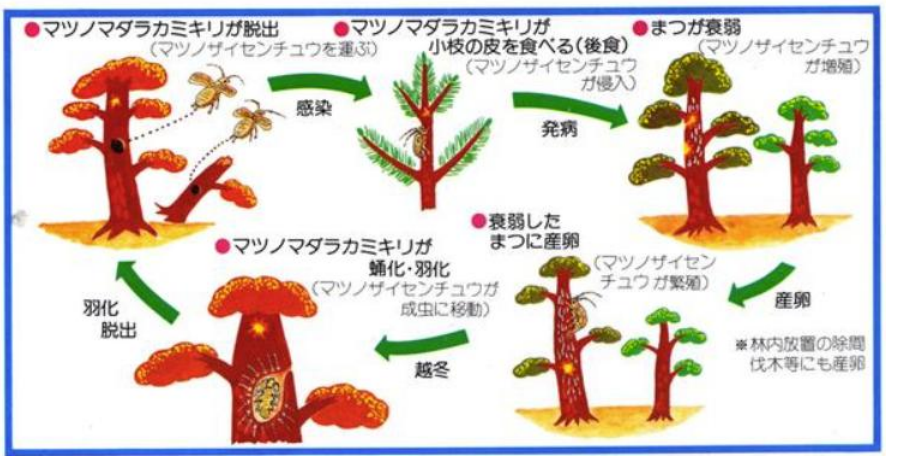
第3次計画期間内では国や県の補助金を活用した駆除を行い被害の発生量は減少傾向にあります。



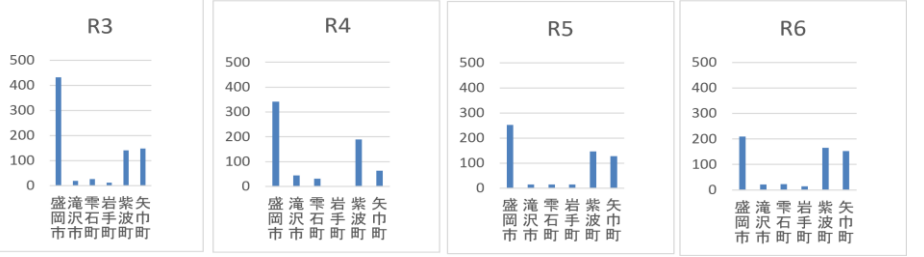
【岩手県内の被害範囲】



【松くい虫被害発生概要図】



【松くい虫被害状況（市町村別年度別）】 単位：㎥



次期総合計画策定に向けた課題・論点

【課題】
岩手県内で発生している被害範囲は前頁図のとおりであり、紫波町では東西に拡大する措置を重点的に行っていますが、未だに発生している状況です。
【方針】
被害拡大を防止するため、県や関係団体と連携しながら今後も駆除等を継続する必要があります。
【町の課題解決に向けた主な手法】
・松くい虫監視員（岩手県）からの情報収集
・早期駆除の実施
・アカマツの有効利用のため、健全木を伐採し資源化を図り、他の樹種に更新する
等を対策手法としています。

【論点】
森林病害虫の駆除は森林保全施策の一つですが、山火事や土砂災害等の被害が発生し森林の持つ多面的機能を損なう事態が発生しています。
そこで、多面的機能を十分に発揮させるために、森林をどうすべきかを論点とします。

【森林の持つ多面的機能】

元気な森林には、雨水をたくわえ河川への水量を調整するダムの役割や二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止等の様々な働き（多面的機能）があり、私たちの生活環境にも大きな関わりがあります。



森林には、次の8つの機能があるとされています。

・生物多様性保全
色々な動物のすみかになります。

・地球環境保全
地球温暖化を防ぎます。

・土砂災害防止機能／土壌保全機能
山が崩れるのを防ぎます。

・水源かん養機能
水を貯え、きれいにします。

・適環境形成機能
空気をきれいにし、住みやすい環境を整えます。

・保健・レクリエーション機能
レクリエーションや休養を楽しむ場となります。

・文化機能
伝統文化や行事に触れる場となります。

・物質生産機能
木材やきのこ等の生産の場になります。

論点No.17 中小企業の持続的発展と紫波町民の生活向上を図るには

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅴ 産業

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成30年度（2018年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
中小企業振興資金融資件数	27 件	37 件	30 件	50 件

〔指標の説明〕
町内の中小企業の振興育成を図るために融資した件数の合計。

第3次総合計画期間における主な成果

近年、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復が進む一方、物価・エネルギー価格の高騰や人手不足の深刻化などにより、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いています。こうした状況を踏まえ、紫波町では令和6年度に「紫波町中小企業振興条例」を制定し、振興会議や幹事会を開催しながら、中小企業の持続的な発展に向けた支援施策の検討・推進に取り組んでいます。

また、物価高騰等の影響により事業者の資金需要が高まる中、融資制度の活用が増加していることから、利子補給などの支援を行い、事業者の資金繰りに係る負担の軽減を図っています。

さらに、地域商業の活性化と来訪者の利便性向上を図るため、日詰商店街の駐車場に隣接するせせらぎトイレの建替えを実施しました。このほか、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けた事業者に対して、状況に応じた支援を実施するとともに、地域の商店や事業者が抱える課題やニーズの把握にも努め、事業者の経営安定と地域経済の維持・活性化を図ってきました。

また、各種支援制度の周知や関係機関との情報共有を行い、事業者が必要な支援を受けられる環境づくりにも取り組みました。

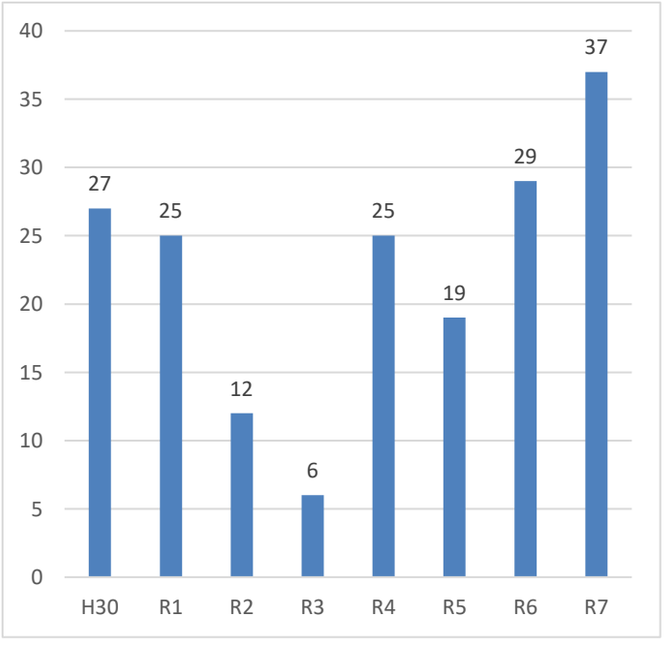


図1 紫波町中小企業振興資金融資件数
出典：紫波町商工観光課



せせらぎトイレ



中小企業振興会議の様子

次期総合計画策定に向けた課題・論点

人口減少や少子高齢化、人手不足の進行に加え、物価・エネルギー価格の高騰など、地域経済を取り巻く環境が大きく変化し、中小企業や商店街の事業継続、地域の活力維持が問題となっています。また、地域内の消費や経済循環の縮小、担い手不足により、地域産業の持続的な発展が難しくなることも懸念されています。特に、事業者の経営環境が厳しくなることで、地域に必要な店舗やサービスの減少、雇用機会の縮小などにつながり、町民の生活にも影響を及ぼすことが考えられます。これらの問題を解決するためには、地域の事業者が安定して事業を継続できる環境を整えるとともに、地域資源を活用した新たな商品やサービスの開発、地域内での消費と経済循環の促進、人材の確保・育成などを一体的に進めていくことが必要です。

また、創業や事業承継を支援し、地域産業の担い手を確保する取組も重要です。さらに、行政だけでなく、事業者、地域団体、町民等がそれぞれの役割を担い、情報や課題を共有しながら連携して地域経済を支える仕組みを構築することが重要です。そのために、地域の実情や事業者のニーズを的確に把握し、どのような支援策を展開するとともに、地域資源や地域の魅力を生かして地域内外から人や消費を呼び込み、地域内での経済循環を高め、持続的な地域経済の発展と町の活力向上につなげていくのかを論点とします。



矢巾・紫波就職マッチングイベントの様子



起業家塾@もりおかの様子

表1　業種別商工業者数及び小規模事業者数　　出典：総務省・経済産業省「経済センサス」

	2012（平成24）年			2016（平成28）年				2021（令和3）年			
	商工業者数	構成比（%）	小規模事業者数	商工業者数	構成比（%）	対2012年比	小規模事業者数	商工業者数	構成比（%）	対2016年比	小規模事業者数
建設業	129	14.3%	123	117	12.6%	90.7%	107	123	13.4%	105.1%	113
製造業	70	7.8%	57	73	7.8%	104.3%	58	66	7.2%	90.4%	48
卸・小売業	277	30.7%	203	290	31.1%	104.7%	191	273	29.8%	94.1%	174
飲食・宿泊業	85	9.4%	66	93	10.0%	109.4%	73	92	10.0%	98.9%	75
サービス業	193	21.4%	170	231	24.8%	119.7%	199	216	23.6%	93.5%	188
その他	149	16.5%	131	128	13.7%	85.9%	104	147	16.0%	114.8%	123
合計	903	100.0%	750	932	100.0%	103.2%	732	917	100.0%	98.4%	721

近隣市町比較データ

表2　近隣市町村別事業所数及び従業者数
出典：岩手県ふるさと振興部「経済センサス」より紫波町商工観光課作成

県央広域振興圏	事業所数（事業所）　平成28年	事業所数（事業所）　令和3年	従業者数（人）　平成28年	従業者数（人）　令和3年
盛岡市	15,032	14,189	146,110	141,204
八幡平市	1,207	1,082	10,189	9,704
滝沢市	1,395	1,451	13,946	14,582
雫石町	718	676	7,018	6,795
葛巻町	269	272	1,668	1,582
岩手町	510	472	4,233	4,112
紫波町	1,056	1,084	9,300	9,292
矢巾町	1,349	1,353	15,351	19,882

論点No.18 地域資源を活かした特産品の価値をどう高めるか（特産品）

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅴ 産業

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成 30年度（　　年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
ふるさと納税返戻品納入事業者数（か所）	29	114	125	135

〔指標の説明〕
計画策定当初は、ふるさと納税への寄附が少なく、返礼品を提供する町内事業者も限られていたことから、地域産品の価値向上に向けた取組の広がりを捉える指標として、「返礼品提供事業者数」を設定した。

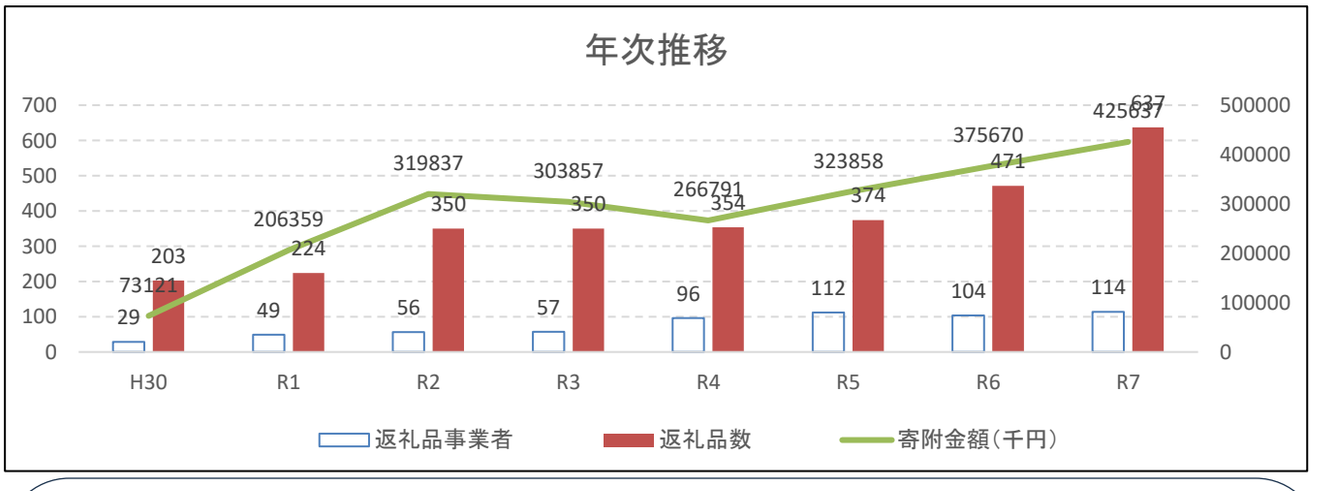
第3次総合計画期間における主な成果

ふるさと納税については、町内事業者との連携により、既存返礼品の磨き上げや新たな返礼品の開発、返礼品ページの充実等に取り組むとともに、新たな事業者への参画提案を進めてきた。これらの取組を通じ、ふるさと納税が町内産品を町外へ届け、地域の事業者と全国の寄附者をつなぐ一つの販路となっている。

また、主要なふるさと納税ポータルサイトと連携し、特集掲載や情報発信の充実を図るなど、返礼品や町の認知向上に取り組んだ。こうした取組により、ふるさと納税を通じて町内産品が町外の方に選ばれる機会が広がっている。

一方、ふるさと納税は国の制度改正や寄附市場の動向による影響を受けやすく、返礼品の寄附額設定や募集方法など、制度に対応した見直しが必要となっている。

また、事業者数や返礼品数についても、単純な増加ではなく、寄附者のニーズや事業者の供給力等を踏まえた返礼品の充実が求められている。



紫波町ふるさと納税返礼品人気ランキング



1位



2位



3位

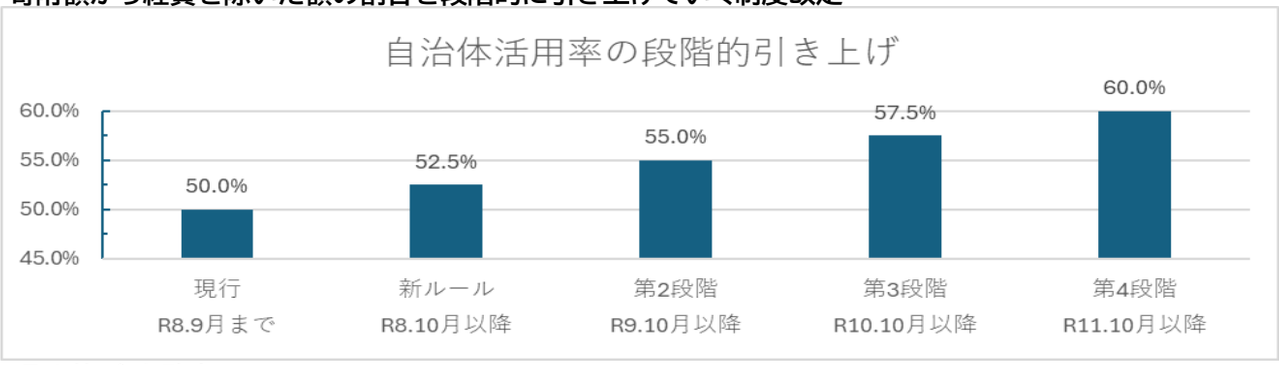
次期総合計画策定に向けた課題・論点

ふるさと納税は、町内産品の販路拡大や事業者の所得向上、町の認知向上につながる仕組みである一方、国による制度改正が継続的に行われており、寄附額や寄附件数は制度変更や寄附額設定等の影響を受ける。

また、事業者数や返礼品数についても、多いこと自体が成果とは限らず、それぞれの返礼品が寄附者に選ばれ、継続的に提供できることが重要となる。このため、寄附額などの事業規模だけでなく、寄附件数や返礼品の状況等も踏まえながら、事業の成果を捉えていく必要がある。

次期総合計画では、制度や市場環境の変化に対応しながら、町内事業者や地域産品の価値向上につなげ、ふるさと納税を地域産業の活性化にどのように活用していくかを論点とする。

寄附額から経費を除いた額の割合を段階的に引き上げていく制度改定



その他、主な改定

改正項目	現行基準	改正後基準（2026年10月～）
付加価値の基準	「区域内で相応（過半）の付加価値が生じていること」	要件自体は変更なし。算出方法を「価格に基づく算出」を原則とすることが明確化され、製造等を行う者による証明と、地方団体による証明事項の一覧公表が義務化される
自治体ロゴ等の扱い	ロゴ付与で地場産品と認定される余地あり	ロゴのみの場合は1年以内の販売・配布実績が必要、その数量が上限
工業製品・加工品	「主要な部分」を区域内で加工	製品価値の過半が地元で生じた証明をメーカーに要求
一般販売価格	記載義務なし	「付加価値基準」に基づく返礼品（告示第5条第3号該当品）について、証明書に一般販売価格を併せて記載することを義務付け（全返礼品が対象ではない）

近隣市町比較データ

（単位：千円、件）

団体名		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
岩手県		174,085	4,591	160,427	4,467	244,189	4,851	234,250	5,058	229,226	6,244
岩手県	盛岡市	193,022	6,890	272,420	10,294	219,867	8,770	493,321	15,041	511,151	14,966
岩手県	宮古市	395,466	31,245	1,853,762	165,066	1,059,583	76,317	801,867	56,768	3,213,519	252,650
岩手県	大船渡市	200,395	10,784	183,946	10,061	507,484	32,407	1,101,479	68,038	959,649	61,083
岩手県	花巻市	4,392,403	322,752	4,608,477	319,759	9,060,330	610,680	8,432,343	550,101	6,982,318	447,056
岩手県	北上市	1,533,116	86,460	1,451,961	61,312	1,364,459	64,053	1,503,298	71,607	1,109,077	46,726
岩手県	遠野市	148,416	6,331	308,892	9,997	512,130	18,280	473,419	19,337	457,975	15,792
岩手県	一関市	748,376	52,014	1,558,567	122,707	1,461,841	103,596	1,725,368	119,924	1,735,422	108,336
岩手県	陸前高田市	778,240	49,579	816,770	59,014	1,021,889	67,878	839,392	52,737	890,684	53,058
岩手県	釜石市	1,060,787	72,574	781,961	48,452	886,333	51,199	609,317	29,206	492,441	22,485
岩手県	八幡平市	93,591	3,993	129,865	5,500	200,641	7,888	249,654	6,526	276,862	7,304
岩手県	奥州市	1,564,950	51,383	1,818,689	56,761	2,192,207	66,230	2,997,390	88,004	2,085,219	67,447
岩手県	滝沢市	33,791	2,212	61,709	3,916	93,118	6,318	74,273	3,877	73,231	4,238
岩手県	雫石町	299,628	11,184	270,443	10,592	453,734	13,188	592,988	16,458	436,671	12,446
岩手県	葛巻町	17,770	768	18,550	770	17,585	800	20,701	1,046	23,810	1,262
岩手県	岩手町	54,767	4,049	60,441	4,317	44,605	2,913	40,917	2,564	63,384	4,010
岩手県	紫波町	303,857	17,459	266,791	15,180	323,858	18,501	375,670	17,062	425,637	18,153
岩手県	矢巾町	704,624	35,679	579,279	29,578	382,695	20,775	210,616	11,351	84,759	4,163
岩手県	西和賀町	193,418	10,030	184,005	11,450	138,396	5,879	197,083	9,092	243,689	11,557
岩手県	金ケ崎町	185,419	15,932	125,434	8,452	206,172	18,104	300,280	24,498	416,314	27,759
岩手県	大槌町	292,317	13,156	449,813	23,255	960,115	52,932	949,865	52,641	747,229	33,703
岩手県	山田町	240,168	16,611	299,905	20,323	310,007	17,956	293,601	13,781	239,977	10,781
岩手県	岩泉町	144,135	10,498	215,751	12,876	330,356	21,363	329,957	19,363	355,271	19,430
岩手県	普代村	318,667	22,068	510,553	36,860	511,724	36,908	499,702	33,627	489,500	31,477
市町村合計		14,651,745	887,766	17,535,113	1,076,963	23,082,567	1,361,396	24,050,051	1,325,191	23,328,261	1,321,891
合計		14,825,830	892,357	17,695,540	1,081,430	23,326,757	1,366,247	24,284,301	1,330,249	23,557,486	1,328,135

【自然・産業】

論点№19 食と農の価値をどう高め、広げるか（農畜産物・地産地消・農業生産）

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅴ 産業

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成 年度（ 年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
農村体験プログラム数	1.0 件	1.0 件	4.0 件	10.0 件

〔指標の説明〕
（仮称）食と農の育成学校の設置により、新たな農業・農村体験プログラムが増える。行政主導のものをはじめ、民間事業者や農家に波及し、町全体として体験プログラムの提供が増加することを見込む。なお、施策評価シートでは令和9年度の目標値9件となっているが、現状の実績を踏まえて4件へと下方修正した。

第3次総合計画期間における主な成果

（仮称）食と農の育成学校の検討は、令和8年度より開始したことから、現状での成果はまだありません。令和9年度には、プレ開講として新たなプログラムの提供が見込まれることから、増加する予定となっております。
民間事業者が運営する体験農園「畑の保健室」や「はたけ部」の活動など、主に中央部に暮らす町民が農にふれる機会が生まれていることから、その芽を伸ばし、町内に波及させていくことを計画していきます。





次期総合計画策定に向けた課題・論点

基幹的農業従事者の減少や高齢化が進むとともに、農地が宅地へ代わり若い世代が農業を継承せずに町を離れるなど、農業の担い手不足が懸念されています。また、昔よりも非農家が増加する社会において日常的に農にふれて学ぶ機会が乏しくなっており、日々の暮らしと「農」との距離が離れつつあるのが現状です。

この課題に対し、単に農業の「担い手」を増やすだけでなく、多様な形で農に関わる「関わり手」を増やすことが重要だと考えます。町の食と農を取り巻く全ての人たちが互いのことを理解し、農業の楽しさも大変さも分かち合える「共通言語」を持つことや、食と農を通じた学びにより「生きる力」を育むことが求められています。

解決策として、「（仮称）食と農の育成学校」の設立を推進します。現役の農業者や就農を目指す若者、移住者、農に関心を持つ人々が混ざり合い、出会い、学び、体験し、挑戦できる場を創出します。JAなどの民間事業者等とも連携しながら、農業のハードルを下げて誰もが自分らしい形で農と関われるカリキュラムを提供することで、「食と農が誇りとなるまち」の実現を目指します。





出典：紫波町広報撮影（令和7年9月29日紫波第三中学校）

【快適・安全】

論点№20 良好な市街地環境を形成するにはどうするか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅵ 生活基盤

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成30年度（2018年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
都市計画道路整備率	72.8 %	78.0 %	74.0 %	78.0 %

〔指標の説明〕
「都市計画道路整備率」とは、町で都市計画決定している都市計画道路のうち、実際にどのくらいの割合を整備したかを示す指標になっています。
「都市計画道路整備プログラム（令和8年6月策定）」に基づき、長期間未着手の路線について、順次計画的に整備又は着手していく見通しです。

第3次総合計画期間における主な成果

（都市計画道路）
令和2年度には、都市計画道路北日詰朝日田線と県道紫波インター線の交差点改良を完了し、中心市街地へのアクセス性向上、通勤通学時の安全確保、災害に強い道路環境の形成を進めました。令和7年3月には都市計画マスタープランを改定し、道路網方針を見直すとともに、同年12月には未整備区間を有する2路線の都市計画変更を行い、長期未着手路線の整理を進めました。これにより、都市計画道路は10路線、総延長22.24km、整備済み延長17.40km、整備率78.0%となっております。さらに、令和8年6月には都市計画道路整備プログラムを策定し、未整備区間の整備優先度や概ねの事業着手時期を明確化し、限られた財源の中で効果的・効率的な道路網形成の方向性を整理しました。

（土地利用）
令和7年3月、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するため「紫波町立地適正化計画」を作成し、居住誘導区域・都市機能誘導区域、誘導施設及び防災指針等を設定しました。都市計画マスタープランとの整合を図り、令和7年8月には南日詰工業団地の工場跡地を工業専用地域から工業地域へ変更し、鉄道駅に近接する地域特性を活かしながら、更なる産業誘致や物流活動の活性化につなげる土地利用の見直しを行いました。町民の93.5%が都市計画区域内に、うち59.9%が用途地域内に居住しており、開発行為については都市計画法や町条例に基づき、関係各課と連携して適正な規制と誘導に取り組みました。

都市計画道路北日詰朝日田線 交差点改良（R2完了）



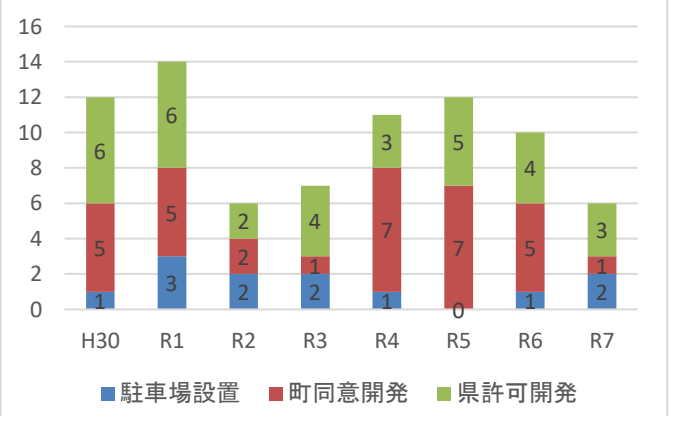
都市計画区域内・外人口と割合



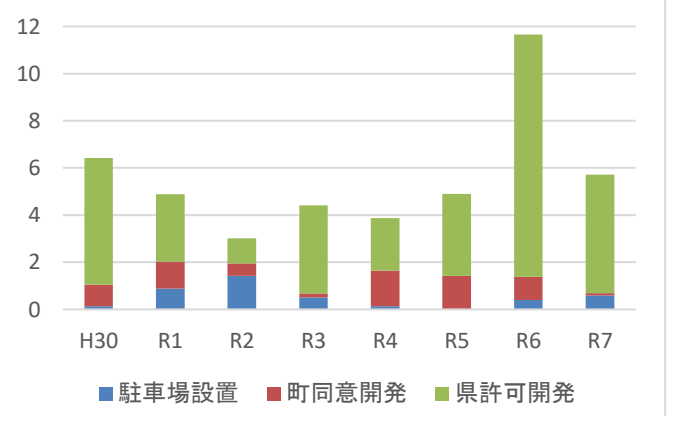
用途区域内・外人口と割合



開発行為等年度別完了件数（単位：件）



開発行為等年度別面積（単位：ha） 引用：都市計画課業務資料



次期総合計画策定に向けた課題・論点

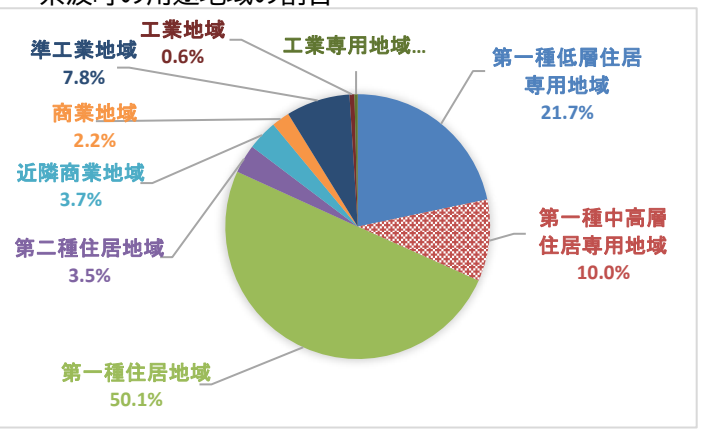
（都市計画道路）
　見直し後の総延長22.24kmのうち、7路線に未整備区間があり、整備率78.0%からの更なる向上に向けて、令和8年6月策定の「都市計画道路整備プログラム」に基づく計画的な事業推進が求められます。
　特に優先度が高い北日詰箱清水線の整備は、歩道が未整備で狭小な箇所を含む小学校の通学路であることから、児童・歩行者の安全確保が急務であり、地域全体の移動利便性の向上や、災害時の緊急輸送路としての機能強化につながります。一方で、道路整備は家屋移転補償や用地取得に多額の事業費と長期間を要します。本プログラムを計画に留めず実行に移すには、財源確保や権利者との合意形成を進める体制づくり、状況変化に応じた優先度の検証が不可欠であり、限られた財源の中で効率的かつ着実に事業を進めていくかが検討課題となります。

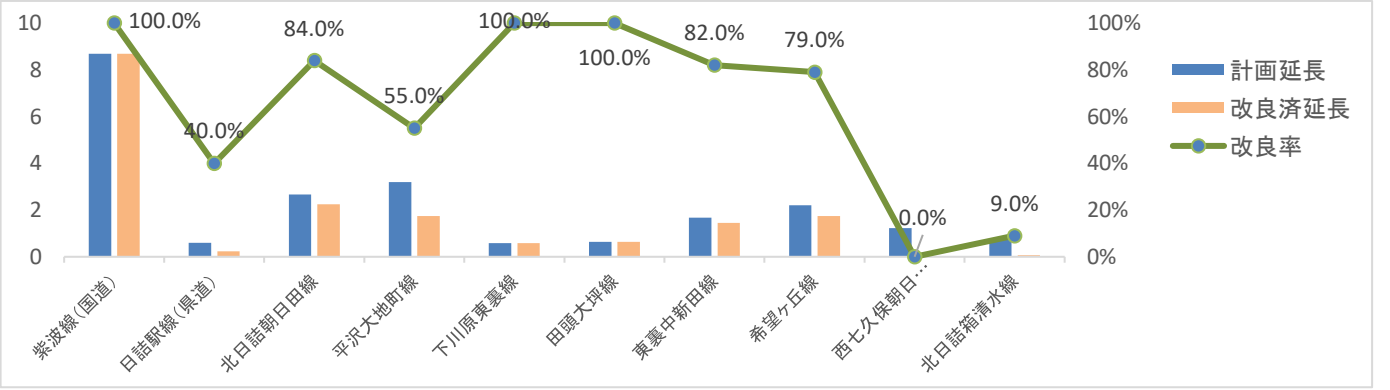
（土地利用）
　人口減少が進む中、用途地域内居住率約60%という現状を踏まえ、立地適正化計画に基づく居住と都市機能の誘導を、届出制度等を通じて緩やかに進めていく必要があります。また、鉄道駅周辺等の地域特性を活かした土地利用と営農環境との調和を図りつつ、工場跡地などの低未利用地の活用を促す実効性の高い誘導をいかに構築していくかが検討課題となります。あわせて、周辺の住環境や防災性との調和を確保し、生活利便施設の維持誘導を図ることも重要です。
　開発行為については、生活環境への影響や災害発生の未然防止の観点から、関係各課が連携した適正な規制と誘導を継続し、地域の実情に応じバランスを図りながら、持続可能で暮らしやすい市街地形成につなげていくことが求められます。

都市計画道路別整備進捗状況表（単位：km）

路線名	計画延長	改良済延長	改良率
紫波線（国道）	8.69	8.69	100.0%
日詰駅線（県道）	0.60	0.24	40.0%
北日詰朝日田線	2.67	2.24	84.0%
平沢大地町線	3.19	1.74	55.0%
下川原東裏線	0.59	0.59	100.0%
田頭大坪線	0.64	0.64	100.0%
東裏中新田線	1.68	1.45	82.0%
希望ヶ丘線	2.21	1.74	79.0%
西七久保朝日田線	1.22	0.00	0.0%
北日詰箱清水線	0.75	0.07	9.0%
合計	22.24	17.40	78.2%

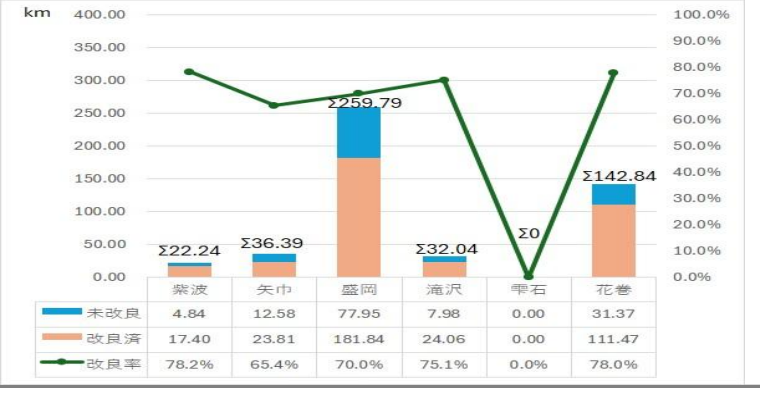
紫波町の用途地域の割合





近隣市町比較データ

都市計画道路の整備状況



【快適・安全】

論点№21 駅・駐車場の利便性向上と安全確保をどう継続していくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅵ 生活基盤

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	令和4年度（2022年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
紫波中央駅東駐車場利用台数	23,853 台	21,877 台	25,550 台	25,700 台

〔指標の説明〕
「紫波中央駅東駐車場利用台数」とは、町営の紫波中央駅東駐車場の年間の利用台数を示す指標になっています。
令和9年度に供用開始を予定している紫波中央駅東口通路及び広場の整備に伴う駅利用者の増加という視点から駐車場利用台数を指標にしています。

第3次総合計画期間における主な成果

令和5年度には、JR東日本を事業主体とする国庫補助事業により、紫波中央駅のバリアフリー化を完了しました。エレベーター2基の設置に加え、移動円滑化経路上の旅客上屋等を整備し、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全かつ安心して利用できる駅環境の向上を図りました。これにより、駅利用時の上下移動の負担軽減や安全性の向上が図られ、公共交通を利用しやすい環境整備が進みました。

同年12月には、古館駅前広場を完成させ、鉄道・バス・自家用車の乗換え利便性の向上と、自転車歩行者専用道路の整備による安全な歩行空間の確保を進め、駅を中心とした公共交通網の形成に取り組みました。

令和7年3月には、「紫波中央駅周辺地区都市再生整備整備計画」を作成し、駅東口の開設を見据えた駅前広場、駐輪場、周辺道路、案内サイン等の整備方針を位置付けました。これに基づき、令和8年度及び9年度に東口通路及び広場等の整備を進め、駅利用環境の向上や日詰商店街方向への人の流れの創出に向けた基盤づくりを進めました。

令和8年度には、紫波中央駅前駐車場及び東駐車場のサウンディング型市場調査を実施し、設置目的であるパークアンドライドの推進と公共性を踏まえた管理運営手法や料金のあり方について条件整理を進めました。

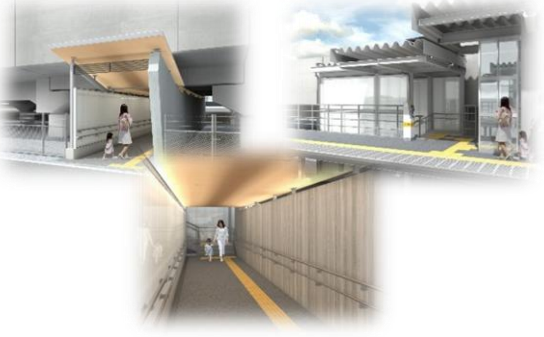
紫波中央駅バリアフリー化（エレベーター設置）（R5完成）



古館駅前広場（R5完成）



紫波中央駅東口通路完成イメージ（R9完成予定）



紫波中央駅東口駅前広場と紫波中央駅東駐車場完成イメージ（R9完成予定）



町営駐車場利用台数及び紫波中央駅乗客者数



出典:各駅の乗車人数(JR東日本データ集より)

次期総合計画策定に向けた課題・論点

紫波中央駅周辺地区都市再生整備計画に基づく東口通路や広場の整備においては、「暮らしと賑わいをつなぐ安全安心な東の玄関口」というコンセプトを具現化し、約900m離れた日詰商店街を含む区域全体へのにぎわいの波及につなげていくことが課題です。あわせて、歩行者・自転車・車両の安全な動線を確保し、交通結節点としての利便性と安全性を高めるとともに、今後整備する情報板設置や広場改築なども合わせて、回遊性向上や公共交通利用の促進に結び付けていく視点が重要です。さらに、これまで計画策定段階から町民との意見交換を重ね、事業の必要性や方向性について知見や合意を積み上げてきた経過を踏まえ、地域全体で価値を共有し、整備後も町民自らが愛着を持って大切に利用し育てていくものとして位置付けることが求められます。

また、当町は駅利用を支える駐車機能を相応に備え、近隣自治体との比較においても広域的な利用需要の受け皿としての役割が見込まれます。特に紫波中央駅東駐車場については、東口整備に伴う利用環境の変化を踏まえつつ、パークアンドライドによる鉄道利用促進という設置目的に沿って、利用者負担、サービス水準、維持管理コストの均衡を図りながら、持続可能な管理運営として定着させていくことが検討課題です。

紫波中央駅東口整備のコンセプト

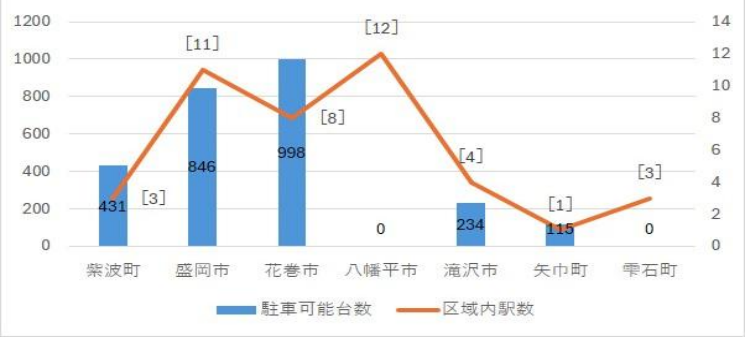


紫波中央駅周辺地区都市再生整備計画の概要図



近隣市町比較データ

市町営駐車場収容台数・市町村内駅数



【快適・安全】

論点№22 道路の安全性・利便性をどう確保するか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅵ 生活基盤

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成28・30年度（2016・18年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
道路施設の老朽化に起因する事故件数	1.0 件	0.0 件	0.0 件	0.0 件
道路の改良延長	585.1 km（H28）	592.5 km	588.7 km	595.5 km
道路の舗装延長	384.2 km	391.7 km	391.4 km	394.4 km
通学路交通安全プログラム要対策箇所の進捗率	78.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
街路灯のLED灯への更新数	469.0 灯	1,277.0 灯	919.0 灯	1,433.0 灯

〔指標の説明〕
・舗装穴によるパンクなど老朽化に起因する事故の件数
・町道認定している道路において、改良整備を行った路線延長
・町道認定している道路において、舗装を行った路線延長
・緊急合同点検の要対策箇所の進捗率
・町内街路灯（道路照明灯・防犯灯）のLED化した灯数

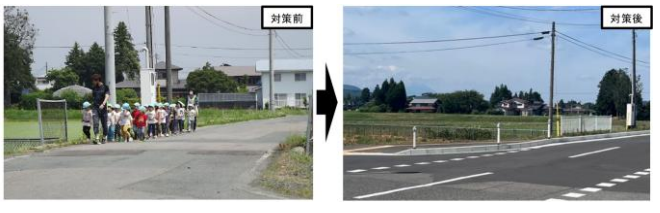
第3次総合計画期間における主な成果

【町道の利便性向上】
近年の改良整備延長と舗装整備延長は、増加しているが民間開発によるものが多く、町の事業では2路線について工事着手に留まっています。
一方で交通安全施設については、毎年の「通学路合同点検」や「交通安全施設合同点検」において要対策箇所について順次対応しており、緊急合同点検箇所については令和7年度に100%完了となりました。
また、蛍光灯生産廃止に伴い、維持管理補助の予算確保やLED化事業を令和7年度より実施したことによりLED灯が増加し安定した道路照度の確保につながりました。

【町道の老朽化対策】
町道の老朽化対策として施設毎に個別施設計画（舗装・橋梁・トンネル等）を作成し計画的に管理（点検・修繕）を行っています。
また、点検結果に基づき、健全度評価に応じた補修計画と補修・更新を行っています。
これにより老朽化に起因する事故件数は令和3年度の1件に抑制しています。

町管理（維持管理及び電気料の支払いを町が行うもの）	473 基
地元管理（維持管理は地元管理団体が行い、電気料は町が支払うもの）	1,618 基
合　計	2,091 基

街路灯管理者別設置状況
出典：成果に関する調書



通学路合同点検対策箇所（町道高田関口線歩道設置）

	橋長 15m 以上	橋長 15m 未満	合計
全管理橋梁数	45 橋	264 橋	309 橋
うち 点検済み橋梁	45 橋	264 橋	309 橋
うち 計画の対象橋梁	45 橋	264 橋	309 橋
うち R 4 年度計画対象橋梁数	45 橋	265 橋	310 橋
うち H23 年度計画策定橋梁数	45 橋	0 橋	45 橋

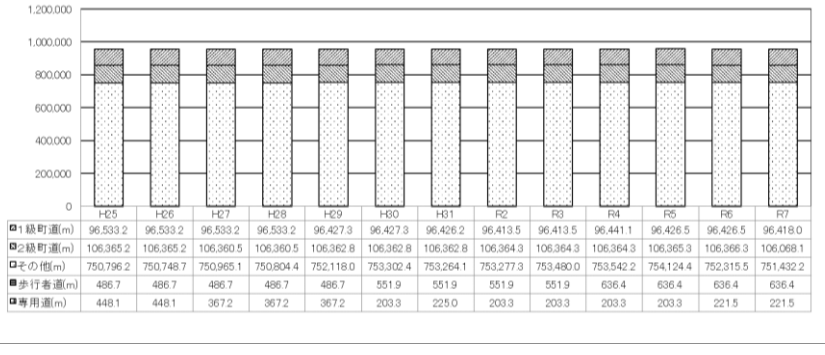
○ 今回長寿命化修繕計画の対象：管理橋梁 309 橋[注]
（注：架け替え予定の橋を含む）
※新規で認定及び認定廃止した橋梁がある場合は、数量の変更があるものとする。

橋梁点検対象橋梁数
出典：紫波町橋梁長寿命化修繕計画（R6）

次期総合計画策定に向けた課題・論点

【町道の利便性向上】
新規に改良・舗装する路線は、町議会で請願採択した路線を中心に行っています。令和7年度末時点で、未実施149路線となっています。
近年、老朽化対策費用が増え、改良整備を計画的に進めることが難しい状況です。平成17年より地域と協働で行う「ふるさとのみちづくり事業」により、部分改良を実施し狭隘道路の解消となっていますが、事業採択が年間3件程度に留まっています。
新規の改良・舗装事業を効果的に進めるためには何が必要か討議します。

【町道の効率的な老朽化対策計画】
道路インフラについては、老朽化が進んでおり長寿命化計画に基づき予防保全型の維持管理への移行を目指していますが、物価高騰や人件費の上昇により進捗が鈍化しています。そのため、施設の必要性や利用状況を検証しながら、長寿命化や集約化、廃止を含め持続可能なマネジメントが必要です。
今後の道路インフラについて、限られた財源や人員を有効に活用し、維持管理の最適化を図るため、どのような取組みを行うべきかを討議します。

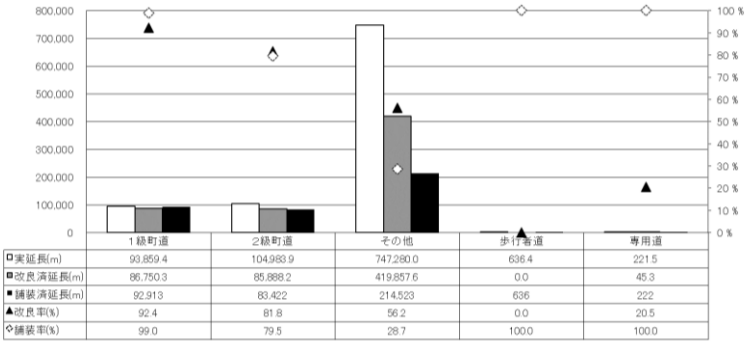


	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1級町道(m)	96,533.2	96,533.2	96,533.2	96,533.2	96,427.3	96,427.3	96,426.2	96,413.5	96,413.5	96,441.1	96,426.5	96,426.5	96,418.0
2級町道(m)	106,365.2	106,365.2	106,360.5	106,360.5	106,362.8	106,362.8	106,362.8	106,364.3	106,364.3	106,364.3	106,365.3	106,366.3	106,068.1
その他(m)	750,796.2	750,748.7	750,965.1	750,804.4	752,118.0	753,302.4	753,264.1	753,277.3	753,480.0	753,542.2	754,124.4	752,315.5	751,432.2
歩行者道(m)	486.7	486.7	486.7	486.7	486.7	551.9	551.9	551.9	551.9	636.4	636.4	636.4	636.4
専用道(m)	448.1	448.1	367.2	367.2	367.2	203.3	225.0	203.3	203.3	203.3	203.3	221.5	221.5

町道延長の推移
出典：道路現況調査

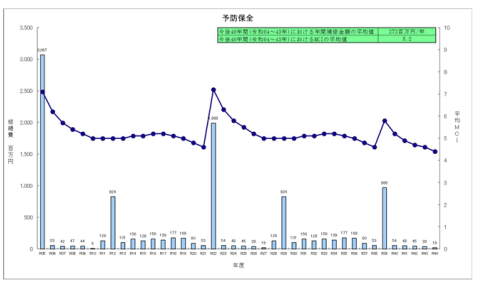


山王海トンネル

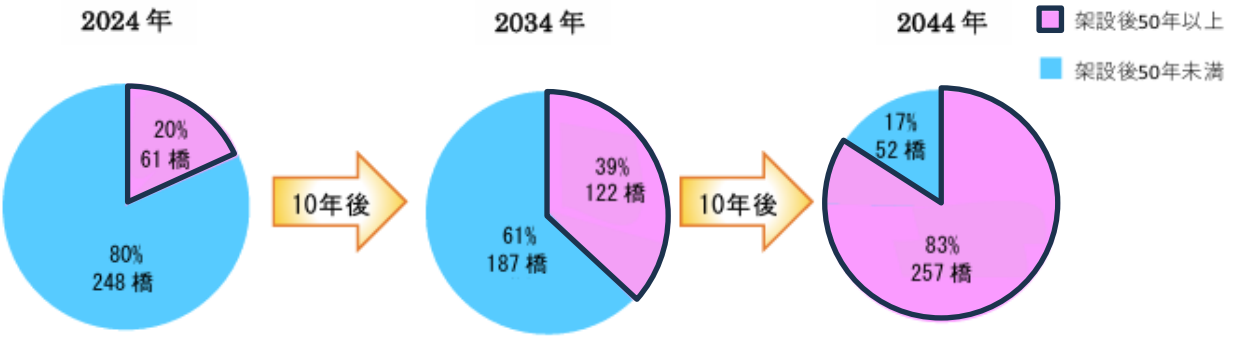


	1級町道	2級町道	その他	歩行者道	専用道
実延長(m)	93,859.4	104,983.9	747,280.0	636.4	221.5
改良済延長(m)	86,750.3	85,888.2	419,857.6	0.0	45.3
舗装済延長(m)	92,913	83,422	214,523	636	222
改良率(%)	92.4	81.8	56.2	0.0	20.5
舗装率(%)	99.0	79.5	28.7	100.0	100.0

町道改良率と舗装率
出典：道路現況調査



予防保全型舗装修繕費シミュレーション
出典：紫波町道路舗装維持管理計画



老朽化橋梁の推移
出典：紫波町橋梁長寿命化修繕計画

【快適・安全】

論点№23 都市公園をどのように維持管理し、利活用していくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅵ 生活基盤

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成30年度（2018年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
公園遊具の老朽化に起因する事故件数	0.0 件	0.0 件	0.0 件	0.0 件

〔指標の説明〕
都市公園は、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となっています。多くの皆様に、安全に利活用していただくためにも日頃の維持管理（定期点検、草刈・清掃活動）や修繕を行っています。

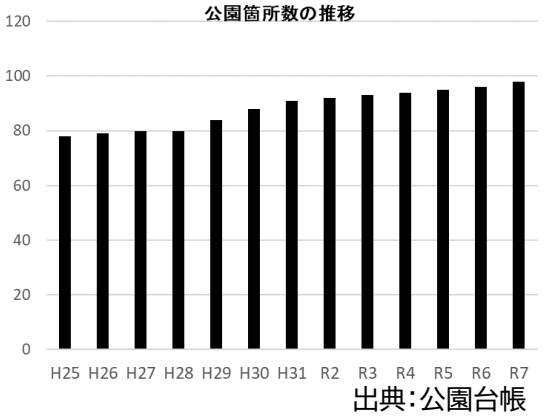
第3次総合計画期間における主な成果

都市公園は、民間の宅地造成に伴う公園設置により年々増加し令和7年度末時点で98公園あります。

【公園の維持管理と利活用】
地域の方々に愛着を持って利活用いただくために町から地元団体へ草刈りや清掃活動の一部管理業務を委託しています。委託数は平成30年度の71公園から令和8年度には83公園に増加しました。地元団体による公園活用も継続して行われています。

（地元団体活用例）
子供会行事（バーベキュー、花火）
秋祭り
灯篭の点灯・展示

【公園の安全確保】
公園の安全性を保つために平成28年度に「紫波町都市公園施設長寿命化計画」を策定しました。計画に基づき、維持保全（清掃・保守・修繕）及び日常点検は、職員により随時実施し、公園施設の機能保全と安全性を確保するとともに、施設の劣化や損傷の状況を把握しました。
また、年1回実施する定期点検により施設の劣化や損傷の状況を把握し、計画的な修繕と更新を実施し、安全確保することで公園遊具の老朽化に起因する事故件数を0件とすることが出来ました。



出典：公園台帳


定期点検（年1回）

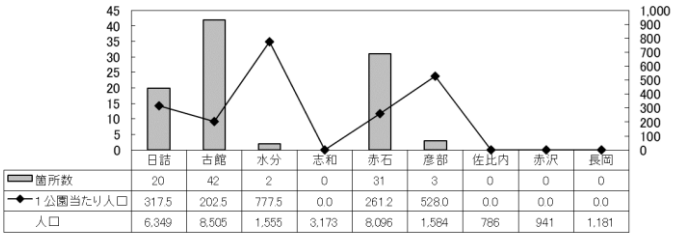

地元団体草刈り後の状況


遊具修繕前

次期総合計画策定に向けた課題・論点

【公園の共同管理】
　高齢化や少子化により、町から地元に管理委託している草刈りや清掃活動に人が集まらず、今後の共同管理についての相談が増えています。
　現在、宅地造成などにより管理委託数は増加していますが、数年後には同様の課題が発生することが予想されます。
　公園環境の維持と地域コミュニティの活性化のために、今後の公園管理の協力体制のあり方について討議課題します。

【公園の利用制限対策】
　例年、公園の活用マナーに問題が発生し地元団体などと相談し「ボール遊び、ペット入園の禁止」などの利用制限に至るケースがあります。
　また、近年城山公園では、熊の目撃により利用制限となることが頻発しており、餌となる樹木の伐採や電気柵の設置などの対策を講じています。
　交流の場として、利用者にとって安全かつ快適な空間の維持となるためにはどのような取り組みを進めていくか討議課題とします。

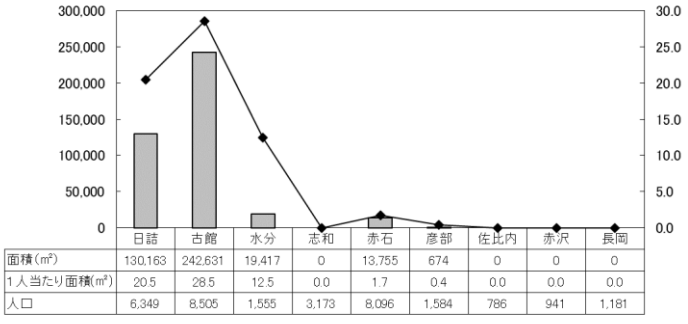


	日詰	古館	水分	志和	赤石	彦部	佐比内	赤沢	長岡
箇所数	20	42	2	0	31	3	0	0	0
1公園当たり人口	317.5	202.5	777.5	0.0	261.2	528.0	0.0	0.0	0.0
人口	6,349	8,505	1,555	3,173	8,096	1,584	786	941	1,181

地区別公園数　　出典：公園台帳



ボール遊び禁止看板



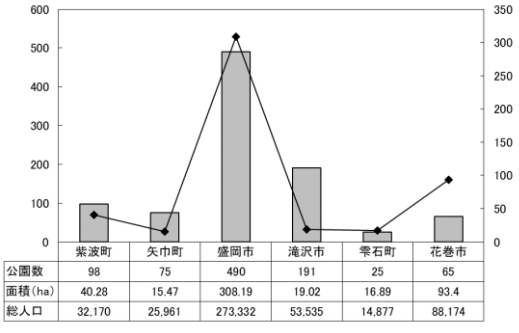
	日詰	古館	水分	志和	赤石	彦部	佐比内	赤沢	長岡
面積(㎡)	130,163	242,631	19,417	0	13,755	674	0	0	0
1人当たり面積(㎡)	20.5	28.5	12.5	0.0	1.7	0.4	0.0	0.0	0.0
人口	6,349	8,505	1,555	3,173	8,096	1,584	786	941	1,181

地区別公園面積　　出典：公園台帳



熊による利用制限

近隣市町比較データ



	紫波町	矢巾町	盛岡市	滝沢市	雫石町	花巻市
公園数	98	75	490	191	25	65
面積(ha)	40.28	15.47	308.19	19.02	16.89	93.4
総人口	32,170	25,961	273,332	53,535	14,877	88,174

※総人口：令和7年度末現在　出典：公園台帳、他市町HP

　紫波町の公園数は盛岡市・滝沢市に次いで3番目に多く、面積も盛岡市・花巻市に次いで多くなっています。

【快適・安全】

論点№24 治水対策と河川環境の保全をどのように進めていくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅵ 生活基盤

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成25年度（2013年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
町全域における浸水被害件数	517.0 件	0.0 %	0.0 %	0.0 %
河川施設の損壊等に起因する事故件数	0 件（令和4年度）	0.0 %	0.0 %	0.0 %

〔指標の説明〕
・浸水被害の件数
・施設が破損や許容量を越えたことにより発生した事故の件数

第3次総合計画期間における主な成果

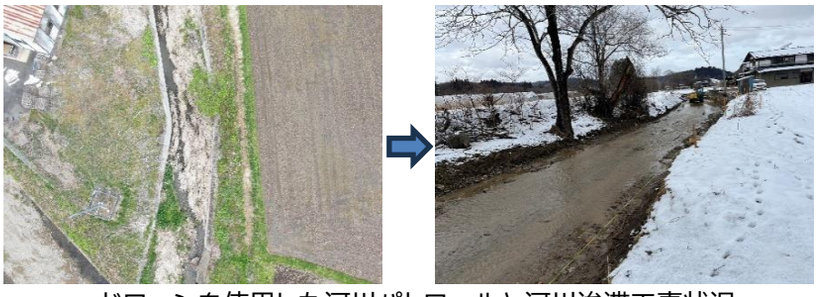
河川においては、ドローンを活用したパトロールのほか地域からの情報も利用し、効率的な補修等計画につながっています。また、町管理河川の施設修繕、浚渫により災害リスクが軽減されています。事故発生時に社会的影響が大きい大規模管路である大坪川1号幹線の点検を実施し、道路陥没に繋がる腐食などの不具合がないことを確認し、結果をホームページで公開しました。

開発行為において河川への影響が懸念される場合は、事前指導により雨水流出の抑制対策を図っております。河川に関連する農業施設については、地域の環境保全団体による農業用水路の草刈りや、施設の補修修繕などの活動により適切な維持管理が行われています。

主な対策事業
・週1回(4月～7月)の河川パトロール
・災害復旧対応
（R4 災害5件 小災害8件、R6 災害4件）
・開発行為に対する雨水流出抑制を必須項目として、土地利用調整委員会等の意見を集約し開発者へ指導
・大坪川1号幹線の点検
・田んぼダムの洪水防止機能の検証
・地域の環境保全団体による農業用水路の草刈り等の維持管理

	名 称	準用（km）	普通（km）	計（km）
1	天王川	3.1	3.4	6.5
2	大地田川		1.2	1.2
3	山吹川		2.4	2.4
4	平沢川	2.4	1.8	4.2
5	間木沢川（朝日田幹線排水路）		1.8	1.8
6	大坪川		2.1	2.1
7	姉市川	2.9	0.3	3.2
8	横沢川	2.7	0.2	2.9
9	赤川（東田幹線排水路）		2.2	2.2
10	沼端川		0.7	0.7
11	赤沼川		1.3	1.3
12	八幡田川		1.2	1.2
13	平葉川	2.6	3.2	5.8
14	鞠目田川		1.4	1.4
15	中沢川		2.8	2.8
16	佐比内川		3.4	3.4
17	赤沢川		3.9	3.9
18	杉町川		1.5	1.5
19	鷲川		4.3	4.3
20	岡田川（岡田～厳田排水路）		3.7	3.7
21	黒沢川		1.5	1.5
22	鶴泉川		4.3	4.3
23	熊戸川		2.7	2.7
24	十二神川		2.2	2.2
25	大明神川		2.2	2.2
26	権現川		2.1	2.1
27	沢内川		2.7	2.7
28	宮手川		7.4	7.4
29	才智川		1.8	1.8
30	漆田川		1.1	1.1
31	小屋敷川		2.6	2.6
32	八坂川		1.2	1.2
33	船久保川		1.0	1.0
34	吉水川		3.7	3.7
35	萩屋敷川		2.4	2.4
36	寺小路川（日詰1-1号幹線）		0.9	0.9
37	日詰川（日詰1-2号幹線）		1.3	1.3
38	赤山川		0.3	0.3
39	戸沢川		1.8	1.8
40	熊沢川		0.7	0.7
41	堂畑川		0.5	0.5
42	丸窪川		1.7	1.7
43	山口川		0.7	0.7
44	大橋排水路		0.3	0.3
45	北七久保排水路		0.2	0.2
46	大坪川（大坪川2号幹線）		0.6	0.6
47	（仮）第２日詰川		0.6	0.6
48	大坪川（日詰7号幹線）		0.6	0.6
計	準用河川 5河川 普通河川48河川	13.7	91.9	105.6

町管理河川一覧(48河川)



ドローンを使用した河川パトロールと河川浚渫工事状況



開発行為に対する雨水流出抑制
（白旗第一調整池）



ドローンによる河川災害状況確認

次期総合計画策定に向けた課題・論点

【治水対策について】
近年の集中豪雨や、土地利用の変化による保水力の低下などによって急激な河川水位の上昇が頻発し、宅地や農地への冠水リスクも高まっています。
現在、町の準用河川においては、整備計画に基づく改良はすべて完了しています。
また、国や県では流域治水対策を進めており、「北上川水系流域治水プロジェクト」により、町や周辺市町村でもワンコインセンサーや田んぼダムの検討を進めています。
水害を軽減させるには、どのような対策を取るべきかを討議課題とします。

【河川環境の保全について】
災害の発生を防止や河川機能の維持、河川の利活用のため、河川施設や関連する農業施設などの除草や清掃が必要となりますが、町の予算不足や地域の環境保全団体の人手不足のために実施することが難しい状況が続いています。
今後の河川環境を保全していく手法としてどのような事を行うべきかを討議課題とします。

準用河川名	指定延長（km）	整備計画延長（km）	指定延長に対する整備計画率	整備延長（km）		計画に対する整備完了率
				在来工法	多自然型工法	
天王川	3.100	1.770	57.10%	1.770	0	100.00%
姉市川	2.900	0.100	3.45%	0	0.100	100.00%
平沢川	2.400	1.610	67.08%	0	1.610	100.00%
平栗川	2.600	0.410	15.77%	0.410	0	100.00%
横沢川	2.700	0.400	14.81%	0.400	0	100.00%
合　計	13.700	4.290	31.31%	2.580	1.710	100.00%
整　備　率				18.83%	12.48%	
整備率合計				31.31%		

準用河川整備率（令和7年度末時点）

事業	施設名	数量	規格等
公共下水道	下川原ポンプ場	1箇所	立軸斜流ポンプ 高圧電動式　1式 エンジン式　2台 計　3台
	自動除塵機	1箇所	間欠式自動除塵機（レーキ往復式）2台
	雨水幹線施設	6ｋｍ	大坪川1号幹線 大坪川2号幹線



下川原ポンプ場
出典：第2期紫波町下水道事業経営戦略



流域治水対策イメージ
出典：国土交通省（流域治水の推進）



ワンコインセンサー設置状況



環境保全活動（一級河川滝名川）



河川の農業施設

【快適・安全】

論点№25 都市下水路における浸水をどのように解消していくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅳ 環境・くらし

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成14年度（ 2002年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
大坪川 浸水件数	34 件	0 件	0 件	0 件
町全体における浸水件数	517 件（平成25年度）	0 件	0 件	0 件

〔指標の説明〕
内水浸水・・・市街地に降った雨を排水しきれず、道路や宅地の冠水等が起こる浸水のこと
都市下水路・・・市街地において、雨水排除を目的とする水路のこと。
都市下水路大坪川・・・日詰地区を流れる河川。市街地の雨水排除のため、都市下水路として昭和58年に整備完了。
雨水管理総合計画・・・下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、整備方針等を定めたもの。
下川原ポンプ場・・・大坪川の排水のため、北上川の水位上昇により排水機能が低下した場合に使用するポンプ場。

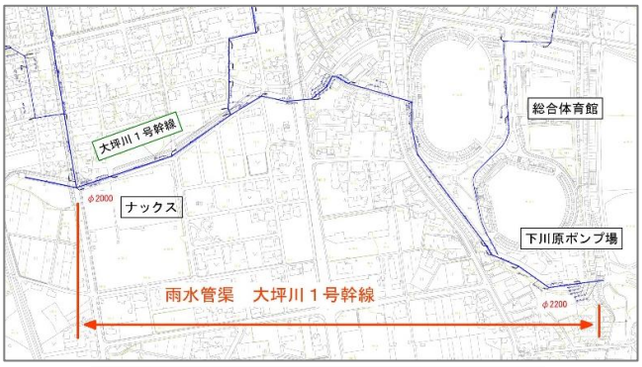
第3次総合計画期間における主な成果

①浸水被害の解消と軽減について
町では、雨水管理総合計画を令和2年度に策定し、この5か年で行うこととした内水浸水対策を進めてまいりました。その対策以降、重点対策地区に設定した日詰第1-2排水区において内水浸水被害が発生しておりません。
また、そのほかの対策として、下川原ポンプ場の自動運転化により、夜間などの急な降雨による高水位時の対応体制を整えるとともに、大雨時にマンホール蓋からの水の噴き出しを防止するため、噴き出しが起きない蓋へ交換しております。

②管路の維持管理について
令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した、下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受け、1994年度（平成6年度）以前に敷設された内径2m以上の管路点検の実施を国から求められました。町内では、雨水管渠である大坪川1号幹線が点検対象となり、約1kmを目視点検した結果、道路陥没につながる腐食・管のズレ・亀裂などが無いことを確認しました。なお、一部に土砂の堆積が確認されましたので、今後撤去を予定しております。

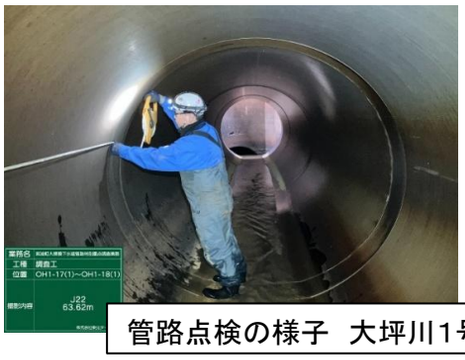


紫波運動公園南側の下川原ポンプ場



北上川増水の様子（河川敷野球場付近）



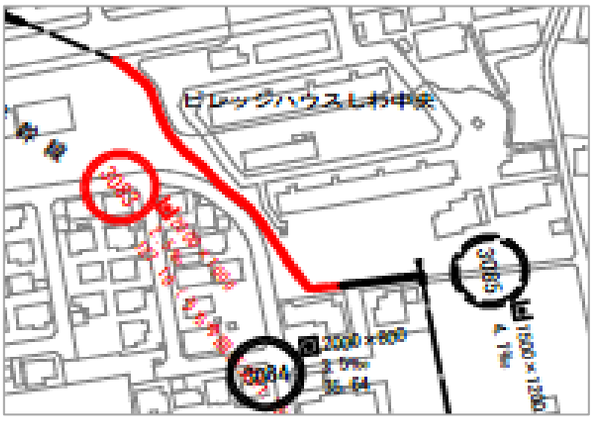


管路点検の様子　大坪川1号幹線

次期総合計画策定に向けた課題・論点

①浸水解消について
現在の雨水管理総合計画は令和2年度に策定したものであり、策定から5年が経過していることから、見直しが必要です。近年、全国的に大雨や集中豪雨の発生頻度が増加していることから、令和7年度から着手している雨水管渠日詰3号幹線の整備を早期に完成させ、日詰地内の雨水排除と内水浸水被害の抑制を図ってまいります。また、現在は雨水管渠の水位を把握できていないため、水位計等による水位の把握を行い、住民への周知を図る必要があります。

②適切な維持管理について
大雨や集中豪雨時にスムーズに雨水を排除するためには、施設の適正な維持管理が重要です。大坪川に流入するごみや草を除去する除塵機および下川原ポンプ場の機械については、定期的な点検・調査を行い、状態の把握に努めております。管路についても、定期的な点検が必要です。町では、ロボットを活用して点検を行っているところですが、今後も開発される技術の中から町の施設に適した手法を取り入れ、適切かつ安全で効率的な維持管理を行っていくことが必要です。









日詰3号幹線整備工事 （日詰字下丸森地内）

近隣市町比較データ

【快適・安全】

論点№26 持続可能な下水道経営をどのように実現していくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅳ 環境・くらし

まちづくり指標

	基準値 平成30年度 （2018年度）	実績値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和9年度 （2027年度）	見通し 令和13年度 （2031年度）
汚水処理人口普及率	91.9 %	94.6 %	96.8 %	98.5 %
汚水処理人口水洗化率	87.2 %	91.5 %	92.5 %	94.4 %
下水道経費回収率	81.3 %	96.8 %	92.6 %	89.3 %

〔指標の説明〕
汚水処理人口普及率・・・・・・・・・・町の人口のうち、下水道を利用できる人の割合
汚水処理人口水洗化率・・・・・・・・下水道を利用できる人のうち、実際に下水道に接続している人の割合
下水道経費回収率・・・・・・・・・・・・汚水処理に係る費用のうち、使用料収入で賄っている割合

第3次総合計画期間における主な成果

①上水道事業の統合と簡易水道事業
平成26年度に紫波町、花巻市、北上市、岩手中部水道企業団の4団体で水道事業の統合を実施し、上水道事業を開始しました。統合後は、企業団への出資という形で上水道施設の計画的な更新を行い、水道水の安定供給に取り組んでいます。
また、町で管理を行っている簡易給水施設についても定期的な更新を行いながら、水源の不安定な簡易給水施設に変わり、上水道統合に向けた協議を進めています。

②下水道水洗化率の向上
公共下水道、農業集落排水、小規模集合排水、集合処理区域外地域の管理型浄化槽など普及率向上に向けた整備に努め、令和7年度末で汚水処理人口普及率が94.6%、水洗化率は91.5%と、県内でも高い水準になりました。

③下水道事業経営の健全化
経営の健全化を図るため平成23年度に地方公営企業会計を導入し、より効率的な事業運営への取り組みを始めました。また、平成28年度に中長期的な収支計画である「紫波町下水道事業経営戦略」を策定、令和7年度には「第2期紫波町下水道事業経営戦略」を策定し、さらなる経営改善に努めています。
また、紫波浄化センターでは町内小学生の社会科実習や環境マイスター等の施設見学を積極的に受け入れているほか、町制70周年記念マンホールデザインコンテストの実施や産業まつり等での普及啓発など下水道を身近に感じ、汚水処理について理解を深めてもらう活動を行っています。



簡易水道施設
（船久保営農飲雑用水施設）



マンホール蓋更新工事の様子



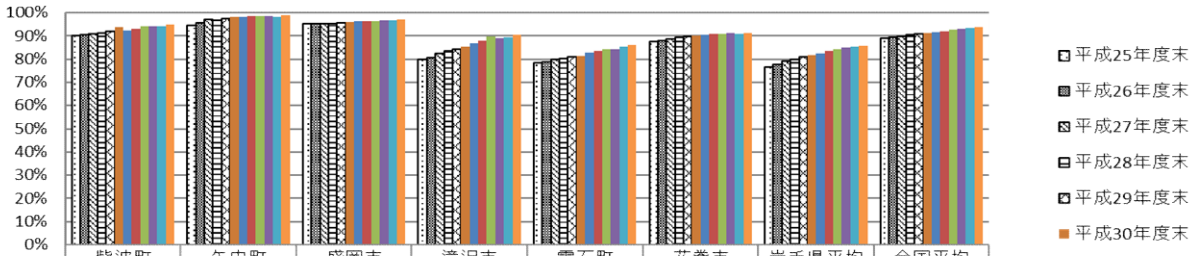
町制70周年記念マンホールの設置

次期総合計画策定に向けた課題・論点

①簡易水道事業の安定供給
　上水道事業は統合されましたが、簡易水道事業は町が管理運営を行っております。水源の殆どが湧水、地下水であり季節変動や地震の影響を受けやすいため、安定した水源の確保が必要となっています。
　また、人口減少や節水器具の普及による給水収益の減少や、施設の老朽化が進行しています。安定的な水道事業を行うために、上水道事業への接続に向けた老朽施設及び管路の計画的な整備をする必要があります。
　次期計画期間においても、簡易水道地域の上水道統合に向けた具体的な協議を岩手中部水道企業団と進めて行きます。

②下水道事業の経営基盤の強化
　現在、未普及地域における管渠敷設等の整備事業が概成に向かう一方、今後10数年で処理場や基幹管渠などが耐用年数を迎えることから、更新等に多額の支出が予想されます。
　また、人口減少による使用料収益の減少、技術職員の減少等により、資金面や技術の継承等でも事業の運営が非常に難しくなることが見込まれます。
　下水道事業は良好な環境を形成していくためになくてはならないものです。厳しい財政状況の中、持続可能な下水道経営を行うために「生ごみや油を流さない」など下水道を利用される方の理解と協力は不可欠です。

汚水処理人口普及率

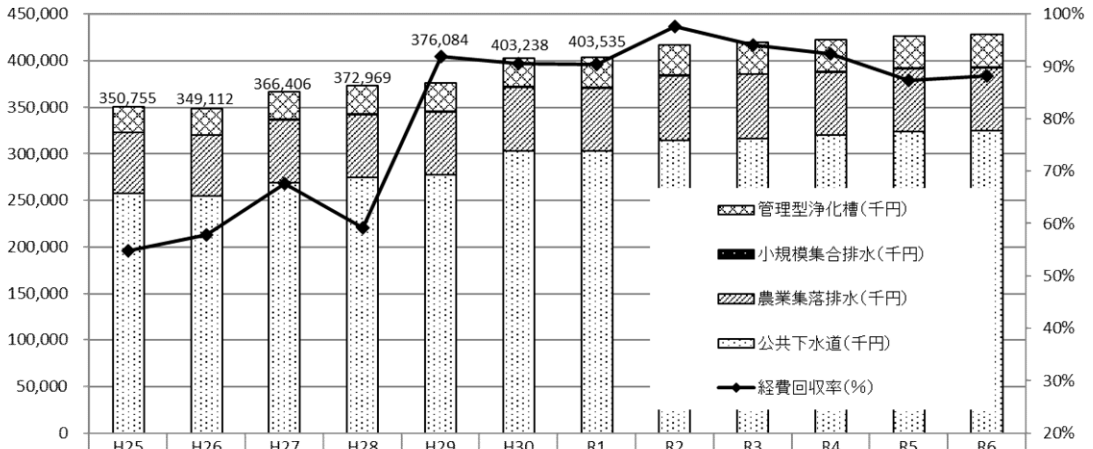


	紫波町	矢巾町	盛岡市	滝沢市	雫石町	花巻市	岩手県平均	全国平均
平成25年度末	90.3%	94.4%	95.1%	79.8%	78.3%	87.6%	76.7%	88.9%
平成26年度末	90.6%	95.7%	95.2%	80.5%	78.7%	88.0%	77.8%	89.5%
平成27年度末	90.8%	97.2%	95.2%	82.5%	79.7%	88.7%	79.0%	89.9%
平成28年度末	91.3%	96.6%	95.3%	83.6%	80.2%	89.4%	79.8%	90.4%
平成29年度末	91.8%	97.6%	95.8%	84.4%	80.8%	89.8%	80.8%	90.9%
平成30年度末	93.8%	98.2%	95.9%	85.5%	81.5%	90.2%	81.6%	91.4%
令和元年度末	92.5%	98.2%	96.2%	86.8%	82.9%	90.5%	82.6%	91.7%
令和2年度末	93.0%	98.6%	96.3%	87.9%	83.5%	90.7%	83.6%	92.1%
令和3年度末	94.0%	98.6%	96.5%	89.8%	84.3%	91.0%	84.4%	92.6%
令和4年度末	94.3%	98.7%	96.7%	89.2%	84.4%	91.1%	84.9%	92.9%
令和5年度末	94.2%	98.1%	96.9%	89.4%	85.4%	91.0%	85.4%	93.3%
令和6年度末	94.8%	99.0%	97.0%	90.5%	86.0%	91.4%	85.9%	93.7%

出典　紫波町：水洗化の状況（令和6年度末時点）

近隣市町比較データ

使用料収入と経費回収率



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
管理型浄化槽（千円）	27,227	28,388	29,189	29,985	30,435	31,216	32,038	32,834	33,580	34,070	34,484	35,083
小規模集合排水（千円）	542	511	521	484	459	465	559	729	722	687	630	673
農業集落排水（千円）	65,357	65,022	67,291	67,526	67,921	68,366	67,462	69,281	68,698	67,624	67,710	67,336
公共下水道（千円）	257,629	255,191	269,405	274,974	277,269	303,191	303,476	314,552	316,712	320,451	323,801	324,855
経費回収率（%）	54.9	57.9	67.6	59.2	92.0	90.6	90.5	97.6	94.2	92.4	87.4	88.3

出典　紫波町：紫波町下水道事業会計決算書

【快適・安全】

論点№27 管理が適切に行われていない空き家の増加をどのように抑制するか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅵ 生活基盤

まちづくり指標

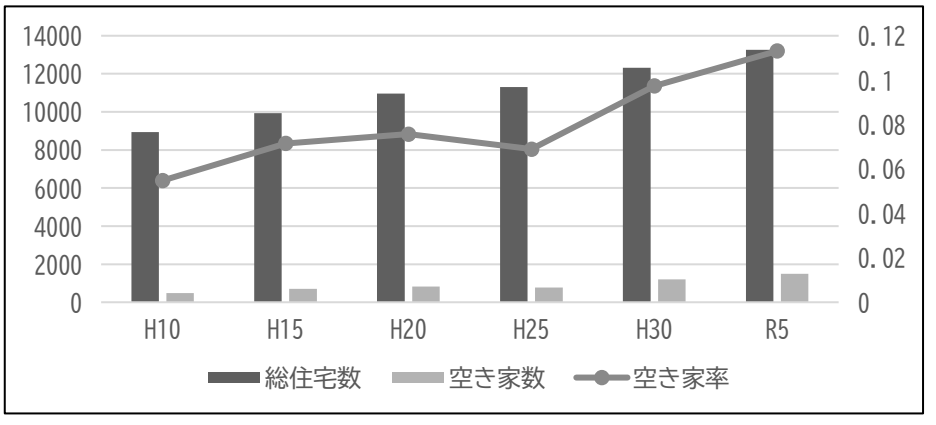
	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成30年度（2018年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
管理が適切に行われていない空き家数	52 件	46 件	43 件	40 件

〔指標の説明〕
「管理が適切に行われていない空き家」とは、町で把握している空き家のうち、腐朽損傷の進行や長期間の放置により、周辺に悪影響を及ぼしているもの又は今後その可能性があるものを指します。（空家等実態調査で、空き家の腐朽損傷状態をAからDの4段階で評価したもののうち、C又はDと判定したもの）
空き家の利活用や解体等による解消で、管理が適切に行われていない空き家数は微減する見通しとなっています。

第3次総合計画期間における主な成果

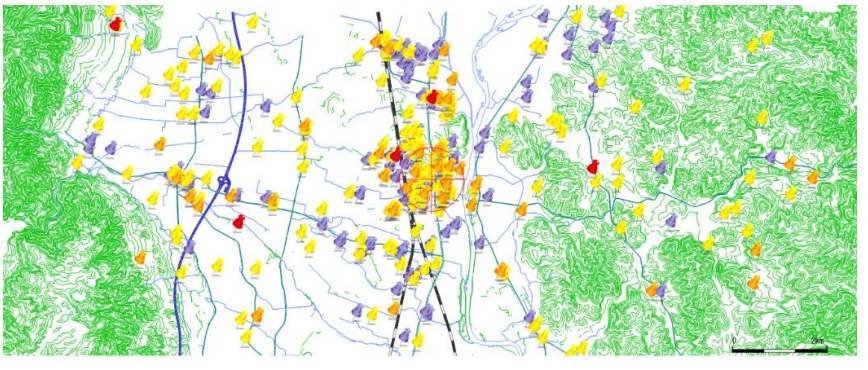
平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、町においても、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、「紫波町空家等の適切な管理に関する条例」を制定し令和3年より施行したところです。
令和4年には、町が行う空家等対策事業について基本的な方針と施策を定める第2期紫波町空家等対策計画を策定し、空き家の予防と適正管理を促すとともに、空き家の有効活用に取り組んできました。
紫波町空家等対策計画にも記載されている補助金の活用や出前講座などの普及啓発活動を行った結果、管理が適切に行われていない空き家（C、Dランク）の数が減少しています。
また、空き家に関する多様な住民ニーズに対応するため、空き家の流通及び解体の促進について、それぞれ民間事業者と連携協定を締結しました。特に、空き家の流通促進に関する連携協定を締結した㈱ネクスウィル（東京都）からは、総務省の地域活性化起業人制度を活用して職員の派遣を受けており、令和7年度末時点での空き家の買取契約実績の累計が12件に上るなど、空き家の解消につながっています。

■紫波町の空き家数（推計）、空き家率の推移



出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」（R5）

■町内空き家分布図



■管理が適切に行われていない空き家





次期総合計画策定に向けた課題・論点

町では、空き家対策の基本的な方針と施策が定められた紫波町空家等対策計画に基づき、空き家の所有者への適切管理指導を継続して行いながら、相談体制を整備するとともに、空き家バンクの構築や民間事業者との連携により空き家の利活用を推進してきました。

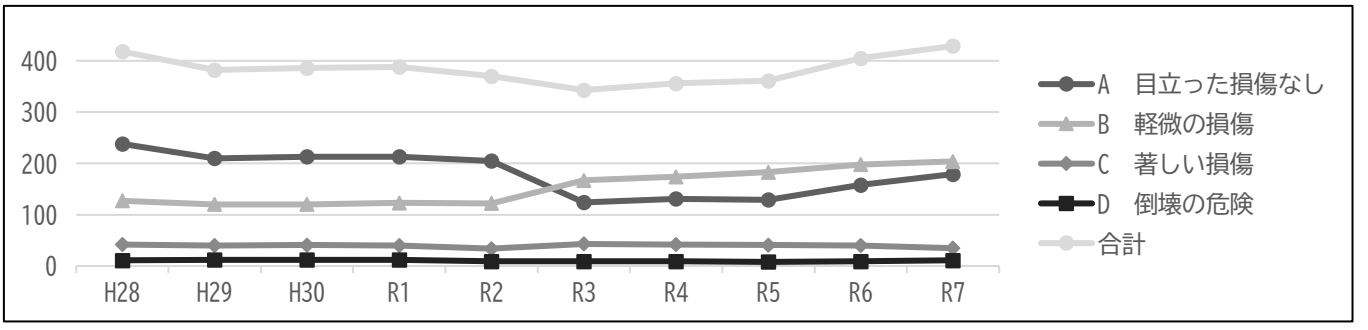
また、空き家の発生未然防止や適正管理を目的として、出前講座や相談会等の実施により所有者の意識啓発にも取り組んでいます。

町の空き家率は、全国平均や岩手県平均と比較して低い状況にありますが、町が把握している空き家実数は429件(R8.3.31時点)で、令和3年度以降増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと見込んでいます。

また、草木の繁茂や害虫・害獣の発生といった空き家に関する苦情・相談が日々寄せられており、周辺の住環境等に悪影響を及ぼす空き家の発生が地域の問題となっています。このような苦情・相談を受けた場合、町では空き家の所有者に対し適正な管理を依頼していますが、所有者がいない、あるいは所有者が不明な空き家については管理を依頼できる者が存在しないため、対応に苦慮しています。

管理が適切に行われていない空き家を増やさないために、予防対策や適正管理の促進、利活用等の取組みをどのように進めていくのかを論点とします。

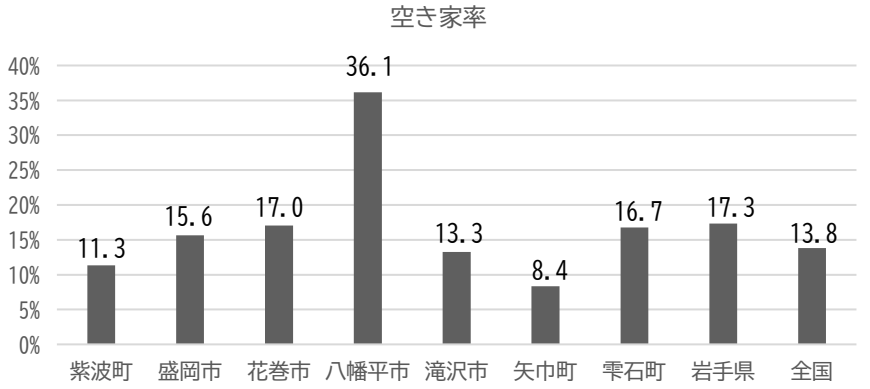
■町が把握している空き家実数の推移



■民間事業者との連携と空き家対策のイメージ



近隣市町比較データ



出典:総務省統計局「住宅・土地統計調査」(R5)

【快適・安全】

論点№28 住宅確保要配慮者の良好な住環境をどのように整備していくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅵ 生活基盤

主要指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成30年度（2018年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
町営住宅建替整備戸数	－ 戸	－ 戸	－ 戸	50 戸

〔指標の説明〕
町では、耐用年数を経過した町営住宅の建替えとして、令和10、11年度に50戸、令和14年度に30戸の合計80戸の整備を予定しています。なお、建替えに当たっては、民間事業者が新規に設計・建設した住宅を20年間借上げる「借上げ方式」により整備する予定です。

第3次総合計画期間における主な成果

町営住宅は、住宅に困窮する方に対して低廉な家賃で賃貸することにより、町民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、公営住宅法に基づき町が整備する住宅で、紫波町では、現在6団地247戸の町営住宅を管理しています。このうち、146戸（約59%）は昭和41年から昭和53年に建設されており、耐用年数を経過しています。一方で、近年の人口減少の推移を踏まえた将来的な住宅困窮世帯数はゆるやかに減少すると推計されており、これに伴って町営住宅の需要の減退が想定されることから、耐用年数を経過した住宅を全て建替えるのではなく、改善や建替時の集約等により町営住宅ストックを適切にマネジメントしていく必要があります。

町では、予防保全的な管理や改善の計画的な推進及びライフサイクルコストの縮減等に取り組むため、令和4年3月に「紫波町町営住宅長寿命化計画」を改訂したほか、令和4年度には、当該計画に基づき朝日ヶ丘北住宅4号棟の外壁塗装工事を実施し長寿命化を図っています。

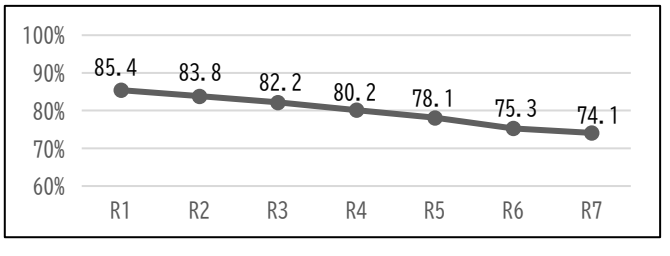
また、耐用年数を経過した町営住宅の建替え整備に向け、令和8年3月に「紫波町町営住宅建替整備基本方針」を策定しました。

なお、町営住宅全体の入居率については、建替え対象団地の募集を実質停止している関係もあり、年々減少しています。

■町営住宅の概要

団地名	号棟名	建設年	戸数	構造	間取り
朝日田住宅		H9	12	中耐3	2DK、3DK
朝日ヶ丘北住宅	1	H5	18	中耐3	2DK、3DK
	2	H6	18	中耐3	2DK、3DK
	3	H12	30	中耐5	1LDK、2DK、3LDK
	4	H17	23	中耐4	1LDK、2DK
みどりヶ丘住宅		S41	16	簡平	3K、2K
希望ヶ丘住宅		S42	10	木造	2K
		S43	2	木造	2K
的場住宅		S44	20	木造	3K、2K
第二希望ヶ丘住宅	1～4	S46	16	簡平	3K、2K
	5～9	S47	20	簡平	3K、2K
	10～14	S48	20	簡平	2K
	15～16	S49	8	簡平	3K、2K
	17	S49	6	簡2	3K
	18～19	S50	12	簡2	3K
	20	S53	4	簡平	3K
	21～22	S53	12	簡2	3K

■入居率の推移（R1～R7）



■朝日ヶ丘北住宅1号棟（中耐3）



■第二希望ヶ丘住宅（簡平）※建替え対象



次期総合計画策定に向けた課題・論点

町営住宅の建替え整備に当たっては、民間事業者を選定し建物の建設を進めていくほか、現在町営住宅に入居している方の移転を円滑に進めることも重要です。

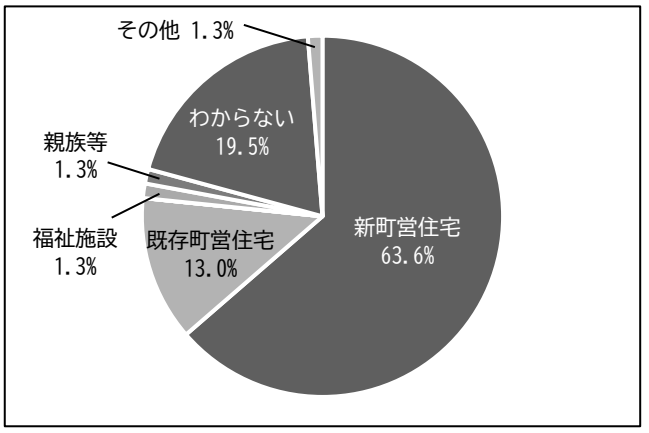
令和8年6月に実施した入居者意向調査においては、移転先の意向として「新町営住宅」を挙げている方が63.6%でした。一方で、建設場所や間取りなどが不明のため「わからない」とした方も19.5%いました。また、新しい町営住宅の移転先の第1希望は「日詰地区」が69.4%となっており、住み慣れた地区に住み続けたいと考えている方が多い状況です。

今後、民間事業者が決定し、建設場所や間取りが明らかになるに従い、入居者の意向が変化することも考えられますが、移転を円滑に進めるためには、日詰地区に偏っている希望を調整していく必要があり、このことについてどのように進めていけばよいかを論点とします。

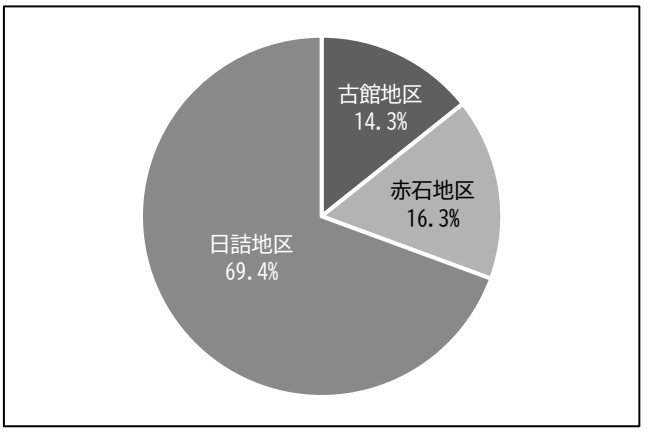
また、令和7年度末時点での町営住宅入居世帯の半数以上が単身世帯となっており、とりわけ高齢単身世帯は年々増加傾向にあります。近年の公募状況を見ても、応募倍率が1.0を下回る状況が続いていますが、単身用に限定すると応募倍率の平均は1.2で、単身世帯のニーズが高いことが分かります。

令和8年3月に国が策定した「住生活基本計画」においても、身寄りのない単身の高齢者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境・居住支援体制の整備を目標として掲げており、町としてこの課題にどのように取り組んでいくのかを論点とします。

■移転先の意向（R8.8.31時点）



■新規移転先の第1希望（R8.8.31時点）

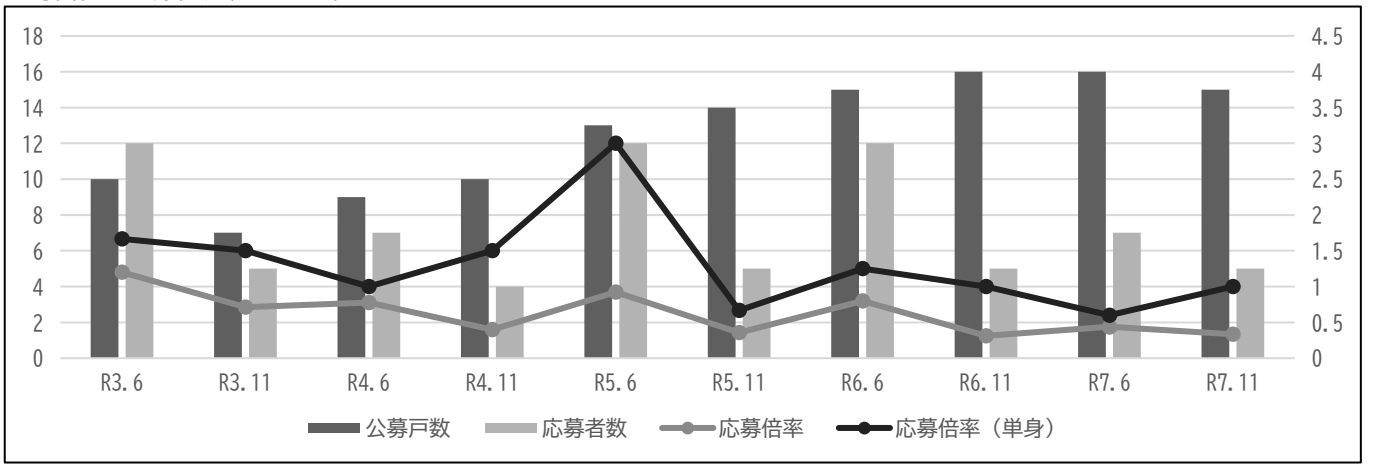


■町営住宅入居者の構成（R8.3.31時点）

団地名	棟名	戸数	入居戸数	母子（父子）	高齢世帯※	障害者	生活保護	単身	高齢単身
朝日田住宅		12	12	3	3	5	2	2	2
朝日ヶ丘北住宅	1号棟	18	16	4	6	3	2	9	6
	2号棟	18	16	3	2	2	3	4	1
	3号棟	30	28	5	18	10	3	17	13
	4号棟	23	19	1	14	4	4	13	12
みどりヶ丘住宅		16	8	0	6	1	1	6	6
希望ヶ丘住宅		12	5	0	5	0	1	4	4
的場住宅		20	8	1	5	1	1	6	5
第二希望ヶ丘住宅		98	71	3	33	13	7	32	27
合計		247	183	20	92	39	24	93	76
割合		－	74.1%	10.9%	50.3%	21.3%	13.1%	50.8%	41.5%

※高齢世帯：60歳以上の高齢者のみで構成されている世帯

■町営住宅公募状況（R3～R7）



【快適・安全】

論点№29 住宅の耐震化率をどのように向上させていくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅵ 生活基盤

まちづくり指標

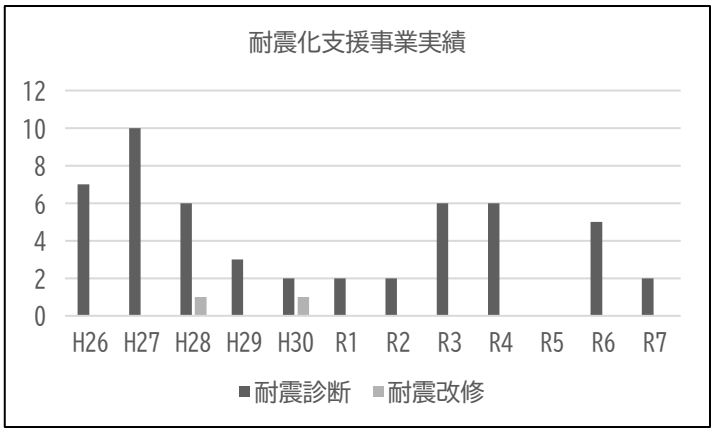
	基準値	実績値	目標値	見通し
	令和元年度（2019年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
木造住宅耐震改修件数	10 件	10 件	12 件	12 件

〔指標の説明〕
ここでの「木造住宅耐震改修件数」とは、町の補助金（紫波町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金）を活用して耐震改修を実施したものを指します。
改修費用が高額（国のモデルケースでは224万円）の上、補助の対象となる住宅は、最も新しいものでも築45年が経過しており、改修ではなく建替えを選択する所有者が多く、補助制度を活用した耐震改修のニーズは低い状況で、今後も同様に推移する見通しとなっています。

第3次総合計画期間における主な成果

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）をはじめ、近年全国各地で地震が頻発しており、本町においても建築物の耐震診断・耐震改修の促進は、引き続き取り組むべき重要な課題です。今後も、東北地方太平洋沖地震規模の大地震（震度5弱から震度6弱）が発生することが想定されているものの、町内では過去の地震で建物倒壊の被害が無かったため、住宅の耐震化率は低い状態です。
町では、継続的に建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項及び紫波町地域防災計画に基づき、令和3年に「第3期紫波町耐震改修促進計画」、令和8年に「第4期紫波町耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震診断や耐震改修の計画的な促進に継続して取り組んできました。
当該計画に基づき、木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る補助事業を実施し、耐震化率の向上に取り組むとともに、改修補助制度の案内送付や戸別訪問などにより補助制度の周知に努めたほか、木造住宅の耐震診断の実施（21件（R2～R7末時点））により耐震性の有無を確認し、所有者に対し耐震改修の実施を促しました。

■耐震診断・耐震改修の実績（H26以降）



■普及啓発チラシ



■H19新潟県中越沖地震で被害を受けた住宅





次期総合計画策定に向けた課題・論点

町内の住宅の耐震化率については、令和5年度時点で73.1%であり、平成27年の61.5%から8年で11.6%増加していますが、「第3期紫波町耐震改修促進計画」で掲げた目標値85.0%(令和7年度)を達成できませんでした。「第4期紫波町耐震改修促進計画」では、耐震化率の現状を踏まえ、令和12年度における住宅の耐震化率の目標値を85%と設定しています。

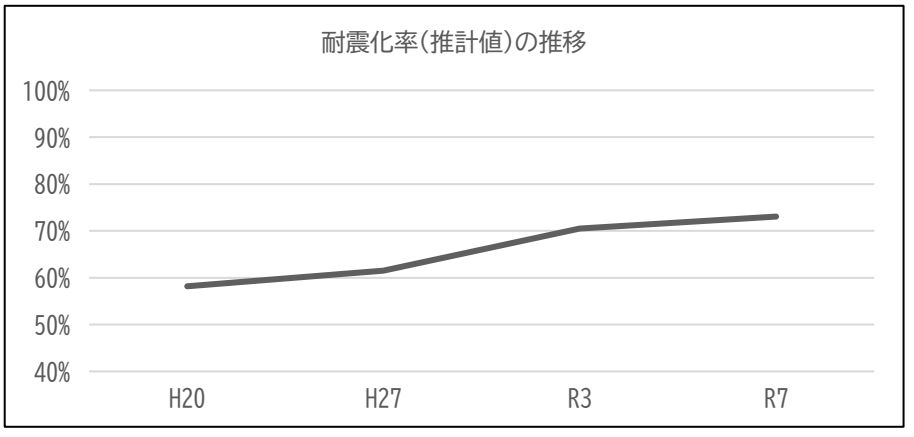
令和8年7月には熊本で大地震が発生するなど、全国で地震が頻発していることから耐震化率の向上は重要な課題であると認識しています。

町では、木造住宅の耐震診断や改修に要する費用の助成制度等により耐震化を推進していますが、過去の地震で実被害が少なかったことによる関心の低さと、耐震改修費用の負担(国のモデルケースでは224万円)の大きさが問題となっています。

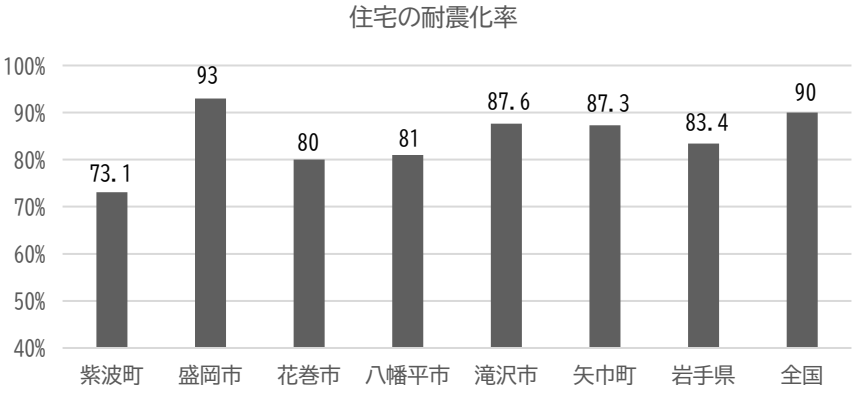
補助の対象となる住宅は、最も新しいものでも築45年が経過しており、改修ではなく建替えを選択する所有者が多いという状況も踏まえ、耐震化率の目標達成に向けてどのように取組みを進めていくのかを論点とします。

■住宅の耐震化率(推計値)

基準年	総数 A	旧耐震基準による住宅 B	耐震性有・耐震改修済 C	新耐震基準による住宅 D	耐震化率(推計値) E	備考
H20	12,756	5,950	614	6,806	58.2%	
H27	13,202	5,775	694	7,427	61.5%	第1期目標値80.0%
R3	9,490	2,840	40	6,650	70.5%	第2期目標値85.0%
R7	10,130	3,240	510	6,890	73.1%	第3期目標値85.0%
R12(目標)	11,040	3,030	1,374	8,010	85.0%	第4期目標値85.0%



近隣市町比較データ



市町名	基準年
紫波町、盛岡市、花巻市	R7
八幡平市、矢巾町	R5
滝沢市、岩手県	H30

出典:各自治体耐震改修促進計画、国ホームページ。雫石町はデータなし

【快適・安全】

論点№30 持続可能な公共交通を確保するには

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅵ 生活基盤

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成30年度（2018年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
デマンド型乗合バスの年間利用者数	23,000 人	27,864 人	30,000 人	31,000 人

〔指標の説明〕
・デマンド型乗合バス「しわまる号」の年間延べ利用者数を指標として設定
・基準値については、すこやか号の年間延べ利用者数（平成30年度）に基づき設定
・年間利用者数は、16,127人（R2）→21,150人（R3）→24,269人（R4）→27,181人（R5）→28,203人（R6）→27,864人（R7）と推移しており、今後も緩やかに利用者数は増加することが見込まれる

第3次総合計画期間における主な成果

デマンド型乗合バス「しわまる号」は、現在、平日4台、土曜3台、日・祝2台が運行しており、令和2年度の運行開始当初と比較して利用者数が約1.7倍に増加するなど、町の公共交通として定着し、利用が広がった。一方、利用者数の増加に伴い待ち時間が長くなるなど、需要の高まりに対して運行体制が追いつかない場面も生じている。こうした中、近年の社会情勢等を踏まえ、令和7年10月には運賃及び運行時間の見直しが行われたが、令和7年度の利用者数は27,864人と概ね前年度並みとなり、日常の身近な移動手段として、引き続き多くの住民に利用されている。

また、令和6年3月、町内のタクシー事業者が、3社→2社へ減少したことに伴い、特にも夜間の時間帯において交通空白が生じた。夜間の交通空白への対応として、町では令和6年度に「ウィークエンドしわまる号」、令和7年度に「公共ライドシェア」の実証実験の実施により、夜間における移動需要を把握し、令和8年度からは「公共ライドシェア」の本格運行をスタートしている。

バス路線については、近年の物価高騰や人件費高騰、利用者の減少により、事業者による経営判断のもと、県内全域で各路線の見直しや廃止が進められている。町内においては令和8年3月末をもって「犬渕線」が廃止されたほか、令和8年10月からは「日詰線」「長岡線」の運行経路が変更される予定である。

【紫波町の公共交通の概要】

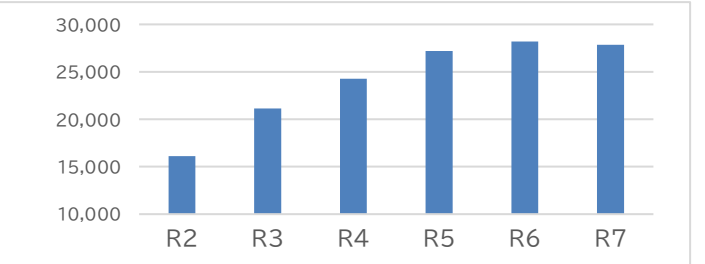


【出典】紫波町企画課

【しわまる号写真】



【しわまる号】＜上：グラフ＞年間利用者数（人） ＜下：表＞月別利用者数（人）



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R2	818	869	1,200	1,322	1,203	1,350	1,544	1,512	1,674	1,424	1,471	1,740	16,127
R3	1,688	1,539	2,002	1,937	1,769	1,637	1,743	1,627	1,816	1,881	1,651	1,860	21,150
R4	1,751	1,840	1,987	1,938	1,955	2,095	2,275	1,921	2,297	1,995	2,113	2,102	24,269
R5	2,025	2,116	2,294	2,124	2,286	2,314	2,385	2,227	2,604	2,236	2,185	2,385	27,181
R6	2,175	2,248	2,355	2,419	2,457	2,340	2,576	2,195	2,509	2,321	2,192	2,416	28,203
R7	2,300	2,378	2,379	2,474	2,371	2,443	2,351	2,133	2,344	2,329	2,174	2,188	27,864

【出典】紫波町企画課

次期総合計画策定に向けた課題・論点

人口減少や自家用車の普及等により公共交通の利用者が減少する一方、高齢者をはじめ、自家用車を利用できない人にとって公共交通は重要な移動手段であり、今後も一定の移動需要が見込まれる。

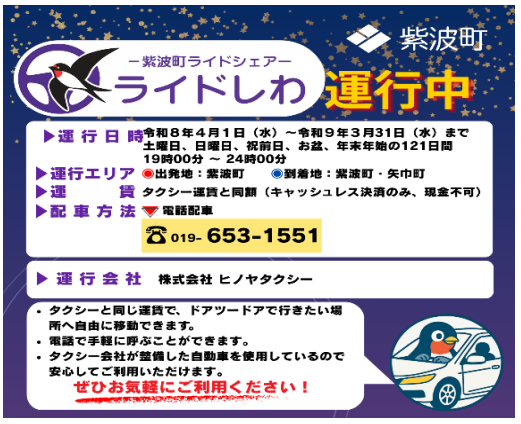
しわまる号については、利用者数の増加により待ち時間が長くなる一方、燃料費や人件費の高騰により運行経費も増加しており、利便性の確保と持続可能な運行の両立が課題となっている。

また、バス路線「日詰線」「長岡線」については、令和8年10月からの運行経路変更に伴う利便性増加により利用者の増加が期待されるが、利用者数が伸び悩む場合には路線存続が危ぶまれる可能性を孕んでいることから、大規模病院への接続性などをPRしながら、引き続き利用者拡大に向け周知を進めていく必要がある。

さらに、バス路線「犬渕線」の廃止やタクシー事業者の減少により、特に夜間を中心とした交通空白への対応も必要となっているが、「公用ライドシェア」は一時的な対応であり、根本的な解決にはならないことから、需要実態を抑えながら、今後の方策を検討していく必要がある。

以上を踏まえ、しわまる号、路線バス、タクシー、公共ライドシェア等の各交通手段の役割を整理の上、地域ごとの需要や利用実態を踏まえながら、限られた人材・財源の中で効率的かつ持続可能な公共交通ネットワークをどのように構築・維持していくかを論点とする。

【公共ライドシェア　チラシ】



【公共ライドシェア　車両写真】



【出典】紫波町企画課

【しわまる号　ロゴ】

SHIWA On-Demand Bus しわまる号

【しわまる号　運賃改定内容】

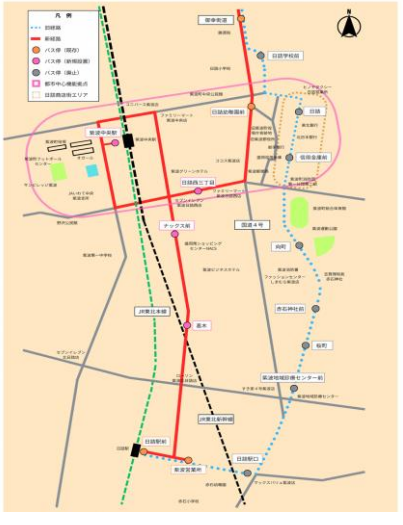
改定前(~R7.9.30)		改定後(R8.10.1~)		【参考】
対象	運賃	対象	運賃	変動額
大人（中学生以上）	500円 乗合発生時300円	大人（高校生以上）	600円 乗合発生時400円	+100円 +100円
小人（小学生）	200円 乗合発生時100円	小人（小・中学生）	200円 乗合発生時100円	±0円 ±0円
未就学児	無料	未就学児	無料	±0円

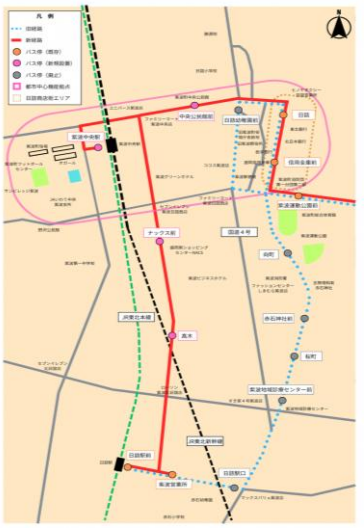
＜運賃改定にあたり参考とした基礎データ＞

ガソリン価格	R2.4月：126.9円/ℓ ➡R7.7月：169.1円/ℓ(約33%上昇)	石油製品価格調査（資源エネルギー庁）
タクシー初乗運賃	R2.4月：540円 ➡R7.8月：610円(約13%上昇)	運賃ブロック：岩手県B地区
最低賃金	R2年度：793円 ➡R6年度：952円（約20%上昇）	地域別最低賃金改定状況（厚生労働省）

【出典】紫波町企画課

【バス路線 経路変更概要】＜左＞日詰線(岩手医大経由)　＜右＞長岡線(日赤経由)





【出典】岩手県(岩手県地域公共交通利便増進実施計画(紫波エリア版))

【岩手県交通EVバス 写真(運行は一部)】



【快適・安全】

論点№31 地域で支える、災害に強いまちづくりをどのように進めていくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅳ 環境・くらし

まちづくり指標

	基準値 平成30年度 （2018年度）	実績値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和9年度 （2027年度）	見通し 令和13年度 （2031年度）
自主防災組織率	84.0 %	87.8 %	100.0 %	100.0 %

〔指標の説明〕
・自主防災組織率：町内行政区のうち、自主防災組織を結成している行政区の割合。
・R7実績は87.8%で、基準値（H30 84.0%）から3.8ポイント上昇。R9目標は100%。
・関連指標「地区防災計画作成率」はR7実績0%であり、地域主体の防災体制づくりが今後の主要課題となっている。
・防災訓練、防災講話、自主防災組織支援、防災情報の発信等を通じ、平時からの地域防災力向上を図っている。

第3次総合計画期間における主な成果

【地域への働きかけ】

・自主防災組織率がH30の84.0%からR7の87.8%まで上昇し、未組織地区への働きかけ等を通じて組織化を促進しました。

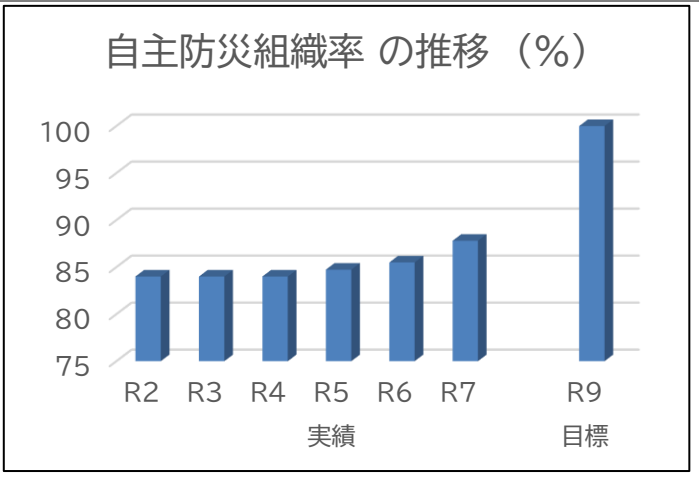
・自主防災組織を対象とした防災訓練・防災講話等を継続し、地域住民の防災意識及び防災知識の向上を推進しました。

・防災訓練等を通じて、地域住民が主体となって災害に備える「自助・共助」の取組を継続し取り組んでいます。

【まちの取組み】

・消防団、消防署、自主防災組織及び関係機関との連携を継続し、災害時の初動対応を支える地域の連携体制の維持・強化を図りました。

・防災情報配信サービス等による情報伝達、防災マップの見直し等を進め、災害リスクを踏まえた情報提供体制の充実を推進しています。



地域で防災を学ぶ機会を継続



（ふるだて防災フェスタ）



「消防団・消防署・地域の連携」

防災訓練

		参加者
令和5年度	水分地区	130人
令和6年度	赤沢地区	160人
令和7年度	赤石地区	190人

次期総合計画策定に向けた課題・論点

① 地域のつながりを生かした防災力の向上
人口減少や高齢化により、自主防災組織の担い手不足や活動継続が課題となっています。地域づくり組織や自治会、消防団等と連携し、日頃の地域活動を防災につなげていくことが重要です。

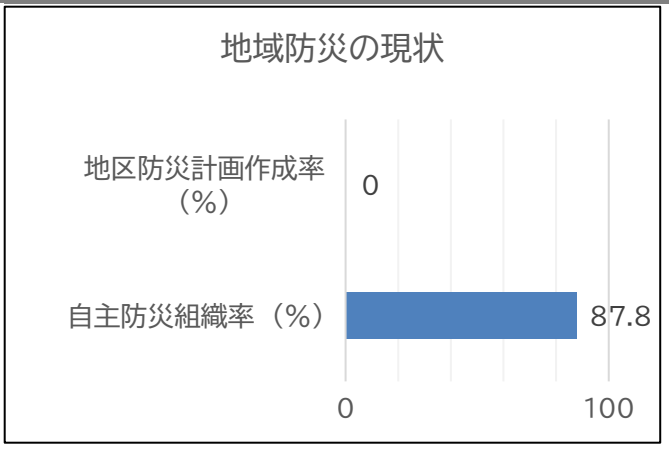
→ 地域のつながりを生かして、持続可能な地域防災体制をどのように構築していくのか。

② 誰もが安心して避難できる環境の確保
小学校の統廃合等により避難施設が減少する一方、猛暑等の気候変動を踏まえ、空調設備など避難環境の充実が求められています。また、高齢者や障がい者など避難に支援を要する方への支援体制の充実も重要です。

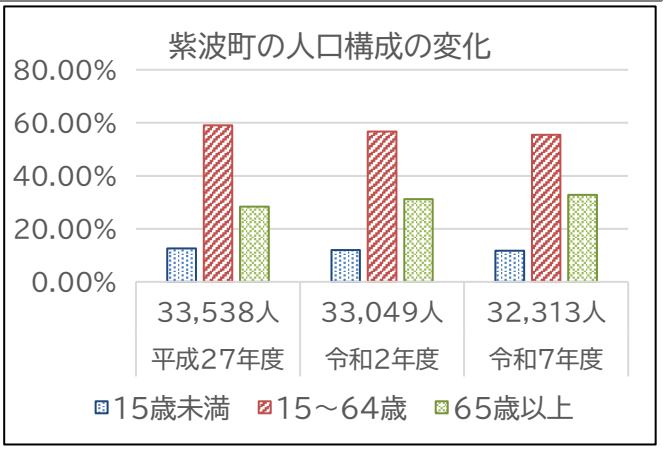
→ 必要な避難先を確保し、誰もが安心して避難できる環境をどのように整えていくのか。

③ 必要な人に確実に情報を届ける仕組みの構築
本町には防災行政無線がなく、LINEやホームページ等のデジタル媒体が中心となっています。特に、高齢者や障がい者など、デジタル情報を受け取りにくい方への緊急情報の伝達が課題です。

→ デジタルと地域の声掛け等を組み合わせ、災害情報を必要な人にどのように確実に届けていくのか。

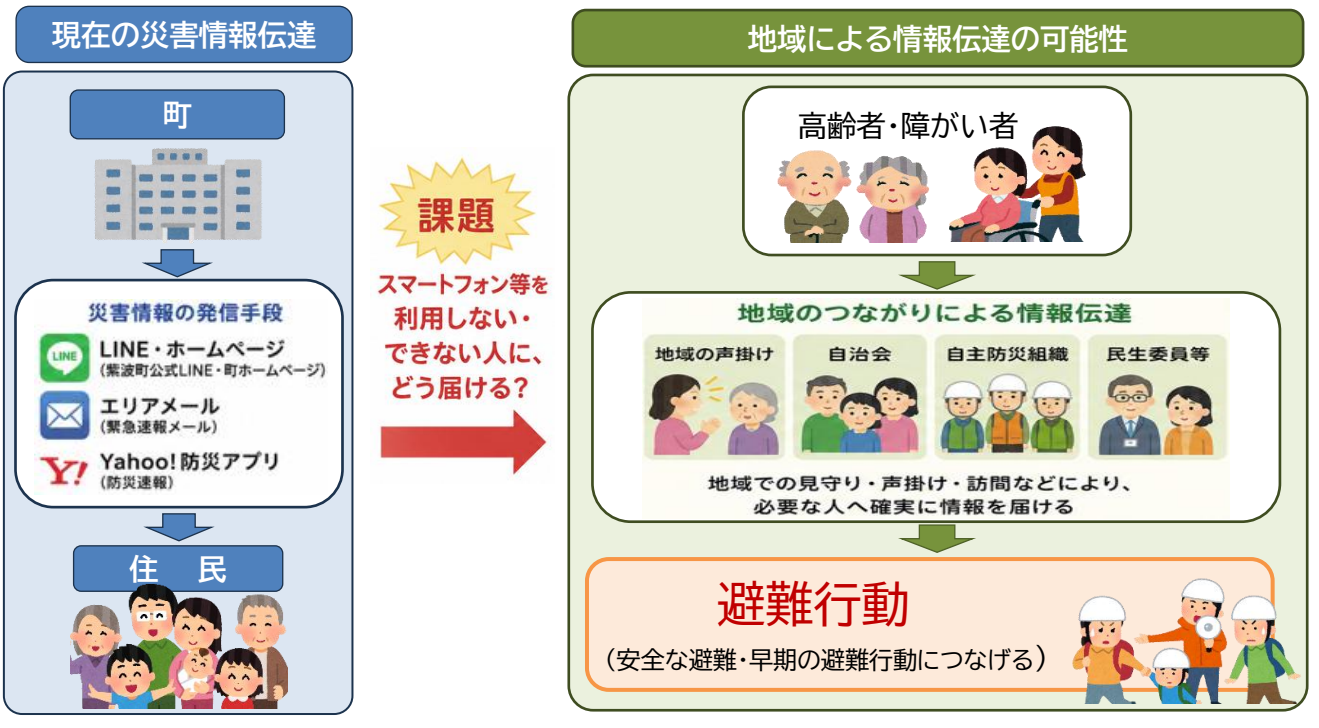


「組織化」から「実効性のある地域防災」へ



15～64歳：59.0%→55.5%（▲3.5ポイント）
65歳以上：28.3%→32.8%（＋4.5ポイント）

・デジタルと地域のつながりを組み合わせて、誰もが必要な情報を受け取ることができる情報伝達を目指します。



論点№32 人生の土台となる幼児期に『生きる力』をどう育むか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅲ 子ども・子育て・教育

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	令和2年度（2020年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
就学前児童施設において、子どもの育ちを十分理解し、保育・教育に取り組んでいる割合	72.0 %	- %	- %	- %
保育所保育方針、幼保小連携型こども園教育・保育要領を十分理解し、保育・教育に取り組んでいる割合	- %	88.4 %	80.0 %	90.0 %

〔指標の説明〕
就学前施設における振り返り自己評価結果（十分取り組んでいると回答した割合）

第3次総合計画期間における主な成果

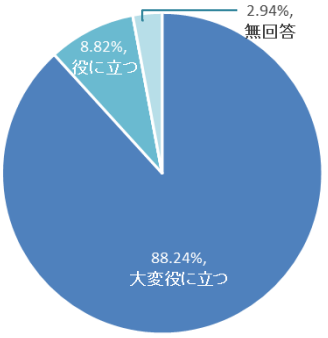
1 就学前施設における保育の質の向上
(1)町内の就学前施設における内部研修の充実を図るため、講師派遣を支援し、施設職員の専門性の向上につなげました。
(2)町内の就学前施設が他施設の保育実践を学び、自施設の保育に活かす機会として、公開保育を実施し、施設間の学び合いを促進しました。
(3)町内の就学前施設に共通した学びの機会を提供し、職員の資質・専門性の向上を図るため、町主催の全体研修を実施しました。(図表【4】-1-1)
(4)県教育委員会の幼児教育推進モデル指定を受け、「保育所内における教育・保育に係る専門性の向上を図るため、対話的な職場風土を醸成する」をテーマに、2年間(R3、4)に渡り研究事業を実施しました。

2 就学前施設と小学校との接続の強化
(1)「紫波町幼保小の架け橋期のカリキュラム」を令和6年度に整備し、接続期における就学前施設と小学校の保育・教育の基盤となる「町の目指すこども像」等を示すことで、幼保小が共通の方向性をもって取組を進める基盤を整えました。
(2)幼保小連携推進研修会及び幼保小地区合同研修会を実施し、保育士と教職員が互いの保育・教育について理解を深め、情報共有や意見交換を行うことで、幼保小の連携を促進し、接続期における保育・教育の連続性を高めました。
(3)幼保小の子ども同士の交流活動を実施し、就学前の子どもが小学校生活に触れる機会を設けることで、小学校生活への見通しを持つことや、就学前施設から小学校への円滑な移行につなげました(図表【4】-1-2)。

図表【4】-1-1 就学前施設全体研修実施状況

実施日	テーマ	講師	参加人数
R3.2.22	保育の質と保育者の関わり方	盛岡大学短期大学部 准教授	25人
R4.11.23	乳幼児期の育ちの理解	内閣府職員	58人
R5.8.19	幼児教育の充実に向けて	他自治体保育園長	52人
R6.6.7	最近のこども政策と園における保育の質の確保・向上について	こども家庭庁職員	42人
R7.8.9	保育の振り返りにつなぐ計画を学ぶ	他自治体保育園長	45人

図表【4】-1-1 就学前施設全体研修実施状況（R7参加者アンケート）
Q.今後の業務に役に立つと思いますか？



業務に活かしたい点／自由記述（抜粋）
・書類の簡素化をすることで保育の質が上がることを改めて感じた。
・保育を保育者が楽しみ、より良い実践ができるようにするための計画であることを再認識した。
・園での保育計画等について話し合いい機会になると思った。

図表【4】-1-2 児童間交流活動の様子



次期総合計画策定に向けた課題・論点

町の就学前施設は、公立施設の閉所と私立施設の開設が進み、令和8年4月現在、公立1か所、私立13か所と、私立施設の割合が高い状況にあります。このため、設置主体を超えて、町として目指す子どもの姿を共有し、施設間の連携を一層深めることが重要です。

また、令和6年度に「紫波町幼保小の架け橋期のカリキュラム」を策定し、令和7年度から実践しています。今後は、日々の保育・教育にさらに活用し、幼保小の全職員が共通認識を持って取組を進めることが必要です。

さらに、子どもの「生きる力」を育むため、就学前施設や小学校だけでなく、家庭・地域とも目指す子どもの姿を共有し、町全体で子どもの成長を支える取組につなげていくことが課題です。

このことから、次の3点を重点課題とします。

1　町全体で保育の質を向上する仕組みの強化
公私立の枠を超えた保育力向上のため、講師派遣や公開保育等の研修機会を継続的に確保するほか、どのように質の底上げを図っていくかを論点とします（図表【4】-1-3）。

2　「架け橋期のカリキュラム」のさらなる活用
架け橋期の接続を円滑にしていくため、どのように就学前施設・小学校全体での取組みにしていくか（担当職員以外の職員も含めた全職員が自分ごととする方策）を論点とします（図表【4】-1-4）。

3　家庭・地域での実践に向けた理解促進
子どもの「生きる力」を育むためには、就学前施設と小学校のみならず、家庭・地域の場でも取組みが必要です。そのためには、どのように家庭・地域が「町の目指すこども像」の理解を深め、取組みを実践していくかを論点とします（図表【4】-1-5）。

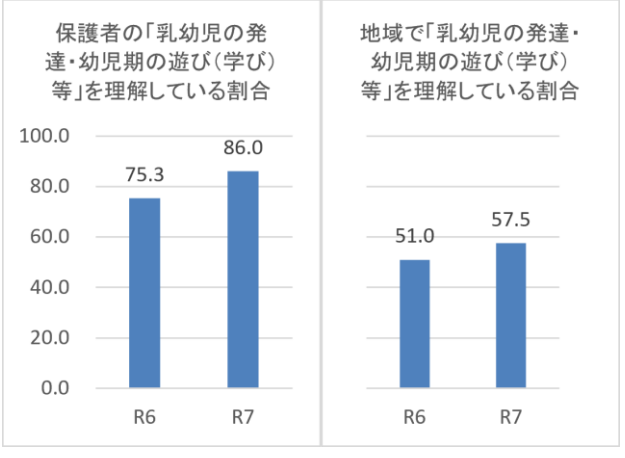
図表【4】-1-3　協議（公開保育）の様子



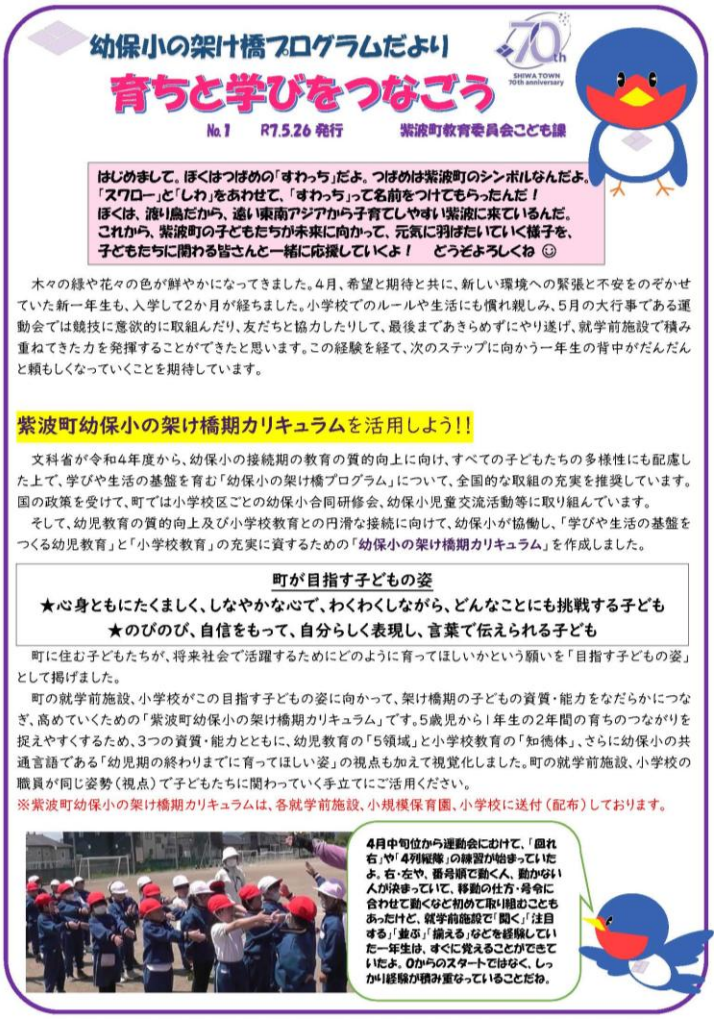
図表【4】-1-4　合同研修会（夏季）の様子



図表【4】-1-5　就学前施設に対し行ったアンケート結果



図表【4】-1-4　紫波町の取組についてまとめた発行物（就学前施設・小学校へ通知）


幼保小の架け橋プログラムだより

育ちと学びをつなごう

No.1　R7.5.26 発行　紫波町教育委員会こども課

はじめまして。ぼくはつばめの「すわっち」だよ。つばめは紫波町のシンボルなんだよ。「スワロー」と「しわ」をあわせて、「すわっち」って名前をつけてもらったんだ！ぼくは、渡り鳥だから、遠い東南アジアから子育てしやすい紫波に来ているんだ。これから、紫波町の子どもたちが未来に向かって、元気に羽ばたいていく様子を、子どもたちに関わる皆さんと一緒に応援していくよ！　どうぞよろしくね ☺

木々の緑や花々の色が鮮やかになってきました。4月、希望と期待と共に、新しい環境への緊張と不安をのぞかせていた新一年生も、入学して2か月が経ちました。小学校でのルールや生活にも慣れ親しみ、5月の大行事である運動会では競技に意欲的に取組んだり、友だちと協力したりして、最後まであきらめずにやり遂げ、就学前施設で積み重ねてきた力を発揮することができたと思います。この経験を経て、次のステップに向かう一年生の背中がだんだんと頼もしくなっていくことを期待しています。

紫波町幼保小の架け橋期カリキュラムを活用しよう!!

文科省が令和4年度から、幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、すべての子どもたちの多様性にも配慮した上で、学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、全国的な取組の充実を推奨しています。国の政策を受けて、町では小学校区ごとの幼保小合同研修会、幼保小児童交流活動等に取り組んでいます。

そして、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続に向けて、幼保小が協働し、「学びや生活の基盤をつくる幼児教育」と「小学校教育」の充実に資するための「幼保小の架け橋期カリキュラム」を作成しました。

町が目指す子どもの姿

★心身ともにたくましく、しなやかな心で、わくわくしながら、どんなことにも挑戦する子ども

★のびのび、自信をもって、自分らしく表現し、言葉で伝えられる子ども

町に住む子どもたちが、将来社会で活躍するためにどのように育ってほしいかという願いを「目指す子どもの姿」として掲げました。

町の就学前施設、小学校がこの目指す子どもの姿に向かって、架け橋期の子どもの資質・能力をなだらかにつなぎ、高めていくための「紫波町幼保小の架け橋期カリキュラム」です。5歳児から1年生の2年間の育ちのつながりを捉えやすくするため、3つの資質・能力とともに、幼児教育の「5領域」と小学校教育の「知徳体」、さらに幼保小の共通言語である「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の視点もおさえて視覚化しました。町の就学前施設、小学校の職員が同じ姿勢（視点）で子どもたちに関わっていく手立てにご活用ください。

※紫波町幼保小の架け橋期カリキュラムは、各就学前施設、小規模保育園、小学校に送付（配布）しております。

4月中旬位から運動会にむけて、「回れ右」や「4列縦隊」の練習が始まっていたよ。右・左や、番号順で動く人、動かない人が決まっていて、移動の仕方・号令に合わせて動くなど初めて取り組むこともあったけど、就学前施設で「聞く」「注目する」「並ぶ」「揃える」などを経験していた一年生は、すぐに覚えることができていたよ。0からのスタートではなく、しっかり経験が積み重なっていることだね。

【子ども・教育・文化】

論点№33 安心して子育てと就労を両立できる保育環境をどう実現するか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅲ 子ども・子育て・教育

まちづくり指標

	基準値 平成31年度 （2019年度）	実績値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和9年度 （2027年度）	見通し 令和13年度 （2031年度）
待機児童数	42 人	1 人	0 人	0 人

〔指標の説明〕
毎年度4月1日時点の待機児童数

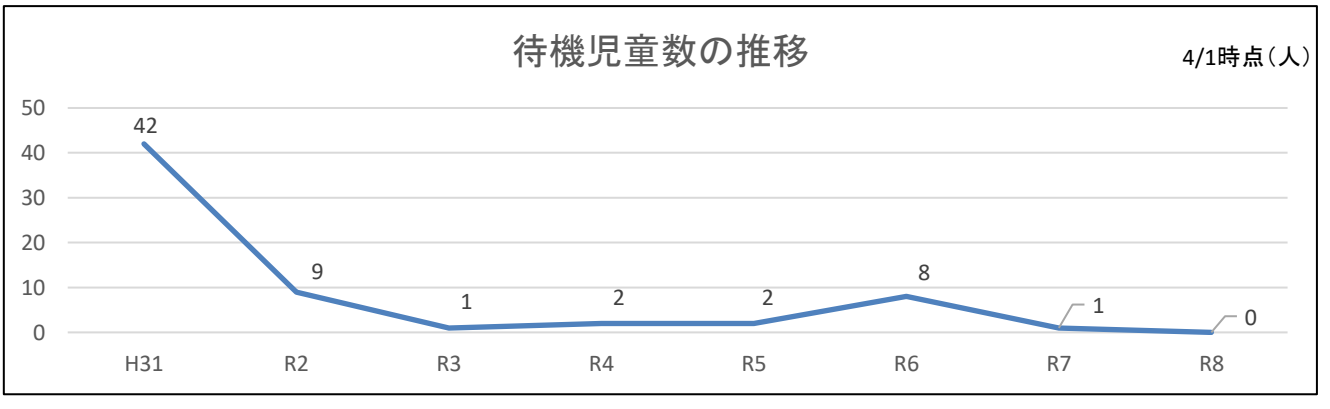
第3次総合計画期間における主な成果

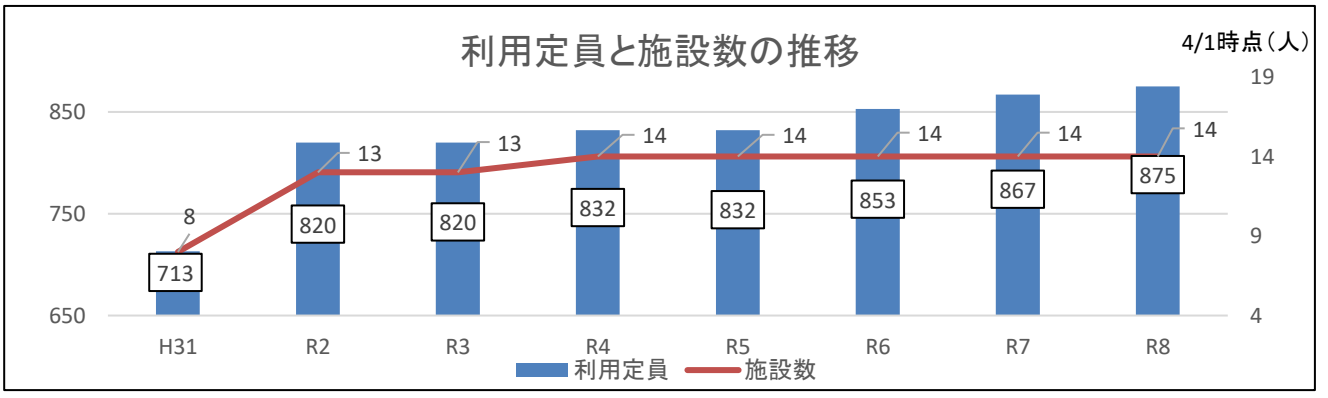
第3次総合計画期間においては、増加する保育ニーズに対応し、待機児童の解消を図るため、民間活力を活用した保育施設の整備を計画的に進めました。令和2年度には私立小規模保育事業所を4施設開所し、令和4年度には私立小規模保育事業所を1施設、令和6年度には私立保育所を1施設、令和8年度には私立保育所を1施設開所するなど、保育の受入体制の充実に取り組みました。

これらの施設整備により保育定員を着実に拡大し、保育を必要とする児童の受入れ環境を整備しました。その結果、待機児童数の減少につながり、保護者が安心して子どもを預けられる環境の充実を図ることができました。

また、保育ニーズの高い地域における受入れ体制の強化により、子育てと就労の両立を支援するとともに、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の整備にも寄与しました。

今後も、保育ニーズや地域の状況を的確に把握しながら、必要な保育サービスの確保と受入体制の充実を図り、待機児童の解消と子育て支援の充実に努めていきます。





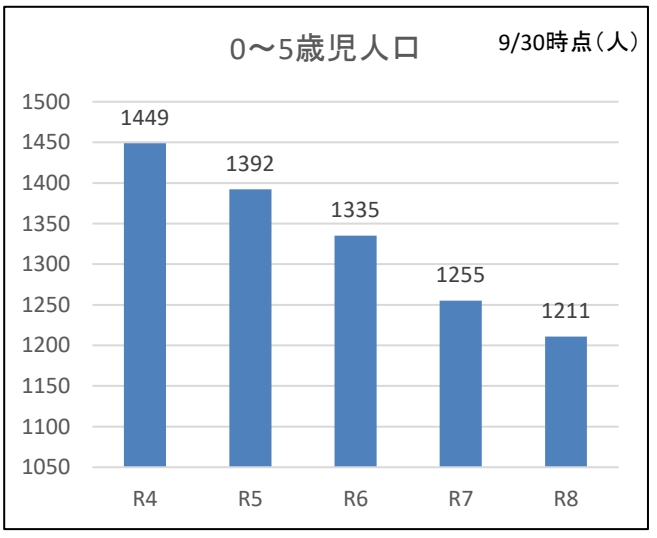
次期総合計画策定に向けた課題・論点

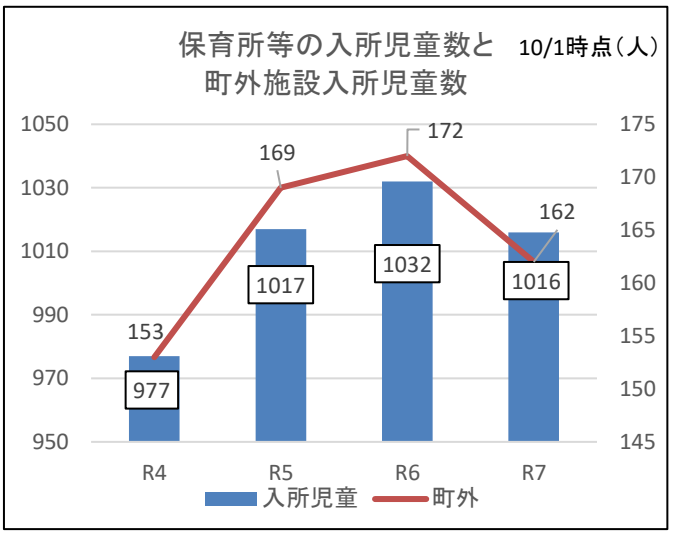
今後も宅地開発に伴う子育て世帯の転入や共働き世帯の増加が見込まれることから、保育ニーズは引き続き高い状況が続くことが想定されます。一方で、少子化により出生数は減少傾向にあり、中長期的には保育を必要とする児童数の減少も見込まれることから、保育需要の変化を的確に捉えながら、必要な受入体制を確保していくことが課題となります。

また、共働き世帯の増加等に伴い、保護者の就労形態や生活様式に応じた保育ニーズも多様化していることから、定員の確保に加え、保育サービスの充実が求められます。

このため、今後の人口動態や宅地開発、就労状況等を踏まえて保育需要を適切に見通し、必要な保育定員を確保するとともに、既存の保育施設を有効に活用し、持続可能な保育提供体制を構築することが重要です。

そのため、保育需要の継続的な把握・分析に基づく定員の適正な確保を進めるとともに、多様な保育ニーズに対応したサービスの充実、保育士等の人材確保・定着、民間活力の活用などに取り組み、待機児童の解消を維持しながら、安心して子育てと就労を両立できる環境をどのように整備していくかが論点となります。





論点№34 多様な教育的ニーズに応じた学びをどう充実させていくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅲ 子ども・子育て・教育

主要指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	令和7年度（2025年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
教育支援委員会の総合的な判断を踏まえた就学先への就学割合（新就学児童）	92.8 %	92.8 %	90.0 %	90.0 %
学校生活に満足している児童の割合	76.0 %	76.0 %	80.0 %	80.0 %

〔指標の説明〕
・教育支援委員会において総合的に判断した就学先と、翌年度の実際の就学先が一致した新就学児童の割合
・学校生活に満足している児童の割合。「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」の分析結果において、学級生活満足群に属する児童の割合

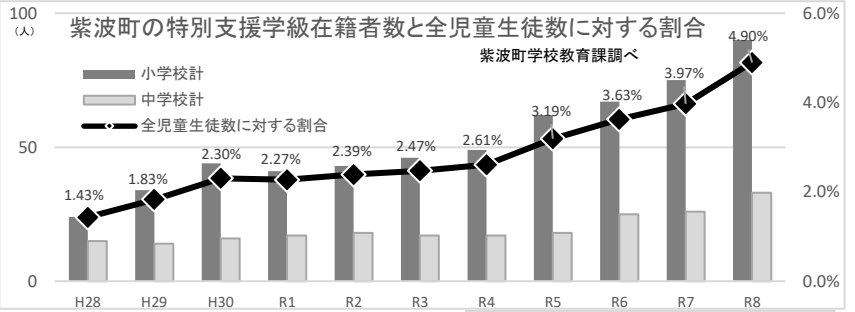
第3次総合計画期間における主な成果

○特別支援教育体制の整備
町では、教育相談、知能検査、教育支援委員会、就学ガイダンスなどによる教育支援体制を整備し、本人及び保護者の意向を尊重しながら、望ましい学びの場への就学支援を行いました。教育的ニーズの多様化に対応するため、特別支援学級の設置を進めたほか、スクールヘルパーを全小・中学校へ配置し、学習面や生活面の支援の充実を図りました。さらに、医療的ケア児への対応を進めるなど、支援体制の整備に取り組みました。

○不登校支援及び対策
紫波町の不登校児童生徒数は、全国的な傾向と同様に増加しています。中学校に教育相談支援員を配置し、校内教育支援センターを利用する生徒への支援や、不登校生徒への家庭訪問などを実施しています。

・教育支援教室「はばたき」では、教育相談支援員による教育相談をはじめ、基礎的な学習や生活習慣の定着、学校復帰に向けた支援を行っています。
・各学校では、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的ないじめ防止対策に取り組んでいます。また、紫波町いじめ問題対策連絡協議会において、町及び学校における取組の現状や課題を共有し、関係機関と連携しながら改善方策の協議を行っています。
・「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」を毎年実施し、学校生活への満足度や意欲、学級集団の状態を把握しています。その結果を活用し、不登校やいじめ、学校生活への意欲低下などの兆候の早期把握と早期対応を図るとともに、学級経営や授業改善につなげています。

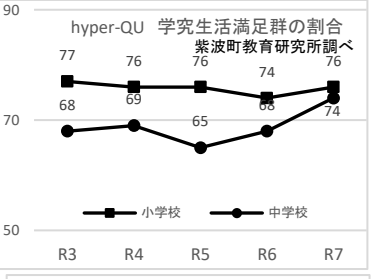
○特別支援学級の新規設置状況
令和2年度　西の杜小（旧上平沢小）
　　自閉症・情緒
　　紫波東小（旧星山小）
　　自閉症・情緒
令和3年度　紫波第三中 知的
令和5年度　紫波東小 知的
令和7年度　紫波東小 肢体不自由
　　紫波第三中 自閉症・情緒



就学ガイダンス資料

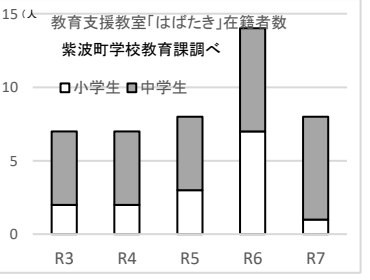








就学ガイダンス（5歳児健診）資料



次期総合計画策定に向けた課題・論点

〇特別支援教育

・知能検査や教育相談等を担う専門人材が不足する中、必要な専門性をどのように確保するとともに、スクールヘルパー等の配置や専門家による助言を含めた学校支援体制の充実が求められています。

・支援を必要とする児童生徒の障がいの種類や程度、教育的ニーズが多様化する中、それぞれの状況に応じた学びの場や支援方法の確保が必要となっています。

・医療的ケアを必要とする児童の就学に対応するため、看護師等の専門人材の確保や、学校、保護者、医療・福祉等の関係機関が連携した安全で継続的な支援体制の整備が求められています。

以上を踏まえた上で、多様な教育的ニーズに応じた学びと支援をどのように充実させていくかが論点となります。

〇不登校支援

・不登校児童生徒が増加する中、学校復帰のみを目標とするのではなく、校内教育支援センターや教育支援教室「はばたき」、民間施設等も含め、一人ひとりの状況やニーズに応じた多様な学びの場や居場所の確保が求められています。

・不登校の未然防止や長期化を防ぐため、不登校傾向や登校しづらさを早期に把握するとともに、学校、家庭、町及び関係機関が情報を共有し、継続的に支援する体制の充実が必要となっています。

・不登校の背景が多様化・複雑化する中、教育相談支援員やスクールカウンセラー等の専門的人材を確保・活用し、児童生徒や保護者への相談支援の充実を図ることが求められています。

以上を踏まえた上で、一人ひとりの状況やニーズに応じた多様な学びの場や居場所を確保し、安心して学び続けることができる支援体制をどのように充実させていくかが論点となります。

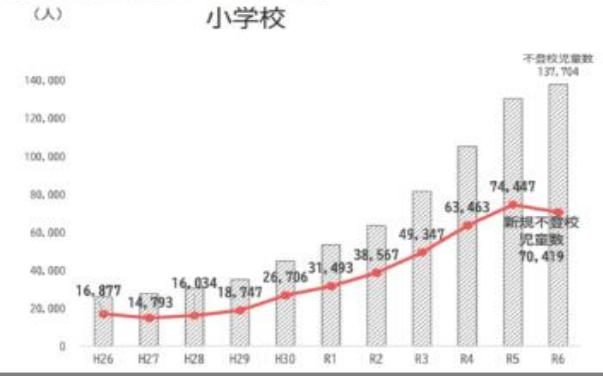


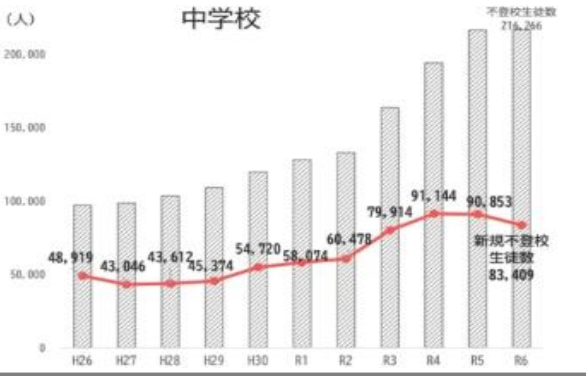


全国の新規不登校児童・生徒数の推

・文部科学省　児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

当該年度に不登校として把握された児童・生徒のうち、前年度は不登校として計上されていなかった児童生徒の数





【子ども・教育・文化】

論点№35 安全・安心で快適な学校環境をどう維持・向上していくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅲ 子ども・子育て・教育

主要指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成　年度（　年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
学校トイレの洋式化	%	65.2 %	71.0 %	100.0 %
特別教室の空調設備	%	12.3 %	50.0 %	100.0 %
中学校体育館の空調設備	%	0.0 %	33.3 %	100.0 %
教室及び体育館のLED化	%	1.3 %	75.0 %	100.0 %

〔指標の説明〕
【学校トイレの洋式化】 学校のトイレを洋式化することは、児童生徒が安全・安心で快適な学校生活を送るために必要です。家庭や公共施設では洋式トイレが一般的となっており、学校においても生活様式の変化に対応した環境整備が求められています。また、けがをしている人や障がいのある人にも利用しやすく、誰もが安心して使える環境づくりにつながります。
【空調設備の整備】 近年の気温上昇に伴い、熱中症リスクが高まっていることから、児童生徒の健康と安全を守り、快適な学習環境を確保するため、適切な温度管理が重要となっています。
【照明設備のLED化】 2027年末までに蛍光灯の製造・輸出入が禁止されることから、計画的なLED化を進める必要があります。また、LED化は環境負荷の低減や維持管理費の縮減にもつながります。

第3次総合計画期間における主な成果

令和2年度から令和3年度にかけて、施設一体型小中一貫校である紫波東学園の校舎を整備しました。これにより、東部地区5小学校の再編と老朽化した紫波第二中学校校舎の改築が完了し、教育環境の充実が図られました。

学校トイレの洋式化については、平成25年度の日詰小学校西校舎を皮切りに計画的に整備を進めてきました。令和6年度には赤石小学校のトイレ改修を実施し、令和7年度の校舎増築においても全て洋式トイレを整備した結果、令和7年度末の洋式化率は65.2%となりました。さらに、令和8年度には西の杜小学校のトイレ改修を予定しており、洋式化率は71%となる見込みです。

空調設備については、普通教室への設置を令和元年度に完了しました。また、令和6年度には児童数の増加に対応するため、赤石小学校の特別教室2室にエアコンを設置しました。一方で、特別教室及び体育館への空調設備については、多くの施設で未整備となっており、十分な空調環境の確保には至っていない状況です。

照明設備のLED化については、令和5年度に紫波第一中学校体育館で整備を実施しました。その他の施設については、修繕に合わせて順次LED化を進めています。

また、児童数の増加に対応するため、令和7年度に赤石小学校の校舎増築を実施しました。これにより必要な教室を確保するとともに、新たにエレベーターを設置したことで、給食コンテナの運搬性の向上やバリアフリー環境の充実を図りました。

主な工事一覧

R2-3	小中一貫校紫波東学園建設工事
R4	西の杜小学校放送設備更新工事
R5	赤石小学校特別教室改修工事
	紫波第一中学校屋内体育館照明LED化工事
R6	赤石小学校特別教室エアコン設置工事
	赤石小学校校舎トイレ洋式化等改修工事
	赤石小学校駐車場造成工事
R7	赤石小学校校舎増築業務（施工）

次期総合計画策定に向けた課題・論点

児童生徒が安全・安心かつ快適な環境で学ぶためには、学校施設の適切な維持管理と計画的な更新を進めていく必要があります。紫波町の学校施設は、建築後相当年数を経過した施設が多く、建物本体の老朽化に加え、空調設備や給排水設備、電気設備などの更新需要も高まっています。今後も施設の安全性を確保しながら、教育活動に支障が生じないよう計画的な修繕・改修を進めていくことが求められます。

また、学校のトイレは児童生徒が日常的に利用する重要な生活環境であり、衛生面や快適性の向上を図るため、引き続き洋式化を進めていく必要があります。特別教室については、近年の猛暑による熱中症リスクへの対応や学習環境の向上を図るため、空調設備の整備を進める必要があります。中学校の体育館については、教育活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割も担うことから、空調設備の整備による安全・安心な環境の確保が求められています。

また、照明設備についても、環境負荷の低減や維持管理費の縮減を図るため、計画的なLED化を進める必要があります。

その一方で、これらの施設整備には多額の財源を要することから、限られた財源の中で効率的かつ効果的に事業を進めていく視点が欠かせません。施設の老朽化状況や利用実態、教育現場のニーズ、児童生徒の安全・健康面に加え、避難所としての機能も総合的に勘案しながら、優先順位を明確にした計画的な整備を進めることが重要です。

今後、老朽化する学校施設への対応と教育環境の向上、さらには避難所機能の強化をどのように両立し、安全・安心で快適な学校環境を将来にわたり維持・向上していくかを論点とします。

学校の築年数

令和8年度（2026）時点

学校名	建物区分	面積（㎡）	経過年数	大規模改修後経過年数
日詰小学校	校舎	2,407	51	35
	校舎	1,309	35	
	屋内運動場	1,086	35	
	プール	400	12	
赤石小学校	校舎	2,312	36	
	校舎	1,966	36	
	校舎	1,152	0	
	校舎	90	0	
	校舎	61	0	
	屋内運動場	1,092	31	
	プール	400	25	
古館小学校	校舎	328	49	
	校舎	1,682	42	
	校舎	2,517	33	
	校舎	110	33	
	屋内運動場	981	42	
	プール	500	18	
西の杜小学校	校舎	2,773	24	
	屋内運動場	922	28	
	プール	300	9	
紫波第一中学校	校舎	2,593	46	
	校舎	126	41	
	校舎	3,527	33	
	屋内運動場	1,403	41	
	プール	400	21	
紫波第三中学校	校舎	899	64	36
	校舎	1,736	63	36
	屋内運動場	1,162	23	
	プール	400	56	
紫波東学園	校舎	2,652	5	
	校舎	893	5	
	屋内運動場	1,162	27	
	プール	400	9	

トイレ洋式化の一例（赤石小学校）



赤石小学校増築校舎



論点№36 中学校部活動の地域展開の推進体制をどう構築するか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅲ 子ども・子育て・教育

主要指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成　年度（　年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
中学校の休日部活動の地域展開に係る登録団体数		0	5	15

〔指標の説明〕
休日の部活動の地域展開に向けた受け皿整備の進捗状況を示す指標であり、町に登録している地域クラブ等の団体数を把握するものです。

第3次総合計画期間における主な成果

令和5年度に部活動地域移行に係る学習会の開催やアンケート調査を実施するとともに、部活動地域移行検討委員会を設置し、「紫波町部活動地域移行推進計画」を策定しました。

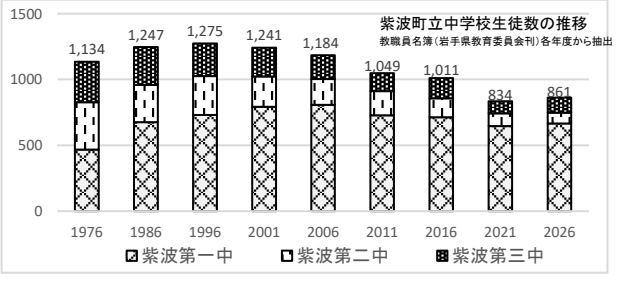
令和6年度には部活動の地域移行に係る検討会を開催するとともに、部活動地域移行推進協議会を設置し、地域展開に向けた協議を進めました。

令和7年度には先進事例の視察や「部活動地域展開に係る基本方針」の策定を行い、休日部活動の地域展開に向けた体制整備を進めました。

今後の予定は次のとおりです。
令和8年度
・モデルクラブ事業実施
・先進事例視察
令和9年度、令和10年度
・段階的に休日の地域展開
令和11年度以降
・休日の地域展開を基本とした運用への移行

背景

■少子化の進行
少子化の進行に伴う生徒数の減少により、学校単位での部活動の維持やチーム編成が困難となっています。また、学校規模によって設置できる部活動に差が生じており、生徒が希望する活動を選択できる機会の確保が課題となっています。



■働き方改革の推進
教職員の働き方改革を進めるため、部活動では原則として月曜日に加え、土曜日又は日曜日のいずれかを休養日として設定するとともに、活動時間についてもガイドラインに基づき適切に運営しています。生徒の心身の健康への配慮と教職員の負担軽減の両立を図りながら部活動を実施しています。

■ニーズの変化
令和5年度より部活動への加入を任意とし、生徒が自身の興味・関心や生活状況に応じて活動への参加を選択できる仕組みとしています。

○紫波町立中学校部活動一覧　令和６年６月20日時点　紫波町学校教育課調べ

			紫波一中				紫波二中				紫波三中				総計
			1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
運動部	1	野球	8	7	9	24	3	5	5	13	5	4	5	14	51
	2	サッカー	15	8	13	36									36
	3	バスケットボール（男）	2	4	5	11					6	5	4	15	26
	4	バスケットボール（女）	5	5	8	18					6	4	6	16	34
	5	バレーボール（男）	12	6	6	24									24
	6	バレーボール（女）	2	5	12	19	3	3	5	11	2	6	4	12	42
	7	ハンドボール（男）	5	11	5	21									21
	8	ハンドボール（女）	2	8	4	14									14
	9	ソフトテニス（男）	4	8	13	25									25
	10	ソフトテニス（女）	16	14	2	32	7	7	2	16					48
	11	卓球（男）	8	12	17	37	5	6	8	19	4	9	4	17	73
	12	卓球（女）	4	6	6	16	0	2	2	4	5	2	5	12	32
	13	ソフトボール	3	2	12	17									17
	14	水泳	10	2	1	13									13
	15	柔道	8	6	7	21									21
	16	剣道	4	5	3	12					2	6	1	9	21
	17	陸上（特設含）	11	22	14	47									47
文化部	1	吹奏楽	17	6	3	26									26
	2	合唱（特設含）	7	9	6	22									22
	3	美術	15	6	29	50									50
	4	科学	8	9	5	22									22
	5	パソコン	11	18	13	42									42
	6	手芸・工芸	7	13	7	27									27
	7	文化（総合文化）					6	10	5	21	7	6	4	17	38
無所属			32	13	9	54	4	4	2	10	1	3	0	4	68
合計生徒数			216	205	209	630	28	37	29	94	38	45	33	116	840
運動部所属人数			119	131	137	387	18	23	22	63	30	36	29	95	545
運動部所属割合			55.1%	63.9%	65.6%	61.4%	64.3%	62.2%	75.9%	67.0%	78.9%	80.0%	87.9%	81.9%	64.9%
文化部所属人数			65	61	63	189	6	10	5	21	7	6	4	17	227
文化部所属割合			30.1%	29.8%	30.1%	30.0%	21.4%	27.0%	17.2%	22.3%	18.4%	13.3%	12.1%	14.7%	27.0%

次期総合計画策定に向けた課題・論点

少子化の進行や教職員の働き方改革の推進、生徒のニーズの変化を背景に、従来の学校部活動を中心とした運営は今後ますます困難になることが見込まれます。

① 生徒数の減少により、学校単位では部活動の維持やチーム編成が困難となっています。また、学校規模によって設置できる部活動に差があり、生徒が選択できる活動の種類や機会にも差が生じています。

② 教職員の働き方改革の推進により、休日部活動の見直しが求められています。学校と地域クラブがそれぞれの役割を担いながら、連携して活動を支える体制づくりが必要となっています。

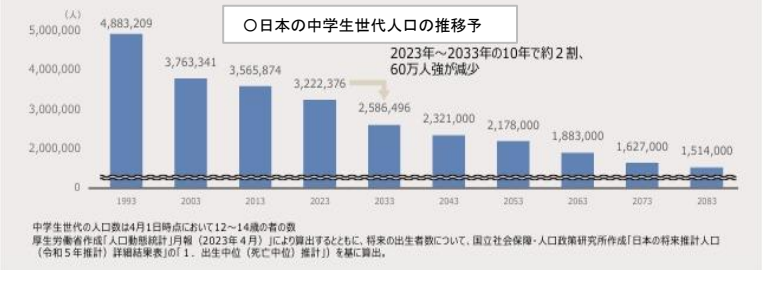
③ 地域クラブの受け皿や運営主体、指導者体制は十分とはいえない状況にあります。地域展開を進めるためには、安定した運営体制の構築が求められています。

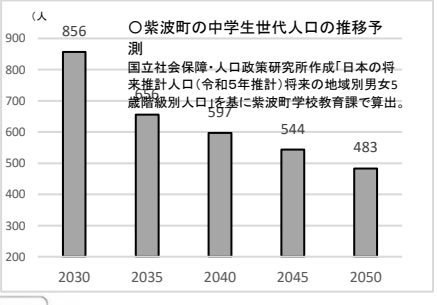
④ 学校や地域によって活動の選択肢に差があり、生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動を選択できる環境が十分に確保されていません。生徒の多様なニーズに応じた活動機会の確保と充実が求められています。

⑤ 活動費や移動手段などにより、家庭や地域による負担の差が生じる可能性があります。誰もが継続して活動に参加できる環境を確保するためには、負担軽減や支援の在り方について検討する必要があります。

⑥ 学校や地域によって活動の選択肢に差があり、生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動を選択できる環境が十分に確保されていません。生徒の多様なニーズに応じた活動機会の確保と充実が求められています。

このような状況を踏まえ、生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して参加できる環境を確保するため、学校と地域が連携しながら、紫波町に適した中学校部活動の地域展開の推進体制をどのように構築していくかが論点となります。





○紫波町学校教育課作成

中学校部活動の地域展開 先進事例の比較

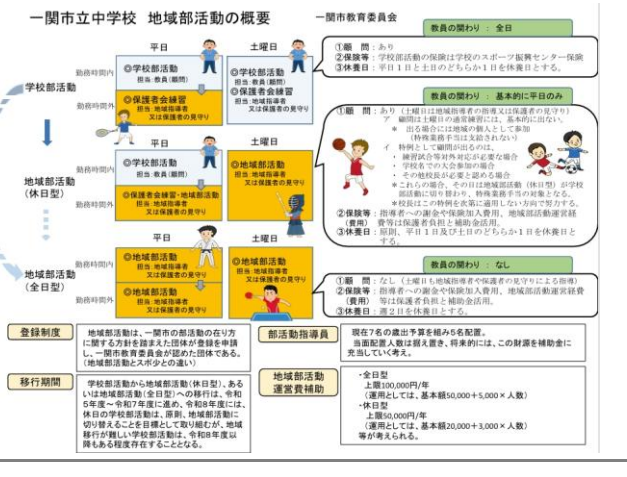
～多様な運営モデルから学ぶ、持続可能な地域づくりのヒント～

凡例
→：連携・支援
→：協力・参画

運営モデル	行政主導型（例：尾花沢市）	地域クラブ育成型（例：東根市）	中間支援組織型（例：新庄市）	ポイント比較
運営体制（イメージ）	市教育委員会 → コーディネーター（市が配置） → 学校（平日の部活動）／地域クラブ（おばなざわ未来クラブ）／保護者会（会計・運営支援） → 生徒	市教育委員会 → 部活動改革コーディネーター（市が配置） → 地域クラブA（競技）／地域クラブB（文化）／地域クラブC（競技）… → 学校 → 生徒	市教育委員会 → 中間支援組織（NPO・協会等） → 地域クラブA／地域クラブB／地域クラブC … → 学校 → 生徒	●行政の関与の度合いと地域の主体性に違い ●コーディネーターや中間支援組織の役割が成功の鍵 ●指導者確保・財源・移動支援は共通課題
特徴	市が主体となり、統一した仕組みで地域クラブを運営	地域の団体・人材を活かし、競技・文化ごとに地域クラブを育成	中間支援組織が調整役となり、地域クラブの運営をサポート	
コーディネーターの役割	市が配置、全体調整、クラブ運営支援、指導者・保護者対応、移動支援の調整など	部活動改革コーディネーターが各クラブの設立・運営を支援、学校との連携調整	中間支援組織のスタッフが、クラブ間調整、指導者確保、研修、広報等を実施	
指導者の確保	市が指導者リストを管理し、研修・謝礼を整備	地域人材・スポーツ団体・保護者OB/OG等をクラブごとに確保	中間支援組織が人材バンクを運用し、研修・マッチングを実施	
学校との連携	平日は学校部活動、休日は地域クラブと役割分担を明確化	学校はクラブ活動を尊重し、施設利用や情報共有で連携	学校は生徒の参加を支援し、情報共有・大会参加調整等で協力	
財源・会費	市が財源を確保（公費負担＋会費の一部補助）	会費制が基本。市が立上げ支援や活動費を一部補助	会費＋協賛金＋市補助金＋事業収入などを組み合わせて運営	
移動・活動場所	市がバス等で移動支援。公共施設を計画的に確保	学校施設＋地域施設を活用。必要に応じて移動支援を実施	公共施設・民間施設を調整。移動手段は地域の実情に応じて確保	
主なメリット	全体の統一性が高く、制度設計や財政支援が行いやすい	地域の実情・資源を活かせるため、多様な活動が生まれやすい	専門性を持つ組織が運営を支えるため、持続性・柔軟性が高い	
課　題	行政の負担が大きく、制度や予算の継続が前提となる	クラブ間の格差や指導者確保のばらつきが生じやすい	中間支援組織の運営安定（財源・人材確保）が必要	

近隣市町比較データ





論点№37 児童虐待を防止するためには

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅲ 子ども・子育て・教育

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成 元年度（2019年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
児童虐待通告、相談のケースに応じて必要な対応を行った割合	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %

〔指標の説明〕
児童虐待通告があった場合、緊急度を評価したうえで48時間以内に直接こどもの様子を確認するなど安全確認を行い、こども及び保護者への面接を行います。
緊急を要する場合は警察や児童相談所に通報します。
児童虐待に関する相談があった場合も基本的には通告と同じですが、緊急度を判断したうえで調査を行ない、こどもと保護者への最善な方法での援助を行います。

第3次総合計画期間における主な成果

●こども家庭センターの設置
児童虐待への対応方法や相談窓口の周知により、より早く関係機関につながり、児童虐待の未然防止が図れました。
・啓発活動の実施 26回

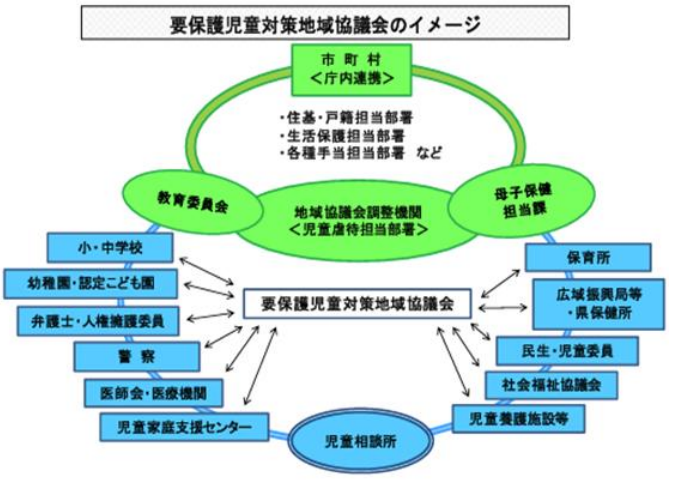
●要保護児童対策地域協議会の開催
定期的又は必要な都度関係機関が集まり、要支援児童と保護者等の情報が関係機関に共有されるとともに、役割分担が明確になり、効率よく支援が実施されました。
・要保護児童対策地域協議会（代表者会議1回、実務者会議4回）、児童福祉相談窓口連携会議12回、ケース検討会議12回

●施設巡回訪問・個別発達相談の実施
発達相談により、こどもの特性の正しい理解による二次障害の予防と、保護者の孤立及び不安が解消されました。また、早期の相談で発達支援へスムーズに繋げることができました。
・施設巡回発達相談11回（17人）、こどもの育ち相談12回（39人）

●ペアレントトレーニングの実施
こどもの問題行動の減少や社会性の向上のほか、保護者自身の育児ストレスの軽減や養育に対する自信回復など、親子双方に大きな効果が認められました。
・5回（27人）

●要保護児童対策地域協議会の開催

紫波町会議の開催 ＼ 年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7
要保護児童対策地域協議会	代表者会議	1	1	1	1	1	1
	実務者会議	4	4	4	4	4	4
児童福祉相談窓口担当者連携会議		12	12	11	12	12	12
ケース検討会議			17	14	8	8	12
合計		17	34	30	25	25	29



出典：市町村要保護児童対策地域協議会運営実務アニュアル

●施設巡回訪問・個別発達相談・ペアレントトレーニング

発達相談・ペアトレ ＼ 年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
こどもの育ちの相談室	8	18	16	19	23	22
施設巡回発達相談	11	10	9	10	10	12
ペアトレ(指導者)	3	3	2	3	2	3
ペアトレ(保護者)	1	1	2	2	2	2
合計	39	38	37	39	38	55

出典：要保護児童対策地域協議会代表者会議資料

次期総合計画策定に向けた課題・論点

少子化、核家族化が進んでおり、共働き家庭の割合の増加とあいまって、さまざまな不安や困りごとを相談する窓口の重要性が増しております。また、貧困や家庭内の問題がこどもの将来の可能性を狭めている現状もあります。

児童虐待の対応件数が増加傾向にあることや、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化していることから、次の2点を討議課題とします。

●虐待からこどもたちを守る取り組み

虐待に関する相談件数が増加傾向にある中で、顕在化していないケースも想定させることから、地域の中で、虐待や困難な状況に置かれている児童や家庭を早期に発見し支援につなげる仕組みづくりと、誰もが、通告の目安や関係機関の連絡先など、虐待に関する知識を身に着けておくことが求められています。

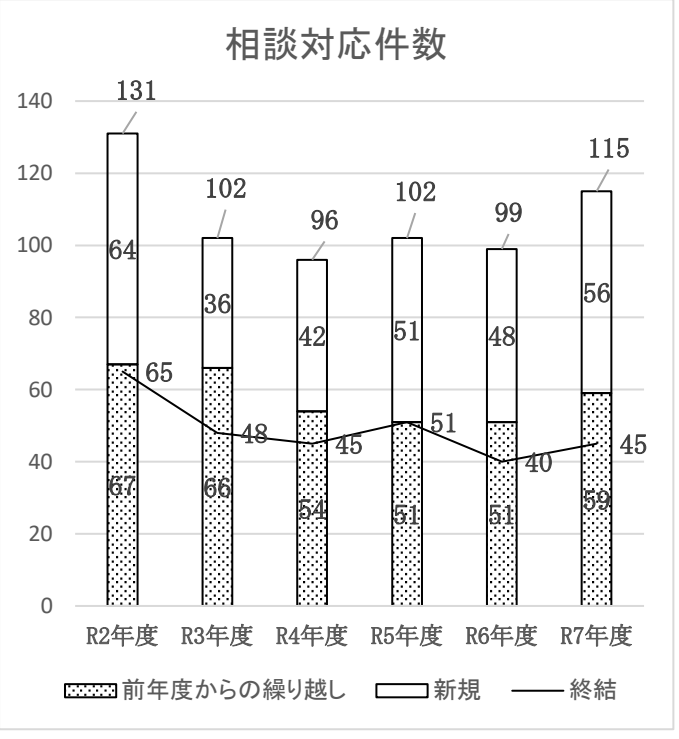
●いつでも相談できる体制の強化

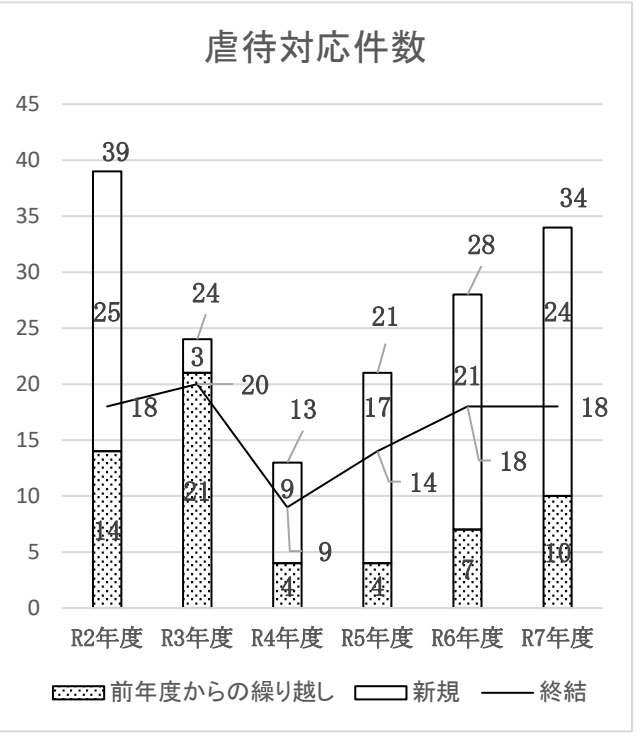
こどもたちは家庭や学校など日常生活の様々な場面で、悩み、傷つき、不安を感じています。

今後も、一人で思い悩んでしまわないよう、誰もがいつでも相談できる環境の整備と、こどもたちの悩みに寄り添い、孤立させない支援のネットワークが求められています。

虐待は、子育てに対する不安や負担感、保護者やこどもの身体的、精神的状況、養育環境など様々な要素が絡み合って発生します。

発育・発達や、基本的生活習慣に関する相談、子育てに対して不安感や負担感が大きくならないよう、支援を充実させていくことが重要です。



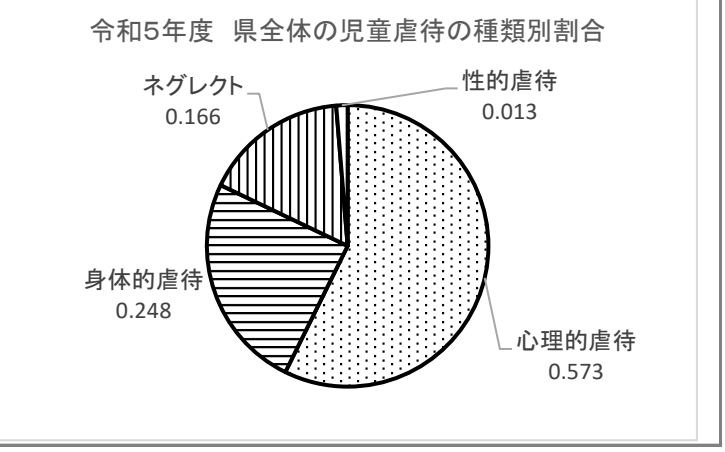


出典:要保護児童対策地域協議会代表者会議資料

近隣市町比較データ

県全体の虐待相談対応件数(件)

区分＼年度	R2	R3	R4	R5
児童相談所	1,376	1,709	1,717	1,838
市町村	819	851	913	1,154
計	2,195	2,560	2,630	2,992



【子ども・教育・文化】

論点№38 町民それぞれが教養を高め、心豊かに暮らすためには何が必要か

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅲ 子ども・子育て・教育

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	令和4年度（2022年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
町民一人当たりの公民館利用回数	2.3 回	3.2 回	3.6 回	3.6 回
公民館講座の満足度	90.1 %	91.0 %	91.0 %	91.0 %

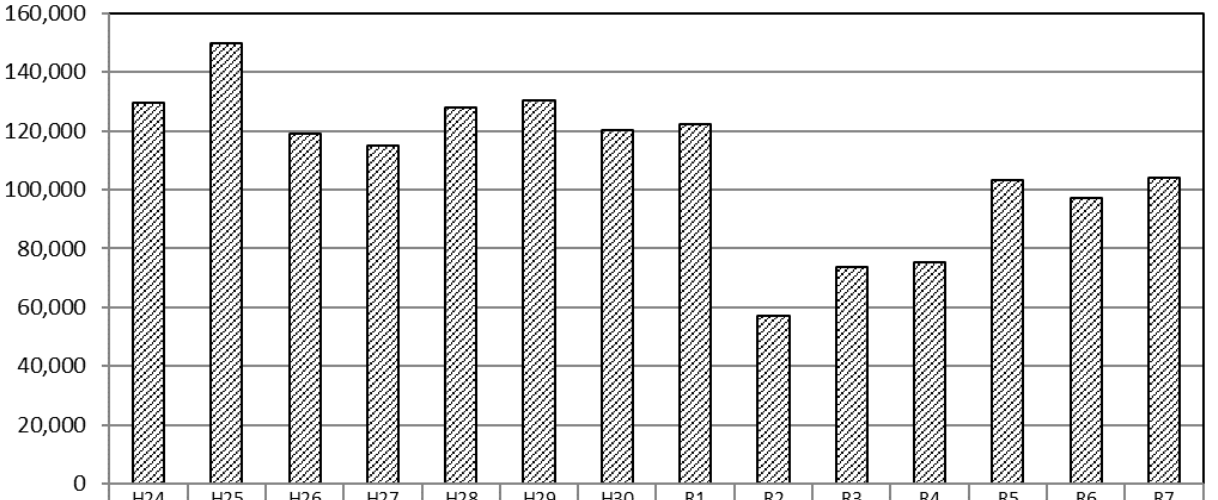
〔指標の説明〕
町民一人当たりの公民館利用回数は、コロナ禍により激減していましたが、以前の水準まで戻りつつあります。また、公民館講座の満足度は、以前から受講者の9割が満足していると回答しています。

第3次総合計画期間における主な成果

9つの地区の公民館ごとに家庭教育、青少年教育、女性教育、成人教育、高齢者教育といった学校教育以外のライフステージに応じた公民館教室、講座教室を実施しており、その満足度は、令和7年度は91%でした。参加年代は10代～50代が20%、60代以降が74%となりました。また、講座の利用回数で「初めて」が27%、2～4回が35%、5回以上が36%であり、複数回の講座等を受講していることから、受講者のニーズに応じた講座、教室が実施されたと考えられます。

利用者の利便性や衛生面を大きく改善する重要な取り組みとして、公民館を快適に利用できるようにトイレ改修やエアコン設置などを行いました。

受講者のニーズに応じた教室や講座を開催し、受講者の満足度も高い割合となっています。また、教室等に通う受講者が町の芸術祭で発表する場の提供も行いました。さらに、各地区公民館の修繕も実施し、利用者の安全性及び利便性の向上が図られたことが評価されていると考えられます。



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数	129,537	149,732	118,861	114,978	127,891	130,207	120,191	122,455	57,231	73,853	75,437	103,098	96,999	104,011

公民館利用者数の推移　　町資料：紫波町生涯学習課資料（各年度末現在）

公民館の利用者数は、コロナ禍により令和2年度に激減しましたが、以前の水準まで戻りつつあります。

次期総合計画策定に向けた課題・論点

社会教育法で公民館は、住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うことにより、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。
様々な地域課題や学習ニーズに応えるため、講座や事業の見直しが必要となっています。
公民館施設の老朽化や設備更新については、優先順位を定めながら、安全性及び利便性の向上に向けた計画的な整備を進める必要があります。

全国的な課題として、公民館が抱える主な課題は、地域住民の高齢化や担い手不足による活動の停滞、施設の老朽化、社会教育と地域づくりの専門性を持つ職員の不足といわれています。
公民館の利用者が固定化しており、若年層の利用者も少ない状況です。新規利用者の増加への取組が必要となっています。
単に講座を開くだけでなく、住民が防災、福祉、少子高齢化などといった地域社会の課題を解決する実践的な活動へと循環させる仕組みづくりや住民が気軽に集い、世代を超えて交流できる身近な拠点としての機能強化、コミュニティセンター化が求められています。

各公民館の建築年月

中央公民館	昭和42年 4月(平成26年耐震補強工事)
日詰公民館	昭和58年6月
古館公民館	昭和56年11月(平成23年、平成27年増築)
水分公民館	昭和58年6月
志和公民館	昭和54年12月(岩手中央農協所有賃借)
赤石公民館	昭和58年11月
彦部公民館	昭和59年12月
佐比内公民館	昭和58年12月
赤沢公民館	昭和55年3月(平成26年屋根外壁改修工事)
長岡公民館	昭和56年3月

町資料:紫波町生涯学習課資料(R8年4月1日現在)

アンケート年代別割合

	(%)
10代	8
20代	0
30代	1
40代	2
50代	9
60代	22
70代	30
80代	11
90代以上	11
無回答	6
計	100

町資料:紫波町生涯学習課資料(R7年度)

アンケート満足度別割合

	(%)
大変満足	67
まあまあ	24
普通	6
やや不満	1
不満足	0
無回答	2
計	100

町資料:紫波町生涯学習課資料(R7年度)

近隣市町比較データ

	公民館	図書館	博物館、資料館	青少年教育	文化施設	その他施設
紫波町	10	1	1	0	0	0
盛岡市	14	3	19	2	4	1
花巻市	0	4	12	1	1	31
雫石町	5	1	3	0	0	1
滝沢市	0	1	1	0	0	0
矢巾町	1	0	1	0	1	0

公立社会教育施設数(近隣市町村比較)　　町資料:紫波町生涯学習課資料(R6年10月1日現在)

町内の公民館数は10施設であり、近隣市町では盛岡市に次いで2番目に多くなっております。

【子ども・教育・文化】

論点№39 地域の学びと交流を支える公民館をどう充実するか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅲ 子ども・子育て・教育

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	令和4年度（2022年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
町民一人当たりの公民館利用回数	2.3 回	3.2 回	3.6 回	3.6 回
公民館講座の満足度	90.1 %	91.0 %	91.0 %	91.0 %

〔指標の説明〕
町民一人当たりの公民館利用回数は、コロナ禍により激減していましたが、以前の水準まで戻りつつあります。また、公民館講座の満足度は、以前から受講者の9割が満足していると回答しています。

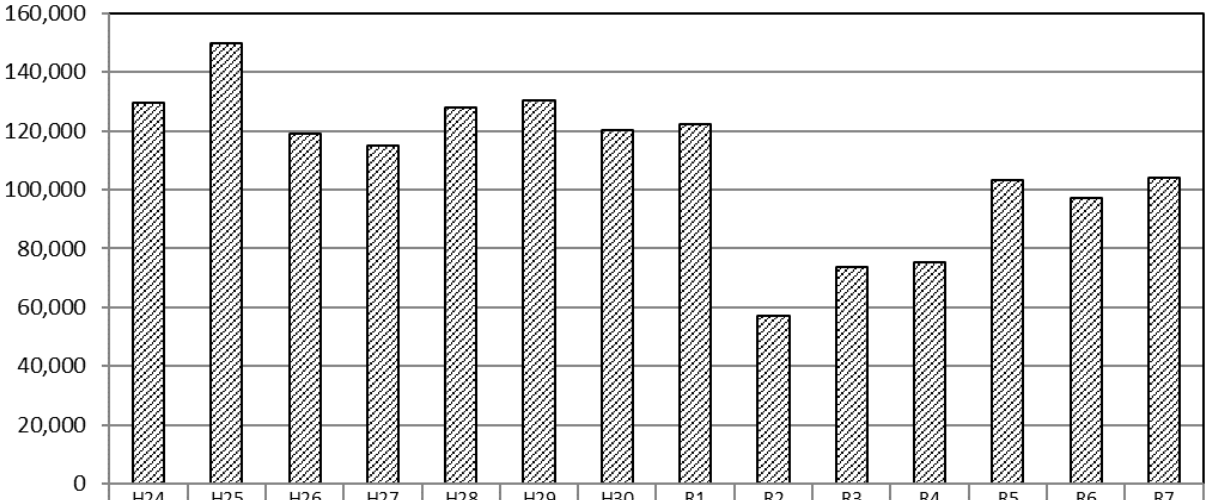
第3次総合計画期間における主な成果

9つの地区公民館ごとに、家庭教育、青少年教育、女性教育、成人教育、高齢者教育といった学校教育以外のライフステージに応じた公民館教室や講座等を実施し、地域における身近な学習機会の提供に取り組みました。

令和7年度の受講者アンケートでは、満足度が91%となっており、受講者の学習ニーズを踏まえながら、幅広い年代が学ぶことのできる講座や教室を実施することができました。

また、教室や講座の開催に加え、芸術祭などを通じて受講者が日頃の学習や活動の成果を発表する機会を設け、学習意欲の向上や継続的な学習活動につなげるとともに、参加者同士や地域住民との交流を促進しました。

施設面では、公民館を安全で快適に利用できる環境を確保するため、トイレ改修やエアコン設置、各地区公民館の修繕などを実施し、施設の安全性や利便性、快適性の向上を図りました。



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数	129,537	149,732	118,861	114,978	127,891	130,207	120,191	122,455	57,231	73,853	75,437	103,098	96,999	104,011

公民館利用者数の推移　　町資料：紫波町生涯学習課資料（各年度末現在）

公民館の利用者数は、コロナ禍により令和2年度に激減しましたが、以前の水準まで戻りつつあります。

次期総合計画策定に向けた課題・論点

社会教育法上、公民館は、住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うことにより、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

公民館は、こうした社会教育施設としての役割を基本としながら、地域住民の身近な学習・交流の場として、地域の実情や住民の多様な学習ニーズに応じた事業を展開していくことが求められています。

一方で、公民館の利用者には固定化の傾向が見られ、特に若年層の利用が少ない状況にあります。このため、これまで公民館を利用する機会が少なかった世代を含め、幅広い世代の参加を促すとともに、地域課題や多様化する学習ニーズを踏まえた講座や事業への見直しを進めていく必要があります。

また、講座や教室による学習機会の提供にとどまらず、住民の学びや活動を地域に還元し、防災、福祉、少子高齢化などの地域課題に対応する活動につなげていくことも重要です。あわせて、住民が主体的に集い、世代を超えて交流できる身近な拠点として、公民館の機能を高めていく必要があります。

施設面では、多くの公民館が建築から相当の年数を経過し、施設や設備の老朽化が進んでいることから、各施設の状況を把握し、優先順位を定めながら、安全性及び利便性の確保に向けて計画的に修繕や設備更新を進める必要があります。

このような状況を踏まえ、多様な学習ニーズへの対応や世代を超えた交流の促進、学びの成果の地域還元を図るため、地域の学習・交流拠点である公民館の機能をどのように充実していくかが論点となります。

各公民館の建築年月

中央公民館	昭和42年 4月（平成26年耐震補強工事）
日詰公民館	昭和58年6月
古館公民館	昭和56年11月（平成23年、平成27年増築）
水分公民館	昭和58年6月
志和公民館	昭和54年12月（岩手中央農協所有賃借）
赤石公民館	昭和58年11月
彦部公民館	昭和59年12月
佐比内公民館	昭和58年12月
赤沢公民館	昭和55年3月（平成26年屋根外壁改修工事）
長岡公民館	昭和56年3月

町資料：紫波町生涯学習課資料（R8年4月1日現在）

アンケート年代別割合

（%）

10代	8
20代	0
30代	1
40代	2
50代	9
60代	22
70代	30
80代	11
90代以上	11
無回答	6
計	100

町資料：紫波町生涯学習課資料（R7年度）

アンケート満足度別割合

（%）

大変満足	67
まあまあ	24
普通	6
やや不満	1
不満足	0
無回答	2
計	100

町資料：紫波町生涯学習課資料（R7年度）

近隣市町比較データ

	公民館	図書館	博物館、資料館	青少年教育	文化施設	その他施設
紫波町	10	1	1	0	0	0
盛岡市	14	3	19	2	4	1
花巻市	0	4	12	1	1	31
雫石町	5	1	3	0	0	1
滝沢市	0	1	1	0	0	0
矢巾町	1	0	1	0	1	0

公立社会教育施設数（近隣市町村比較）　　町資料：紫波町生涯学習課資料（R6年10月1日現在）

町内の公民館数は10施設であり、近隣市町では盛岡市に次いで2番目に多くなっております。

論点№40 地域の文化遺産をどう守り、活用するか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅲ 子ども・子育て・教育

まちづくり指標等

	基準値 平成30年度 （2018年度）	実績値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和9年度 （2027年度）	見通し 令和13年度 （2031年度）
町芸能保存会加盟団体公演回数（平均）	5.1 回	6.7 回	7.0 回	7.2 回
発掘調査報告会・文化財セミナー参加者数	52.0 人	27.0 人	35.0 人	45.0 人
野村胡堂・あらえびす記念館入館者数	7,637.0 人	8,603.0 人	8,500.0 人	8,000.0 人

〔指標の説明〕
[町芸能保存会加盟団体公演数]町内の郷土芸能団体が年間にどれだけ公演機会を得ているかを示す指標です。上演機会の多さは団体の活動継続力に直結するため、民俗芸能の伝承状況を測る指標としています。
[発掘調査報告会・文化財セミナー参加者数]発掘調査など町内文化財の調査成果を町民に公開し、理解と関心を高めることを目的とした事業への参加者数です。町民の文化財への関心度や、普及啓発活動の効果を測る指標としています。
[野村胡堂・あらえびす記念館入館者数]作家・野村胡堂（あらえびすの名でも音楽評論を執筆）の直筆原稿やSPレコード等を保存・公開する記念館の来館者数です。郷土の先人に対する町民・来訪者の関心の度合いを測る指標としています。

第3次総合計画期間における主な成果

●文化財の指定、歴史的建造物の活用
令和3年度に「旧紫波郡役所庁舎」、令和4年度に「南日詰大神楽」の県指定文化財に指定されました。旧紫波郡役所庁舎については、令和7年度に耐震改修を行い、指定管理者によって活用されています。
●民俗芸能等の伝承支援
民俗芸能鑑賞事業の実施や、町郷土芸能祭の共催実施を進め、民俗芸能の発表、鑑賞機会の確保に取り組みました。芸能保存会加盟団体の公演回数（平均）は平成30年度の年5.1回から令和7年度に年6.7回となり、公演機会の拡充が図られました。

●文化財の普及啓発
令和3年度に高水寺城御城印の販売を開始し、令和7年度末までに2,600枚以上の頒布を行いました。城館の普及と地域振興に活用しました。また、文化財保護意識の醸成・普及啓発を目的に、発掘調査報告会や文化財セミナーを継続的に開催し、発掘調査成果や文化税の価値を伝える機会を設けました。
●施設の維持・活用による文化遺産の継承
野村胡堂・あらえびす記念館では、資料のデジタル化や運営体制の充実に取り組みました。令和7年度の入館者数は8,603人となり、目標値8,500人を上回りました。


耐震改修を終えた旧紫波郡役所庁舎


県指定文化財に指定された南日詰大神楽





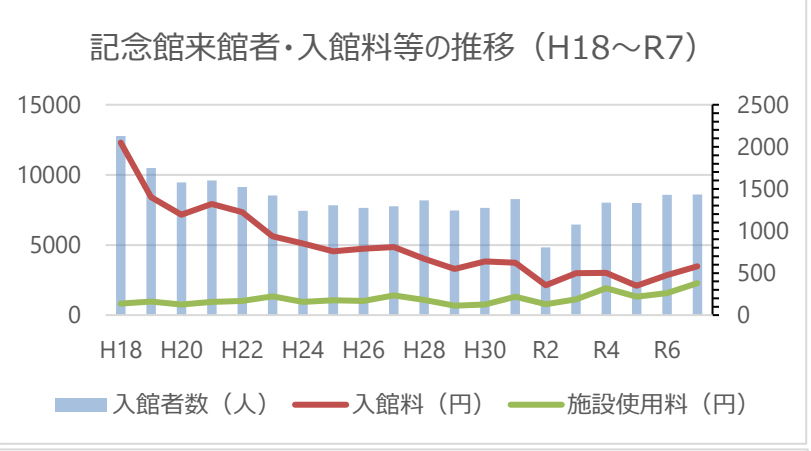
町指定史跡「高水寺城」「片寄城」御城印

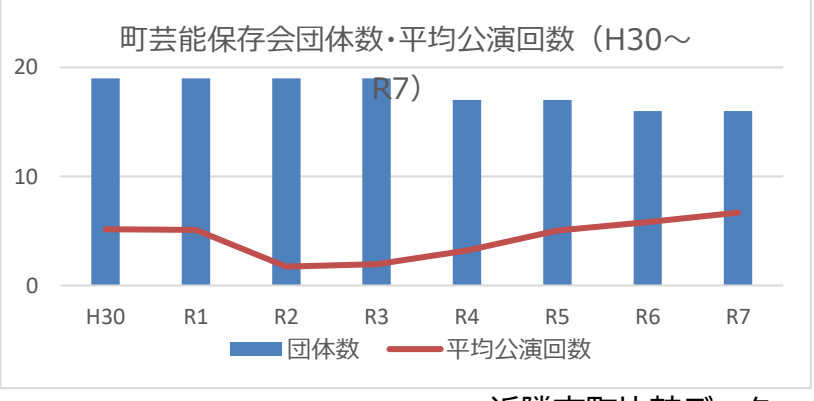

宅地造成に伴う発掘調査（才土地遺跡第4次調査）

次期総合計画策定に向けた課題・論点

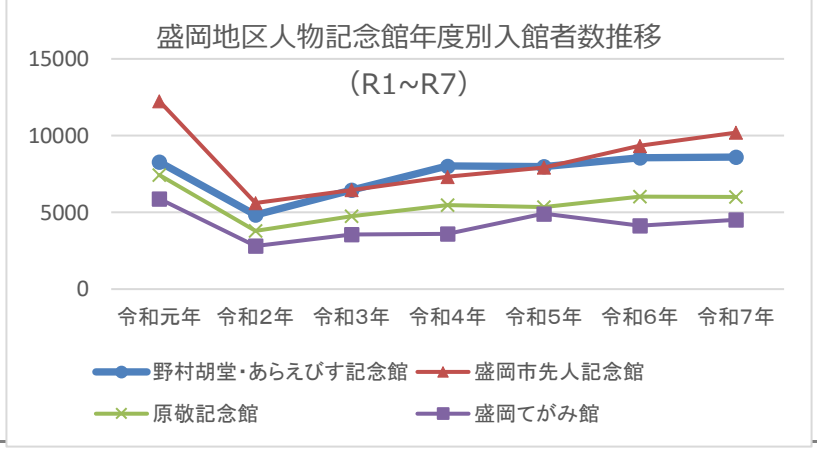
●文化遺産継承を支える担い手・体制の確保
所有者・管理団体等の高齢化や相続の発生に伴い、文化財の寄附や移管の相談が増加しています。また、民俗芸能団体でも少子化や会員の高齢化により活動に温度差が生じ、休会に至る団体も見られることから、担い手の確保や継承体制の維持が喫緊の課題となっています。
●文化財の保存活用施設の不足
埋蔵文化財や古文書、民具資料等を保存・公開する施設が不足しており、温湿度管理可能な保存施設と活用を含めた受け皿の確保が必要です。
●文化財の魅力発信・普及啓発の停滞
発掘調査報告会や文化財セミナーの参加者数が伸び悩んでいることから、より多くの町民に関心を持ってもらうため、周知方法や開催内容・形式見直しが必要です。

討議課題
①所有者のみに文化財継承の負担を負わせるのではなく、寄附受入れや地域・民間団体との連携によりどのように受け皿を整備していくかを討議課題とします。
②少子化・高齢化が進む中、民俗芸能等の伝承活動を地域全体でどのように支えていくかを討議課題とします。
③埋蔵文化財・古文書・民具資料等の保存活用施設をどのように確保していくかを討議課題とします。
④文化財の価値や魅力を町民・次世代にどのように伝え、関心を高めていくかを討議課題とします。





近隣市町比較データ



【子ども・教育・文化】

論点№41 誰もがスポーツに親しめる環境をどうつくるか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅲ 子ども・子育て・教育

まちづくり指標

	基準値 平成30年度 （2018年度）	実績値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和9年度 （2027年度）	見通し 令和13年度 （2031年度）
町民一人当たりの町内スポーツ施設利用回数	6.2 回	7.2 回	5.0 回	5.0 回
町内スポーツ合宿等誘致件数	8.0 件	26.0 件	50.0 件	50.0 件

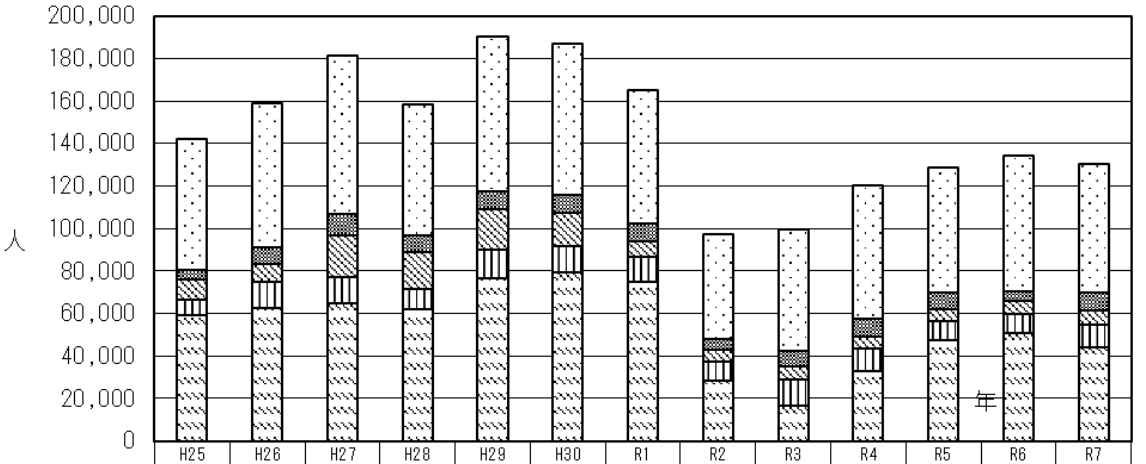
〔指標の説明〕
町民一人当たりの町内スポーツ施設利用回数は、平成30年度に比べて令和7年度は増えておりますが、全国的にスポーツ競技人口が減少することが予想されており、目標値、見通しともに低く見込んでいます。町内スポーツ合宿等誘致件数は平成30年に比べて大きく件数を伸ばしており、目標値、見通しとも高く設定しています。

第3次総合計画期間における主な成果

スポーツ施設の管理運営、サービス内容、施設の清潔さ、職員対応、施設全体に関する利用者アンケートでは、令和●年度の満足度は77%となりました。施設の老朽化に対する意見がある一方、サービス内容等については満足との意見が寄せられています。

第3次総合計画期間中には、紫波町スポーツ交流施設「ワイズマンスポーツベース紫波」を整備し、令和7年度には15,379人が利用するなど、新たなスポーツ活動の場を提供するとともに、運動公園全体の利便性の向上を図りました。

また、町民がスポーツ施設を利用しやすい環境づくりに取り組み、施設の予約状況を可視化するなど、利用者の利便性の向上を図りました。



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総合体育館	62,038	68,188	74,410	61,734	72,604	71,427	62,367	49,244	57,258	62,946	59,067	64,337	60,315
陸上競技場	4,417	7,889	10,061	7,688	8,336	8,135	8,486	5,518	6,968	8,198	7,632	4,151	8,721
野球場	9,173	8,155	19,777	17,051	19,519	15,510	7,710	5,429	6,084	5,809	5,452	6,333	6,946
テニスコート	7,666	12,622	12,517	9,977	13,036	12,351	11,468	9,115	12,448	10,489	9,472	9,102	10,108
多目的施設	59,058	62,287	64,688	61,821	76,772	79,597	74,968	28,197	16,675	32,992	47,150	50,560	44,333

町資料：紫波町生涯学習課資料

体育施設利用者の推移
平成30年度（約18.7万人）をピークに減少傾向となり、特に令和2年度・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による利用制限等から約10万人前後まで大きく落ち込みましたが、令和4年度以降は行動制限の緩和に伴い3年連続で増加しており、令和6年度には約13.4万人まで着実に回復しております。

次期総合計画策定に向けた課題・論点

町内の体育施設利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から令和4年度にかけて減少し、令和5年度以降は回復傾向にありますが、コロナ禍前の利用水準には至っていません。少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの多様化などにより、スポーツへの関わり方やニーズも変化していることから、町民のスポーツへの関心や実施状況を把握し、幅広い世代がスポーツに親しむことができる環境づくりを進める必要があります。

中学校においては、運動部活動の部員数が減少しており、従来の学校単位での部活動の維持が難しくなっています。部活動の地域展開を進める上で、受け皿となる団体や指導者の確保・育成、持続可能な運営体制の構築が課題となっています。

また、スポーツ活動を支える競技団体や指導者などの担い手を確保・育成し、継続して活動できる環境づくりを進める必要があります。

施設面では、スポーツ施設の多くが建築から相当の年数を経過し、施設や設備の老朽化が進んでいることから、各施設の状況を把握し、優先順位を定めながら、計画的に修繕や設備更新を進める必要があります。

このような状況を踏まえ、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を確保するため、スポーツ活動の機会の充実、部活動の地域展開、担い手の確保・育成及びスポーツ施設の計画的な整備をどのように進めていくかが論点となります。

学校体育施設開放利用者数の推移

（人）

令和3年度	65,842
令和4年度	58,692
令和5年度	65,179
令和6年度	77,861
令和7年度	71,320

町資料：紫波町生涯学習課資料

旧学校体育施設開放利用者数の推移

（人）

令和4年度	7,965
令和5年度	22,611
令和6年度	33,856
令和7年度	24,418

町資料：紫波町生涯学習課資料

■主要社会体育施設

1 紫波運動公園
（1） 紫波町総合体育館
（2） 野球場　　両翼92m
（3） 陸上競技場　400mトラック
（4） テニスコート　砂入り人工芝　4面
（5） 紫波町スポーツ交流施設「ワイズマンスポーツベース紫波」

2 紫波町スポーツ交流公園
（1） 紫波町多目的スポーツ施設「サン・ビレッジ紫波」
（2） 岩手県フットボールセンター（県サッカー協会所有）



紫波運動公園・総合体育館

3 自転車関連施設
（1） 佐比内サイクルパーク
（2） 紫波自転車競技場（町スポーツ協会所有） 周長333．333m
（3） 紫波運動公園宿泊棟「スポーツキャンプ紫波」（町スポーツ協会所有）宿泊定員40名



佐比内サイクルパーク



紫波町多目的スポーツ施設



紫波町スポーツ交流施設

【子ども・教育・文化】

論点№42 子どもと地域のつながりをどう育んでいくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅲ 子ども・子育て・教育

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	令和4年度（2022年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
社会参加活動中学生参加率	69.7 %	76.8 %	70.0 %	70.0 %

〔指標の説明〕
中学生が、学校外で地域行事、ボランティア活動、地域の人との交流などに参加している割合を示す指標で、子どもの地域社会への参加状況を把握するものです。

第3次総合計画期間における主な成果

令和4年度から町内全小中学校に学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入し、教育振興運動で取り組んできた教育課題に関する協議を各学校運営協議会へ引き継ぎました。また、社会教育指導員が統括CSコーディネーターを兼ねることで、学校と地域をつなぎ、地域とともに子どもを育てる体制づくりを進めました。

教育振興運動で実践してきた地域行事や体験活動などについては、地区公民館等を中心に継続し、子どもたちが地域住民と交流し、地域に関わる機会を確保してきました。こうした地域での活動への参加を通じて、中学生の社会参加活動参加率は令和4年度の69.7%から令和7年度には76.8%となり、目標値70%を上回りました。

また、ゆうごうセミナーでは、中学生が地域の歴史、文化、産業などについて地域の人から学ぶ機会を設け、地域への理解や関心を深める取組を実施しました。

社会参加活動参加者数の推移

	（人）
令和3年度	1,866
令和4年度	2,003
令和5年度	2,641
令和6年度	2,671
令和7年度	2,721

町資料：紫波町生涯学習課資料

社会参加活動
中学生が地域行事やボランティア活動、地域住民との交流など、学校外で地域社会に関わる活動。

ゆうごうセミナー参加者数の推移

	（人）
令和3年度	204
令和4年度	210
令和5年度	204
令和6年度	214
令和7年度	195

※中学生参加者

町資料：紫波町生涯学習課資料

ゆうごうセミナー
町内の中学生を対象に、地域の歴史、文化、産業などを地域の人から学び、地域への理解や関心を深める事業。

次期総合計画策定に向けた課題・論点

中学生の社会参加活動参加率は令和7年度76.8%と目標値を上回っており、地域行事や体験活動などを通じて、子どもたちが地域と関わる機会が確保されています。今後もこうした機会を継続するとともに、地域の人との交流や地域について学ぶ体験を通じて、地域への理解や関心を深めていくことが必要です。

また、学校運営協議会の導入や統括CSコーディネーターの配置により構築してきた学校と地域の連携を生かし、学校運営協議会、地区公民館、地域住民等がそれぞれの役割を担いながら、子どもたちの地域での学びや活動を継続して支える体制づくりが必要です。

ゆうごうセミナーについては、中学生が地域の歴史、文化、産業などを地域の人から学ぶ機会として、学校や地域との連携を図りながら、地域への理解や関心を深める取組を継続していく必要があります。

このような状況を踏まえ、子どもたちが地域との関わりを通じて郷土への理解と愛着を深めながら成長できるよう、学校と地域が連携し、社会参加活動や地域学習の機会をどのように継続・充実していくかが論点となります。










ゆうごうセミナー

令和7年度　ゆうごうセミナー
令和7年9月4日
実施講座

秋祭りの舞台裏を体験しよう
「講談」を体験しよう
酒蔵を巡り、酒かすケーキをつくろう
MYカップを作ろう
フォトフレームをつくろう
藍染オリジナルハンカチをつくろう
伝統工芸「木目込み人形」
いわて発マーブルアート体験
タイルアートでデザインしよう
がんづきを作ろう
樋爪館の歴史を探ろう
日詰駅の歴史を探ろう
紫波の先人、ゆかりの地を巡ろう
発掘現場を見学し、発掘体験をしよう
オガールエリアの活性化を目ざして
紫波町立図書館の役割と多様な取組
陣ケ岡・蜂神社の歴史を探ろう
誰でも集う「地域社屋」「地域社食」
スポーツを通じた地域交流の拠点を目指して
自転車競技の中心地紫波町での取り組みを学ぼう

町資料：紫波町生涯学習課資料

【自治・参加】

論点№43 時代や地域に合わせて地域コミュニティをどのように維持・活性化していくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅶ 自治と参加

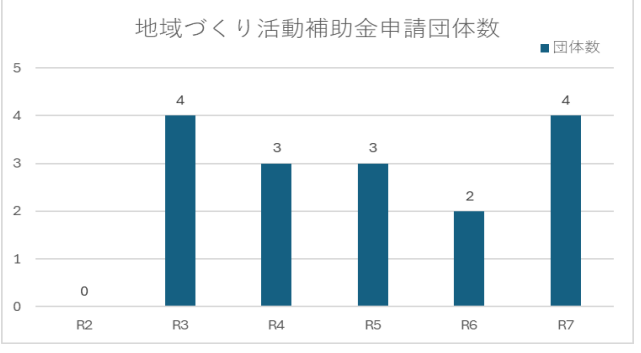
まちづくり指標

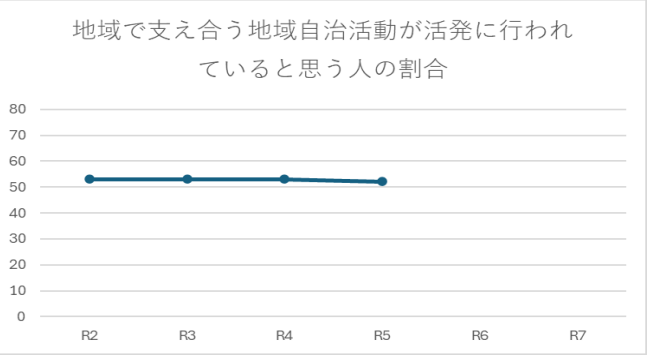
	基準値	実績値	目標値	見通し
	令和元年度（2019年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
地域で支え合う地域自治活動が活発に行われていると思う人の割合	53.0 %	– %	65.0 %	65.0 %
地域づくり活動補助金活用団体延べ団体数	67.0 件	83.0 件	99.0 件	99.0 件
人材育成講座修了者数（累計）	85.0 人	126.0 人	125.0 人	170.0 人

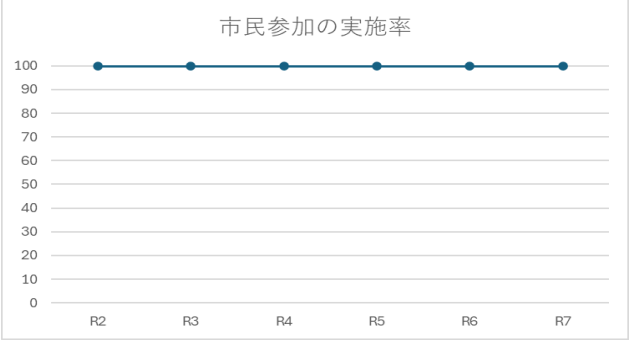
〔指標の説明〕

第3次総合計画期間における主な成果

・協働のまちづくりを円滑に進めていくために必要な人材として、住民を対象としたファシリテーターの養成等に取り組み、地域に目を向け、自分事として捉え、行動する市民が増えました。話し合いの支援等の活躍の場も作れました。
・市民がまちづくりに関わり、協働によるまちづくりを推進していくため、市民参加推進会議を実施しました。意見交換会やパブコメなどで市民の率直な意見や反応を確認できました。市民参加対象外の案件についても積極的に市民参加を行う課が増えてきました。
・地域活性化起業人制度を活用して民間人材を受け入れ、地域コミュニティを支援し、地域活動の棚卸や地域運営組織等の形成が各地域で進みました。
・集落支援員を主に各地区公民館に配置し、地域運営組織等の形成や運営をサポートしました（8名配置）。
・地域づくり活動補助金の交付により市民活動を支援し、補助金の事業提案審査の一連のプロセスを経験することで、自らの想いを活動へと形作る主体性を育むことができました。
・立ち上がった中間支援団体と連携し、組織化アドバイザリー事業等を委託することで、中間支援機能を発揮し地域運営組織等の形成につながりました。
・地域づくり取組発表会を開催し、地域課題の解決に向けた活動を知り学び合う場を創出し、互いの交流および発展につなげました。







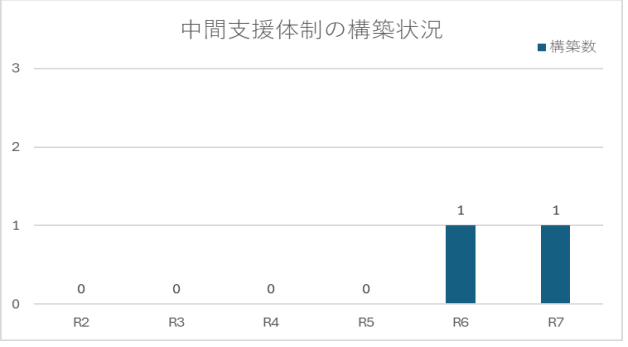
次期総合計画策定に向けた課題・論点

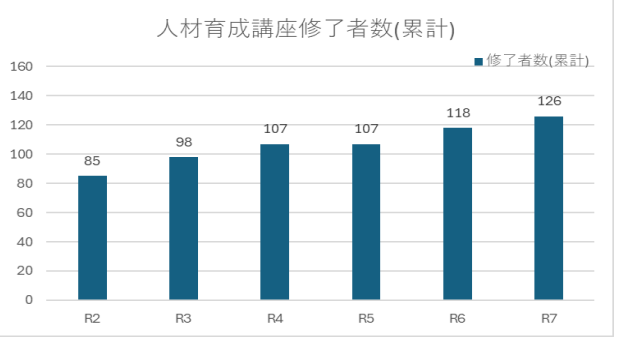
新型コロナウイルス感染症の流行により、市民・地域活動が停滞しただけでなく、収束後の市民の意識やライフスタイルにも影響が及んでいます。コロナ禍で行動が規制されたことにより、対面中心だった活動方法にオンラインという新たな活動方法が加わりました。不安定な国際情勢や物価高騰が地域活動にも影響しています。

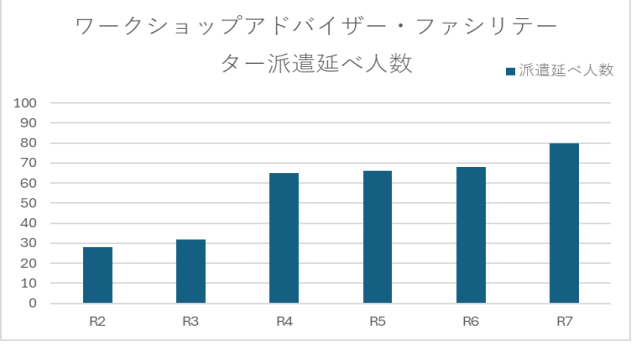
少子高齢化による世帯構成の変化や市民意識の多様化などにより、従来の考え方や仕組みのままでは、地域コミュニティの維持が困難になってきています。時代や地域に合わせて地域コミュニティをどのように維持・活性化していくか検討する必要があります。

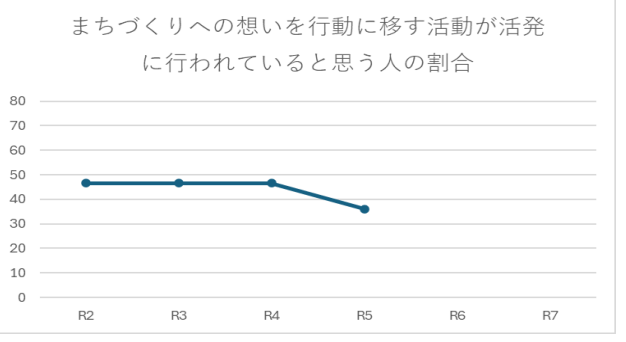
地域課題は複雑に絡み合っており、画一的な政策では解決できなくなっています。そのため、それぞれの地域の実態に合わせた施策展開が必要となっています。現在、地域づくり課がハブになり関係する各課の協力を得ながら、共に地域を支援しています。地域活動の棚卸や組織の見直し、地域運営組織の形成など、各地域で地域コミュニティの再構築を図っていますが、今後もより一層庁内の連携を強化していく必要があります。

今後も多様化・複雑化していくニーズに対応していくためには、地域が主体性を持ち、地域でできることは地域で行うというような、地域と行政が協働し互いに歩み寄っていくことが必要となります。









【自治・参加】

論点№44 これからの国際交流の担い手をどう確保していくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅶ 自治と参加

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成30年度（2018年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
国際交流事業に関わる町民数	56.0 人	54.0 人	67.0 人	67.0 人

〔指標の説明〕
平成12年（2000年）に結成された紫波町国際交流協会は、日本人だけでなく、国籍を超えた会員で構成されており、町の国際交流事業をけん引している存在です。
また、町では毎年中学生国際派遣事業として姉妹都市のオーストラリア連邦 サザン・ダウンズ市へ中学生を派遣し、外国の文化や風土を知り、将来世界で活躍する人材を育成しています。
このように、町内には町の国際交流に関与する人材が年代を超えて存在しています。

第3次総合計画期間における主な成果

国際交流活動を推進し、町民の国際相互理解と国際友好親善の促進を図るため、紫波町国際交流協会へ助成金を交付しました。この助成金は、町自らが国際交流に関する事業を行う場合と比較し、国際交流・多文化共生に精通し、公益的な活動を行う団体へ助成金を交付する方が費用対効果の高い事業を行うことができるとの考えに基づくものです。
また、第3次総合計画期間に世界を襲った新型コロナウイルス感染症は、町の国際交流事業においても停滞・縮小を伴いました。しかしながら、令和7年度には紫波町国際交流協会において数年ぶりとなる国際ワークキャンプを企画・実施するなど、町に国際交流の灯を照らし続ける取組が実践されています。

中学生の海外派遣事業に目を向けると、紫波町国際交流協会と同じく新型コロナウイルス感染症による事業への影響が避けられませんでしたが、感染症の影響を考慮しつつ、事業の目的を達成するため福島県にある英国文化を体験できるブリティッシュヒルズへ生徒を派遣するなど継続して国際文化を学び、国際感覚を養おうとする生徒の支援に努めました。
これまでこの事業により海外に派遣された生徒は、それぞれの立場で国際文化に関する学びや経験を深め、次代を担う貴重な人材となっています。



国際ワークキャンプではイタリアやエストニアから参加者があり、町の機関産業である農業体験や小・中学校を訪問し書道などの日本文化に触れる機会を設けた。

出発前は期待と緊張の表情をしていた中学生も、オーストラリアでの貴重な体験を経て帰国後の成果発表では堂々と自らの言葉で学びの成果を発表することができた。



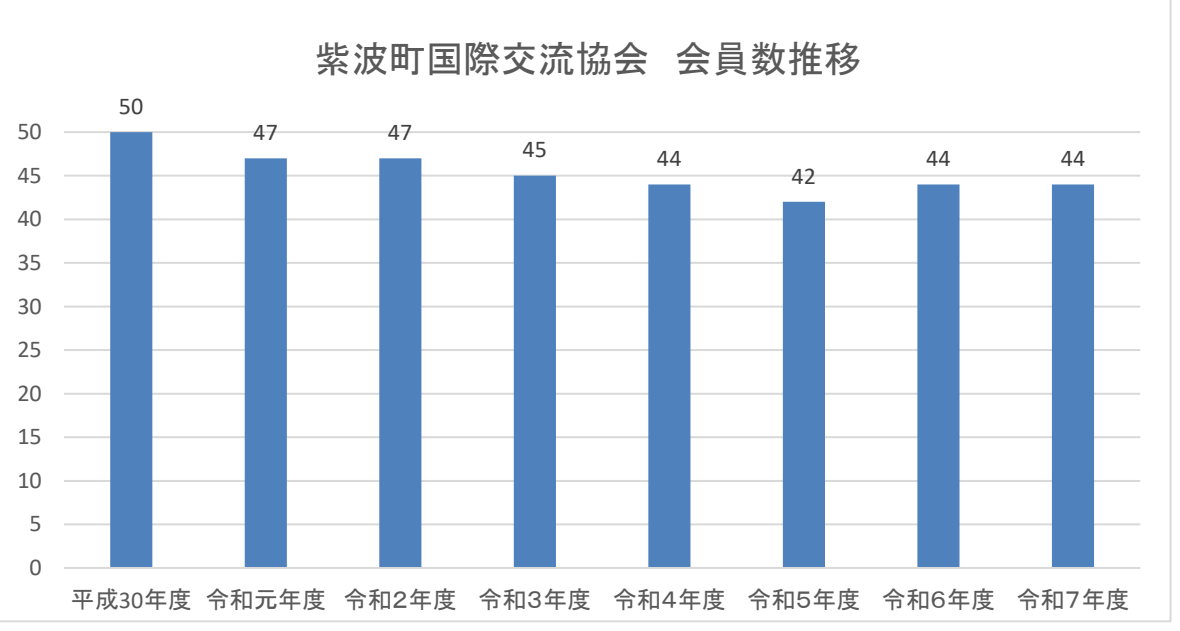
次期総合計画策定に向けた課題・論点

紫波町の国際交流に関係する人的資源は、そのほとんどが紫波町国際交流協会の会員に依拠しています。紫波町国際交流協会の会員数は、設立当初と比較して減少しており、今後においても大幅な会員数の増加は現時点で見込めません。

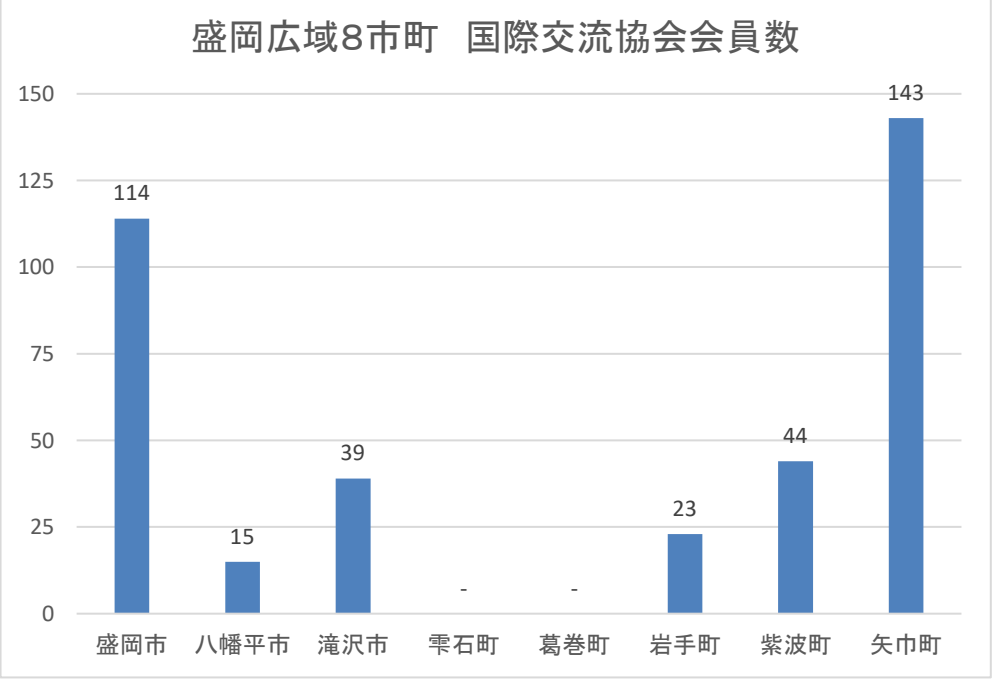
市民レベルで国籍を超えた多文化共生に関する活動を行っている住民もいるものの、こちらについても将来にわたり国際交流の取組を維持していくためには十分ではありません。また、将来世界で活躍する人材を育成するため実施している中学生海外派遣事業においても、事業費確保の観点から参加生徒数を増加することが難しい状況にあります。

一方、多文化共生に目を向けると、町村部では外国人住民と地域住民（特に高齢層）が日常的に深く交流する機会が少なく、相互理解不足から生じる心理的な壁や、生活習慣（ゴミ出しや騒音など）を巡る小さなトラブルが「外国人全体への不信感」に繋がりやすい傾向があります。

このように、国際交流・多文化共生においては、取組そのものに関係する人的資源のリソース不足と我々の住民生活に直結する新しい問題への対応が課題となっており、これからの国際交流の担い手をどう確保していくかを検討する必要があります。



近隣市町比較データ



※1　会員数は団体を含む。
※2　雫石町及び葛巻町は協会が存在しない。

【自治・参加】

論点№45 自らが求める情報や対話に出合い、人と人が繋がる場をどうつくるか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅲ 子ども・子育て・教育

まちづくり指標

	基準値 平成30年度 （2018年度）	実績値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和9年度 （2027年度）	見通し 令和13年度 （2031年度）
情報交流館入館者数（人）	461,641	322,544	325,000	330,000
図書館資料貸出者数（人）	48,648	45,077	45,100	45,500
図書館プログラム参加人数（人）	486	802	825	850

〔指標の説明〕

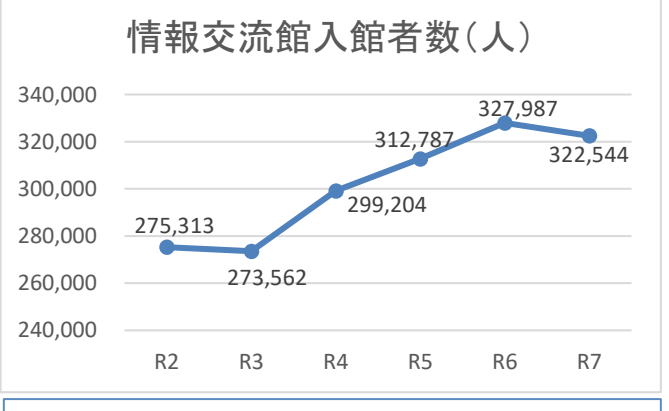
第3次総合計画期間における主な成果

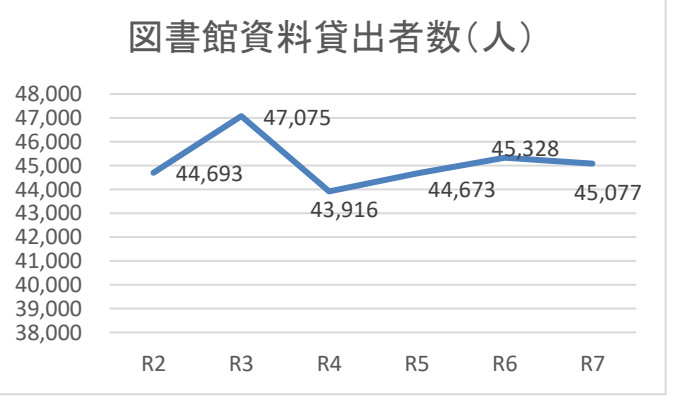
オガールプラザの開館から10年を越え、エリア独自の特色を活かした活用が広がり、地域文化や町民活動の拠点として安定的な利用があります。コロナ禍の影響により利用者数は大きく減少しましたが、近年回復傾向にあります。施設の長寿命化に向け、計画的な改修や設備更新を進め、利用環境の整備を図ってきました。

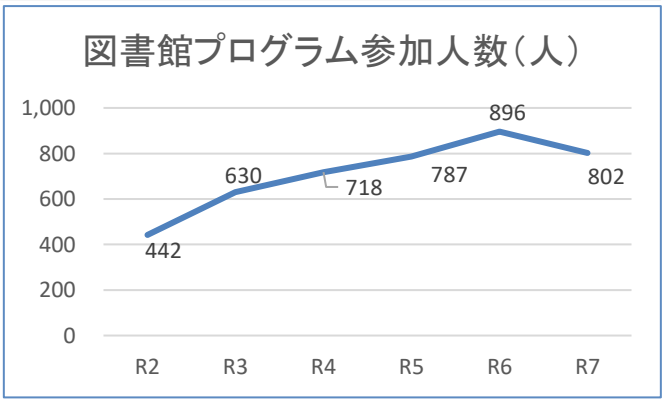
情報交流館の入館者数は開館9年目に300万人、12年目に400万人を迎え、エリアの中核施設としてその役割を果たしてきました。

コロナ禍により図書館でも入館者数に減少が見られましたが、利用者数に大きな変動はみられませんでした。令和2年度に資料購入を拡大したことから利用者が一時的に増加しました。さらに就労支援や、医療福祉分野など他団体との連携を強化し、企画展示等の充実が図られました。「夜のとしょかん」をはじめとするプログラムでは、内容の充実とSNS等の広報を強化したことにより多様な媒体で周知が図られ、参加数の増加につながりました。

高齢化が進み、町の記憶が記録として残されないことの危惧から「聞き書きスト養成講座」を開始。調べる学習コンクールに際してはプログラムやレファレンスを通じた支援を行い、児童の情報活用能力の向上につとめてきました。







次期総合計画策定に向けた課題・論点

情報交流館は、世代を超えた人々が対話・交流し、必要な情報の取得と発信を支え、情報と人、人と人がつながる拠点を目指しています。その実現に向け、以下が課題となっています。

①誰もが利用しやすい環境の整備
多様な利用者の視点から、より利用しやすい施設・サービスのあり方を検討し、ウェブサイト等の情報発信や施設案内等を見直す必要があります。

②あらゆる課題に対応したサービス提供
誰もが必要な情報にアクセスできるよう、デジタル資料やバリアフリー図書をはじめ、時代やニーズに応じた資料・サービスの充実が必要です。また、来館が困難な人や地域には、本や情報にアクセスできる拠点や仕組みのあり方を、地域とともに考える必要があります。

③町民の情報活用能力向上のための支援
AIの普及等により情報環境が急激に変化する中、町民が情報を適切に収集・選択・活用し、自らの課題に気づき、知り、解決していくための支援が求められています。

④地域資料の収集・保存・活用
地域の歴史や文化は、コミュニティ形成や地域自治の土台となるものです。その継承に向け人の記憶を含めた地域資料の収集・保存・活用、紙資料のデジタル化・公開のあり方が課題となっています。

⑤子どもの生きる力と豊かな人間性を育む環境づくり
子どもの生きる力と豊かな人間性を育むためには、家庭や地域の事情にかかわらず、多くの本や多様な形の情報と出合える環境と、体験や行動につながる地域の仕組みが重要です。身近な学校図書館と機能を高めあい、地域や様々な機関との連携を進めることが求められます。

① 誰もが利用しやすい環境のための整備



施設に関する情報発信や施設案内標示の様子

②あらゆる課題に対応したサービス提供



当事者や関連機関と連携し、利用者にとってよりよい情報アクセスを考える
盛岡聴覚支援学校との連携展示・解説の例

③ 町民の情報活用能力向上のための支援



ネットやニュースをうのみにして、振り回されないために知るべきことを身に付ける
情報リテラシーをテーマとした夜のとしょかんの一例

④ 地域資料の収集・保存・活用



地域資料の収集・保存、人の持つ記憶を新たな資料として蓄積する
聞き書きスト養成講座の一例

【行財政経営】

論点№46　限られた経営資源の中で、複雑化・多様化した課題に対応できる人材を採用・育成していくためには

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅶ　自治と参加

主要指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成29年度（2017年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
職員採用試験（一般事務・競争試験）における受験者数（1回当たり）	53.0	71.5	70.0	70.0
職員1人当たりの派遣研修回数	1.8 回	1.5 回	1.8 回	1.8 回

〔指標の説明〕
人材の確保と育成についてが論点となるため、毎年実施している職員採用試験の受験者数及び職員1人当たりの研修派遣回数を設定したもの。職員採用試験における受験者数については、専門職や任期付職員等を除き、1回実施当たりの応募者数を指標としている。（大卒試験と高卒試験を同時に行った場合は合計数を計上。2回実施した場合は1回当たりの平均を算出。）全国的に公務員志望者が減少している中で、当町の受験者数も減少傾向にある。今後も少子化が続く中で、一定の受験者数を確保し続けることは、質の高い人材を確保するために重要な要素であると考える。また、時代の変化に対応した質の高い行政サービスを提供し続けていくため、職員研修への参加は欠かせないものであることから、職員1人当たりの研修派遣回数を2つ目の指標とした。

第3次総合計画期間における主な成果

職員採用については、年度ごとに必要な人材を確保するため、一般事務職、専門職、任期付職員など、多様な職種の採用試験を実施してきました。一方、全国的な傾向と同様に、当町においても採用試験への応募者数が年々減少していることから、令和7年度より全ての採用試験を町単独日程で実施し、他自治体との併願を可能としました。また、令和6年度中から採用専用サイトの試験運用を開始し、令和8年度から本格運用することで、受験者への情報発信を強化しています。

職員研修については、新規採用職員を対象とした接遇研修をはじめ、行政手続や法務、コミュニケーション能力に関する職場内研修を実施するとともに、年単位で策定する「人材育成計画」に基づき、職階や業務に応じた研修へ計画的に職員を派遣しています。これらの取組により、基本的な接遇マナーやコミュニケーション能力を備えた職員の育成と、職員一人ひとりの役割に応じた知識・技能の効果的な習得につながっています。

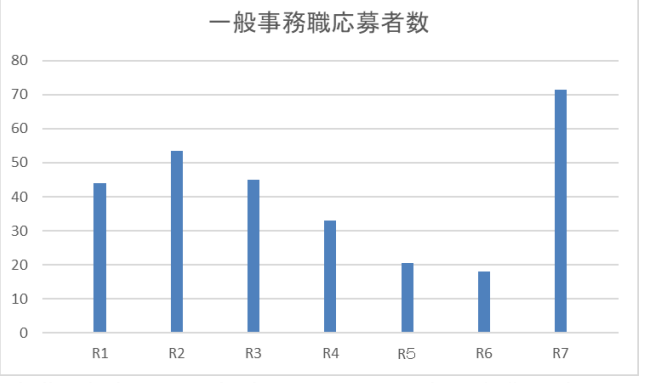
◆採用試験受験者数（一般事務職）の推移

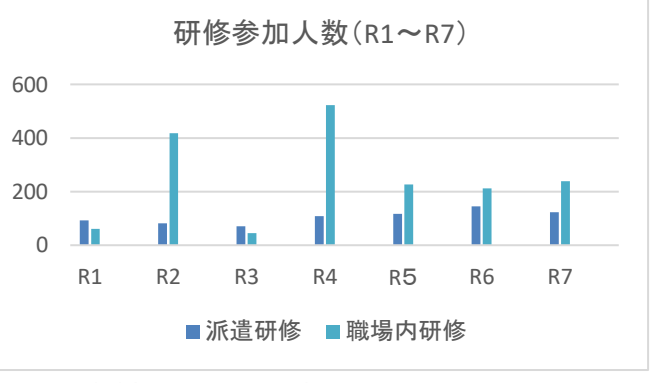
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般事務職応募者数	44.0	53.5	45.0	33.0	20.5	18.0	71.5

※試験の実施年度ごとに計上したもの
※数値は一般事務職として行った競争試験の1回当たりの応募者数
※一般事務職のうち専門資格や特定の経歴を有することを条件にした試験は除外
※R7試験からは採用専用サイトの活用等を開始した
※大卒試験と高卒試験を同時に行った場合は合計数を計上。

◆職員の研修参加状況

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
派遣研修参加人数	93	82	71	108	117	145	123
職場内研修参加人数	61	418	45	523	227	212	239





出典：紫波町一般会計における主要事務事業の成果に関する調書（令和元年～7年）

次期総合計画策定に向けた課題・論点

近年、少子高齢化や人口減少による人手不足、コロナ禍を契機としたデジタル化の進展、自然災害の激甚化、AIの急速な発展など、行政を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした変化に対応し、新たな地域課題を解決していくためには、住民ニーズや地域の実情を把握し、課題を発見・分析する力に加え、柔軟に業務を見直し、改革する力、住民や民間団体等と連携する力、AIやデータを活用する力、町民の立場に立って分かりやすく説明・対話する力など、多様な能力が職員に求められています。また、人口減少に伴い採用試験の受験者数が低下する中、必要な人材を確保するため、情報発信や採用活動の工夫も必要となっています。

町では現在、全職員が必要な能力を身に付けられるよう、計画的な派遣研修や職場内研修を実施し、時代の変化に対応した人材育成に取り組んでいます。今後は、採用から育成までを一体的に捉え、職員一人ひとりが継続的に能力を高め、変化に柔軟に対応できる人材を確保・育成していくことが必要です。

今後、限られた経営資源の中で、町に必要な人材を確保するとともに、時代の変化に対応できる職員を育成していくため、町民から求められる職員の役割や姿勢を踏まえ、効果的な採用活動と人材育成の取組をどのように進めていくかを論点とします。

(1) 職員数の推移(各年4月1日現在)

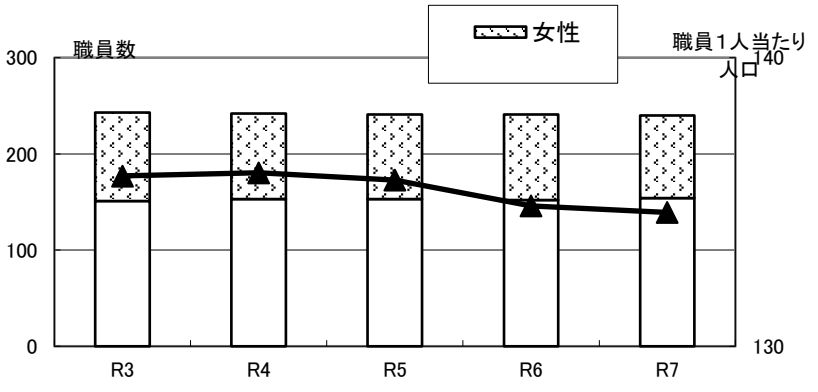
令和3年度から令和7年度までの職員数、男女別職員数、人口および職員1人当たり人口の推移を示しています。職員数は240人前後、職員1人当たり人口は135人前後で推移しています。

	R3	R4	R5	R6	R7
職員数	243	242	241	241	240
男性	151	153	153	152	154
女性	92	89	88	89	86
人口	33,024	32,915	32,717	32,503	32,313
職員1人当たり人口	135.9	136.0	135.8	134.9	134.6

出典:紫波町総務課資料

※ 町長、副町長、教育長及び短時間勤務の再任用職員を除く。

※ 人口は、各年度の3月末日現在(住民基本台帳人口)。



行動指針	わたしたちは 誠 実 に 規律ある行動で、信頼される職員であり続けます。 笑 顔 で やさしく向き合い、心から歓迎します。 話を聴き 適切に判断し、わかりやすく応えます。 共に考え 手と手をとり合い、課題をみつけます。 情熱をもって 改革し、よりよいサービスを追求します。 行動します 平成１８年７月２７日制定

出典：紫波町行政経営理念体系

論点№47　住民基本台帳を基盤とした行政サービスの高度化をどう実現するか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅳ　環境・くらし

まちづくり指標

	基準値 平成30年度 （2018年度）	実績値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和9年度 （2027年度）	見通し 令和13年度 （2031年度）
マイナンバーカード保有率（主要指標）	- %	84.5 %	90.0 %	93.0 %
コンビニ交付利用率	16.0 %	38.3 %	55.0 %	60.0 %

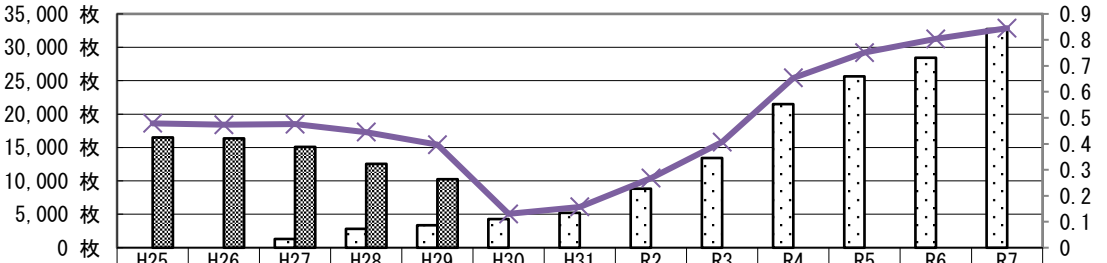
〔指標の説明〕
今までの指標「マイナンバーカード交付率」は、人口に対する累計交付数の割合を示していました。マイナンバーカード制度開始当初は、一人につき一度の交付がほとんどであったため、「マイナンバーカード交付率」は普及の進捗を把握する有効な指標でした。しかし、制度開始から約10年が経過し、有効期間満了による更新や、紛失・破損、券面変更などによる再交付が増加しています。そのため、累計交付数には同一人物の複数回の交付が含まれ、実際の普及状況とは乖離しやすくなっているため、人口に対するカード保有率に変更するものです。

第3次総合計画期間における主な成果

第三次総合計画期間においては、マイナンバーカードの普及促進を進め、カードを活用した行政サービスの基盤を整備するとともに、証明書コンビニ交付サービスの利用環境を維持・拡充し、役場窓口以外でも証明書を取得できる利便性の高い環境を整えてきました。第三次総合計画後期基本計画では、マイナンバーカード交付率96%、コンビニ交付利用率55%を目標に掲げ、カードの取得支援や制度の周知、コンビニ交付システムの保守・改修等に取り組みました。また、窓口業務のDXを進め、令和7年3月から「書かない・迷わない窓口サービス」を開始し、職員が申請書の作成を支援することで、来庁者の記入負担や記入誤りの軽減、手続時間の短縮につなげています。

さらに、郵送請求へのクレジットカード決済の導入など、来庁せずに手続できる環境の整備も進めています。これらにより、従来の窓口中心の行政手続から、デジタル技術や多様な手段を活用した、住民の利便性を重視した行政サービスへの転換を進めることができました。

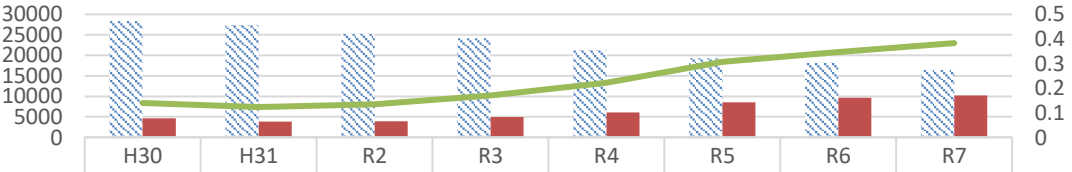
マイナンバーカード交付件数の推移



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
マイナンバーカード	0	0	1331	2802	3374	4297	5198	8850	13435	21514	25642	28417	32715
住基カード	16505	16361	15081	12538	10260								
普及率	0.479	0.473	0.476	0.445	0.397	0.13038	0.15709	0.26778	0.40683	0.65362	0.751	0.804	0.845

出典：基礎データ集

コンビニ交付利用率の推移



	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
証明書交付実績	28391	27406	25253	24175	21271	19256	18149	16420
コンビニ利用実績	4639	3869	3921	4943	6082	8536	9651	10190
コンビニ利用率	0.14	0.123	0.134400494	0.169757538	0.222352211	0.307138746	0.347158278	0.382938745

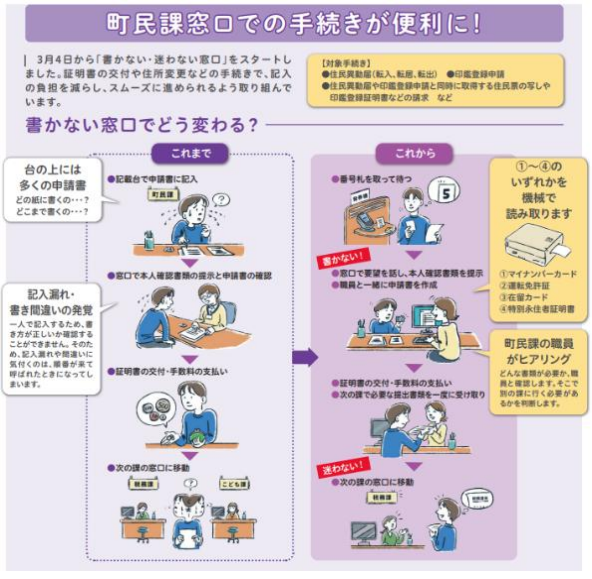
出典：紫波町

【行財政経営】

次期総合計画策定に向けた課題・論点

人口減少や高齢化の進行、デジタル技術の急速な進展により、行政手続には、より一層の利便性向上と効率化が求められています。マイナンバーカードの普及やコンビニ交付、書かない・迷わない窓口などにより利便性は向上している一方、来庁して複数の申請書を記入する負担や待ち時間が残るほか、デジタルサービスを利用しにくい人への配慮も必要です。今後は、住民が来庁、オンライン、コンビニエンスストア、郵送などから自らに適した方法を選択でき、必要な手続を分かりやすく、簡単に行える環境を整えることが重要です。このため、住民基本台帳を行政サービスの基盤として、ライフイベントに応じた手続の案内や関係手続の連携・簡素化を進めるとともに、マイナンバーカードを活用したオンライン手続やコンビニ交付の利用を促進します。

また、書かない・迷わない窓口の充実や手続の事前案内、デジタル利用に不安のある人への支援を進め、来庁の有無にかかわらず、誰もが安心して利用できる行政サービスの実現を目指します。

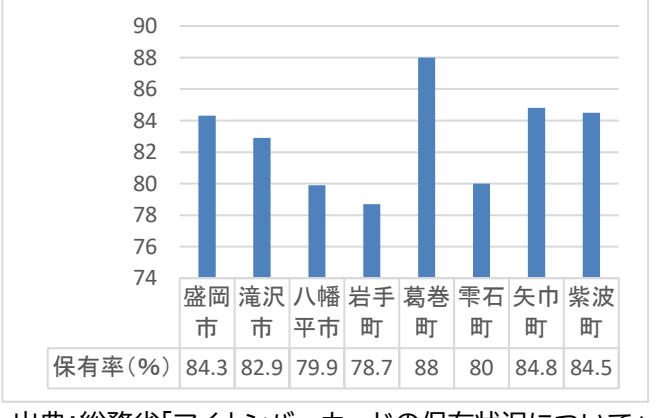


窓口手続きのオンライン化

分野	手続き・申請	オンライン化による効果
住民異動	転出届（実施済）	来庁不要で転出届を提出できる
	転入予約	事前情報入力・来庁予約により
	転居予約	事前情報入力・来庁予約により窓口での待ち時間を短縮
証明書	住民票等交付申請	来庁せず申請・郵送受取
	戸籍謄抄本等交付申請	来庁せず申請・郵送受取

近隣市町比較データ

マイナンバーカード保有率



	盛岡市	滝沢市	八幡平市	岩手町	葛巻町	雫石町	矢巾町	紫波町
保有率（%）	84.3	82.9	79.9	78.7	88	80	84.8	84.5

出典：総務省「マイナンバーカードの保有状況について」

論点№48　戸籍届出の審査及び戸籍編製を正確かつ迅速に行う体制をどう維持するか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅳ　環境・くらし

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成29年度（2017年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
町の行政サービスへの満足度	70.1 %	63.1 %	75.0 %	75.0 %

〔指標の説明〕
戸籍届出は全世代の町民に関係する業務であり、窓口対応及び届書処理の正確さや速さに対する評価も「行政サービスへの満足度」に反映されるとの認識から、総務課のまちづくり指標を適用しました。

第3次総合計画期間における主な成果

年間1,500件前後の戸籍届出を戸籍担当職員2名（窓口対応は5名前後）で処理しています。
届書の審査及び戸籍編製を正確かつ迅速に行うことでお客様の待ち時間短縮と職員の負担軽減を図るため、令和7年度に「AI電子書籍検索サービス（注1）」の無償トライアルを行いましたが、使い勝手が悪く、今後の活用を断念しました。
近年は、戸籍法の改正により広域交付や氏名の振り仮名記載が始まるなど、業務量が増加傾向にあります。
（注1）AI電子書籍検索サービス・・・「外国人との結婚」などのキーワードを入力すると、参考書籍の該当箇所が表示されるもの。

戸籍届出件数	
R2	1,489
R3	1,582
R4	1,515
R5	1,454
R6	1,540
R7	1,409

出典：戸籍事件表

次期総合計画策定に向けた課題・論点

これまでは戸籍事務従事年数が長い職員が在籍していたため、少ない人員でも大きな滞りなく処理することができました。しかし、最近は職員の異動や退職により従事年数が短い職員が大半となり、養子縁組や養子離縁、外国籍の方が関わる届出など、事例が少ない届出は確認等の対応にかなりの時間を要しています。

そのため、職員の応対品質の平準化及び専門書籍の検索・読解に要する時間の削減に資する体制づくりが急務であり、様々な戸籍事務補助ツールの調査や試験活用など、ツール導入に向けた取り組みを強化する必要があります。

戸籍事務経験年数別職員数（令和8年4月1日現在）

（単位：人）

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上
1	1	2	0	1	0	0	0

※窓口で戸籍届出の処理を行う職員の数。戸籍係2人、住民係3人（会計年度任用職員1人含む）。
出典：戸籍事務担当者名簿

論点№49　業務改革と行政DXをどのように進め、より良い行政サービスにつなげていくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅵ　生活基盤

まちづくり指標

	基準値 平成29年度 （2017年度）	実績値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和9年度 （2027年度）	見通し 令和13年度 （2031年度）
町の行政サービスへの満足度	70.1 %	63.1 %	75.0 %	77.0 %

〔指標の説明〕
町の行政サービスについて、誰もが、いつでも、複雑な操作不要で簡単に手続きができるような仕組みを整備することにより、住民や町内事業者の行政サービスに対する満足度が高まる。

第3次総合計画期間における主な成果

今期計画期間中は、総務省の地域活性化起業人制度を活用し、デジタル分野に精通した民間企業の専門人材をCIO補佐官として委嘱しました。この外部専門人材の伴走支援のもと、「住民目線のDX」と「職員の業務効率化」という2つの軸でDXを推進しました。

住民サービスの向上においては、窓口に来た際に申請書への手書き記入が不要となる書かない窓口を導入したほか、税や手数料などの支払いにクレジットカードやスマートフォン決済が利用できるキャッシュレス決済を導入しました。また、多くの方が日常的に使用しているLINEの拡張機能を活用し、町からのお知らせや各種手続きの案内をより身近な手段でお届けできる環境を整えました。

庁内業務の効率化においては、電子決裁・文書管理システムを導入し、これまで紙で行っていた決裁や文書管理をデジタル化することで、業務の迅速化と正確な文書管理に向けた基盤を整えました。

活動内容	事業量・成果物（アウトプット）	効果・成果（アウトカム）
書かない窓口の導入	窓口申請におけるタブレット端末・システムの導入	来庁者が申請書に手書きで記入する負担が軽減され、窓口での手続き時間が短縮された
キャッシュレス決済の導入	税・手数料等の支払いにおけるクレジットカード・スマートフォン決済端末の導入	現金を持参しなくても各種支払いが可能となり、住民の利便性が向上した
電子決裁・文書管理システムの導入	庁内における電子決裁・文書管理システムの導入	紙による決裁・文書管理をデジタル化し、ペーパーレスを推進するとともに、電子決裁により押印不要となることで業務の効率化が進んだ
LINE拡張機能の導入	LINEを活用した町からの情報発信・手続き案内機能の導入	住民が日常的に使用するツールで町の情報や手続き案内を受け取れるようになり、情報到達率が向上した

次期総合計画策定に向けた課題・論点

現状認識
各種システムの導入は実現できたものの、システムの運用に合わせた業務フローや働き方の見直しが十分に進んでおらず、「デジタルで同じことをやっているだけ」という状態に陥っているケースが見受けられます。また、DXの推進が一部の担当職員に偏りがちであり、組織全体で現状をよくしていこうという業務改善の文化や意識の醸成が不足しています。さらに、CIO補佐官の伴走支援のもとで得られた知見やノウハウが、組織の資産として十分に蓄積・共有されておらず、担当職員の異動等により引き継がれないリスクもあります。

必要・重要なこと
これらの課題を解決するためには、業務フローの棚卸しとBPR（業務プロセス改革）の全庁展開、全職員を対象とした研修や業務改善提案制度の整備による改善文化の醸成、そして業務改善の手順書・マニュアルの整備やチーム体制化によるノウハウの蓄積と仕組み化を一体的に進めることが重要です。

課題を解決するための手法
現状ではBPRを推進できるのは外部専門人材であるCIO補佐官であることから、CIO補佐官の指導のもと、伴走支援を継続しながら、ノウハウの蓄積と意識の醸成を着実に行っていきます。

令和6年BPR研修参加数　8名
令和7年BPR研修参加者数　14名（岩手県立大学との共同開催）
令和8年BPR研修参加者数　7名

DXメンバーの参加が主となっており、DXメンバー以外の職員参加が増えていない。

近隣市町比較データ

「花巻市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画2.0」における前計画の評価



(2) 数値目標の達成状況

DX 計画 1.0 の計画期間における数値目標及び実績は、以下のとおりです。

指標	目標値			実績値
	R5	R6	R7	R7.12 月末
オンライン化が完了した行政手続数累計	60 件	522 件	739 件	477 件
本予約が可能な新たなオンライン予約システムを導入した公共施設数累計	−	−	71 件	79 件（R8.2 月運用開始）
【国が示す移行目標目安】_フェーズ 1（計画立案）Fit & Gap 分析による課題の洗い出し	100%	−	−	100%
【国が示す移行目標目安】_フェーズ 2（システム選定）ベンダーの選定・決定	100%	−	−	100%
【国が示す移行目標目安】_フェーズ 3（移行）標準準拠システムの運用方法の検討・確定、システムの機能確認等	−	100%	−	100%
【国が示す移行目標目安】_フェーズ 4（移行完了）標準準拠システムの運用開始	−	−	100%	100%
マイナンバーカード保有枚数率	72.0%	74.0%	76.0%	79.9%
AI*・RPA*の適用業務数累計	45 業務	50 業務	55 業務	50 業務
モバイルパソコン導入率（正職員用）	80%	100%	100%	100%
インバウンド向け多言語ホームページ（花巻観光協会）閲覧数	−	2,500 件	5,000 件	26,294 件

指標	目標値			実績値
	R5	R6	R7	R7.12 月末
学童クラブ ICT*化推進事業補助金交付数累計	11 件	−	−	20 件
子育て相談記録システムへの登録件数	−	280 件	290 件	324 件
デジタル教科書（英語）導入校数累計	−	27 校	27 校	27 校
統合型校務支援システム導入校数累計	−	27 校	27 校	27 校
AI チャットボット*利用回数	−	6,300 回	11,800 回	7,365 回
LINE 公式アカウントへの登録者数累計	−	5,000 人	5,500 人	18,457 人
初心者向けスマホ教室への参加者数	64 人	64 人	64 人	53 人
公開型 GIS*への登録レイヤー*数累計	−	10 件	50 件	118 件

【行財政経営】

論点№50　町民に信頼される公正な行政をどのように実現していくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅶ 自治と参加

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成29年度（2017年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
公益通報の件数	– 件	0 件	0 件	0 件
町への不当要求の件数	– 件	– 件	0 件	0 件

〔指標の説明〕
町のコンプライアンスが確保されることで、公正な職務の執行が維持され、町内外からの公益通報が行われない状態が維持される。
また、町民等のコンプライアンス条例やカスタマーハラスメント、不当要求行為等への理解が深まることで、町に対する不当要求が行われない状態が維持される。

第3次総合計画期間における主な成果

町が住民の信頼を確保するためには、職員が法令を遵守するとともに、社会において要求される倫理観や道徳観に基づき、公正に職務を執行することが求められます。
そのため、令和6年度に「紫波町公正な職務の執行の確保に関する条例」を制定し、職員のコンプライアンスの原則や職員の行動規範等について必要な事項を定めました。
令和7年度には、コンプライアンスに関する基本的な知識の習得やケーススタディのツールとして「紫波町職員コンプライアンスハンドブック」を作成し、組織全体のコンプライアンスの向上に努めました。

コンプライアンスの向上と併せて、適正な業務の執行も求められます。令和5年度に紫波町内部統制基本方針を策定し、財務事務を対象として、適正な業務執行を妨げるリスクに対する統一的な対応策をマニュアル等によりルール化し、業務プロセスに組み込むことで、業務執行の適正化を図っています。

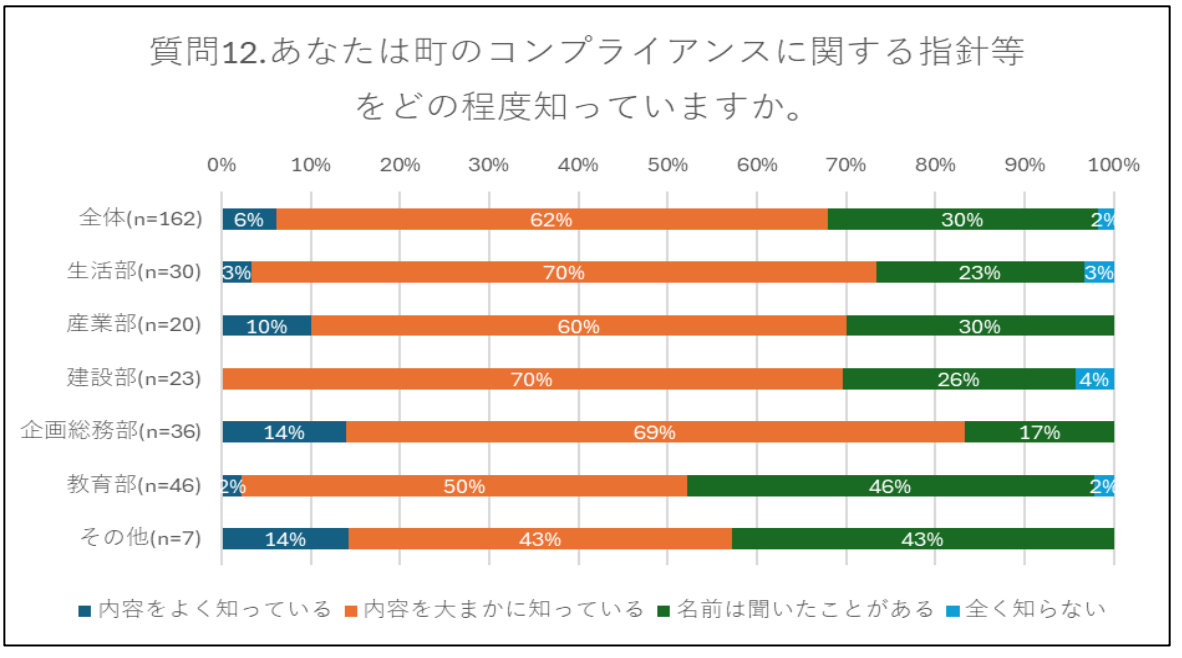
活動内容	事業量・成果物（アウトプット）	効果・成果（アウトカム）
コンプライアンスの確保	紫波町公正な職務の執行の確保に関する条例を制定し、職員のコンプライアンスに関する総合的なルールを整備した。	・職員のコンプライアンスの原則や責務を明らかにすることで公正な職務の執行を推進した。 ・町や職員に対する不当要求行為への対応方法を明らかにすることで、職員の良好な職場環境の確保に寄与した。

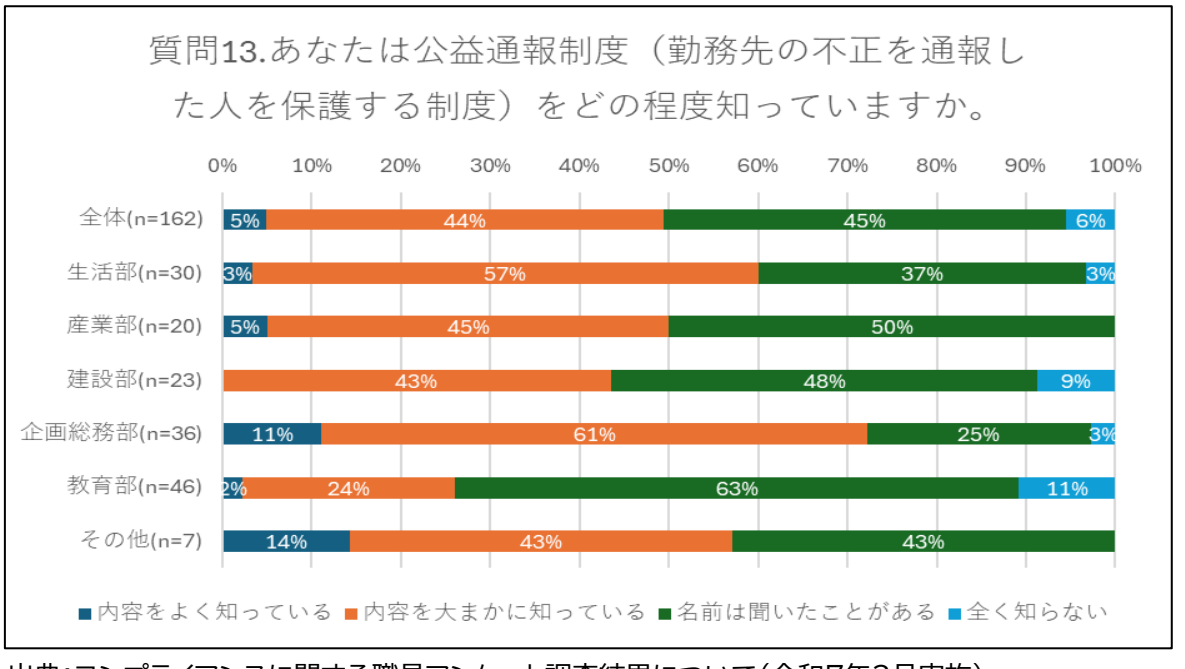
次期総合計画策定に向けた課題・論点

【課題】
前期では、コンプライアンスに関するルールの整備や職員のコンプライアンス向上に資するツールを作成するなど、基本的な環境の整備を行いました。
しかし、現状は職員のコンプライアンスに対する意識や知識が十分に定着していると言い難い状態であるため、職員への教育・研修の機会を設けるなどの具体的なアクションが必要であると考えられます。
また、コンプライアンスの確保のためには、行政のみならず町民や事業者等にも行政との適正な関係づくりにご協力をいただく必要があります。コンプライアンス条例では、職員のコンプライアンスの原則とともに、町民等に対しても、カスタマーハラスメントなど職員のコンプライアンスを妨げる行為や不当要求行為等を行ってはならないとする責務を掲げています。そのため、町民等に対しても、コンプライアンス条例やカスタマーハラスメント、不当要求行為等の普及啓発を図っていく必要があります。
以上のことを踏まえて、次の事項を検討すべき論点として位置付けます。

【論点】
■職員が適切にコンプライアンスを確保するためにどのような取組を行うことが望ましいか。

■町民等からコンプライアンスについて適切な理解を得るためにどのような周知活動を行うことが望ましいか。





出典：コンプライアンスに関する職員アンケート調査結果について（令和7年3月実施）

近隣市町比較データ

市町村名	内部の職員等からの通報・相談窓口設置の有無		外部の労働者等からの通報・相談窓口設置の有無
	庁内	庁外	
盛岡市	○	×	○
宮古市	○	○	○
大船渡市	○	×	○
花巻市	○	○	×
北上市	○	×	○
久慈市	○	×	×
遠野市	○	×	○
一関市	○	×	○
陸前高田市	×	×	無回答
釜石市	○	×	×
二戸市	○	×	○
八幡平市	○	×	○
奥州市	○	×	○
滝沢市	○	×	×
雫石町	○	×	○
葛巻町	○	○	×
岩手町	○	×	×

市町村名	内部の職員等からの通報・相談窓口設置の有無		外部の労働者等からの通報・相談窓口設置の有無
	庁内	庁外	
紫波町	○	×	○
矢巾町	○	○	○
西和賀町	○	○	○
金ケ崎町	○	○	×
平泉町	○	×	×
住田町	×	×	×
大槌町	○	×	×
山田町	○	×	○
岩泉町	○	×	○
田野畑村	○	×	○
普代村	○	×	×
軽米町	×	×	×
野田村	×	×	×
九戸村	×	×	×
洋野町	○	×	○
一戸町	×	×	×

出典：令和5年度行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査（消費者庁）

論点№51　時代の変化に対応した町有財産をどのように管理・活用していくか①

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅶ　自治と参加

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成30年度（2018年度）	令和7年度（2025年度）	令和9年度（2027年度）	令和13年度（2031年度）
公民連携手法を用いた町有財産活用件数（累計）	2.0 件	13.0 件	15.0 件	17.0 件

〔指標の説明〕
・公民連携手法を用いた町有財産活用件数：公民連携手法を用いて普通財産や行政財産の余剰部分を活用（貸付売却等）した件数

第3次総合計画期間における主な成果

計画期間中、低未利用となっている財産の活用について、基本的な考え方や方針を決定するプロセスを明確化した「紫波町公有財産活用基本方針」を策定し、町有財産の有効活用に向けた取組を体系的に推進しました。

また、閉校となった学校の活用にあたっては、地域のニーズと民間市場の動向を捉えながら地域や民間による持続可能な活用を推進することを目的とし紫波町学校跡地活用基本方針を策定し、小学校ごとに「町有財産活用事業実施方針」を定めたうえで活用提案募集を実施するなど、段階的かつ計画的に取組を進めました。

同様に、閉館・閉所となった児童福祉施設や、県指定文化財でありながら昨今未利用となっていた旧紫波郡役所についても活用提案募集を実施し、活用につなげています。

こうした取組により、閉校となった小学校7校中6校、児童福祉施設2施設および旧紫波郡役所では活用が開始され、民間事業者からの賃料等の歳入増につながっているほか、地域の新たな拠点として生まれ変わりつつあります。

具体例としては、元水分小学校ではクラフトサケの製造・販売を通じた酒産業の振興が始まり、元長岡小学校では民間投資による集合住宅・ショップ・レストラン・ホテルの整備が行われ、周辺エリアの人口増加や地元産業の振興にも貢献しています。

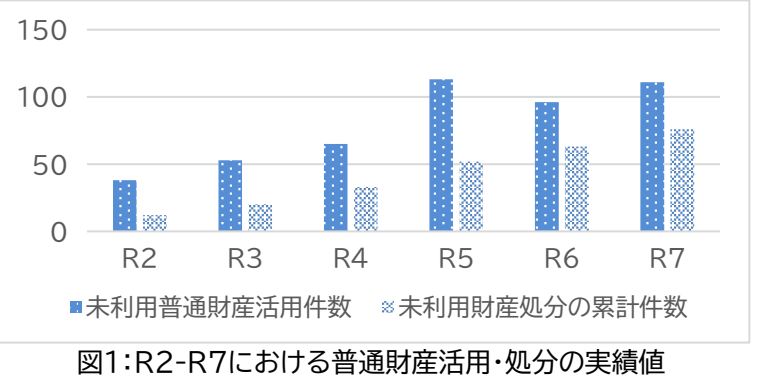


図1：R2-R7における普通財産活用・処分の実績値

施設名	星山	長岡	水分	彦部-①	彦部-②	片寄	赤沢	旧東部保育所	水分児童館	旧紫波郡役所
事業名	星山えほんの森保育園	ノウルプロジェクト	はじまりのがっこう	Heat Core base	総合型ドックカフェ	カタヨセアエバ	デンコーアカデミア	TERASU village	物流拠点	にわとり堂
概要	保育所	産業振興（農業支援）と人材育成	酒のまち紫波の推進拠点（酒産業の振興）	スポーツとエンターテインメントによる人材育成と地域振興	人と犬が一緒に食事を楽しめるなどコミュニティの場の提供	他分野との掛け合わせによる新たな農産業拠点	電気工事業界の若手育成拠点と地元中高生のキャリア教育	子どもたち一人ひとりが自分らしく過ごせる居場所	地域密着型の持続可能な物流拠点の構築	多様なライフスタイルの人に開かれた場
内容	定員80名 2階部分は民間事業	交流公園 交流施設 宿泊施設レストラン等（民間）	インキュベーション、コミュニケーション施設 醸造施設	バスケスクール、不動産賃貸など	ドッグカフェ ドッグラン ドッグプール	ソーラーシェアリング、栽培事業、交流拠点	実践型 職業訓練施設	児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援事業	物流拠点 隣地（民地）との一体整備	シェアオフィス コーヒースタンド 書店
事業手法	RFI 事業者公募	民間対話 事業者公募 （町による施策化） 代理人方式	民間対話 （町による施策化） 事業者公募	民間対話 トライアルサウンディング 事業者公募	民間対話 事業者公募	民間対話 地域づくり課による地域支援 事業者公募	民間対話 事業者公募	民間対話 事業者公募	事業者公募 売却	民間対話 運営事業者公募 公共施設整備
時期	R4公募 R5賃貸借契約 令和6年4月 開所	R3公募 R5事業着手 R6工事着工1期定期借地権設定 R7工事着手2期	R4公募 R5一部事業着手 R7醸造設備整備	R4公募 R5賃貸借契約	R6公募 R7賃貸借契約	R5公募 R7賃貸借契約 （校庭、校舎）	R7公募	R7公募、賃貸借契約	R7公募 R7売買契約	R5運営事業者公募 R6設計 R7改修

図2：空き校舎等の活用内容と事業手法の一覧

次期総合計画策定に向けた課題・論点

公民連携による町有財産の活用・処分を進めるうえで、行政としての売却ルールや町で決定する「適正価格」の制約から民間の多様なニーズに柔軟に対応しきれない場面があること、

建物の状態や不具合等を正確に把握していないことで、不確定要素による民間の事業計画に支障をきたす場面があることなどが問題となっています。

加えて、物価高騰による資材・人件費の上昇が改修・リノベーション意欲を低下させており、活用促進のハードルが高まっています。

一方で、テレワーク・ワーケーションといった働き方の多様化、再生可能エネルギー用地への関心の高まり、物流2024年問題を背景とした物流拠点整備の動きなど、公有財産の新たな活用ニーズも生まれています。

こうした課題を乗り越えつつ新たな需要を取り込むためには、民間の多様なニーズに応えられる柔軟な仕組みづくりと、処分・活用を円滑に進めるための事前整備体制の強化、建物現況の正確な把握が必要です。

そのために、時代背景に合った適正価格の考え方や売却・貸付ルールの見直し、未利用となる前からの改修履歴等の記録、さらには社会情勢の変化を踏まえた新たな活用用途の検討をどのように進めていくのかを論点とします。

公民連携による活用が考えられる町有財産

区分	施設名	活用方法
建物	旧佐比内小学校	S63年築　鉄筋コンクリート造　2階建　1897.20㎡ S53年築　鉄骨造　1階建　560.00㎡
	旧保健センター（A棟）	S49年築　鉄筋コンクリート造　2階建　840.04㎡
	公用車車庫	S56年築　車庫（鉄筋造1階建375㎡） S56年築　運転手詰所（木造1階建16.20㎡）
	旧岩手養蚕	築年不明　3棟（木造2階建114.00㎡、ブロック造2階建201.84㎡、ブロック造1階建37.26㎡）
	旧赤石こどもの家	H10年築　鉄筋コンクリート造　2階建　393.60㎡
	旧紫波型エコハウスサポートセンター	H26年築　木造　2階建　122.58㎡
土地	旧志和保育所跡地	1200.47㎡他　更地。未利用

近隣市町比較データ

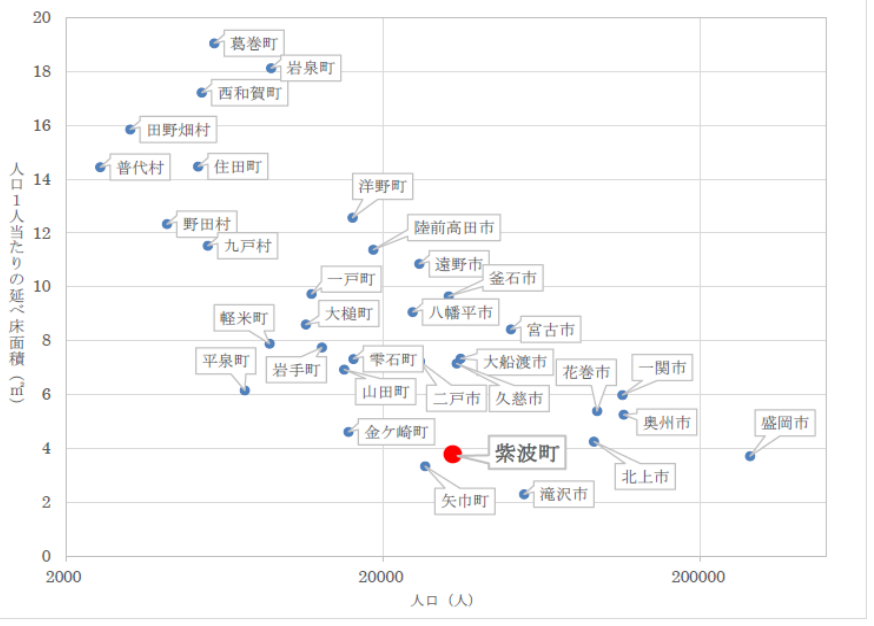


図3：県内団体の人口と人口当たりの公共施設延べ床面積
（参照：紫波町公共施設等総合管理計画）

公民連携による公有財産の活用の事例
【盛岡市】
・木伏緑地（都市公園）パークPFI
・盛岡バスセンター再整備
・紺屋町番屋の交流・体験施設
【北上市】
・北上駅東口駐車場複合開発
【雫石町】
・旧南畑小学校（鶯宿温泉スポーツセンター）

論点№52　時代の変化に対応した町有財産をどのように管理・活用していくか②

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅶ　自治と参加

まちづくり指標

	基準値 平成30年度 （2018年度）	実績値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和9年度 （2027年度）	見通し 令和13年度 （2031年度）
未利用財産処分件数（累計）	7.0 件	76.0 件	63.0 件	136.0 件
未利用普通財産活用件数	40.0 件	111.0 件	50.0 件	171.0 件

〔指標の説明〕
・未利用財産処分件数：普通財産を売払した件数
・未利用普通財産活用件数：普通財産を貸付した件数

第3次総合計画期間における主な成果

・未利用財産処分件数について
　第3次総合計画期間における主な成果として、未利用財産の計画的な処分が大きく進展し、処分件数は累計76件に達しました。主な実績として、旧紫波消防署跡地の売却や旧水分児童館の売却があります。宅地開発に伴う払下げ相談についても、確実に実施することで処分件数の増加に寄与しています。また、民間への譲渡により跡地の有効活用が促されることで、固定資産税等の新たな税収を生み出すという財政上の好循環に繋がっています。さらに、並行して進めた公有宅地の売却は、住宅建設等を契機とした経済波及効果をもたらし、本町への定住増進に直結するなど、地域活力の向上に大きく寄与しています。

・未利用普通財産活用件数について
　未利用普通財産の活用件数は累計111件に達し、町有財産を地域の新たな資源へと転換する取組が大きく前進しました。活用に関するサウンディング情報の発信や、基本方針に基づく民間からの提案募集を体系的に展開した結果、閉校した7校中6校、児童館2施設において新たな活用が始まっています。
代表例として、旧紫波郡役所が指定管理による文化交流施設へ再生されたほか、旧水分小学校ではクラフトサケ醸造拠点として新たな産業振興を牽引しています。また、旧長岡小学校では民間投資による複合施設（住宅や宿泊・商業施設）の整備が進捗しています。

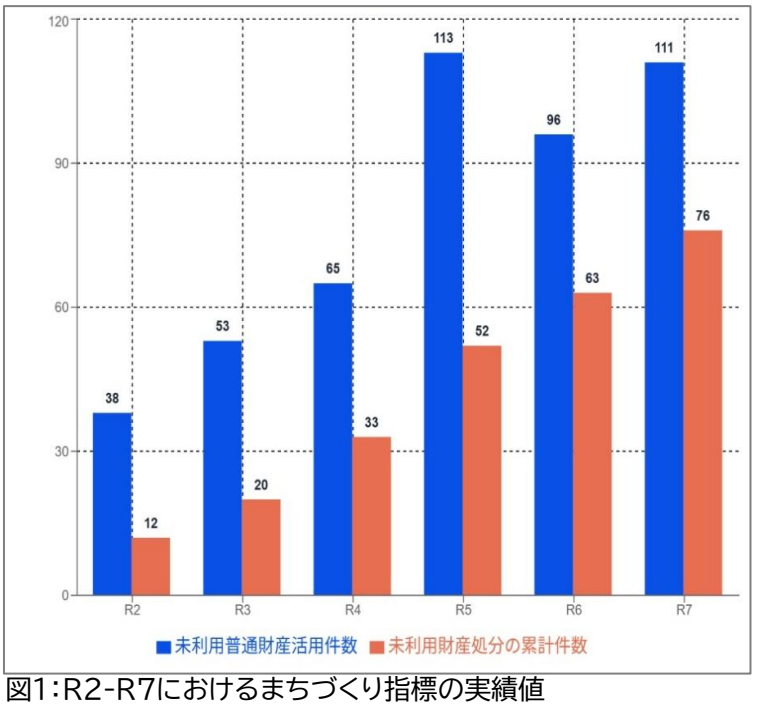


図1：R2-R7におけるまちづくり指標の実績値



はじまりの学校（旧水分小学校）


ノウルプロジェクト（旧長岡小学校）

次期総合計画策定に向けた課題・論点

町が未利用財産（土地・建物）を保有し続けることは、維持管理コストが発生し続けることとなります。そのため将来的な行政需要や公共的利用の可能性など、保有する必要性が認められないものについては、積極的に処分・有効活用を図り、維持管理コスト削減や財源確保に繋げる必要があります。

しかし、境界未確定や残置物などの課題に加え、物価高騰に伴う改修費等の上昇が民間投資意欲を低下させており、単に市場に出すだけでは処分が進みません。現在の最大の課題は、個々の財産に対して「売却と貸付のどちらが町にとって最適か」を見極める方針と、ターゲット層に魅力を届ける効果的なPR手法が不足している点にあります。

一方で、移住定住による住宅需要やサテライトオフィス、再エネ・物流拠点など、立地に応じた新たな物件の価値を最大限に引き出す「新たな処分・PR戦略」の構築が求められています。

これらを踏まえ、市民会議では、確実な財源確保につながる「売却」と民間参入を促す「貸付」について、物件の特性や地域の将来像を踏まえてどちらを選択すべきかという売却と貸付の最適な判断基準を整理するとともに、単なる物件情報の公開から脱却し、買い手や借り手の意欲を高め、未利用財産の処分促進へと繋げていくための最適な発信方法を論点とします。

今後活用が求められている町有財産

区分	施設名	活用方法
建物	旧佐比内小学校	S63年築　鉄筋コンクリート造　2階建　1897.20㎡ S53年築　鉄骨造　1階建　560.00㎡
	旧保健センター（A棟）	S49年築　鉄筋コンクリート造　2階建　840.04㎡
	旧岩手養蚕	築年不明　3棟（木造2階建114.00㎡、ブロック造2階建201.84㎡、ブロック造1階建37.26㎡）
	赤石こどもの家	H10年築　鉄筋コンクリート造　2階建　393.60㎡
	紫波型エコハウスサポートセンター	H26年築　木造　2階建　122.58㎡
土地	旧保健センター駐車場	5232.09㎡　町の事業や商店街イベント等で使用
	職員第一駐車場	2997.25㎡　旧庁舎の職員駐車場、一部の職員が利用中

近隣市町比較データ

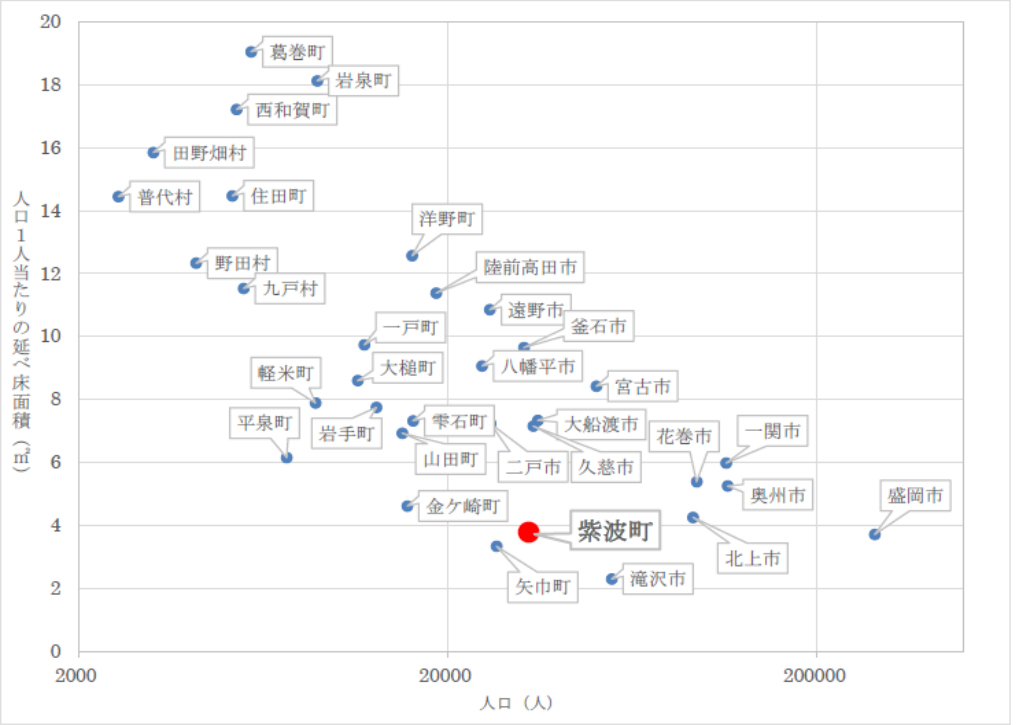


図2：県内団体の人口と人口当たりの公共施設延べ床面積（参照：紫波町公共施設等総合管理計画）

論点№53　公平かつ適正な課税を推進するために何が必要か（個人町民税、法人町民税、軽自動車税）

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅷ　財政

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成　年度 （　　年度）	令和7年度 （2025年度）	令和9年度 （2027年度）	令和13年度 （2031年度）
	%	%	%	%

〔指標の説明〕

第3次総合計画期間における主な成果

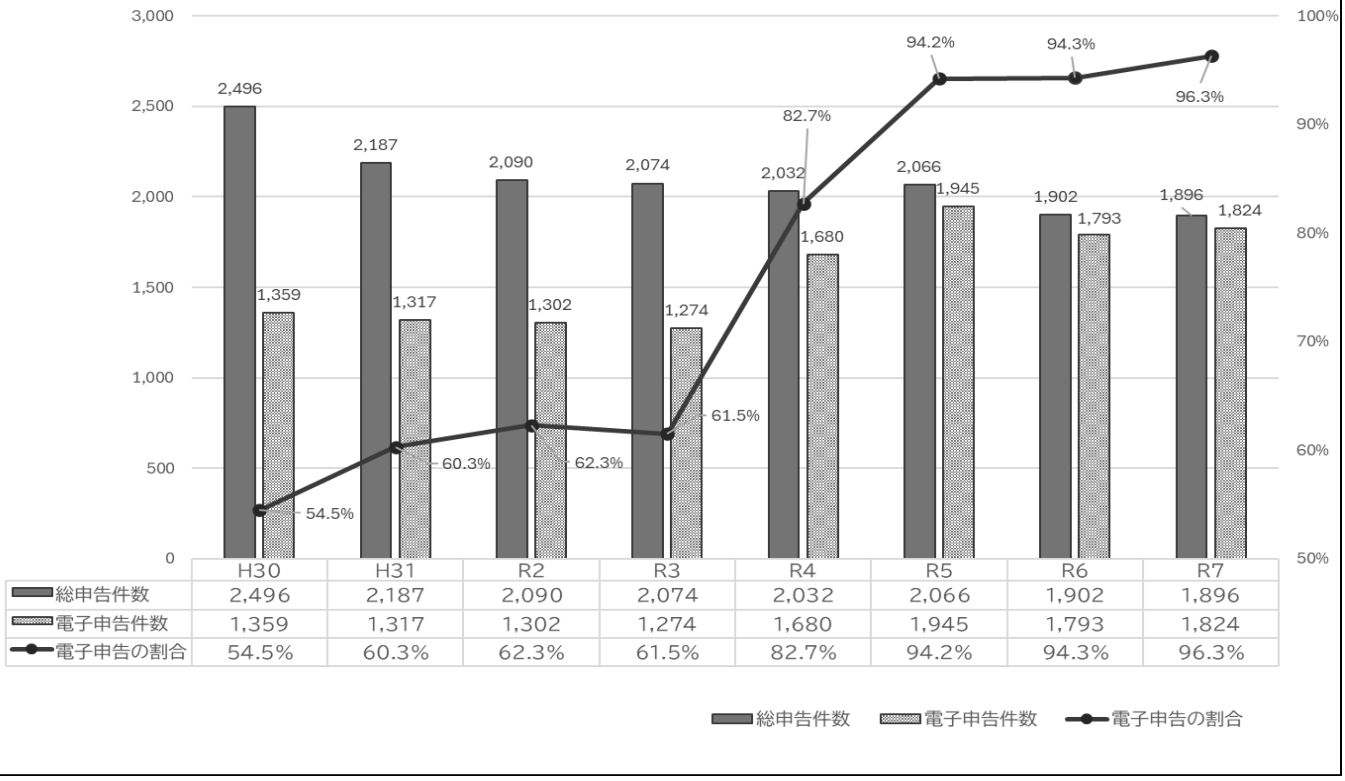
国、県や他市町村などの税務関係機関に加え、関係課と連携し、課税客体及び納税義務者を適切に把握することに努めました。

公平かつ適正な課税を行うため、未申告者に対する申告勧奨を継続的に行いました。その結果、所得を適切に把握し、正確な税額算定につなげることができました。

税務関係機関が実施する研修に参加し、税に関する専門知識を習得し、適切な課税事務を行うことで、公平かつ適正な課税に努めました。

また、所得税確定申告書、法人町民税確定申告書の電子申告や給与支払報告書の電子的提出を推進することで、申告者の事務負担の軽減を図るとともに、課税資料の電子データ化を進め、事務処理の効率化及び正確な課税につながりました。

○申告相談期間中における電子申告件数の推移（※役場会場取扱分）



	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総申告件数	2,496	2,187	2,090	2,074	2,032	2,066	1,902	1,896
電子申告件数	1,359	1,317	1,302	1,274	1,680	1,945	1,793	1,824
電子申告の割合	54.5%	60.3%	62.3%	61.5%	82.7%	94.2%	94.3%	96.3%

次期総合計画策定に向けた課題・論点

地方自治体において、税収は住民サービスを支える重要な自主財源であり、その確保にあたっては、課税の公平性及び適正性を確保することが重要です。

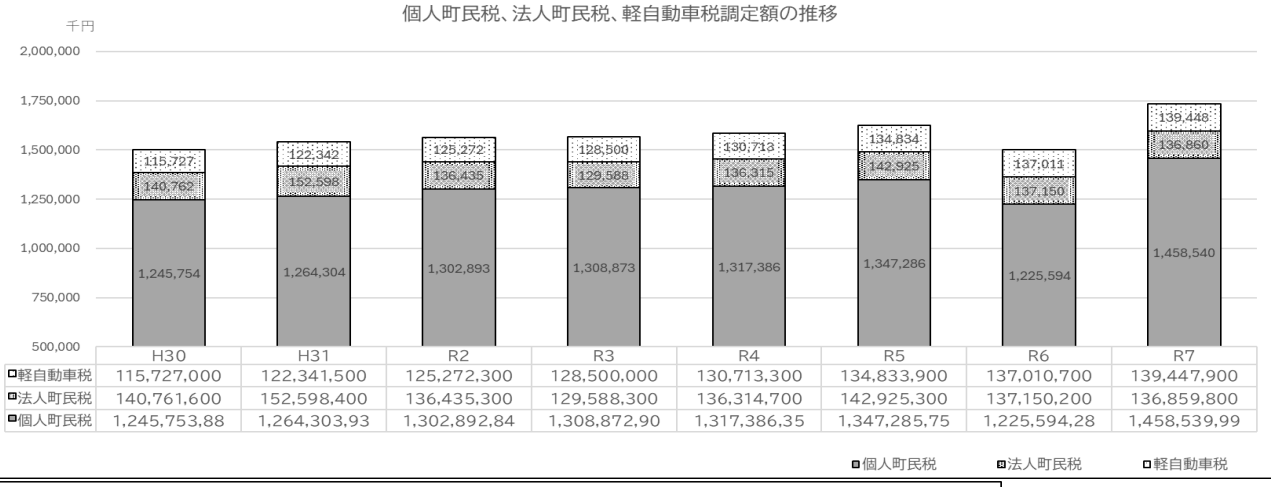
近年は、税制改正や税制度の複雑化に加え、働き方や所得形態、資産の保有形態等の多様化により、課税事務を取り巻く環境が変化しています。

このため、課税資料や各種情報を適切に活用し、所得や資産等の課税客体及び納税義務者を的確に把握するとともに、法令等に基づく正確な課税事務を継続していく必要があります。

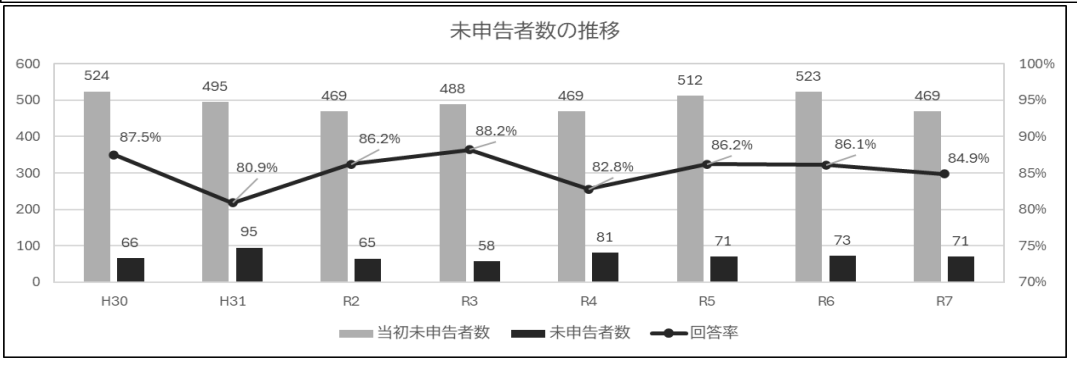
①課税客体及び納税義務者の適切な把握
申告書等の課税資料、関係機関から提供された情報を適切に活用し、所得や車両等の納税義務者や課税客体を的確に把握し、公平な課税を推進します。

②正確かつ適正な課税事務の推進
地方税法や町税条例等の関係法令に基づき、正確な課税事務を行うとともに、税制改正に的確に対応し、適正な税務行政を推進します。

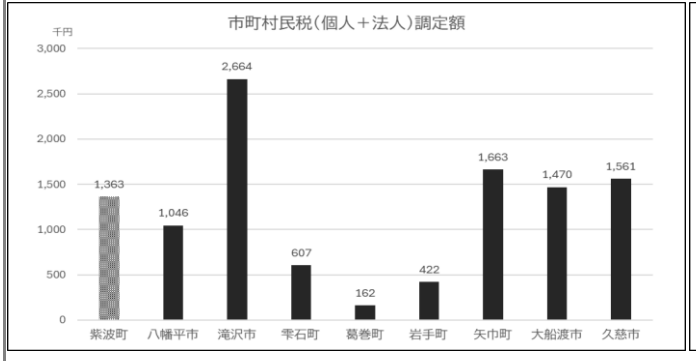
③電子申告の推進
課税資料を迅速かつ正確に取得し、効率的に活用できる環境を整備する必要があります。このため、申告者の利便性を図るとともに、電子申告のさらなる利用を推進します。

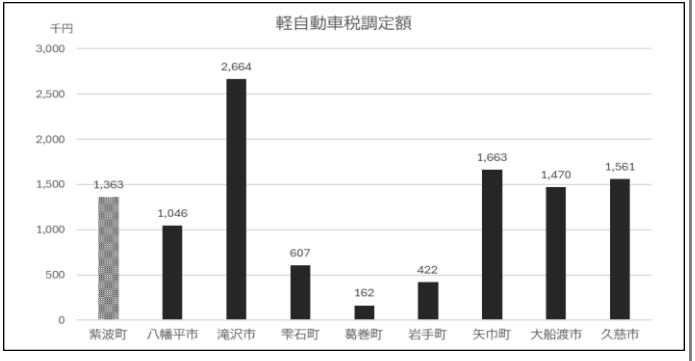


	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
軽自動車税	115,727,000	122,341,500	125,272,300	128,500,000	130,713,300	134,833,900	137,010,700	139,447,900
法人町民税	140,761,600	152,598,400	136,435,300	129,588,300	136,314,700	142,925,300	137,150,200	136,859,800
個人町民税	1,245,753,88	1,264,303,93	1,302,892,84	1,308,872,90	1,317,386,35	1,347,285,75	1,225,594,28	1,458,539,99



近隣市町比較データ





【行財政経営】

論点№54　公平かつ適正な課税を推進するために何が必要か（固定資産税）

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅷ　財政

まちづくり指標

	基準値	実績値	目標値	見通し
	平成　年度 （　年度）	令和7年度 （2025年度）	令和9年度 （2027年度）	令和13年度 （2031年度）
	%	%	%	%

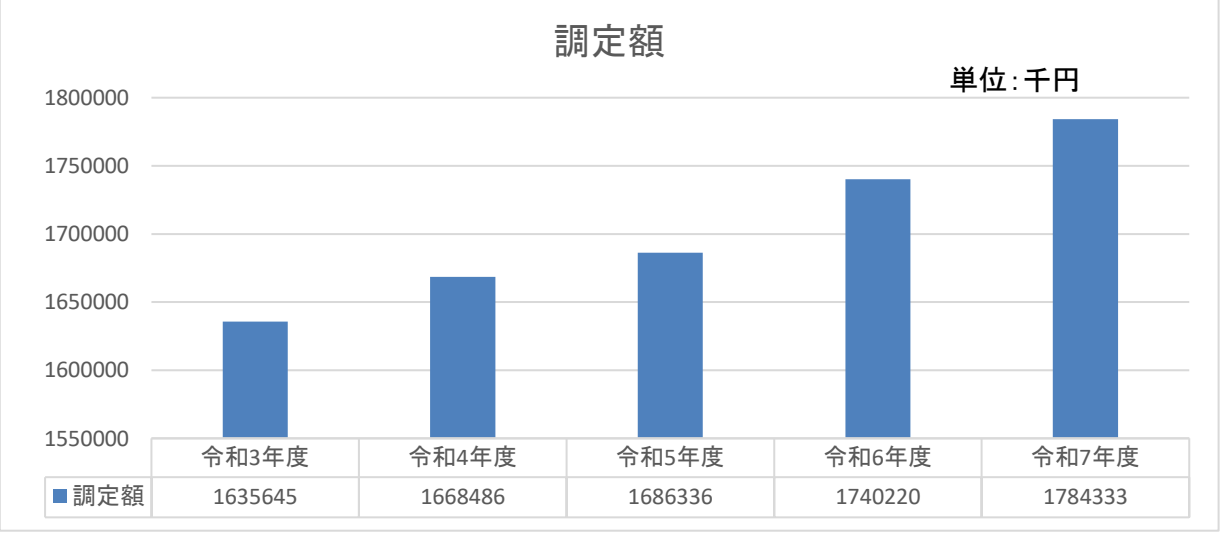
〔指標の説明〕

第3次総合計画期間における主な成果

固定資産税業務は、町の税収の半数以上を占め、自主財源を支えるための基幹業務であり、住民サービスを安定的に提供するために不可欠です。

固定資産税は、土地・家屋・償却資産の資産を対象としており、課税に当たっては資産の現況を正確に把握し、税法に基づいて適正な評価額を算定しなければなりません。新築や増改築、建物の取り壊し、土地利用の変更などは毎年発生しており、これらを現地調査や登記情報、航空写真などを活用して適切に反映することが求められ、こうした継続的な資産管理を行うことで適正課税に寄与しています。

特にも核家族化の進行により、親族が町外に居住するケースや町内に相続人がいない事例が見られます。その結果、所有者の死亡後も相続登記が行われず、登記名義人と実際の管理者・納税義務者が一致しない固定資産があります。それを解消するため、死亡届などの手続きするために来庁した被相続人等に現所有者申告書の提出及び相続登記の必要性などを説明することで適正課税に努めました。



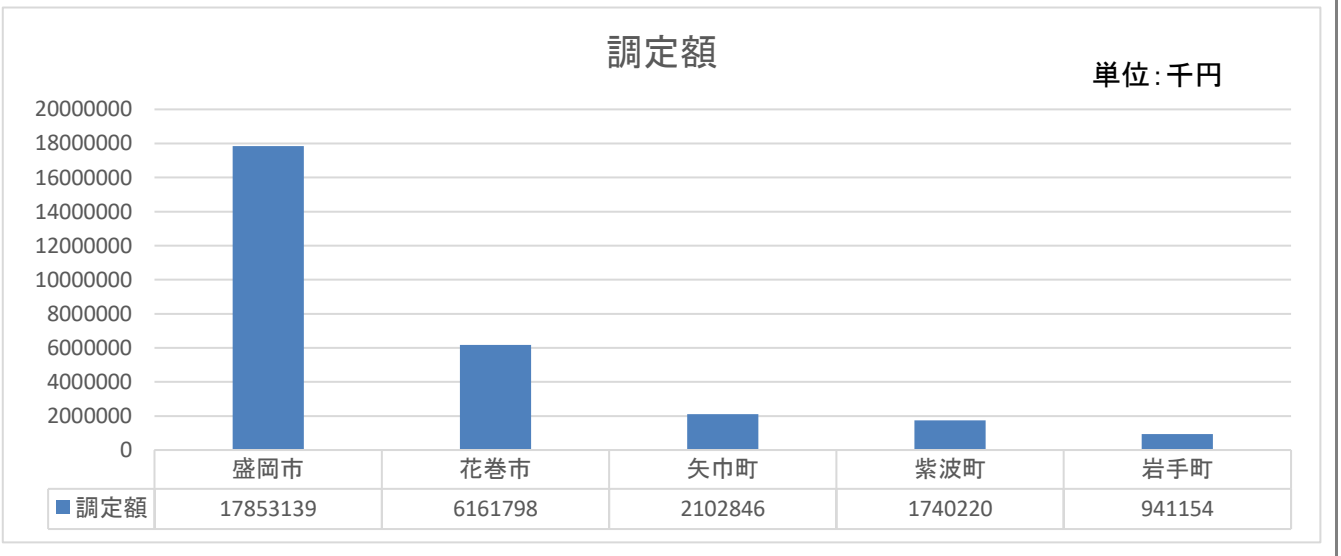
次期総合計画策定に向けた課題・論点

近年、高齢化や核家族化の進展により、固定資産税業務を取り巻く環境は大きく変化しています。特にも核家族化の進行により、親族が町外に居住するケースや町内に相続人がいない事例が見られ、資産を有している被相続人が死亡した場合、死亡者へ課税することはできないため、現所有者を速やかに特定し、適正な課税することが課題となっています。

この課題を解決するためには、死亡情報を早期に把握し、現所有者の申告と相続登記を円滑に進める体制の構築が必要となっています。

そのために、死亡届提出時に町民課と連携して情報共有を行い、「現所有者申告書」の提出依頼と相続登記の制度説明を実施することで、現所有者の適正な把握と相続登記の促進を図り、適正課税の実現と空き家対策にもつなげていくことを論点とします。

近隣市町比較データ



論点№55　安定した公平な税収を将来にわたりどう確保するか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅷ　財政

まちづくり指標

	基準値 平成30年度 （2018年度）	実績値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和9年度 （2027年度）	見通し 令和13年度 （2031年度）
一般町税の現年度課税収納率 （国民健康保険税を除く）	98.4 %	98.6 %	99.0 %	99.0 %

〔指標の説明〕
一般税の現年度課税分収納率（国民健康保険税を除く）

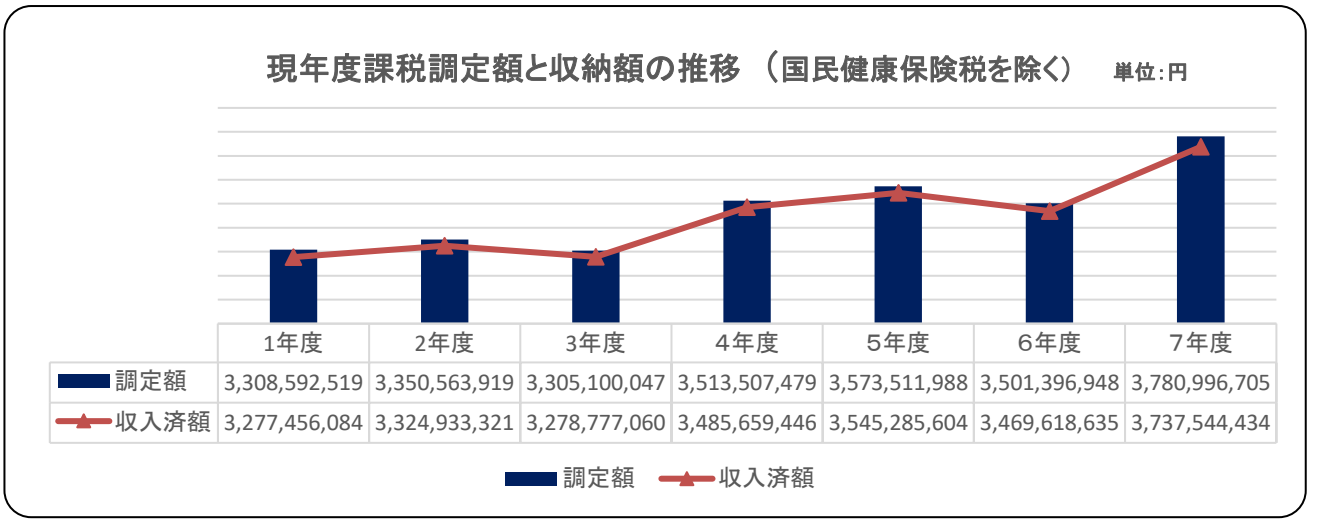
第3次総合計画期間における主な成果

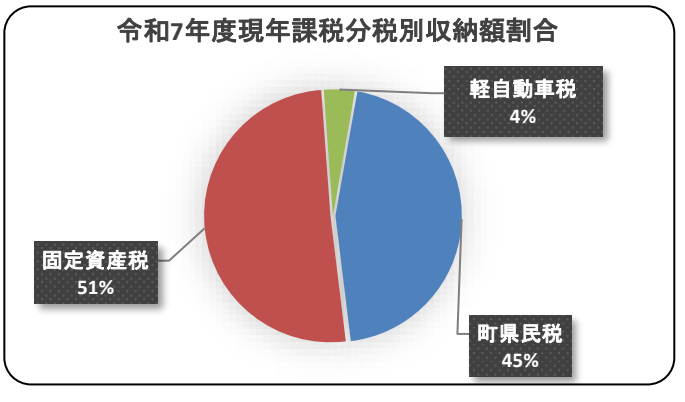
1. 納期内納付の推進と現年度未納分の早期整理現

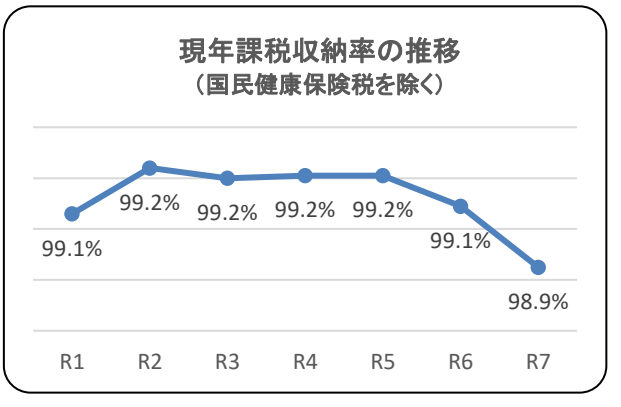
現年度分の町税等における納期内納付を推進するため、納期限までに納付が確認できない対象者に対して速やかに督促状を発布しました。その後もなお納付がない場合は、督促状発布の翌月に催告書を送付するなど、段階的かつ迅速に実施しました。また、利便性の向上に向けた口座振替の利用推進や、個々の事情に寄り添った納税相談を継続的に行うことで、自主的な納付意識の啓発を図りました。これら一連の取り組みにより、早期の税収確保と現年度分未納の迅速な収納管理に努めました。

2. 滞納繰越分の厳正な滞納整理

滞納繰越分に対しては、催告書の送付や丁寧な納税相談を通じて、まずは自主的な納税を促す働きかけを行いました。一方で、進展が見られない事案については、個々の実態に応じた綿密な財産調査を実施し、調査の結果に基づき、法令の規定に則って債権の差押え、執行停止、および不納欠損処分等を公平かつ適切に執行しました。滞納整理事務を遂行し、未収金の圧縮を図るとともに、納税者間の公平性の確保に努めました。







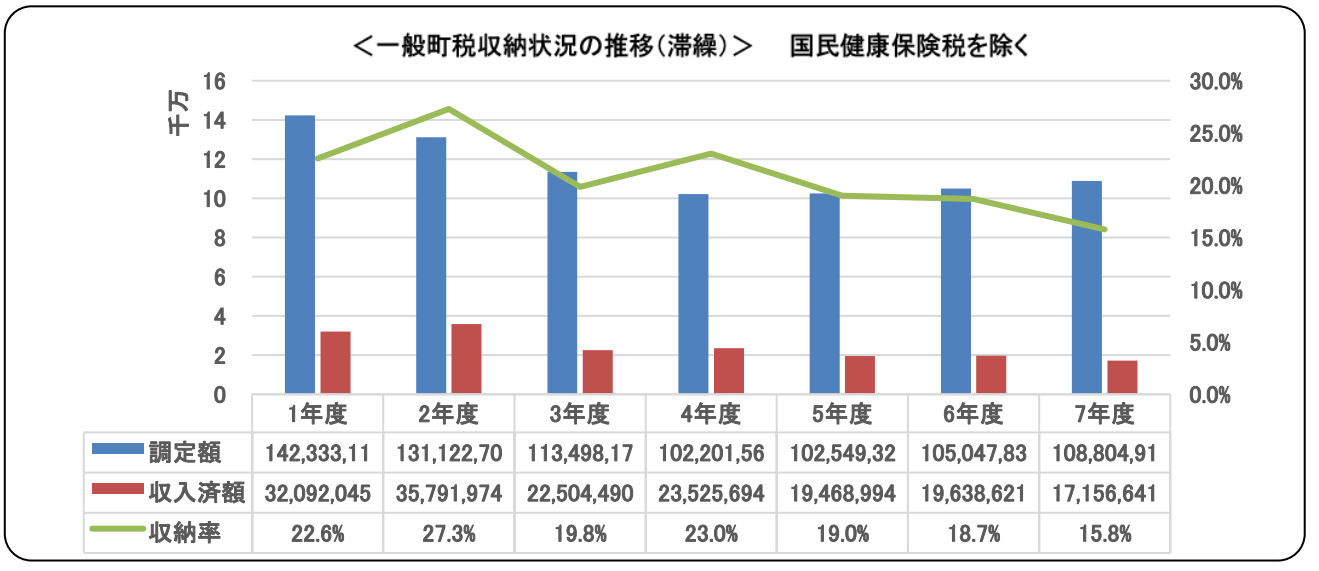
次期総合計画策定に向けた課題・論点

1.収納率の向上と現年度分の厳格な管理
　督促状・催告書の迅速な発布や確実な収納消込により、早期の税収確保に努めてきました。しかし、住民サービスの質を維持・向上させるためには、現年度分の収納率をさらに高い水準で維持・向上させることが最重要課題です。

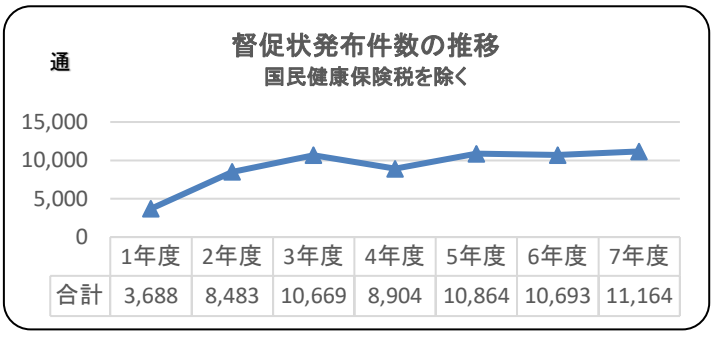
2.多様化する納税方法の最適化と収納率向上
　コンビニ納付、スマホ決済アプリ、クレジットカード払いなど、納税方法の多様化（マルチペイメント化）を推進してきました。住民の利便性は飛躍的に向上したものの、「利便性の向上」が必ずしも「未納者層の納付行動」や「全体の収納率向上」に直接結びついていない点が課題となっています。

3. 口座振替の推進による「滞納者」から「確実な納税者」への移行
　滞納の未然防止および確実な税収確保には、口座振替が最も効果的な手段です。一度滞納状態となった納税者を、再び「自発的かつ確実に納期内納付を行う納税者」へと移行させるため、口座振替の利用を推進することが重要です。

4. 滞納繰越額の増加防止に向けた進行管理
　財産調査や適切な滞納処分等を進めながら、現年度分から滞納繰越分への移行を食い止める必要があります。滞納繰越額を減少させるためには、「新たな滞納繰越額を増加させない」ことや、現年度内における早期の納付管理と、個々に応じた実態調査を迅速に実施することが必要です。



	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
調定額	142,333,11	131,122,70	113,498,17	102,201,56	102,549,32	105,047,83	108,804,91
収入済額	32,092,045	35,791,974	22,504,490	23,525,694	19,468,994	19,638,621	17,156,641
収納率	22.6%	27.3%	19.8%	23.0%	19.0%	18.7%	15.8%



	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
合計	3,688	8,483	10,669	8,904	10,864	10,693	11,164

近隣市町比較データ

○令和7年度現年課税分の市町村税収納率及び県内順位（国民健康保険税を除く）

紫波町	矢巾町	盛岡市	花巻市	滝沢市	八幡平市	雫石町	岩手県
98.9%	99.6%	99.4%	99.2%	99.4%	96.9%	98.7%	99.2%
23位	3位	6位	14位	6位	33位	29位	

○令和7年度滞納繰越分の市町村税収納率及び県内順位（国民健康保険税を除く）

紫波町	矢巾町	盛岡市	花巻市	滝沢市	八幡平市	雫石町	岩手県
15.8%	18.8%	30.9%	25.6%	35.7%	33.5%	11.0%	24.0%
23位	19位	8位	12位	4位	5位	29位	

論点№56　持続可能な行政経営をどのように実現していくか

関連する基礎データ集のカテゴリ	Ⅷ　財政

まちづくり指標

	基準値 平成　30年度 （2018年度）	実績値 令和7年度 （2025年度）	目標値 令和9年度 （2027年度）	見通し 令和13年度 （2031年度）
財政調整基金残高	6.7 億円	16.1 億円	9.0 億円	9.4 億円

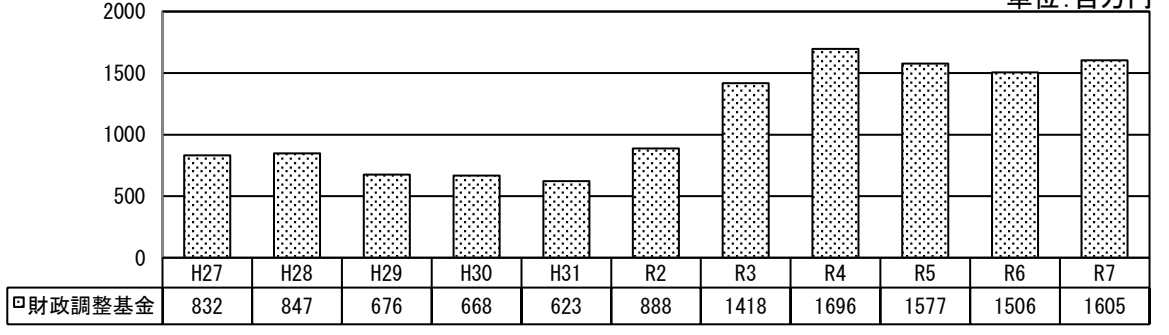
〔指標の説明〕
財政調整基金とは、地方自治体における「積立金」のことです。景気の変動や予期せぬ災害によって収入が減ったり、急な支出が増えたりすることがあります。一方で、そのような時でも住民サービスは簡単に減らすことはできません。年度間で異なる財政（歳入・歳出）のバランスを調整する目的で積み立てます。主な役割は以下のとおりです。
・景気に左右される税収への対応：景気が拡大し、地方税の収入が増加した際は一部を基金に積み立て、景気の悪化などで地方税の収入が大幅に減った際は行政サービスを維持するために取り崩して補填します。
・災害への対応：地震や台風などの自然災害が発生した際、緊急の復旧・復興費用として即座に活用します。

第3次総合計画期間における主な成果

毎年の行政サービスを維持するために財政調整基金を取り崩し続けた場合、基金がなくなれば続けられない行政サービスが出るなど行政運営に支障をきたす要因となります。
また、大規模災害が発生し、直ぐに支出しなければならない場合に対応しにくくなります。
令和7年度末には財政調整基金残高が16.1億円となり、目標値を達成することができました。要因として、コロナ禍による事業の自粛や国の税収が好調で普通交付税が追加交付されたこと等により、財政調整基金を取り崩す必要がなかったことなどがあげられます。コロナ禍後も引き続き、適度な取崩し、積立に努めた結果、基金残高を維持できました。

基金の推移　出典：平成27年度～令和7年度財政状況（決算カード）

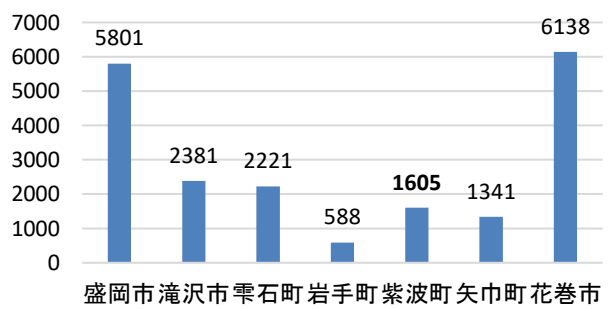
単位：百万円



	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
財政調整基金	832	847	676	668	623	888	1418	1696	1577	1506	1605

財政調整基金残高（R７）

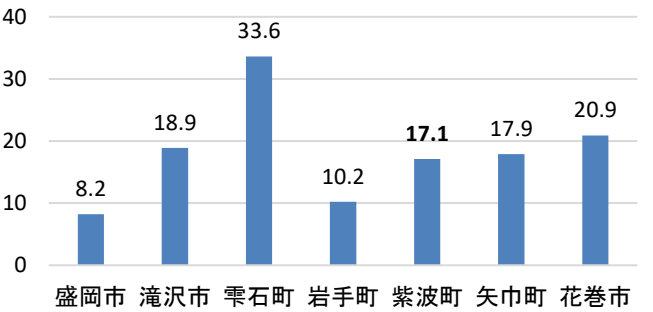
単位：百万円



出典：岩手県ふるさと振興部市町村

財政調整基金対標準財政規模(R7)

単位：%



※その自治体の一般財源の年間収入の規模に対し、どの程度の財政調整基金残高があるかを示すもの。一般的には10%～20%前後を目安とするケースが多いですが、自治体の規模やその自治体抱える問題（大型事業等）により、適切な水準は異なります。

次期総合計画策定に向けた課題・論点

近年、地方税や地方交付税などの一般財源における義務的経費の割合（経常収支比率）が増加しています。義務的経費とは、人件費や扶助費、公債費など、経費を縮減することが容易でない経費のことで、この割合が高くなると、政策的に使うことができるお金が少なくなります。原因は近年の扶助費※の増加が大きく、経常収支比率が100%を超えると、恒常的に必要な経費が収入で賄えない状態になります。

不足する財源を補うため、地方債を起こしたり積立金を取り崩して使うなどの対応が必要となると、将来に負担を先送りすることとなるため、将来負担比率を悪化させる要因となります。

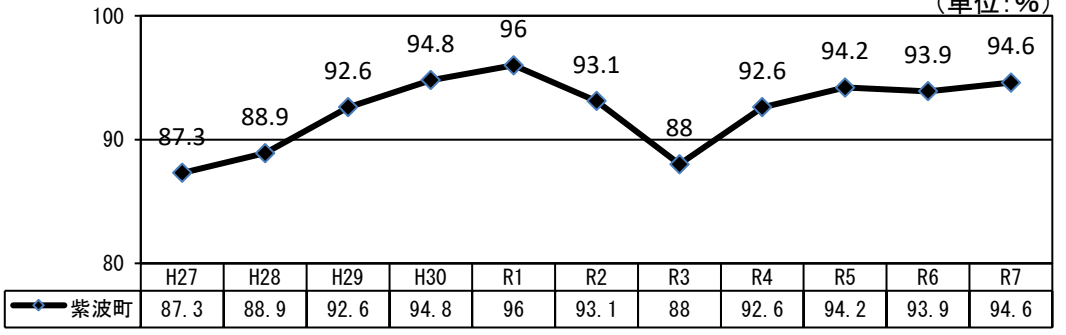
人口減少のなか、限られた財源の中で町の運営を行っていかなければならない状況において、扶助費の問題のほか、公共施設の維持管理や老朽化した施設の整備等の財源を確保していくことが今後の課題です。

持続可能な財政運営を行うため、安定した一般財源の確保やふるさと納税等での資金調達を行うとともに、様々な事業手法の活用や事業等の再編により経常経費の圧縮を図る必要があります。

※社会保障制度の一環として、高齢者、児童、障害者等の生活を社会で支えるための経費。町では保育所運営等の【児童福祉費】・障害者や施設での自立・就労支援等の【社会福祉費】が中心。国を上げた子ども・子育て支援の拡充により、保育所運営等の子育て支援政策の自治体負担が増加。扶助費は法律や条例に基づいて支払われるため、自治体都合で減らすことができません。税収等が横ばいの中で扶助費が増加した場合、代わりに道路や公園等社会インフラ等に回せるお金が減ってしまうため、地方の財政面で全国的に問題となっています。

（経常収支比率の推移（低い程良い）

（単位：%）



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
紫波町	87.3	88.9	92.6	94.8	96	93.1	88	92.6	94.2	93.9	94.6

近隣市町比較データ

